- 3.1 被害の全体像
- 3. 1. 1 気象に関する情報

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応

- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 1 気象に関する情報
- 1). 令和元年東日本台風(台風第19号)の概要

10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。

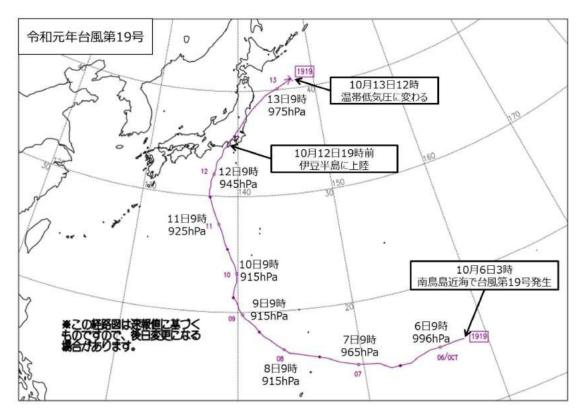
雨については、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1,000mmに達し、東日本を中心に17地点で500mmを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。気象庁は、この大雨について、10月12日15時30分から順次、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。(13日8時40分までに全て解除)

風については、東京都江戸川臨海で最大瞬間風速43.8mとなり観測史上1位を更新したほか、関東地方の7箇所で最大瞬間風速40mを超えた。また、台風の接近に伴って大気の状態が非常に不安定となり、千葉県市原市では竜巻と推定される突風が発生した。

波については、波高が静岡県石廊崎で13m、京都府経ヶ岬で9mを超える記録的な高波が 観測された。

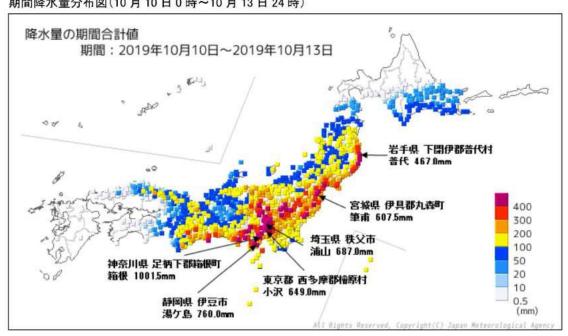
高潮については、東京都三宅島で潮位230cmなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島で、過去最高潮位を超える値を観測したところがあった。

この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。これら大雨による災害及び暴風等により、人的被害や住家被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が発生した。また、航空機や鉄道の運休等の交通障害が発生した。(被害に関する情報は令和元年10月15日内閣府取りまとめ等による)



図表:台風経路図(出典:気象庁)

期間降水量分布図(10月10日0時~10月13日24時)



図表:期間降水量分布図(出典:気象庁)

- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 1 気象に関する情報

2). 名称

令和2年2月19日、気象庁は令和元年に顕著な災害をもたらした台風として、台風第19号について「令和元年東日本台風」と名称を定めた。

3). 雨量について

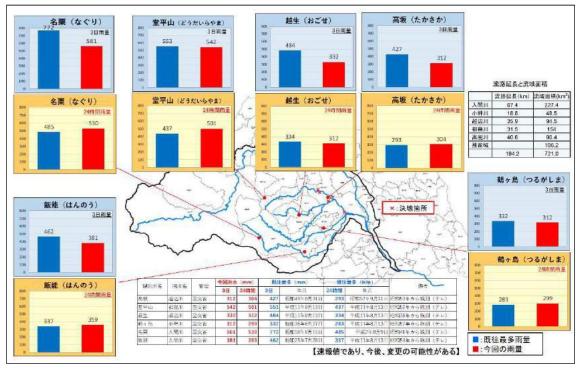
本市における雨量は、県土整備事務所提供の雨量記録(次表)から、10月11日の降り始めから、同13日までの累計で、白山中学校及び高坂観測所の312mmが最大であった。

また、荒川水系流域の雨量に目を向けると、国土交通省資料(次表)から山間部にある 名栗、堂平山の各観測所では、3日間の雨量がそれぞれ561mm、542mmと500mmを超え、平野 部にある観測所では300mmを超えたことがわかる。

更に、24時間雨量では、名栗、堂平山、高坂、飯能、鶴ヶ島の各観測所で、既往最多雨量を超えた。

これらのことから、本市及び本市を流れる河川の上流域に、今までに観測したことのないような非常に多くの降雨が短時間に集中したことがわかる。

| 観測 | 所名 | 東松山 | 1県土 | 松山第 | 二小学 | 白山中 | □学校 | 高 | 坂 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市町 | ,,, , | 東松 | 山市 | 東松山市 | | 東松山市 | | 東松山市 | |
| データ | 項目名 | 時間(mm) | 累加(mm) | 時間(mm) | 累加(mm) | 時間(mm) | 累加(mm) | 時間(mm) | 累加(mm) |
| 10月11日 | 0時~23時 | ı | 4 | ı | 5 | - | 8 | ı | 7 |
| 10月12日 | 0時 | 1 | 5 | 1 | 6 | 1 | 9 | 1 | 8 |
| 10月12日 | 1時 | 1 | 6 | 1 | 7 | 1 | 10 | 1 | 9 |
| 10月12日 | 2時 | 1 | 7 | 1 | 8 | 2 | 12 | 1 | 10 |
| 10月12日 | 3時 | 1 | 8 | 1 | 9 | 0 | 12 | 1 | 11 |
| 10月12日 | 4時 | 2 | 10 | 1 | 10 | 3 | 15 | 2 | 13 |
| 10月12日 | 5時 | 0 | 10 | 1 | 11 | 0 | 15 | 1 | 14 |
| 10月12日 | 6時 | 5 | 15 | 4 | 15 | 6 | 21 | 6 | 20 |
| 10月12日 | 7時 | 12 | 27 | 10 | 25 | 8 | 29 | 11 | 31 |
| 10月12日 | 8時 | 12 | 39 | 12 | 37 | 10 | 39 | 11 | 42 |
| 10月12日 | 9時 | 15 | 54 | 13 | 50 | 16 | 55 | 16 | 58 |
| 10月12日 | 10時 | 23 | 77 | 22 | 72 | 39 | 94 | 38 | 96 |
| 10月12日 | 11時 | 23 | 100 | 25 | 97 | 15 | 109 | 17 | 113 |
| 10月12日 | 12時 | 17 | 117 | 15 | 112 | 21 | 130 | 19 | 132 |
| 10月12日 | 13時 | 10 | 127 | 12 | 124 | 10 | 140 | 8 | 140 |
| 10月12日 | 14時 | 12 | 139 | 12 | 136 | 15 | 155 | 12 | 152 |
| 10月12日 | 15時 | 22 | 161 | 21 | 157 | 23 | 178 | 23 | 175 |
| 10月12日 | 16時 | 34 | 195 | 30 | 187 | 40 | 218 | 42 | 217 |
| 10月12日 | 17時 | 20 | 215 | 17 | 204 | 16 | 234 | 17 | 234 |
| 10月12日 | 18時 | 10 | 225 | 10 | 214 | 12 | 246 | 11 | 245 |
| 10月12日 | 19時 | 9 | 234 | 9 | 223 | 14 | 260 | 12 | 257 |
| 10月12日 | 20時 | 9 | 243 | 9 | 232 | 12 | 272 | 10 | 267 |
| 10月12日 | 21時 | 18 | 261 | 18 | 250 | 16 | 288 | 18 | 285 |
| 10月12日 | 22時 | 28 | 289 | 30 | 280 | 23 | 311 | 26 | 311 |
| 10月12日 | 23時 | 2 | 291 | 3 | 283 | 1 | 312 | 1 | 312 |
| 10月13日 | 0時~10時 | 0 | 291 | 0 | 283 | 0 | 312 | 0 | 312 |



図表:国土交通省資料

4). 気象情報 · 避難情報

気象情報の発表や避難情報の発令の時系列は下表のとおりである。

10月12日4時6分に大雨警報(土砂災害、浸水害)が発表され、同7時24分に洪水警報、同12時5分に暴風警報が発表された。その後、同17時10分に大雨特別警報(土砂災害、浸水害)が発表され、13日0時40分に特別警報は解除となった。

全ての警報が解除となったのは17日19時02分の洪水警報解除時である。

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|--------------|------------------------------------|
| 10月11日 | 18:14 | 気象警報等 の発表 | 【警報】 なし 【注意報】 大雨、雷 |
| | 21:19 | 気象警報等 の発表 | 【警報】 なし 【注意報】 大雨、雷、強風、洪水 |
| 10月12日 | 4:06 | 気象警報等 の発表 | 【警報】 大雨(土砂災害、浸水害) 【注意報】 雷、強風、洪水 |
| | 7:24 | 気象警報等 の発表 | 【警報】 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水 【注意報】 雷、強風 |
| | 12:05 | 気象警報等 の発表 | 【警報】 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風 【注意報】 雷 |
| | 13:00 | 避難情報の 発令 | 《警戒レベル3》避難準備・高齢者等避難開始 対象区域:市内全域 |
| | 13:30 | 避難情報の 発令 | 《警戒レベル4》避難勧告 対象:市野川流域にお住いの方 |
| | 14:45 | 避難情報の 発令 | 《警戒レベル4》避難勧告 対象:都幾川流域にお住いの方 |

- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 1 気象に関する情報

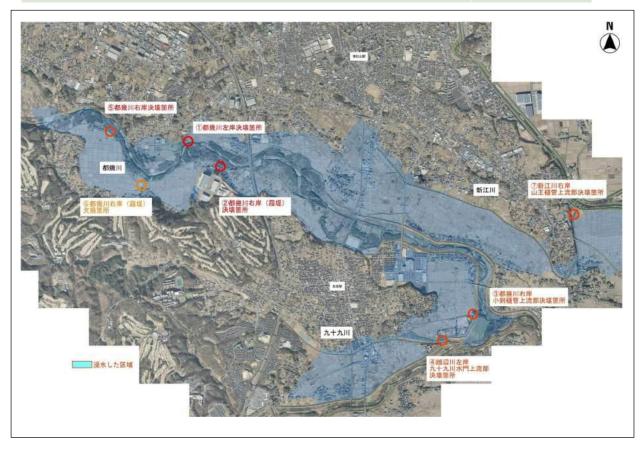
| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|--|--|
| 10月12日 | 16:05 | 気象警報等 | 土砂災害警戒情報 |
| | | の発表 | |
| | 16:05 | 避難情報の | 《警戒レベル4》避難勧告 |
| | | 発令 | 対象:土砂災害警戒区域にお住いの方 |
| | 17:10 | 気象警報等 | 【特別警報】 大雨(土砂災害、浸水害) |
| | | の発表 | 【警報】 洪水、暴風 |
| | 15.10 | \th#\(\frac{1}{2}\) \tag{2} | 【注意報】 雷 |
| | 17:40 | 避難情報の 発令 | 《警戒レベル4》避難指示(緊急) 対象:市野川、都幾川流域にお住いの方 |
| | 19:00 | 避難情報の | 《警戒レベル5》災害発生情報 |
| | 13.00 | 発令 | 対象区域:都幾川流域 |
| | 19:25 | 避難情報の | 《警戒レベル5》災害発生情報 |
| | | 発令 | 対象区域:都幾川流域(葛袋) |
| | 20:20 | 避難情報の | 《警戒レベル4》避難指示 (緊急) |
| | | 発令 | 対象:都幾川流域(あずま町、早俣)にお住いの方 |
| 10月13日 | 0:40 | 気象警報等 | 【特別警報解除】 大雨 |
| | | の発表 | 【警報】 大雨(土砂災害)、洪水 |
| | | | 【注意報】 強風 |
| | | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 【注意報解除】 雷 |
| | 2:04 | 避難情報の | 《警戒レベル5》災害発生情報 |
| } | 0.45 | 発令 | 対象区域:毛塚 |
| | 9:45 | 避難情報の | 《警戒レベル4》避難指示(緊急)、避難勧告の解除 |
| ŀ | 16:45 | 発令(解除) 気象警報等 | 対象: 市野川流域にお住いの方 【警報】 大雨(土砂災害)、洪水 |
| | 10.40 | 刈豕膏報寺 の発表 | 【注意報解除】 強風 |
| | 18:45 | 避難情報の | 《警戒レベル4》避難指示(緊急)の解除 |
| | | 発令(解除) | 対象:都幾川流域にお住いの方 |
| | 18:45 | 避難情報の | 《警戒レベル4》避難指示(緊急)の解除 |
| | | 発令(解除) | 対象:都幾川流域(あずま町、早俣)にお住まいの |
| | | | 方 |
| | 18:45 | 避難情報の | 《警戒レベル4》避難勧告の解除 |
| | | 発令(解除) | 対象:都幾川流域にお住いの方 |
| | 18:45 | 避難情報の | 《警戒レベル4》避難勧告の解除 |
| | 10.15 | 発令(解除) | 対象:土砂災害警戒区域にお住いの方 |
| | 19:15 | 気象警報等 の発表 | 土砂災害警戒情報 解除 |
| | 19:31 | 気象警報等 | 【警報】 洪水 |
| | 13.01 | の発表 | 【警報解除】 大雨 |
| 10月14日 | 9:21 | 気象警報等 | 【警報】 洪水 |
| | | の発表 | 【注意報】 大雨 |
| 10月15日 | 10:30 | 気象警報等 | 【警報】 洪水 |
| | | の発表 | 【注意報解除】 大雨 |
| 10月17日 | 19:02 | 気象警報等 | 【警報解除】 洪水 |
| | | の発表 | //- |
| | 19:10 | 避難情報の | 《警戒レベル3》避難準備・高齢者等避難開始の解 |
| | | 発令(解除) | |
| | | | 対象区域:市内全域 |

3.1.2 河川被害及び浸水区域

1). 河川堤防の決壊・欠損箇所

本市における河川堤防の決壊・欠損箇所及び河川氾濫により浸水した区域は下表のとおりである。

| 東松山市内 河川堤防決壊箇所等 | 応急復旧工事 完 了 日 |
|---------------------------------|-----------------|
| 国(荒川上流河川事務所)管理区間 | |
| ①一級河川都幾川左岸 決壊箇所 (葛袋地先) | 令和元年10月30日 |
| ②一級河川都幾川右岸 霞堤 決壊箇所 (葛袋地内) | 令和元年10月30日 |
| ③一級河川都幾川右岸 小剣樋管上流部 決壊箇所(早俣地先) | 令和元年11月 8日 |
| ④一級河川越辺川左岸 九十九川水門上流部 決壊箇所(正代地先) | 令和元年10月19日 |
| 県(東松山県土整備事務所)管理区間 | |
| ⑤一級河川都幾川右岸 決壊箇所(神戸地内) | 令和元年10月19日 |
| ⑥一級河川都幾川右岸 霞堤 欠損箇所(下唐子地內) | 令和元年10月17日 |
| ⑦一級河川新江川右岸 山王樋管上流部 決壊箇所(古凍地内) | 令和元年10月17日 |



- 3.1 被害の全体像
- 3.1.2 河川被害及び浸水区域

2). 堤防決壊と被災メカニズムの分析結果(越辺川及び都幾川)[国]

関東地方整備局による荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会では、越辺川及び都幾川における越水に対する分析、浸透に対する分析、その他要因と考えられる樋門・樋管・水門の分析を実施した。

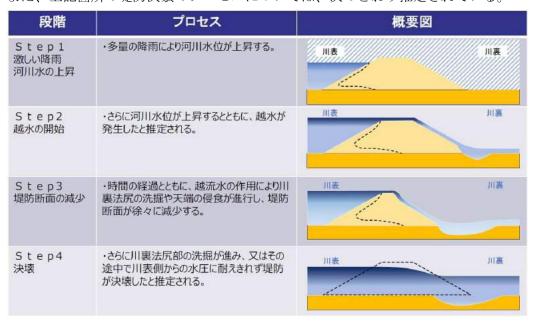
なお、荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会では、越辺川右岸0.0k、越辺川左岸7.6k、都幾川右岸0.4kの3箇所を調査対象としており、うち、市内に該当する箇所は、越辺川左岸7.6k、都幾川右岸0.4kの2箇所である。

上記の分析の結果、特定された決壊原因は、次のとおりである。

| 堤防決壊箇所 | 決壊原因 | 内容 |
|-----------------------|------|---|
| 越辺川左岸7.6k (P13④参照) | 越水 | ・川裏部の植生の堤内側への倒伏、フェンスの倒壊が確認された。 ・痕跡水位及び現地の状況から、越水範囲を推定し、痕跡水位は現況堤防高よりも高いことが確認された。 ・これらから越水が決壊の要因になったと推定される。 |
| 都幾川右岸0.4k (P13③参照) | 越水 | ・川裏堤防洗掘が確認された。 ・決壊箇所上流の天端に漂流物が確認された。 ・倒木が堤内地側に倒れている。 ・痕跡水位及び現地の状況から、越水範囲を推定し、痕 跡水位は現況堤防高よりも高いことが確認された。 ・これらから越水が決壊の要因になったと推定される。 |

※越水のほか、浸透、浸食、構造物周辺を要因として調査されているが、いずれも決壊の要因になった可能性は低いと推定されている。

また、上記箇所の堤防決壊のプロセスについては、次のとおり推定されている。



(出典) 第3回荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会資料

3). 堤防決壊と被災メカニズムの分析結果(都幾川)[県]

埼玉県県土整備部河川砂防課では、都幾川における越水に対する分析、浸透に対する分析、侵食の分析を実施した。

なお、都幾川右岸1.4k地点を堤防の決壊地点としており、その他5箇所が堤防破損として確認されている。

上記の分析の結果、特定された決壊原因は、次のとおりである。

| 堤防決壊箇所 | 決壊原因 | 内容 |
|------------------------|------|--|
| 都幾川右岸1. 4k (P13⑤参照) | 越水 | ・堤防法線は都幾川の流向に対して水衝部となり、越水しやすい形状であった可能性がある。 ・植生の倒伏による痕跡水位より、被災水位が現況堤防高を超えていたことを確認した。 ・堤防決壊箇所の堤体直下から裏法尻にかけて落掘れがあり、法尻部の洗掘があったことを確認した。 ・越流水の法尻流速は2m/sを超えており、川裏法面や法尻部が削られた可能性がある。 ・これらから越水が決壊の要因になったと推定される。 |

※越水のほか、浸透、浸食を要因として分析が実施されており、このうち、浸透については、 浸透現象が発生したと思われる痕跡があり、浸透破壊が決壊の一つの要因になった可能 性は否定できないことから、基礎地盤の浸透も副要因として考えられると推定されてい る。

また、上記箇所の場防決壊のプロセスについては、次のとおり推定されている。

| 段階 | プロセス | 概要図 |
|--------------------------|--|--------|
| 1,100,000 |) H E A | M X LA |
| Step1 激しい降雨 河川水の上昇 | ・多量の降雨により河川水位が上昇する。 | |
| Step2 越水の開始 | ・さらに河川水位が上昇するとともに、越水が 発生したと推定される。 | |
| Step3 堤防断面の減少 | ・時間の経過とともに、越流水の作用により川 裏法尻洗掘や法面が削られたり天端侵食の 進行によって法面や法尻が削られ堤防断面 が徐々に減少し、もしくは地盤からの浸透によ り堤防下面の基礎地盤も徐々にえぐられる。 | |
| Step4 決壊 | ・さらに法面や法尻部の洗掘が進み、又は基礎地盤からの漏水、もしくは途中で川表側からの水圧に耐えきれず堤防が決壊したと推定される。 | |

(出典) 令和元年台風19号洪水による堤防決壊調査報告書(一級河川荒川水系都幾川)

- 3. 1 被害の全体像
- 3.1.2 河川被害及び浸水区域

4). 堤防決壊と被災メカニズムの分析結果(新江川)[県]

埼玉県県土整備部河川砂防課では、新江川における越水に対する分析、浸透に対する分析、侵食の分析を実施した。

なお、新江川0.15k地点を堤防の決壊地点としている。

上記の分析の結果、特定された決壊原因は、次のとおりである。

| 堤防決壊箇所 | 決壊原因 | 内容 |
|------------------------|------|--|
| 新江川右岸0.15k (P13⑦参照) | 越水 | ・新江川の水位より、合流先の市野川の水の方が高く、逆流防止用の山王樋門のゲートが閉鎖したことによって、新江川の排水先がなくなり、新江川の水位が上昇した。 ・植生の倒伏による洪水痕跡及び水位計のデータから、被災水位が現況堤防高を超えていたことを確認した。 ・堤防決壊箇所の川裏法尻には落掘れがあり、法尻部の洗掘があったことを確認した。 ・越流水の法尻流速が2m/sを超えており、川裏法面や法尻部が削られた可能性がある。 ・これらから越水が決壊の要因になったと推定される。 |

※越水のほか、浸透、浸食を要因として調査されているが、いずれも決壊の要因になった可能性は低いと推定されている。

また、上記箇所の堤防決壊のプロセスについては、次のとおり推定されている。

| 段階 | プロセス | 概要図 |
|--------------------------|---|-----|
| Step1 激しい降雨 河川水の上昇 | ・多量の降雨により河川水位が上昇する。 | |
| Step2 越水の開始 | ・さらに河川水位が上昇するとともに、越水が 発生したと推定される。 | 900 |
| Step3 堤防断面の減少 | ・時間の経過とともに、越流水の作用により川 裏法尻の洗掘や天端の侵食が進行し、堤防 断面が徐々に減少する。 | 000 |
| Step4 決壊 | ・さらに川裏法尻部の洗掘が進み、又はその 途中で川表側からの水圧に耐えきれず堤防 が決壊したと推定される。 | |

(出典) 令和元年台風19号洪水による堤防決壊調査報告書(一級河川荒川水系新江川)

5). 浸水深

災害発生後の水の痕跡の確認や、罹災証明書交付時の調査記録に基づき浸水深(水面から地面までの高さ)を整理すると、各地区における最大の浸水深は、下表のとおりであった。

| No | 地区名称 | 浸水深(m) | 確認方法 | 内容 |
|----|-----------|--------|------|----|
| 1 | 早俣地区東部 | 3. 7 | 痕跡 | 決壊 |
| 2 | 早俣地区西部 | 2.9 | 痕跡 | 決壊 |
| 3 | 正代地区 | 2. 3 | 痕跡 | 決壊 |
| 4 | 宮鼻地区 | 2.3 | 痕跡 | 決壊 |
| 5 | 大黒部地区 | 0 | 痕跡 | 決壊 |
| 6 | 毛塚地区 | 2. 5 | 痕跡 | 決壊 |
| 7 | 田木地区 | 1.3 | 痕跡 | 決壊 |
| 8 | あずま町地区 | 1.8 | 痕跡 | 決壊 |
| 9 | 下唐子地区 | 1.8 | 痕跡 | 決壊 |
| 10 | 石橋地区 | 1.3 | 痕跡 | 決壊 |
| 11 | 葛袋地区 (川北) | 1.5 | 痕跡 | 決壊 |
| 12 | 葛袋地区(川南) | 2. 5 | 痕跡 | 決壊 |
| 13 | 神戸地区 | 1. 1 | 痕跡 | 決壊 |



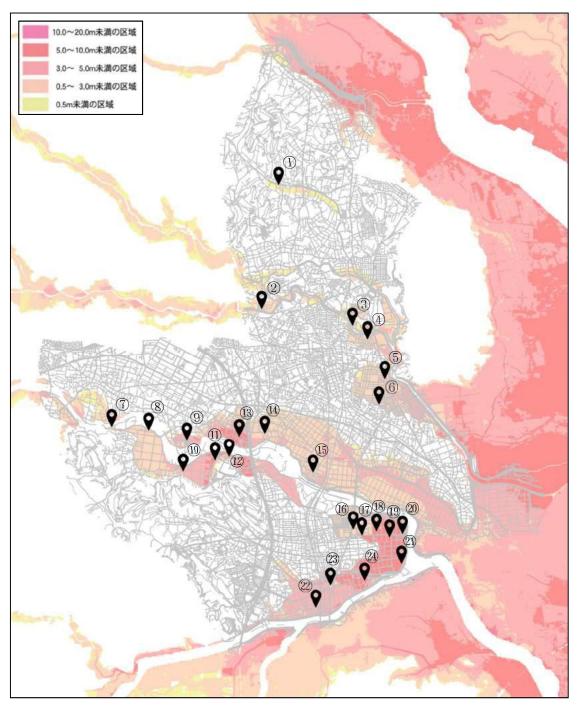
10月13日早朝 九十九川周辺の様子

- 3. 1 被害の全体像
- 3.1.2 河川被害及び浸水区域

その他、実施した現地調査等により判明した浸水深は、次のとおりである。

| No | 場所 | 浸水深(m) | 時点 | 確認方法 | 内容 |
|-----|-------------------------|--------|-------|------|----|
| 1 | 大谷(県道福田鴻巣線、角川付近道路) | 0. 2 | 15:30 | 直接 | 内水 |
| 2 | 市ノ川(星城団地内道路) | 0.4 | 最大 | 直接 | 内水 |
| 3 | 松山 (諏訪下住宅西側道路) | 1.3 | 最大 | 痕跡 | 内水 |
| 4 | 小松原町(松栄ガス付近道路) | 0.5 | 1:00 | 直接 | 内水 |
| (5) | 六反町 (六反町児童公園東道路) | 0.2 | 15:40 | 直接 | 内水 |
| 6 | 五領町(五領町近隣公園西南道路) | 0.3 | 15:51 | 直接 | 内水 |
| 7 | 神戸 (鞍掛橋付近道路) | 1.5 | 最大 | 聞き取り | 越水 |
| 8 | 神戸 (都幾川決壊付近宅盤) | 0.4 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 9 | 下唐子(水道庁舎付近道路) | 2. 1 | 最大 | 聞き取り | 越水 |
| 10 | 下唐子 (霞堤東側道路) | 1.2 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 11) | 下唐子(葛袋産業団地西側道路) | 3. 3 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 12 | 葛袋 (奈目曽樋管南宅盤) | 1.6 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 13 | 葛袋 (川北地区内道路) | 1.3 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 14) | 下青鳥(南中東側道路) | 1.2 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 15 | 下青鳥(道路) | 0.5 | 最大 | 聞き取り | 内水 |
| 16 | あずま町4丁目 (ケーズデンキ付近道路) | 1. 2 | 最大 | 聞き取り | 決壊 |
| 17) | あずま町4丁目(調整池付近道路) | 2. 0 | 最大 | 聞き取り | 決壊 |
| 18 | 早俣(道路) | 1.7 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 19 | 早俣(早俣橋西交差点) | 4.0 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 20 | 早俣(早俣橋北道路) | 4.6 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 21) | 正代 (正代運動広場脇道路) | 6.0 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 22 | 毛塚(東上線西側道路) | 0.9 | 最大 | 痕跡 | 越水 |
| 23 | 宮鼻(高坂市民活動センター宅盤) | 0.8 | 最大 | 痕跡 | 決壊 |
| 24) | 宮鼻(高坂浄化センター付近道路) | 3. 5 | 最大 | 聞き取り | 越水 |

現地調査等により判明した浸水箇所と最新の洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図との関係性は次の図のとおりである。市野川流域の浸水箇所(①~⑥)は、全て内水により発生したものだが、堤防が決壊した都幾川流域では、内水、越水による浸水もあるが、決壊による浸水が大半であり、その全てが洪水浸水想定区域図や水害リスク情報図で被害が想定されている区域内となっている。



※国と県が公表した最新の洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図を使用

- 3. 1 被害の全体像
- 3.1.2 河川被害及び浸水区域

6). 河川水位

| | 河川水位 | | | | 流域雨量 | |
|------------------------|----------------|------------------|----------------|------------------|--------|--------|
| 河川名 | 都幾川 | 市野川 | 都夠 | | | 野川 |
| 観測所名 | 野本 | 天神橋 | 堂 | | | トンネル |
| 市町村名 | 東松山市 | 東松山市 | | がわ町 | 小】 | |
| データ項目名 | 水位(m) | 水位(m) | 時間(mm) | 累加(mm) | 時間(mm) | 累加(mm) |
| 10月11日 23時 | 0. 29 | 16. 16 | 11日雨量 | | 11日雨量 | 13. 0 |
| 10月12日 0時 | 0.30 | 16. 16 | 11.0 | 41.0 | 1.0 | |
| 10月12日 1時 | 0.30 | 16. 17 | 4. 0 | | 2. 0 | |
| 10月12日 2時 | 0.31 | 16. 19 | 2. 0 | | | |
| 10月12日 3時 | 0.32 | 16. 19 | 2. 0 | | | |
| 10月12日 4時 | 0.32 | 16. 20 | 9.0 | 58.0 | 2.0 | |
| 10月12日 5時 | 0. 33 | 16. 21 | 2.0 | 60.0 | 1.0 | |
| 10月12日 6時 | 0.35 | 16. 24 | 10.0 | | 6.0 | |
| 10月12日 7時 10月12日 8時 | 0. 38 0. 44 | 16. 46 16. 87 | 21. 0 28. 0 | | | |
| 10月12日 8時 | 0. 44 | 17. 09 | 26. 0 | | 15. 0 | |
| 10月12日 9時 | 0.63 | 17. 74 | 39. 0 | | 35. 0 | 103. 0 |
| 10月12日 10時 | 0. 96 | 18. 65 | 27. 0 | | 29. 0 | |
| 10月12日 12時 | 2. 16 | 19. 49 | 26. 0 | 237. 0 | 28.0 | |
| 10月12日 13時 | 3. 06 | 19. 82 | 23. 0 | 260. 0 | 22. 0 | |
| 10月12日 14時 | 3. 76 | 19. 82 | 28. 0 | 288. 0 | 20.0 | 202. 0 |
| 10月12日 15時 | 4. 27 | 19. 89 | 40.0 | | 26.0 | |
| 10月12日 16時 | 4. 73 | 20. 35 | 37. 0 | | | |
| 10月12日 17時 | 5. 22 | 20. 69 | 36.0 | | 41.0 | |
| 10月12日 18時 | 5. 67 | 20. 86 | 27. 0 | | 22.0 | |
| 10月12日 19時 | 6. 16 | 20. 86 | 31.0 | | 20.0 | |
| 10月12日 20時 | 6. 24 | 20. 83 | 28. 0 | | 22.0 | |
| 10月12日 21時 | 6. 09 | 20. 87 | 41.0 | | 30.0 | |
| 10月12日 22時 | 6. 16 | 21. 07 | 14.0 | | 27. 0 | 434.0 |
| 10月12日 23時 | 6. 28 | 21. 08 | 0.0 | 542. 0 | 1.0 | |
| 10月13日 0時 | 6.34 | 20. 90 | 0.0 | | 0.0 | |
| 10月13日 1時 | 6. 29 | 20. 65 | 0.0 | | 0.0 | |
| 10月13日 2時 | 6. 11 | 20. 28 | 0.0 | | 0.0 | |
| 10月13日 3時 10月13日 4時 | 5. 80 5. 36 | 19. 86 19. 50 | 0. 0 0. 0 | 542. 0 542. 0 | 0.0 | |
| 10月13日 4時 10月13日 5時 | 4. 88 | 19. 18 | 0.0 | | | |
| 10月13日 5時 | 4. 40 | 18. 88 | 0.0 | | | |
| 10月13日 7時 | 3. 97 | 18. 60 | 0.0 | 542. 0 | 0.0 | |
| 10月13日 7時 | 3. 59 | 18. 33 | 0. 0 | | 0.0 | |
| 10月13日 9時 | 3. 26 | 18. 08 | 0.0 | 542. 0 | 0.0 | |
| 10月13日 10時 | 2. 96 | 17. 86 | 0.0 | 542. 0 | 0.0 | |
| 10月13日 11時 | 2. 72 | 17. 66 | 0. 0 | 542. 0 | 0.0 | |
| 10月13日 12時 | 2. 51 | 17. 46 | 0.0 | 542.0 | 0.0 | |
| 10月13日 13時 | 2. 34 | 17. 29 | 0.0 | 542. 0 | 0.0 | 435. 0 |
| 10月13日 14時 | 2. 19 | 17. 18 | 0.0 | | | |
| 10月13日 15時 | 2. 05 | 17. 09 | 0.0 | | | |
| 10月13日 16時 | 1. 91 | 17. 00 | 0.0 | 542. 0 | 0.0 | 435. 0 |

※野本観測所の水位標のゼロ点高は標高で16.6m

| | 都幾川 | 市野川 |
|---------|-------|---------|
| 観測所 | 野本 | 天神橋 |
| 水防団待機水位 | 2.00m | 18.00m |
| 氾濫注意水位 | 3.50m | 19. 25m |
| 避難判断水位 | 3.70m | - |
| 氾濫危険水位 | 4.10m | 19.58m |

3. 1. 3 人的被害

1). 人的被害の状況(令和2年1月8日時点)

| 区分 | 人数 | 備考 |
|-------|-----|-------------------------------------|
| 死者 | 2人 | うち災害関連死1人 |
| 行方不明者 | 0人 | |
| 負傷者 | 2人 | |
| 被救助者 | 76人 | 消防、消防団による救助56人、 警察、県警機動隊による救助20人 |

2). 避難者の状況(令和元年12月9日時点)

(1) 指定避難所における避難者数

| No | 指定避難所 | 避難者数(最大) |
|-------|---------------|----------|
| 1 | 市の川小学校 | 44人 |
| 2 | 東松山特別支援学校 | 130人 |
| 3 | 松山高等高校 | 112人 |
| 4 | 松山中学校 | 83人 |
| 5 | 松山第一小学校 | 166人 |
| 6 | 市民体育館 | 93人 |
| 7 | 新明小学校 | 452人 |
| 8 | 松山女子高等学校 | 123人 |
| 9(10) | 松山第二小学校(北中学校) | 77人 |
| 11 | 大岡小学校 | 18人 |
| 12 | 青鳥小学校 | 20人 |
| 13 | 唐子小学校 | 33人 |
| 14 | 唐子地区体育館 | 97人 |
| 15 | 高坂小学校 | 891人 |
| 16 | 白山中学校 | 86人 |
| 17 | 大東大緑山キャンパス | 129人 |
| 18 | 桜山小学校 | 139人 |
| 19 | 野本小学校 | 16人 |
| | 合 計 | 2,709人 |

(2) 一時避難場所等における避難者数

| No | 一時避難場所等 | 避難者数(最大) |
|----|--------------|----------|
| 1 | 松山市民活動センター | 242人 |
| 2 | 平野市民活動センター | 22人 |
| 3 | 大岡市民活動センター | 38人 |
| 4 | 唐子市民活動センター | 68人 |
| 5 | 高坂丘陵市民活動センター | 15人 |
| 6 | 野本市民活動センター | 211人 |
| 7 | 市立図書館 | 20人 |
| | 合 計 | 616人 |

※指定避難所、一時避難場所等の合計避難者数は3,325人 ※その他、高坂市民活動センターには、緊急避難者が4人

- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 4 道路の被害

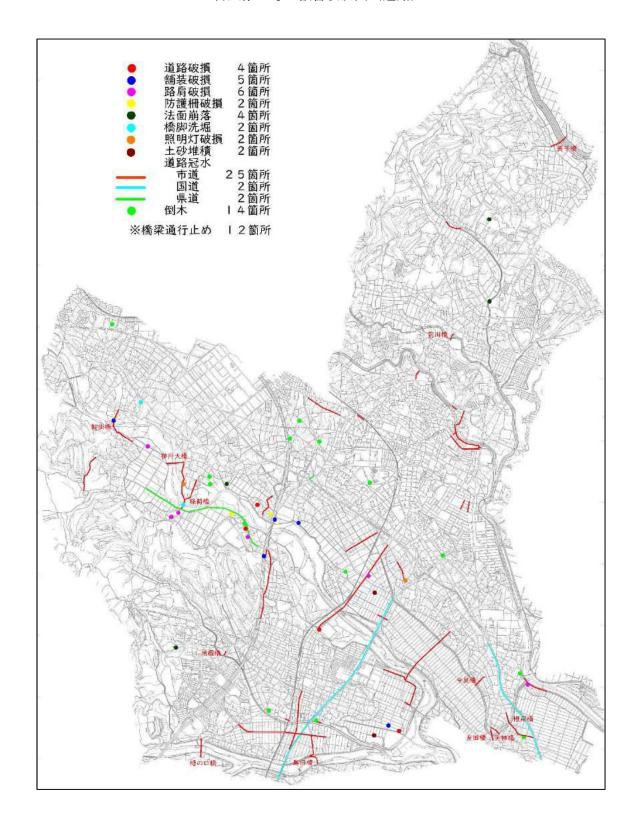
3. 1. 4 道路の被害

(1) 被害状況

| 区分 | 箇所数 | 備考 |
|-------|------|-----------------------|
| 道路破損 | 4箇所 | 葛袋、正代、高坂 |
| 舗装破損 | 5箇所 | 葛袋、正代、下青鳥、神戸 |
| 路肩破損 | 6箇所 | 葛袋、下唐子、神戸、上野本、江綱(吉見町) |
| 防護柵破損 | 2箇所 | 葛袋、石橋 |
| 法面崩落 | 4箇所 | 大谷、東平、石橋、岩殿 |
| 橋脚洗堀 | 2箇所 | 上唐子、下唐子 |
| 照明灯破損 | 2箇所 | 下唐子、上野本 |
| 土砂堆積 | 2箇所 | 正代、上野本 |
| 道路冠水 | 29箇所 | 市道25箇所、国道2箇所、県道2箇所 |
| 倒木 | 14箇所 | |

※道路冠水に伴う橋梁の通行止め 12箇所

台風第19号 被害状況図(道路)



- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 4 道路の被害



県道岩殿観音南戸守線 早俣橋(西)交差点



国道407号 高坂市民活動センター付近



都幾川 鞍掛橋



県道岩殿観音南戸守線 早俣橋

- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 5 家屋・動産の被害

3. 1. 5 家屋・動産の被害

(1) 被害状況

1). 家屋の被害状況

| 被害の程度 | | 浸水区分 | | | | | |
|-------|-----------|------|------------|-----------------|----------|----------|----------|
| 全壊 | 大規模 半壊 | 半壊 | 一部損壊 (準半壊) | 一部損壊 (10%未満) | 床上 浸水 | 床下 浸水 | 浸水 なし |
| 120件 | 224件 | 166件 | 34件 | 190件 | 562件 | 124件 | 48件 |

※罹災証明書交付件数(令和2年2月1日現在)【課税課】



都幾川沿い(早俣地内)



都幾川沿い(早俣地内)

2). 動産 (家財・車など) の被害状況

被災証明書交付件数 700件

※被災証明書交付件数(令和2年2月1日現在)【収税課】



高野橋 (早俣地内)



国道407号 高坂市民活動センター付近

- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 6 公共施設の被害

3.1.6 公共施設の被害

| 施設区分 | 被害状況 |
|--------------------|----------------|
| ①市庁舎 | _ |
| ②市民活動センター・コミュニティ施設 | 1施設 |
| ③保健・福祉施設 | 1施設 |
| ④教育・文化施設 | 3施設 |
| ⑤保育園・子育て支援等施設 | _ |
| ⑥市立小・中学校 | 校舎10施設、体育館10施設 |
| ⑦体育施設 | 9施設 |
| ⑧公園・緑地等 | 18施設 |
| ⑨その他の市施設 | 5施設 |

① 市庁舎等…被害なし

② 市民活動センター・コミュニティ施設

| 施設名 | 被害状況 |
|----------------|---|
| 高坂市民 活動センター | 【屋外】エアコン室外機故障、上水用加圧給水ポンプユニット故障 【屋内】事務室及びコミュニティホール床下コンセント故障、エレベー ター故障、電話故障、広間・和室建具浸水、視聴覚ホール電動椅子モー ター・一段目部品故障、視聴覚ホールフロア浸水、和室廊下・コミュニ ティホールカーテンレール浸水、事務室フロア浸水、備品浸水(ソファ、テーブル、冷蔵庫等) |

※その他施設は被害なし



高坂市民活動センター

③ 保健·福祉施設

| 施設名 | 被害状況 |
|---------|-------------------|
| 総合福祉エリア | 雨水貯蓄タンク弁制御センサーの故障 |

※その他施設は被害なし

④ 教育·文化施設

| 施設名 | 被害状況 |
|-------------|--|
| 東松山市民文化センター | ホール楽屋廊下天井の雨漏り:浸水ふき取り除去 機械室内浸水:排水ポンプにより除去→異常なし 屋外廊下パネル破損:パネル片付け |
| 市立図書館 | 雨の吹き込みによる浸水(1階、3階) |
| 高坂図書館 | 雨の吹き込みによる浸水 |

※その他施設は被害なし

⑤ 保育園・子育て支援等施設…被害なし

⑥ 市立小・中学校

1) 校舎

| 1). 校吉 | |
|---------|---|
| 学校名 | 被害状況 |
| 松山第一小学校 | _ |
| 松山第二小学校 | 停電 屋外灯フードカバー破損1基 |
| 新明小学校 | 壁から浸水4箇所(給食配膳室、第一理科室、南校舎階段下1階通路付 近) |
| 大岡小学校 | |
| 唐子小学校 | フェンス一部破損 |
| 高坂小学校 | 停電 校庭 不陸 (避難者の駐車によるもの) |
| 野本小学校 | 雨漏り6箇所(南校舎→1階廊下、図書室前廊下、ひまわり教室前廊 下、北校舎→3階5年生廊下天井、階段踊り場、屋上出入り口周辺) |
| 市の川小学校 | 雨漏り3箇所 中庭倒木1本 停電 |
| 青鳥小学校 | 雨漏り1箇所(図工室前廊下) |
| 新宿小学校 | 雨漏り1箇所(2階廊下) |
| 桜山小学校 | |
| 松山中学校 | |
| 南中学校 | フェンス倒壊・破損 4箇所 総延長:約190m 防球ネット支柱基礎露出 14本 うち1本は傾斜あり・南から3本目 アルミフェンス支柱基礎露出 20本 西側門扉破損 ステンレス引き門扉1基 約10m テニスコート表土流出(4面 約2,400㎡) 校庭 表土流出・汚泥堆積(面積 約15,800㎡ 堆積厚2mm程度) |
| 東中学校 | 理科室換気口フード破損 |
| 北中学校 | - |
| 白山中学校 | _ |

- 3. 1 被害の全体像 3. 1. 6 公共施設の被害

2). 体育館

| 学校名 | 州宝 /4-70 |
|---------|--------------------|
| | 被害状況 |
| 松山第一小学校 | 雨漏り |
| 松山第二小学校 | 雨漏り |
| 新明小学校 | 鼻隠し落下(約10m) |
| 大岡小学校 | |
| 唐子小学校 | 雨漏り |
| 高坂小学校 | |
| 野本小学校 | |
| 市の川小学校 | |
| 青鳥小学校 | 雨漏り |
| 新宿小学校 | |
| 桜山小学校 | 雨漏り |
| 松山中学校 | 雨漏り |
| 南中学校 | 床下浸水(浸水範囲5㎡程度) |
| 東中学校 | |
| 北中学校 | 雨漏り |
| 白山中学校 | 雨漏り、壁からの浸水1箇所(東側壁) |

⑦ 体育施設

| 施設名 | 被害状況 |
|-------------------------|------------------|
| 東松山野球場 | 浸水(放送室、1塁3塁更衣室) |
| 正代運動広場 | 水没 |
| 都幾川リバーサイドパーク (多目的広場) | 水没 |
| 都幾川リバーサイドパーク (マレットゴルフ場) | 水没 |
| 駒形公園多目的広場 | 水没 |
| 駒形公園ソフトボール場 | 水没 |
| 市民体育館 | 雨漏り(メインアリーナ、器具庫) |
| 唐子地区体育館 | 雨漏り(舞台中央天井、器具庫) |
| 南地区体育館 | 床上浸水 |

※その他施設は被害なし



正代運動広場

⑧ 公園・緑地等

| 施設名 | 被害状況 |
|-------------------|---------------------|
| まなびのみち(廃線敷・東上線沿い) | 冠水 |
| 鞍掛山散策路 | 冠水、園路土砂流出 |
| 五領町近隣公園 | 倒木3本、園路破損 |
| 七清水せせらぎ緑道 | 倒木2本 |
| さくら坂公園 | 倒木3本 |
| 東松山ぼたん園 | 倒木1本、折れ枝5本 |
| 小松原緑地 | 倒木1本 |
| 物見山公園 | 倒木1本、折れ枝2本 |
| 松風公園 | 倒木1本、折れ枝1本 |
| 雲っこひろば | 倒木1本 |
| 竹の子緑地 | 倒木2本 |
| 稲荷林公園 | 倒木2本 |
| 市民の森 | 倒木11本、折れ枝8本、法面崩落2箇所 |
| 松葉町四丁目子供広場 | 冠水、倒木1本、折れ枝1本 |
| 折本山公園 | トイレ及び公園灯浸水故障 |
| ばんどう山緑地 | 法面崩落1箇所 |
| 折本山緑地 | 倒木多数 |
| 駒形公園 | 駐車場・桜の広場冠水、土砂堆積 |



折本山公園

- 3. 1 被害の全体像 3. 1. 6 公共施設の被害

⑨ その他の市施設

| <u> </u> | | |
|-----------|--|--|
| 施設名 | 被害状況 | |
| 水道庁舎 | 浸水(水道庁舎、唐子第一浄水場、唐子第二 浄水場、葛袋調整場) | |
| くらかけ清流の郷 | 浸水 | |
| 農林公園 | 法面崩壊 | |
| 化石と自然の体験館 | 物置(外西側) 転倒、空調機室外機に物置転 倒のため破損被害、館内雨漏り18箇所、岩 塊山保管シート破損、北側フェンス基礎東 石覆土流失、案内看板傾斜 | |
| 市営諏訪下住宅 | 1階20戸・集会所床上浸水 | |

※その他施設は被害なし



水道庁舎から都幾川方向を撮影

3. 1. 7 農業の被害

(1) 農業の被害状況

| 項目 | 金額等 | 備考 |
|-----------------|---------|-----------------|
| 農作物被害額 | 2,465万円 | |
| 農業用機械等の水没 | 331台 | |
| 農業用パイプハウス・倉庫の倒壊 | 8棟 | 令和2年9月時点 |
| 農業共同利用施設の被害 | 1件 | (復旧に要した事業費等で換算) |
| 農地への土砂等の流入 | 6,851万円 | |
| 農業用水利施設の被害 | 2,792万円 | |



早俣橋(県道岩殿観音南戸守線)から撮影

- 3. 1 被害の全体像
- 3.1.8 主要な民間施設の被害

3. 1. 8 主要な民間施設の被害

(1) 高齢介護課所管施設 2事業所

| 施設名 | 被害状況 |
|-----------|------------|
| 年輪福祉ホーム | 軽微な被害(雨漏り) |
| サニーライフ東松山 | 軽微な被害(雨漏り) |

(2) 障害者福祉課所管施設 2事業所

| 施設名 | 被害状況 |
|---------------|---------------------|
| ヘルパーステーションコアラ | 1階部分全部が浸水、業務車両4台が水没 |
| しののめ荘 | 軽微な被害(雨漏り) |

(3) 保育課所管施設 3事業所

| (-) | |
|-----------|------------|
| 施設名 | 被害状況 |
| のもと保育園 | 浸水(0歳児保育室) |
| かるがも児童クラブ | 床上浸水 |
| 若草保育園 | 軽微な被害(雨漏り) |

(4) 中小企業等の被害状況(商工観光課所管)

埼玉県内全域205事業所 約59億円 (令和元年12月23日時点 埼玉県発表)

【市内中小企業等の被害状況】

| 項目 | 事業所数 | 被害額 |
|------------|------|-----------|
| 中小企業等の被害状況 | 109社 | 350,300万円 |



あずま町地内

3. 1. 9 ライフラインの被害

| | , |
|------|---|
| 項目 | 発生内容 |
| 上水道 | 第一浄水場越水により取水停止 第二水源(井戸)取水停止 県水に切替 |
| 下水道 | 折本山マンホールポンプ用ポンプ制御盤 水没 |
| ガス | _ |
| 鉄道※1 | 10月11日から計画運休 10月12日から13日夕方 坂戸~森林公園間で不通 |
| 電力※2 | 最大3,000件の停電が発生 |



第一浄水場建屋内

※1 鉄道

| , <u>,,,,,</u> | | | |
|----------------|-------|------|------------------------|
| 日付 | 時間 | 項目 | 発生内容 |
| 10月11日 | 21:00 | 東武鉄道 | 計画運休 |
| 10月12日 | 12:50 | 東武鉄道 | 東松山駅上り最終電車時刻(信号機なしのため) |
| | 12:53 | 東武鉄道 | 高坂駅上り最終電車時刻(信号機設置あり) |
| | 13:17 | 東武鉄道 | 高坂駅下り最終電車時刻(信号機設置あり) |
| | 13:20 | 東武鉄道 | 東松山駅下り最終電車時刻(信号機なしのため) |
| | 21:00 | 東武鉄道 | 営業終了 |
| | _ | 東武鉄道 | 変電所水没のため、高坂~森林公園間の踏切故障 |
| 10月13日 | 早朝 | 東武鉄道 | 早朝から運行開始(池袋〜坂戸区間) |
| | | | 坂戸~森林公園間で不通 |
| | 16:49 | 東武鉄道 | 森林公園発運行再開(北坂戸~森林公園区間) |

- 3. 1 被害の全体像

 3. 1. 9 ライフラインの被害



東武東上線 (下青鳥地内)

※2 電力

| 日付 | 時間 | 項目 | 発生内容 |
|--------|-------|------|------------------------|
| 10月12日 | 21:00 | 東京電力 | 市内(高坂方面)で「約3,000件」の停電 |
| | | | 配電線:台風の影響で西本線が不通となったため |
| 10月13日 | 7:34 | 東京電力 | 市内の停電「約1,500件」に減 |
| | 9:30 | 東京電力 | 市内の停電「約1,200件」に減 |
| | 20:45 | 東京電力 | 市内の停電「約600件」に減 |
| 10月14日 | 10:19 | 東京電力 | 市内の停電「約400件」に減 |
| | 11:28 | 東京電力 | 市内の停電「約1,800件」に増 |
| | | | 配電線:岩殿線が不通となったため |
| | 13:16 | 東京電力 | 市内の停電「約400件」に減 |
| | | | 配電線:岩殿線が復旧のため |
| | 17:18 | 東京電力 | 市内の停電が全て解消 |

3. 1. 10 激甚災害の指定と適用される措置

1). 激甚災害制度について

(1) 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げ や中小企業者への保証の特例等、特別な財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」(本激の基 準)及び「局地激甚災害指定基準」(局激の基準)による。

(2) 激甚災害法に基づく主要な適用措置(本激)

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等(注)に関する特別の財政援助(第2章:第3条、第4条)
- (注)公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条)
- ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条)
- ハ 天災融資法の特例 (第8条)
- ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(第10条)
- ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助(第11条)
- へ 森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)
- ③ 中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(第12条)

- ④ その他の特別の財政援助及び助成
- イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(第16条)
- ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (第17条)
- ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(第22条)
- ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (第24条)

- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 10 激甚災害の指定と適用される措置

2). 激甚災害法に基づく主要な適用措置(局激)

(1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準(本激)では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設(昭和37年)当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を超えられない(激甚災害として指定されない)という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を受けた地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置(局激)

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(第2章:第3条、第4条)
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (第5条)
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条)
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (第12条)
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(第24条)

(3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等の全てが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

(4) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---|
| 10月29日 | 閣議決定 | 「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨 |
| | | による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき |
| | | 措置の指定に関する政令」が閣議決定される。 |
| 11月1日 | 公布・施行 | 1 1 2 2 1 2 4 7 1 2 2 1 2 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 |
| | | による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき |
| | | 措置の指定に関する政令」が公布・施行され、同政令が東松 |
| | | 山市に適用される。 |
| 11月29日 | 閣議決定 | 「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨 |
| | | による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき |
| | | 措置の指定に関する政令」について、適用措置の追加等の指 |
| | | 定に関する政令が閣議決定される。 |

| 日付 | 項目 | 内容 |
|-------|-------|---|
| 12月4日 | 公布・施行 | 「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、適用措置の追加等の指定に関する政令が公布・施行され、同政令が東松山市に適用される。 |



菅内閣官房長官(当時)らによる視察

- 3. 1 被害の全体像
- 3. 1. 10 激甚災害の指定と適用される措置



自衛隊の災害派遣 (あずま町地内)



自衛隊の災害派遣(早俣地内)

3. 2 被災者、避難者への支援

3. 2. 1 避難所の開設及び運営

10月11日14時に一時避難場所7箇所と高坂小学校の避難所担当職員に参集連絡し、10月12 日の朝から開設することを指示した。

10月12日11時5分に各避難所担当職員に参集連絡し、11時30分から順次開設した。(新明小学校は9時50分に参集連絡、10時42分に開設)東中学校、新宿小学校及び南中学校は、浸水想定区域内のため開設しなかった。滑川溢水のおそれや、北中学校及び平野市民活動センター周辺道路冠水のため同施設を閉鎖し、避難者を松山第二小学校へ案内した。指定場所ではない市立図書館も一時避難場所として開設した。一時避難場所には最大で620人が避難をしていたが、避難所に変更となった市民活動センターを除く4箇所を10月13日に閉鎖した。また、最大で2,709人が避難をしていた避難所19箇所全てを10月13日に閉鎖した。

10月13日からは、市民活動センター(松山・唐子・高坂丘陵)を一時避難場所から避難所に変更し、指定場所ではない野本コミュニティセンターも避難所として開設し、引き続き避難が必要な方々に案内した。

4箇所の避難所では最大で106人が避難生活をしていた。唐子市民活動センターを10月30日に閉鎖、高坂丘陵市民活動センターを11月8日に閉鎖、松山市民活動センターを11月19日に閉鎖、野本コミュニティセンターを12月8日に閉鎖した。

参考:4箇所の避難所における避難者数の推移

(松山=松山市民活動センター、唐子=唐子市民活動センター、野本=野本コミュニティセンター、丘陵=高坂丘陵市民活動センター)

(単位:人)

| 10月 | 10/13 | 10/14 | 10/15 | 10/16 | 10/17 | 10/18 | 10/19 | 10/20 | 10/21 | 10/22 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 松山 | 20 | 17 | 18 | 20 | 21 | 21 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 唐子 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 野本 | 44 | 37 | 38 | 36 | 36 | 34 | 34 | 36 | 36 | 36 |
| 丘陵 | 37 | 39 | 20 | 12 | 13 | 13 | 17 | 15 | 15 | 15 |
| 合計 | 106 | 98 | 81 | 73 | 75 | 73 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| 10月 | 10/23 | 10/24 | 10/25 | 10/26 | 10/27 | 10/28 | 10/29 | 10/30 | 10/31 | |
| 松山 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 16 | 16 | 16 | 16 | |
| 唐子 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | _ | |
| 野本 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 33 | 28 | 26 | 26 | |
| 丘陵 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 8 | 8 | 5 | |
| 合計 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 69 | 57 | 55 | 47 | |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援

- 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

| 11月 | 11/1 | 11/2 | 11/3 | 11/4 | 11/5 | 11/6 | 11/7 | 11/8 | 11/9 | 11/10 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 松山 | 14 | 14 | 13 | 11 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 | 5 |
| 野本 | 26 | 24 | 24 | 22 | 22 | 22 | 22 | 17 | 14 | 12 |
| 丘陵 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 | 3 | 3 | | |
| 合計 | 45 | 43 | 42 | 38 | 36 | 34 | 34 | 29 | 23 | 17 |
| 11月 | 11/11 | 11/12 | 11/13 | 11/14 | 11/15 | 11/16 | 11/17 | 11/18 | 11/19 | 11/20 |
| 松山 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 野本 | 10 | 8 | 8 | 6 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 丘陵 | | _ | _ | _ | _ | | _ | _ | | _ |
| 合計 | 14 | 12 | 12 | 10 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 3 |
| 11月 | 11/21 | 11/22 | 11/23 | 11/24 | 11/25 | 11/26 | 11/27 | 11/28 | 11/29 | 11/30 |
| 松山 | | _ | _ | _ | _ | | _ | _ | | _ |
| 野本 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 丘陵 | _ | _ | | _ | _ | _ | _ | _ | | _ |
| 合計 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

| 12月 | 12/1 | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 | 12/6 | 12/7 | 12/8 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 野本 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(1) 対応の時系列

1. 避難所

| 施設名 | 参集連絡 日時 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 避難者最大 人数(人) | 備考 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------------------------------|
| 市の川小学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:00 | 10月13日8:00 | 44 | |
| 東松山 特別支援学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 11:50 | 10月13日 7:00 | 130 | |
| 松山高等学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 11:55 | 10月13日 8:00 | 112 | |
| 松山中学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 11:58 | 10月13日 8:00 | 83 | |
| 松山第一小学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:00 | 10月13日 10:00 | 166 | |
| 東松山 市民体育館 | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:35 | 10月13日 6:50 | 93 | |
| 新明小学校 | 10月12日 9:50 | 10月12日 10:42 | 10月13日 8:30 | 452 | |
| 東中学校 | 浸水想定区域 | 戊内のため開設 | させず。 | | |
| 新宿小学校 | 浸水想定区域 | 対内のため開設 | させず。 | | |
| 松山女子 高等学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 11:50 | 10月13日 8:30 | 123 | |
| 北中学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 11:50 | 10月13日6:00 | _ | 周辺道路冠水 のため、避難者 を松山第二小 学校へ案内 |
| 松山第二小学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:25 | 10月13日 7:00 | 77 | |
| 大岡小学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:00 | 10月13日 8:30 | 18 | |
| 青鳥小学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 11:50 | 10月13日 8:20 | 20 | |
| 唐子小学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:25 | 10月13日 10:00 | 33 | |
| 唐子地区体育館 | 10月12日 11:05 | 10月12日 11:30 | 10月13日 8:30 | 97 | |
| 南中学校 | 浸水想定区域 | 戊内のため開設 | させず。 | | |
| 高坂小学校 | 10月11日 14:00 | 10月12日 9:20 | 10月13日 11:30 | 891 | * |
| 白山中学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:25 | 10月13日 14:00 | 86 | |
| 大東文化大学 緑山キャンパス | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:30 | 10月13日 12:30 | 129 | |
| 桜山小学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 12:35 | 10月13日 12:30 | 139 | |
| 野本小学校 | 10月12日 11:05 | 10月12日 11:55 | 10月13日 7:30 | 16 | |

※高坂小学校は、停電・断水により避難所の環境が悪化し、10月13日9時に閉鎖した。

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

自宅の被災等により、引き続き避難が必要な方々については、一時避難場所から避難所となった市民活動センター(松山・唐子・高坂丘陵)及び野本コミュニティセンターを案内し、移動できない方々(2人)を公用車で移送した。

2. 一時避難場所

| 施設名 | 参集連絡 日時 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 避難者最大人数(人)* | 備考 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------------------------------|
| 松山市民 活動センター | 10月11日 14:00 | 10月12日 9:10 | 11月19日 17:00 | 242 (20) | 一時避難場所 から避難所と して利用 |
| 平野市民 活動センター | 10月11日 14:00 | 10月12日 8:25 | 10月13日 14:00 | 22 | |
| 大岡市民 活動センター | 10月11日 14:00 | 10月12日 8:58 | 10月13日 14:00 | 38 | |
| 唐子市民 活動センター | 10月11日 14:00 | 10月12日 9:05 | 10月30日 12:00 | 68 (5) | 一時避難場所 から避難所と して利用 |
| 高坂市民 活動センター | 10月11日 14:00 | 10月12日 8:40 | 10月13日 11:35 | 4 | 国道冠水によ り4人が緊急避 難(未開設) |
| 高坂丘陵市民 活動センター | 10月11日 14:00 | 10月12日 8:50 | 11月8日 8:10 | 15 (39) | 一時避難場所 から避難所と して利用 |
| 野本市民 活動センター | 10月11日 14:00 | 10月12日 9:05 | 10月13日 16:30 | 211 | |
| 野本コミュニテ ィセンター | 10月13日 7:30 | 10月13日 9:00 | 12月8日 16:00 | 0 (44) | 指定場所では ない。13日か ら避難所とし て開設 |
| 市立図書館 | 10月12日 17:30 | 10月12日 18:21 | 10月13日 6:45 | 20 | 指定場所では ない。12日に 一時避難場所 として開設 |

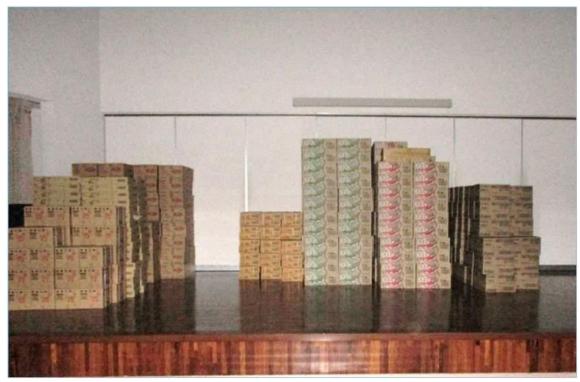
※避難者最大人数のうち()内の数字は避難所として利用していたときの最大避難者数

3. 帰宅困難者避難所

公共交通機関の計画的な運休の影響のため、帰宅困難者はいなかった。



松山市民活動センターへ仮設洗濯機を設置



高坂市民活動センター内に保管された支援物資

- 3. 2 被災者、避難者への支援 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

(2) 課題等と改善策・対応方法

1. 避難所

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------|-------------------|---|---|
| | 松山高等学校 | 避難所担当職員として、ふだんの防災倉庫 点検では倉庫内の物品の点検しか行っておら ず、実際に避難所となる体育館の施設や備品 について確認していなかった。自身の反省と して事前に施設確認の必要性を痛感した。 | 避難所施設の開 錠の確認や開設訓 練を実施する。 職員行動ハンド ブックにある避難 |
| | 新明 小学校 | 職員と避難者との判別が困難だったと思う。 作業着、長靴、カッパの貸与やビブス等の目印 があった方がよいと思う。 | 所参集時の持参品 などの基本的な事 項を確認するよう 周知する。 |
| . 波維元 | 松山女子 高等学校 | 避難者の受入れ中は、常に2人以上が誘導した。水害においては、長靴とカッパの支給 又は常備が必要と思われる。 | 貸与物品につい て、順次整備す る。 |
| 避難所担当について | 松山第二小学校 | 避難所担当職員が体育館に集合したが、雨カッパ、長靴、自分の食料などの準備がないまま参集した職員がいた。避難所担当職員へるようにするべきである。 避難所担当職員には、学校施設にある物品や設備を把握している職員を配置した方がよいと思う。 職員用のカッパ・長靴を用品として用意してほしい。(職員個人で用意することも必要だと思うが、予備として置いてほしい。) | 避難所の過ごし 方等については、 避難者に対応する。 など、適宜対応する。 職員の配置につい の見直しにおいて 検討する。 |
| | 青鳥 小学校 | 体育館ということもあり、収容人数が少ない時に子どもが遊んでしまう場面が見られた。受付だけでなく、避難所内にも管理できる職員を配置すべきだったかもしれない。 | |
| | 東松山 特別支援 学校 | 4人で避難者130人の対応は難しかった。駐車場整理案内2人、受付等2人、荷物運搬等2人の6人くらいは必要だと思う。避難所の二次支援担当職員については実際に災害の際、避難所に参集できる職員を配置する必要がある。 | 職員(管理職) の配置や段階的な 参集の運用につい ては、動員計画の 見直しにおいて実 施する。 |
| 職員体制について | 松山 高等学校 | 動員計画の二次支援担当職員が参集せず、 他の避難所の二次支援担当職員が参集した が、避難所に参集できなかった理由を検証し て、今後の災害対応のためにも職員の配置を 考慮すべきである。 | 災害対策本部と 避難所間の情報共 有や情報収集につ いて、システム導 入を含めて検討す る。 |
| | 松山中学校 | 災害対応と一くくりにはせずに台風と地震の職員配置や対応を考える必要があると思う。 水害時の松中避難所の人数は4人で足りていたと思う。 | |

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------------|-----------|---|--|
| | 新明 小学校 | ここまでの災害は少ないと思うが、応援が 遅かった。避難者が多いと予測される避難所 では配置職員を増やしてはどうか。また、管 理職の配置を検討すべきである。 | 本部事務局の役割分担の事前調整及び他課職員による増員を検討する。 |
| | 松山女子高等学校 | 避難所開設時の担当職員4人での対応に限界があったため、二次支援担当職員の招集について危機管理課に依頼したが、行き違いがあり二次支援担当職員の応援が来るまでに相当の時間が掛かった。開設時の担当職員は不休で避難者の対応を行った。 | 風水害時における避難所担当職員の参集指示について、迅速に行う。 避難者による避 |
| | 北中学校 | 本避難所には避難者がいなかったことから、災害対策本部に連絡の上、二次支援担当職員には帰宅してもらった。しかしながら、今振り返ると他避難所の応援に回ってもらったほうがよかったと考える。 | 難所運営支援は、 適宜対応を依頼す る。 |
| 職員体 制につ いて | 松山第二小学校 | 避難所開設時には職員が4人しかおらず、 用品を倉庫に取りに行ったり、避難してきた 市民の対応をしたりと非常に忙しかった。早 めの二次支援担当職員の応援が必要であっ た。 松二小避難所は、北中担当2人、平野市民 活動センター3人の職員が集まったので交代 で休憩を取ることができたが、避難者数の多 い避難所へはもっと多くの職員の招集が必要 だったのではないか。 | |
| | 大岡 小学校 | 避難所への参集手段が徒歩以外になく4時間近くかけて到着した職員がいた。参集職員の配置について検討が必要と思った。また、二次支援担当職員は、自宅から避難所までの距離がある人が多く、参集時には、道路が既に冠水してしまい、到着までに時間を要した。台風等の水害時には招集のタイミングをもう少し、早めるなどの対応が必要ではないかと思う。 | |
| | 高坂 小学校 | 避難者の中に手を貸してくれる方もいた が、想定以上の避難者により、職員が不足し た。 | |
| | 白山 中学校 | 今回のような災害に際し、避難所4人では、 足りないと考える。希望としては、6人体制で ある。なお、人員確保のため、避難してきた人 に物資の搬入を手伝ってもらうようにアナウ ンスし、何とか人手を確保できた状況であっ た。 | |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------------------------|-----------|---|--|
| 職員体 制につ いて | 桜山 小学校 | 避難所運営に当たっては、避難所開設作業や避難者受付対応のため、3人では不足を感じた。二次支援担当職員の応援もあったが、避難者数が100人を超えてくると、開設時点から6人以上の職員が必要となる。(受付2人・避難者案内2人・物資準備2人、このほか駐車場対応や避難者対応あり) 二次支援担当職員が参集した16:30頃には、公共交通機関は止まり、冠水して車両が通行できない道路もあった。二次支援担当職員の早めの参集命令が必要である。 | |
| 避難所 | 大岡 小学校 | 避難所運営マニュアルが地震等での長期滞 在を想定したものであると思うので、短期滞 在を想定したマニュアルもあるとよいのでは と思う。 | 避難所の簡易運 営マニュアルを作 成する。 |
| 避難が 運営マ ニュア ルにつ いて | 桜山 小学校 | 避難所開設及び運営に当たっては、マニュアルが非常に参考になったが、早急に対応が必要な状況では、簡素化されたマニュアルが必要だと感じた。 避難者主体の長期的な避難所運営について記載されており、実際は職員主体となって行う避難所運営との乖離を感じた。 | |
| 避受覧と者が難付名避力に | 東松山特別支援学校 | 避難者カードの記載箇所が多く、受付が渋滞する場面があった。平成29年の避難所開設時のように一覧のみの作成でよいのではないか。 避難が長期間になった場合に避難者カードを記載してもらう対応がよいと思う。 避難者カード記載用のボードが必要である。 避難者数が把握しやすいよう受付一覧に通し番号をつけた方がよい。 避難者カードと受付一覧で内容が異なる箇所があり、確認できなかった。(生年月日)人数報告のタイミングが不明だったため、時間ごとの報告用紙などがあれば統一できると思う。 | 避難者の 避難者の 変更を 変更を で変した。 避難を が変更を が変更を が変更を が変更を が変更を が変更を が変更を が変更を が変更を が変更を がってを がってを がいる。 がいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 にし。 にいる。 にし。 にし。 にし。 にし。 にし。 にし。 にし。 にし |
| ドについて | 松山中学校 | 今回は、1世帯ずつ記載内容を説明しながら避難者カードに記入してもらうことができたが、一度に大勢の方が来て並んでしまう状況になった場合には、説明しなくても記入できるような見本を置いておく必要があったと感じた。避難者カードの内容を受付一覧名簿に転記する作業は他の作業をしている中、時間が掛かるので、もう少し簡素化できればよいと思う。また、一覧名簿に避難者カードごと(世帯ごと)を識別できる欄があった方がわかりやすいと思った。 | |

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------------------|---------------------------|--|---|
| | 松山第一小学校 | 避難者カード(世帯単位)の「⑧特別な配慮」欄について、記入してもらうだけだったので、対応方法のマニュアルがあればよいと思った。風邪や乳幼児連れなど、想定できる項目はあると思うので、一般的なことの対応をまとめておくとよい。職員不足のため、避難者カード(世帯単位)に退所年月日、転出先の欄への記入ができなかった。また、避難者受付一覧名簿を作成できなかった。 | |
| 避難者一覧と避難 | 新明 小学校 | 受付時に避難者カードを記入してもらうが 不足したため、松山市民活動センターに印刷 を依頼した。 避難者カードの内容を一覧名簿に記入して いたが、途中から記入する時間もなかった。 夜になり避難者カードで人数を確認したが、 既に退所した世帯や手間を考え一覧名簿は作 成しなかった。短期間の避難所生活であれ ば、避難者カードに番号を振り、番号カード を配布し、退所時に回収するとある程度避難 者の把握ができるのではないか。 | |
| 者カー ドにつ いて | 唐子地区 体育館 | 避難者カードの記載については、より簡素 な内容がよいと考えるが、現在、被災者生活 再建支援室が設置されたことも踏まえ、生活 再建に向け、どのような情報が必要になって くるのかを考慮した上で、見直しが必要であ る。 | |
| | 大東文化 大学緑山 キャンパ ス | 避難者カードに基づいて避難者受付一覧名簿に転載するが、内容に異なる箇所があり、改善の必要があると思う。避難者カードを記入してもらうときに一人ひとりに説明しなければわからない内容になっているため、説明しなくてもよい内容に改善する必要がある。 | |
| | 白山 中学校 | 避難者カードに基づいて避難者受付一覧名 簿に転載するのが大変であるため、工夫が必 要である。 | |
| | 桜山 小学校 | 避難者カードに基づいて避難者受付一覧名 簿に転載するが、内容が違う箇所があり、改 善の必要があると思う。 | |
| 災害対 策本部 から報提 供にて | 東松山 特別支援 学校 | テレビやPCがないため避難者から質問を受けても回答できないため、川の情報、台風情報など無線で避難所への情報提供が必要である。 | 災害対策本部と 避難所間の情報共 有や情報収集につ いて、システム導 入を含めて検討す る。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------------------|-----------|--|--|
| | 松山中学校 | 避難者からは、市内の状況(住んでいる近くの川の水位が今どのくらいなのかなど)の間合せがあったが、市ホームページやインターネットの情報、ラジオ(手回し)くらいしか頼るものがなかった。孤立した状況で不安を感じている方も多かったので、もう少しと難所へ情報が流れてくる体制が取れるとよいのではないかと考える。 避難者から何かを聞かれたときに小型でもよいのでテレビがあると便利だと思う。 他の避難所の状況がわかる手段があるとよい。(今回は個別で他の避難所担当職員と情報交換をしていた。) | 市はいて、選難によって、開設では、 等に対け、 がでは、 がでは、 がでは、 がでは、 がでは、 ででは、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででいて、 ででいて、 ででいて、 ででいて、 ででいて、 ででいて、 ででいて、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では |
| | 松山第一小学校 | 市内の被害情報が全く入ってこなかったため、避難者からの問合せに答えられなかった。全体の状況を参集メール等で随時配信して情報を共有する仕組みがあるとよい。 | |
| 災害対 策本的 情報で 供にて | 新明 小学校 | 市内の被害状況や台風の状況についてわからなかった。参集メールなどで発信するとよい。 新明小は最初に開設した避難所であったため、市ホームページには開設と掲載されていた。他の避難所が開設されている時間になっても新明小だけの掲載のままであり、他の避難所における開設情報の反映が遅かったと思う。また、混雑状況等の情報が掲載できれば避難者の分散につながるのではないか。 情報収集のため、テレビやWi-Fi環境があれば便利である。 | |
| | 松山第二小学校 | 他の避難所の開設状況や避難者数の状況などの様子がわからず、非常に不安であった。情報収集は、職員個人の携帯電話で市ホームページを見たり、他の避難所職員とメール交換をしたりしていたが、市全体の避難所情報が必要である。 | |
| | 唐子地区 体育館 | 市はどの情報を基に避難指示等の発令・解除を決定しているか把握できると避難者に状況を求められた際、回答しやすいと感じた。市ホームページへのアクセスの集中や自主的に退去する避難者が増加する懸念もあるが、避難者は自身の住居が無事なのか、少しでも早く確認しに行きたいという焦燥感に駆られているように見受けられた。 | |
| | 高坂 小学校 | 避難者から市内の災害状況についての問合せが非常に多かったため、防災ラジオなどの情報源(当日は高坂市民活動センターの備品を借用)の配備が必要と感じた。 | |

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------------|-------------------|--|---|
| | 白山 中学校 | 他の避難所に受け入れきれなかった避難者が避難することの連絡が不十分であり、初期対応が大変であった。災害対策本部の各避難所の状況の十分な把握と指示が必要である。 | |
| 災害対策本部の情報について | 桜山 小学校 | 避難所運営では、被災者への対応に追われ、 携帯の防災メールを除くと職員自らも情報確保 ができなかった。避難者から情報を求められて も、回答できる正確な情報がなかった。 災害対策本部からMCA無線等での定期的 な情報提供が必要であった。 | |
| | 野本小学校 | 災害対策本部から避難指示等の発令・解除 について情報提供があれば、避難者に情報を 求められた際に回答しやすいと感じた。 | |
| | 松山 高等学校 | ふだん訓練をしていても、双方向で通話ができないため使いづらい。松山高校と市役所程度の近距離であっても電波状況が悪い場合、災害対策本部との連絡が取れないことがあり、利用可能な状況であれば、携帯電話で連絡したほうが確実だと思う。 | 防災行政無線 (移動系)の通信 手段について、別 の方法も視野に入 れて検討する。 |
| 災害対 策本部 | 松山第一 小学校 | 避難者の対応に追われ、無線での報告ができなかった。職員の携帯電話への着信が多くあったので、対応が落ち着いてからの折り返し電話となってしまった。 | |
| との連 絡につ いて | 新明 小学校 | 避難者の対応をしているため無線機を聞いている暇はなかった。連絡のやりとりは携帯電話になってしまった。 | |
| | 松山第二小学校 | 雨音が大きく、無線機の音も聞こえず対応ができなかったので、ワイヤレスイヤホンへ接続するなどして常時聞き取れるようにしてほしい。(無線機が大きくて、常時身に着けるのも大変である。) MCA無線機の音が聞こえなかったので、市役所や平野市民活動センター職員からの連絡は個人携帯電話で対応した。 | |
| | 東松山 特別支援 学校 | 特別支援学校に問合せの電話があったと思われる。(事務室は不在) | 避難所の連絡先 を市ホームページ 等で周知する。 |
| 避難所への問 | 松山第一 小学校 | 松一小学校へ直接電話した人がいた。(事 務室は不在) | |
| 合せに ついて | 松山女子高等学校 | 松女避難所の電話番号が、松山女子高等学校の通常の連絡先であり、事務室に職員がいないため、電話が取れない。避難所を開設した場合には、市ホームページの案内を切り替えるべきと考える。 | |

- 3. 2 被災者、避難者への支援 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------|--------------|--|---|
| | 東松山特別支援学校 | 避難所が体育館である旨が周知されていないため、問合せがあった。雨にぬれても大丈夫な目立つ標識が必要であるとよい。 防災倉庫が遠いため、荷物の搬入に時間が掛かる。 | 風水害時における避難所の見直し等について検討する。 避難所の防災倉庫に避難所入り口 |
| | 新明 小学校 | 避難所の受付が体育館入り口だとわかりに くい。駐車場係を配置できれば案内できる が、市ホームページ等でも周知すべきであ る。 | の表示板を用意する。 各避難所に福祉 避難スペースを確 |
| | 松山女子 高等学校 | 避難所が体育館ということを周知されていないので、事務室に一度行き、体育館に戻ってくる方が多かった。その中間が冠水しているため、避難者に負担をかける。また、雨で貼り紙もできないので、職員が案内の対応をせざるを得ない。 | 保し、ダンボール ベット等の資機材 を準備する。 休日夜間のため の鍵の準備等、事 前に確認する。 |
| 避難所施設について | 北中学校 | 水害時には北中避難所は開設しないほうがよい。 ただし一度開設した前例ができたので、開設しない場合でも現地での案内表示・掲示を含めて十分な周知が必要と考える。 北中避難所から松二小避難所を案内したケースがあったが、相手方に近辺の土地勘がなく、説明が困難だった。 避難所周辺の地図(周りの避難所までの地図)があったら説明・理解がスムーズだったのではないか。 | 更衣室の設置に 可な室の設置に でででででである。 ででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 |
| | 松山第二小学校 | 水害(台風)の場合には、北中学校は避難 所から除外する検討が必要である。(滑川が 増水すると危険なため) | 3. |
| | 大岡 小学校 | 大岡市民活動センターが満員とのことで、 単独歩行が困難な高齢者の方と障害者を家族 に持つ世帯の方が大岡小体育館の避難所へい らした。このような避難者への対応として、 設備(トイレ、手すり、空調等)の劣る体育 館に避難をしてもらうという対応はどうなの かと感じた。避難者の状況に応じた対応が必 要ではないかと感じた。 | |

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------------|-------------------|---|---|
| | 青鳥 小学校 | 体育館は小部屋が少なく、救護室、更衣室、運営本部などが確保できなかった。体育館には男女更衣室があるが、施錠され使用できなかった。ステージ脇は密室でないので、更衣室等としての運用は不向きであった。施設側の責任者として、学校教員がいれば対応できたかもしれない。 屋内の水道がトイレしかなく、調理する必要が生じた場合を想定すると、衛生面が気になった。 | |
| 避難所 施設に ついて | 唐子 小学校 | 風雨が激しかったため、体育館の外側(柱・壁・扉など)はぬれてしまい模造紙の避難所表記がガムテープでは固定できなかった。(ビニール袋に入れていても)また、主要な門が2つあり、それぞれからの動線表記をしたかったがそれも上記理由で難しかった。 | |
| | 唐子地区 体育館 | 現地災害対策本部がある唐子市民活動センターが先に避難所として開設されていたこともあり、避難者がどちらに避難してよいか、あるいは、唐子市民活動センターに行ったが、体育館に行くよう促されたということも受入れ時に聞いた。避難場所が近い分、より連携が必要と感じた。 | |
| | 野本小学校 | 野本市民活動センターの方が避難所として の環境がよいため(空調、トイレ、調理 等)、そちらを優先して避難してもらった。 野本小体育館と活動センターのどちらを避難 所とするのか見直しも必要と考える。 | |
| | 東松山 特別支援 学校 | 倉庫が遠いため、2人で荷物を取りに行く と約15分から20分程度、残りの2人での対応 となる。 | 職員の配置について、動員計画の見直しを検討する。 |
| 防災倉庫について | 松山高等学校 | 避難所がある体育館から離れていて、物資の搬出にはリヤカーを使ったが、倉庫の周囲がぬかるみ、物資の搬出作業に時間を要した。風雨の中の搬出で物資がぬれてしまい、簡易トイレのような大きいものはブルーシートでカバーできず、梱包していた段ボールがだめになってしまった。 | 物資の搬送について、車両を使用する方法を検討する。 物資搬入を行いやすくするため、防災倉庫前に砂利を敷く等の対応をと |
| | 新明 小学校 | 防災倉庫前が土のため、水たまりを通らないといけない。また、倉庫内が泥で汚れてしまう。 | る。 防災倉庫設置箇 所について、更新 時に検討する。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------------------|-----------|--|---|
| 防災倉庫について | 松山第二小学校 | 防災倉庫が体育館から離れたところにあり、雨の中用品を取りに行ったが、体育館に着くまでにぬれてしまい、段ボール箱が壊れてしまった。また、防災倉庫への通り道も狭く、台車を通すのが大変だった。防災倉庫は体育館脇の設置がよい。 | |
| | 東松山特別支援学校 | 体育館のみのため、体調不良者や障害者 (精神障害者1人あり)向けの別スペースが 用意できなかった。 学校の校舎施設が利用できればよいのでは ないか。(障害者対応トイレ、トイレ不足、 電源確保、別のスペース等) 職員は玄関ホールで常に対応したが、長期 化した場合はどこか別のスペースが必要であ る。(仮眠や食事のため) | 体育館内をパー テするとでででででででででででででででででででででででいる。 一次ででででででいる。 一次でででででいる。 一次ででは、一次ででいる。 一次ででは、一次ででいる。 一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次ででは、一次では、一次 |
| 校舎等 の利用 につい て | 新明 小学校 | 教員への連絡をスムーズにするなどして、 もう少し早い段階で教室棟を開けるよう災害 対策本部が早めの調整をすべきであったと思 う。 また、教室の電源が職員室で管理されてい たりするため、教員も避難所開設時は勤務の 要請が必要と考える。その方が学校設備の利 用について柔軟に対応できる。 | |
| | 松山女子高等学校 | 部屋が一つしかないため、ペット連れや具合が悪い避難者を区分するスペースがない。 今回は、ペット連れは区画を分け、具合が悪い避難者については、他の避難者(子ども)に静かに過ごしていただくよう協力を依頼し、対応した。隣の格技場が使用できるように今後県と調整が必要と考える。 | |
| | 松山女子高等学校 | 体育館玄関の鍵はあるが、アリーナの鍵がなかった。体育館の全てのドアを確認したところ、アリーナに入ることができるドアが一つあったため、避難所を開設することができた。今後は、アリーナの鍵も借用すべきものと思われる。 | 避難所の開設に 必要な鍵や物品の 借用等は、事前に 準備する。 教職員への連絡 体制について検討 |
| 施設の 鍵に いて | 松山第二小学校 | 就寝時に体育館のカーテンを閉めようとしたが、体育館周りの2階に上がるところのドアの鍵がかかっていたため、平野市民活動センターから脚立を運び2階まで立て掛けてカーテンを閉めた。ふだんは小学生たちが上らないようにするために鍵がかかっているのだと思われるが、避難所で使用するときには階段への鍵も必要である。 | する。 |

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------|---------------------------|--|---|
| | 北中学校 | 体育館倉庫の鍵がなかったが、出勤されていた教頭先生にお願いして開けてもらい、マットを用意することができた。 他学校では教室も使用したということであるので、事前に教室棟の鍵も含めて借りるとよいのではないか。 また、学校の先生にも現地に出てもらえると迅速な対応がとれると思う。 | |
| 施設の鍵について | 大東文化 大学緑山 キャンパ ス | キャンパス入り口の車止めについている鎖の南京錠の鍵がなく、鎖が巻き付けてあったフェンスのつなぎ目を工具で分解し開錠した。また、避難所となっている体育館2階への扉の鍵もなかった。カーテンの開閉や雨漏りへの対応などで2階へ上がる必要があったため、マットなどを用い無理やり上がったが、こちらの鍵も借用すべきである。 | |
| | 野本小学校 | 野本小南側門は野本市民活動センターと行き来する際には、野本小の南側門が一番近くて便利だが、チェーンで施錠されており、そこからは車で出入りすることができなかった。野本小避難所を開設する際には、南側門を車が通行できるよう開錠すべきである。 | |
| | 松山第一小学校 | 駐車場が混乱する。(駐車スペースではないところに駐車している車があったり、松中との間の出入り口から侵入したりする車が多い。) | 職員による案内ができるよう、職員の配置について、動員計画の見直しを検討する。 |
| 駐車場について | 新明 小学校 | 早い段階で満車となる。駐車スペースでないところに停めてしまう車も多数あり、松山市民活動センターを利用させてもらった。校庭を駐車場としたところもあったと聞くため、今後は開放するのか。また、駐車場において車内避難をしている人もいたが、その方たちの把握や情報伝達に課題があると感じた。 避難者の多くが車での避難のため、分散ができたのではないかと思う。 | 避難者の駐車場について、 について、 の財車場の の利用を、 の財車場の を検討する。 校庭の駐車場利 を検討する。 校庭の 校庭の を検討する。 |
| | 松山女子高等学校 | 冠水しない駐車場がほとんどない。校舎の 北側に冠水しない駐車場があるが、冠水した 場所を通らないと車を置けない。グラウンド も冠水しているため使えない。今回は、冠水 している場所に職員を配置し、冠水について 了承した方には案内したが、帰宅する避難者 も多かった。避難所として継続するのであれ ば、大規模な工事が必要と思われる。 | 車中避難者への対応は、安全性も含めて検討する。 避難者の事故防止策は適宜対応する。 |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援

- 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------------|-------------------|---|---|
| 駐車場 につい て | 高坂 小学校 | 校庭で駐車場案内をしていた中で、砂場に 車が浸入し、レッカー車で引き上げるという ことがあったので、バリケードの設置や案内 職員の増員などが必要と感じた。 | |
| | 東松山 特別支援 学校 | 雨漏りがあった。 | 雨漏り対策については、施設管理者により修繕等を実施する。 |
| | 東松山市民体育館 | 市民体育館のアリーナが雨漏りをしており、 避難者を案内できなかった。また、エアコン設備もないので暑い、寒い時期の避難には適さない。 | 避難が長期化する場合は、空調機器の調達及び配備を検討する。 |
| | 松山女子 高等学校 | 閉まらない窓があり、そこが水浸しとなった。また、雨漏りがひどく、部活用の雑巾を使わせてもらい、後日返却した。バケツと雑巾も防災倉庫の物資として必要である。 | 必要備品等について、順次整備する。 |
| 施設の老朽化等について | 松山第二小学校 | 体育館ステージ側の雨漏りがひどく、バケツを置いて処置をした。施設の整備が必要である。 体育館内は、窓が開けられないため10月でも暑かった。 体育館のカーテンが一部分なかったため、風で窓ガラスが割れると飛散するおそれがある。 | |
| | 唐子 小学校 | 唐子小体育館ではいたる所で雨漏りがあった。養生テープでバツ印をつけてその旨を朝いらした先生に伝えた。早めの修繕が必要となる。 | |
| | 白山 中学校 | 白山中の体育館は雨漏りがする上、ガラス が薄いので、暴風雨に耐えられるか注意する 必要があり、常に巡回し点検していた。 | |
| | 桜山 小学校 | 体育館の中央部分と女子トイレにおいて雨 漏りがあり、利用者に不便をかけた。 | |
| トイレについて | 東松山 特別支援 学校 | トイレが少ない。 障害者がトイレを利用するのが大変だった。(車いす利用の障害者1人あり 障害者対応トイレなし) スリッパ(トイレ用)がないため、靴をはいてトイレを利用していただいた。 | 教室棟のトイレの使用について学校と調整する。 防災倉庫にトイレ用スリッパを常備する。 |

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|-------------|--|---|
| | 松山 高等学校 | 体育館内にはトイレはなく、隣接してはいるが屋外に設置されているため、夜間の暴風雨の中での利用に不安があった。バリアフリーのトイレは校舎内にあり、学校長から使用許可があったが、体育館から渡り廊下を使う必要があり、夜間の暴風雨の中での利用者は少なかった。 | |
| トイレについ | 松山第二 小学校 | 体育館のトイレを使用するためのスリッパがなかった。平野市民活動センターから借用したが、防災倉庫備品として用意すべきである。 | |
| 7 | 白山 中学校 | 白山中の体育館のトイレは、和式であるため、障害者及び高齢者への対応が大変であった。 | |
| | 桜山 小学校 | 洋式トイレしか使えない高齢者及び幼児に対しては、防災倉庫の簡易トイレを組み立てて使用した。その際、個室を確保するために体育館倉庫を確保した。校舎内に洋式トイレがある場合は、使用したい。(10月25日の避難所開設では、事前に桜山小から校舎の鍵を借用することができた。) | |
| | 市の川 小学校 | ペットの受入れは禁止となっているが、ニュース等で飼い主の方がペットの受入れができずに非常に困ったとの事例が紹介されていた。ペットが受入れ可能な避難所を開設するなどの対応が必要だと思う。 | ペットと同行が 可能な避難所や、 あらかじめペット の受入れスペース を検討する。 |
| ペット のれいて | 松山高等学校 | 避難所となった松高体育館は1階が、剣道場・柔道場・卓球場に分かれていたため、ペットを連れた避難者を他の避難者と分けて対応できたが、本来はペットを避難所に入れないことを考慮すると他の避難所と合わせたルールが必要だと思う。 | ペットをケージ などに入れて避難 することなどを周 知する。 |
| | 松山中学校 | 避難所運営マニュアルには、ペットは禁止とあったためペット連れの方にはその旨をお伝えした。避難者の中には、車の中にペットを残していた方もおり、雨風の強い中、様子を見に車へ行っていた方もいた。今後もペットを連れて避難してくる方は想定できるので、ペットを受け入れる場合には統一的な取扱いを示していただければと思う。 | |
| | 新明 小学校 | 当初は体育館トイレ前のスペースを用意していたが避難者が増えるにつれて手狭になった。解放していない教室棟の階段を勝手に利用する人もいた。最終的には、昇降口エリアを利用してよいとの許可が出てそちらも開放した。 | |

- 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|-------------|--|--|
| ペット のれいて | 松山第二小学校 | ペット(犬)を連れて避難してきた方がいたので、体育館内にはペット連れでは入れないことを伝えたところ帰ってしまった。(その後、平野市民活動センターへ移動して館内で一晩過ごしたとのこと。) 避難所にはケージに入れていたとしてもペットは入れないことを、避難所開設情報(市ホームページ・電話問合せ)で周知すべきである。 | |
| | 唐子 小学校 | よく吠える小型犬を連れてきた世帯があった。あまりに吠えるため外の柱につないでいたが、寒さで凍えていたため、受付としていた入り口のロビーエリアに入れた。数十分は震えがとまらず毛布で暖をとっていたが、回復すると少し吠えたりした。ペットは他の避難者の理解が必要な案件のため、他市町村のケース等参考に検討が必要である。 | |
| 避難者 | 市の川 小学校 | 乳幼児の受入れがあり、母親から授乳の要望があったため、体育館の倉庫を一時的に授乳室として利用してもらった。今回は、体育館の倉庫を利用できたが、避難所によっては授乳室を用意できる部屋やスペースがない可能性もあるので、対応を検討する必要があると思う。 | 各避難所に福祉 避難スペースの確 保を検討する。 警戒期における 福祉避難所の開設 について検討す る。 |
| 歴 のにて | 松山第二小学校 | 近くの高齢者施設の利用者(高齢女性10人くらいと施設スタッフ数人)が避難してきたが、体育館ではなく福祉避難所へ案内できればよかった。 日本語がわからない外国人の方が来た場合の対応方法について、多言語で書かれたお知らせ(例えば、避難所トイレの使い方、台風の状況の伝え方、物資の支給について)を用意する必要がある。 | 必要物品について、順次整備する。 |
| 避難者の帰宅の判してて | 松山第一 小学校 | 深夜に帰宅する避難者の安全性確保。帰宅 を止めることはできなかった。 | 災害対策本部と 避難所間の情報共 有や情報収集につ |
| | 新明 小学校 | 避難勧告が出ている状況であったが、雨がやみ、市野川の水位も下がり始めたため帰宅する人が増加した。結果的に九十九川の氾濫は雨がやんでからだったので、帰宅判断についても基準を設けるか、災害対策本部からの指示が必要と考える。 | いて、システム導入を含めて検討する。 夜間や降雨が激しい状況での移動は危険を伴うことについて避難所内で周知する。 |

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------------|---------------------------|--|--|
| | 東松山 特別支援 学校 | 受付用の机及び椅子を防災倉庫に配備すべきである。(県の施設のため、机及び椅子が使用できなかった。) | 各施設の備品の 使用について調整 し、事前の準備で 対応する。 |
| | 松山第一 小学校 | 受付用の机があった方がよい。 | 必要物品につい て、順次整備す |
| 備蓄品 | 松山女子高等学校 | 県の職員はおらず、体育館しか開けられないため、机と椅子が調達できなかった。今回は、私物の簡易テーブルとイスで対応した。 今後は、防災倉庫に保管すべきものと思われる。 | ් ට් ං |
| 受付用 の机に ついて | 白山 中学校 | 体育館しか開けられないため、机が調達できず、避難者名簿の作成等は用箋ばさみで対応した。今後は、防災倉庫に保管すべきものと思われる。 | |
| | 大東文化 大学緑山 キャンパ ス | 体育館しか開けられないため、机が調達できず、避難者名簿の作成等は用箋ばさみで対応した。今後は、防災倉庫に保管すべきものと思われる。 | |
| | 桜山 小学校 | 避難者が多い時間帯は、職員が受付での対応に時間をとられた。筆記用具と決裁板のような物を用意し、入り口で避難者に記入してもらった用紙を職員が確認する等の合理化も必要ではないか。 | |
| | 東松山 特別支援 学校 | 粉ミルクはあったが、電気ポットがないため、赤ちゃんのミルク用のお湯が確保できなかった。 | 各施設の給湯設 備の使用について 調整し、事前の準 備で対応する。 |
| 備蓄 | 松山高等学校 | カセットコンロが1台しかなく、ガスボン べも数が限られているため、アルファ米を作 る際には、柔道部の部室にあった電気ポット を借用した。電気が使えるならば、電気ポッ トが複数台あるとよい。 | 電気ポットの整備や液体ミルク等の備蓄を検討する。 |
| | 松山中学校 | 物資の中に、カセットレンジ・カセットガスがあったがお湯を沸かすものが見つからなかったので、私物のやかんを持参した。アルファ米や赤ちゃんのミルクを作るために準備したが、希望がなく使用しなかった。電気ポットがあればアルファ米もお湯で作れ、避難者に短時間で提供できたのではないかと思う。 | |
| | 松山第一 小学校 | 炊き出しができないため、電気ポットがあるとよい。水で作ったアルファ米はあまり美味しくなかった。 | |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------|-----------|--|---|
| | 新明 小学校 | これだけの人数が避難するとカセットコンロが倉庫内にあるがお湯を沸かすだけでも足りない。 | |
| | 松山第二小学校 | レトルトご飯を提供するために、お湯を沸かそうとしたが、用品にやかんがなかった。 やかんは平野市民活動センターから借用したが、コンロ1台では時間が掛かってしまうため、職員個人所有の電気ポット2台を使用した。 | |
| 備蓄品電気ポッス | 唐子 小学校 | 個別タイプのアルファ米を渡す際、お湯が確保できないため保存水(所要時間60分)で対応してもらった。避難者が少ない場合でも校舎の給湯室は使えるように開けてもらえるとよい。 | |
| (につい て | 唐子地区 体育館 | 電気ポットが2個程度準備できるとよいと 考える。今回はアルファ米を作るために、唐 子市民活動センターから借りることになっ た。 | |
| | 桜山 小学校 | 乳幼児の避難があり、今回は不要であったが、お湯が沸かせれば、ミルク作成や消毒等で便利だと感じた。 | |
| | 野本小学校 | 体育館の避難所ではお湯を用意することに 苦労した。(やかんを野本市民活動センター から借りて、カセットコンロで沸かした。) 電気ポットがあった方がよいと思う。 | |
| 備蓄品その他 | 東松山特別支 | 電源が少ないため、障害者(ペースメーカー等)のコンセントを確保するのに苦労した。 靴箱を利用していたが帰宅時に履き間違えがあっため、避難者用靴及び長靴を入れるビニール袋が必要だと思う。 消灯した際、暗すぎて危険という意見があったので足元の明かり(ランタン)が必要だと思う。 遊難者各自で情報確保していたため充電したいという意見があった。スマートフォンの充電器が必要だと思う。 玄関付近に散乱してしまったため、傘立てやカッパを干すものが必要だと思う。 本育館のため、避難者用スリッパ(使い捨て)が必要だと思う。 | である。 ・ 一 で と で で で で で で で で で で で で で で で で で |

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------|----------|---|----------|
| | 松山中学校 | ロール状のマットを体育館の床に敷いたが、他の避難者と距離を取るため床の上の問題もあるが、パネル上のマットや仕切りがあればよいと感じた。また、の世にブルーシートを敷くだけでよいと思われる。無線機を充電するために、倉庫にリールを動くだけでよいと、倉庫にリールを敷くだけでよいと、倉庫にリールを動くだけであると便利である。下り、大があれてしまい、るが、通るたびに靴下がぬれてしまい、るか、通るたびに靴下がぬれてしまう状況だった。掃除用具入れの中でが、対応しきれなかったったり、スリッパがあればよかった。とから、スリッパがあればよかった。といいたのよいがあればよかったことから、スリッパがあればよかった。といいたのよいがあればよかったことから、スリッパがあればよかった。といいないないがあればよかった。 | |
| 備蓄品その他 | 松山第一小学校 | 当初は体育館の備品であるマットを世帯毎に配布していたが、すぐになくなってしまったので、毛布を多く渡して対応した。(床が板のため)毛布が多くあるとよい。 体育館の気温は23℃で快適な温度であったが、より暑い場合はうちわや扇風機、より寒い場合はカイロやストーブが必要となる。 | |
| | 新明 小学校 | 防災倉庫内だけでは不足しそうで開設して いない避難所の毛布等を利用した。保管数量 の見直し、不足時の対応方法等の確立が必要 だと思う。 | |
| | 松山女子高等学校 | 松山女子高等学校は、県が管理する防災倉庫のため、マット、水、タオルなどの備品が装備されていない。また、毛布の箱が非常に重く、運搬に苦労した。今後、県と備品について協議すべきと思われる。 避難してきた方のぬれた長靴やカッパが避難所玄関に散乱したり、ぬれたカッパを持って避難所に入るので、床がぬれてしまった。靴やカッパを置いておける大きなビニールシート等防水性のあるものが必要である。 | |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援 3.2.1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 避難所 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------------|-------------|---|---|
| - 切口 | たときまたが | 本育館玄関ホールの床が雨でぬれてしまった | 以普尔·列心万伝 |
| 備蓄品その他 | 松山第二小学校 | が、避難者用タオルを使用した。 事務用品のケースの中に、防災倉庫内の用品一覧表があるとよい。 職員個人所有の防災ラジオを使用したが、市の防災ラジオが1台あるとよい。 毛布を提供する際、はじめは世帯に1枚としていたが、避難者が少なくなってから必要な人には追加で配布した。最初から一人1枚の毛布を配布することができればよかったのだが、配分がわからなかった。 非常食の取扱いについて、今回は職員がレトルトご飯にお湯を入れてから避難者に配布したが衛生面で不安があった。 (沸かすお湯にはペットボトルの水を使用した。) | |
| | 高坂 小学校 | 想定以上の避難者により、物資が不足した。(毛布、飲料水、ビスケットなど) | |
| 物資の 運搬に ついて | 松山第二小学校 | 今回の台風のように、台風上陸前日の時点 で避難所開設が見込まれる場合は、雨が降ら ないうちに物資を倉庫から体育館へ運んでお いたらどうか。 | 体育館への物資 の事前搬入につい て、学校と調整の 上、状況に応じた 対応を実施する。 |
| | 青鳥 小学校 | 風雨の中での防災倉庫から物資運搬が困難だった。開設することが明らかであれば、降雨の前に体育館に物資を運搬すべきである。 | 物資搬入の公用 車について、各一 時避難場所(市民 |
| | 高坂 小学校 | 物資搬入時の公用車の手配が必要と感じた。(今回は、高坂市民活動センターの公用車を使用) | 活動センター等) の車両の使用や、 自家用車の公務使 用許可を検討す る。 |
| その他 | 松山第二 小学校 | 雨音が体育館の屋根に響き、拡声器を使っても避難者へ声が届かなかった。 | 音声での情報伝達のほか、掲示板などを使用した連絡方法を検討する。 |

2. 一時避難場所及び避難所運営(各市民活動センター及び野本コミュニティセンター)

| 項目 | 担当 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------------------------|-------|--|---|
| 福祉避 難所の 開設 | 地域支援課 | 介助が必要な避難者が数人いた。専門的な知識を持った職員がいる福祉避難所を開設する必要があったのではないか。介助の必要な避難者を把握しているのであれば避難先を一時避難場所ではなく福祉避難所とすべきである。 | 警戒期における 福祉避難所の開設 について検討す る。 |
| 避難所 運営マ ニュア ルの見 直し | 地域支援課 | 避難所を開設する際にマニュアル化されていない部分があるため責任者が来るまで避難所準備が十分に行われない場合がある。避難所運営マニュアルを詳細に整備する必要がある。 各避難所において警報等の情報共有を徹底し、退所については安全が確認できてから行うようにする。 | 避難所運営マニュアルを作成する。 災害対策本部と避難所間の情報収集について、システ会めて検討する。 |
| 一時避 難場所 の保管 物資不 足 | 地域支援課 | 一時避難場所としての受入れ可能人数と 保管物資についての再検討が必要である。 事前に受入れ可能人数、開設場所(部 屋)を設定し対応可能な物資を備蓄してお く。 | 各施設の収容人 員を再検討し、備 蓄物資を順次整備 する。 |
| ペット の受入 れにつ いて | 地域支援課 | ペットの受入れについて、時間の経過と ともに増加していく避難者に対し、一度受 け入れたペットを野外に移動してもらうの は難しい。 避難所へ移行してからも各避難所によっ て対応が様々であった。全ての避難所にお いて、あらかじめペットの場所を明確にし ておく必要がある。 | ペットと同行が 可能な避難所や、 あらかじめペット の受入れスペース を検討する。 |
| 避難所 従事の 職員体 制 | 地域支援課 | 災害発生後2日目以降の避難所に従事する職員体制が整っていなかった。避難所等の運営が数日に渡ることを想定した職員体制の構築が必要である。避難所とならなかった各市民活動センター職員等の応援により対応した。長期化する場合には、全庁的な対応がスムーズに取れるようルール化することが必要である。 | 避難所の長期化や開設避難所が限定的である場合の職員の再配置を実施する。 |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援 3.2.1 避難所の開設及び運営

| 項目 | 担当 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------------------|-------|---|--|
| 避難所 等のあ り方 | 地域支援課 | 自主避難所、一時避難場所、避難所のあり方を再検討する必要がある。各市民活動センターを一時避難場所又は避難所にすると、現地災害対策本部の役割に影響が及ぶことも考えられるので、施設をどのように使うかは再度検討する必要がある。 | 各施設の避難所 等の指定について 検討する。 市民活動センタ 一の役割及び施設 利用スペースを見 直す。 |
| 支援物 資の 管、 提 供 | 地域支援課 | 今回の災害では、高坂市民活動センターで、一時的に支援物資を保管していた。事前に保管場所を確保していなかった。 避難所で支援物資も提供したが、避難者が多数いた場合、避難所担当職員が避難所運営と支援物資を管理するのは難しい。 支援物資の受入れは農政課が担当したが、支援物資補給や提供は避難所運営側が行った。避難所とは別に物資提供の場所を確保した方がよい。避難所では避難者のための物資と被災者向けの物資を区別するのは難しく、避難者が優先となってしまう。被災者が必要とする十分な物資提供ができない。 | 物資が保管可能 なスペースの整備 を検討する。 職員の配置や役割分担につり見直し 動員計する。 |
| 災害対 策動員 計画の 見直し | 地域支援課 | 災害対策動員計画による地域支援課の担当する範囲が広すぎて、全てに対応することは困難であった。 | 災害時の事務分 掌の見直しや、職 員の動員及び配置 調整が機能するよ う検討する。 |
| L P ガ ス発電 機につ いて | 地域支援課 | 調整区域にあるセンターにはLPガスを 利用した発電機が配置されているが、接続 には資格が必要であり、災害発生時すぐに 使うことはできないことから、カセットボ ンベを利用した発電機が必要である。 | 必要な資機材に ついて、順次整備 する。 |

3. 帰宅困難者避難所及び一時避難場所(市立図書館)

| 項目 | 担当 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------------|-------|--|---|
| 帰宅困難 者避難所 待機 | 市立図書館 | 現状の動員計画では、市立図書館・高 坂図書館それぞれに従事する職員が不明 確である。また、帰宅困難者が避難した 場合、毛布・食料等の備蓄が足りないこ とが見込まれる。 | 職員の配置について、動員計画の見直しを検討する。 備蓄物資について、順次整備する。 |
| 一時避難場所開設 | 市立図書館 | 市立図書館は、空調設備が複雑である ため、適切に管理できる職員が対応する 必要がある。避難者の情報収集には、テ レビの設置が望ましい。ペットを連れた 世帯は、地下駐車場の自家用車内で過ご していた。 | 職員の配置につの見動員を検えをした。 でのの見ます のでではないではないではないではないではないではないではないではないではないではな |

4. その他

| 項目 | 担当 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------------------|-----|--|--|
| 避難所 | | 災害時のバス利用協力は、(社) 埼玉県 バス協会西部地区部会から申出がある。一 方、当時の公用バス借上事業者は市内業者 だが、当該部会の会員でもなく、個別の災 害時バス利用協定も締結していなかった。 災害時協力者の選択肢の拡充を図るため、 公用バス借上事業の受注者とは、協力関係 を築いたほうがよいと思われる。 「安全確実な運行経路の情報提供」 | 既存協定の見直 しの中で、バス利 用協力者の拡大を 実施する。 |
| 避難者 のバス 移送に ついて | 総務課 | 災害時のバス運行は、市内の道路状況を 熟知していることが必須である。また、災 害による通行止め箇所等の経路情報の提供 が必要である。 | 情報は、関係機関として情報を提供する。 |
| | | [移送対象者の意見集約] 避難所の移送先と避難者の考え方(自宅 の近くにいたい等)がマッチングせず、移 送は成立しなかった。移送者に対して、移 送する理由や移送先について説明し、十分 に理解してもらうことが必要となる。 | 災害対策本部と 避難所間におい て、避難者集約の 際には、事前の意 見聴取を十分に行 う。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 2 災害時要援護者への避難支援

3. 2. 2 災害時要援護者への避難支援

1). 災害時要援護者について

社会福祉課職員により避難が必要とされる地区に住んでいる要援護者の安否確認が行われた。都幾川の決壊後、浸水が想定される地区に住んでいる要援護者の安否確認のため、避難所に確認、本人へ電話で確認をした。

また、高齢介護課職員により被災地区に住んでいる要支援・要介護高齢者等の安否確認が 行われた。安否確認のため、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター・小規模多機能型 居宅介護事業所に電話をし、担当するケースにおける被災者の状況を確認するともに、必要 に応じてサービス調整が行われた。

2). 障害者手帳所持者について

障害者福祉課職員により、浸水区域に住んでいる障害者手帳所持者の安否確認が電話により行われた。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 内容 |
|--------|--------|----------------------------------|
| 10月12日 | 8:30 | 社会福祉課職員2人で警戒レベル、避難準備などの情報を危機管 |
| | | 理課から収集 |
| | 20:30 | 危機管理課から、都幾川が決壊した旨の情報提供あり。 |
| | \sim | 浸水が想定される葛袋、下青鳥、押垂地区の要援護者(約110人)の |
| | 0:30 | データを抽出 |
| | | 抽出した名簿データを庁内共有フォルダに移行し、社会福祉課か |
| | | ら電話で野本市民活動センター、唐子市民活動センターへ避難者と |
| | | の照合を依頼 |
| | | 避難所にて安否(避難)を確認できない要援護者へ社会福祉課職 |
| | | 員2人が電話で安否確認を実施した。 |
| 10月15日 | | 浸水区域の航空写真等から浸水区域に住んでいると考えられる |
| ~ | _ | 障害者手帳所持者44人を抽出し、安否確認と困り事相談を開始し |
| | | to. |
| 10月17日 | 9:00 | 高齢介護課から、居宅介護支援事業所(28事業所)、委託地域包 |
| | \sim | 括支援センター(5事業所)、小規模多機能型居宅介護事業所(3事 |
| | | 業所) に電話をかけ、担当するケースにおける被災者の状況を確認 |
| | | するとともに、必要に応じてサービス調整を行ってもらった。 |
| | | →被災者52人の状況を確認した。 |
| 10月18日 | | 地域支援課作成の現地調査地図及び課税課作成の罹災証明申請 |
| \sim | _ | 一覧から被災した障害者手帳所持者48人を抽出し、安否確認と困り |
| | | 事相談を開始した。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--|--|---|
| 災害時要援 護者避難支 援プラン | 現行の「災害時要援護者避難支援プラン」 は対象条件として、一定の年齢を要件とし ていることから対象者数が相当数に上って いるなど実情に即していない内容があり、 見直しが必要である。 | 対象条件を再考し、対象者 を絞り込むなど「災害時要援 護者避難支援プラン」の見直 しを検討する。 プランの見直しと併せて、 職員用の具体的な対応方法を 整理する。 |
| 災害時要援 護者以外の 障害者手帳 所持者の安 否確認等 | 被災区域が広域の場合、職員だけでは対 応できないことが想定される。 | 被災区域が広域の場合に備え、障害福祉サービス事業所との協力体制を構築する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 3 罹災証明書、被災証明書の交付

3. 2. 3 罹災証明書、被災証明書の交付

1). 罹災証明書について

10月15日から申請受付を開始し、被災した家屋の被害の程度を証明した。

【家屋の被害状況】

| 被害の程度 | | | 浸水区分 | | | | |
|-------|-----------|------|------------|-----------------|----------|----------|----------|
| 全壊 | 大規模 半壊 | 半壊 | 一部損壊 (準半壊) | 一部損壊 (10%未満) | 床上 浸水 | 床下 浸水 | 浸水 なし |
| 120件 | 224件 | 166件 | 34件 | 190件 | 562件 | 124件 | 48件 |

※罹災証明書交付件数(令和2年2月1日現在)【課税課】

(1) 対応の時系列

| 日付 | 内容 |
|--------|------------------------------------|
| 10月13日 | 河川の決壊情報をもとに早俣・あずま町・石橋・葛袋地区の現地確認 |
| 10月14日 | 被災家屋の現地調査を開始 |
| | ※唐子地区(主に下唐子・石橋・葛袋・神戸) |
| | 高坂地区(主に早俣・正代・宮鼻・毛塚・田木・あずま町) |
| | 野本地区(主に下青鳥・上押垂・古凍) |
| 10月15日 | 証明書の申請受付を開始 |
| | ※11月8日(金)まで受付窓口を毎日開設 |
| | 11月10日(日)・17日(日)・24日(日)は受付窓口を開設 |
| 10月16日 | 証明書の作成に用いる家屋課税図面や航空写真の収集を開始 |
| 10月17日 | 内閣府担当者による「住家の被害認定調査」説明会に出席(埼玉県主催) |
| 10月28日 | 証明書の交付開始 |
| | ※証明書の交付は郵送(簡易書留又は特定記録)や手交(避難所又は窓口) |

| 苦労した点・課題点・改善すべき点など 証明申請の受付時や、被害認定調査のと きに被災者からの要望傾聴に時間を割かれ てしまい、調査の進捗や証明の交付が滞っ てしまった。 | 改善策・対応方法 初動期から総合案内窓口を設置し、そこが被災者個々の状況に合った支援メニューを案内する中で、証明申請を受け付ける。また、訪問調査時においても、被災者に問合せ先として総合案内窓口を案内する。 |
|--|---|
| 東松山市の証明書申請様式は記載箇所が 多く、特に世帯員の氏名・性別・生年月日 の補正に時間が掛かった。 | 内閣府が示す統一様式を参考に、証明 事項の見直しをする。 |
| 非住家(店舗等)を証明の交付対象としたことで処理件数が増大し、住家の罹災証明書の交付遅延につながった。 | 証明の交付対象を災害対策基本法や内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が示す住家に限定し、非住家については被害程度の判定を要しない被災証明書で対応する。 |

2). 被災証明書について

10月15日から申請受付を開始し、家屋以外の構造物(カーポートや門扉など)、車両、家財などが被災した事実を証明した。

【動産(家財・車など)の被害状況】

| 被災証明書交付件数 | 700件 |
|-----------|------|
|-----------|------|

※被災証明書交付件数(令和2年2月1日現在)【収税課】

(1) 対応の時系列

| 日付 | 内容 |
|--------|-------------------------------------|
| 10月14日 | 今後の対応方針を検討するとともに、被災証明書の受付マニュアルを作成 |
| 10月15日 | 被災証明書の申請受付開始、随時交付 |
| 10月19日 | 10月19日(土)~11月4日(月・祝)の土日祝に受付窓口を開設 |
| 11月9日 | 11月9日(土)~休日受付窓口の開設していない日については、日直にて受 |
| | 理できる体制を作る。 |
| 11月10日 | 11月10日(日)~11月24日(日)の日曜日に受付窓口を開設 |

| IJ | 頁目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----|------------|---|---|
| | 受付時 付書類 | カメラやプリンタ類が被害を受け、写 真の添付ができないケースが多かった。 | 被災者がスマートフォンや携帯電話で撮った写真を職員がプリントしたり、画面の再撮影をすることで対応した。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 4 被災者の住宅支援

3. 2. 4 被災者の住宅支援

1). 住宅の応急修理について

住宅の応急修理は、災害救助法に基づき、自らの資力では応急修理することができない者に対して、住宅が災害により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができず、応急的に手を加えれば元の住宅に引き続き住むことが可能となる場合に、必要最小限の修理を行うものである。

住宅支援(住宅の応急修理・賃貸型応急住宅・公営住宅提供)相談窓口を10月30日に開設するとともに、住宅の応急修理の受付を開始した。制度の概要等の情報は、ひがしまつやま災害臨時号及び市ホームページに掲載することで周知を図った。

【費用の限度額】

| 被害認定 | 限度額 |
|-------------|--------------|
| 全壊、大規模半壊、半壊 | 1世帯あたり59万5千円 |
| 一部損壊(準半壊) | 1世帯あたり30万円 |

【実績】

| 相談件数 | 受付件数 |
|------|------|
| 256件 | 230件 |

(令和元年12月31日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 内容 |
|--------|---|
| 10月18日 | 住宅に関する相談窓口について、ひがしまつやま災害臨時号に掲載 |
| 10月24日 | 制度の概要をひがしまつやま災害臨時第2号に掲載 |
| 10月29日 | 住宅支援制度(住宅の応急修理、賃貸型応急住宅、公営住宅提供)の概要をひがしまつやま災害臨時第3号に掲載 |
| 10月30日 | 住宅支援相談窓口を開設するとともに、住宅の応急修理の受付を開始 制度の概要を市ホームページに掲載 |

| 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---|---|
| 住宅支援相談窓口開設後に制度の変更があり、周知等に苦労した。また、全ての被災者が利用できる制度ではないため、聴き取りや説明に苦労した。 | ひがしまつやま災害臨時号以外に も、わかりやすい内容のチラシ等を作 成し、周知を速やかに実施する。 |

2). 賃貸型応急住宅について

賃貸型応急住宅は、災害救助法に基づき、災害により自らの資力では住居を確保することができない者に対して、埼玉県が借り受けた物件を入居から2年以内の範囲で供与するものである。

埼玉県により「賃貸型応急住宅供与事業実施要領」が10月25日に策定され、住宅支援相談窓口を10月30日に開設するとともに、賃貸型応急住宅の受付を開始した。制度の概要等の情報は、ひがしまつやま災害臨時号及び市ホームページに掲載することで周知を図った。

【実績】

| 相談件数 | 受付件数 |
|------|------|
| 60件 | 30件 |

(令和元年12月31日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 内容 |
|--------|---|
| 10月15日 | 賃貸型応急住宅の制度実施を埼玉県へ要請 |
| 10月18日 | 住宅に関する相談窓口について、ひがしまつやま災害臨時号に掲載 |
| 10月25日 | 埼玉県が「賃貸型応急住宅供与事業実施要領」を策定 |
| 10月29日 | 住宅支援制度(住宅の応急修理、賃貸型応急住宅、公営住宅提供)の概要をひがしまつやま災害臨時第3号に掲載 |
| 10月30日 | 住宅支援相談窓口を開設するとともに賃貸型応急住宅の受付を開始 |
| | 制度の概要を市ホームページに掲載 |

| 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------------|--|
| 対象者の基準に変更があり、周知等に苦 | 制度内容に変更等があった場合は、ひが |
| 労したが、速やかに実施することができ | しまつやま災害臨時号以外にもチラシ等を 作成して、周知を速やかに実施する。 |
| / | TFIX して、同角を述べかで未施する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 4 被災者の住宅支援

3). 公営住宅提供について

市営住宅の提供可能住宅を10月15日に確認し、避難所避難者に市営住宅の入居希望への 聴き取りを10月18日に開始した。避難所避難者の入居受付を10月21日に開始し、10月24日と 28日に入居した。

住宅支援相談窓口を10月30日に開設するとともに、市営住宅・県営住宅の抽選入居の受付を開始し、先着順募集を11月14日から行い、順次入居した。制度の概要等の情報は、ひがしまつやま災害臨時号及び市ホームページに掲載することで周知を図った。

【実績】

| 相談件数 | 受付件数 | 左の内、避難所避難者優先入居受付件数 | |
|------|------|--------------------|--|
| 38件 | 35件 | 13件 | |

(令和元年12月31日時点)

(1) 対応の時系列

| (1)),], [, 0) | 44.514.5.3 |
|-----------------|------------------------------------|
| 日付 | 内容 |
| 10月15日 | 市営住宅 提供可能住宅を確認 |
| | 市営住宅 現地確認・修繕開始(向台住宅・諏訪下住宅) |
| 10月18日 | 住宅に関する相談窓口について、ひがしまつやま災害臨時号に掲載 |
| | 避難所避難者へ入居希望の聴き取りを開始 |
| 10月21日 | 避難所避難者の入居受付を開始 |
| 10月24日 | 【公営住宅提供(避難所避難者優先入居)】 |
| | 入居件数:向台住宅4戸・諏訪下住宅1戸 |
| 10月28日 | 【公営住宅提供(避難所避難者優先入居)】 |
| | 入居件数:向台住宅8戸 |
| 10月29日 | 住宅支援制度(住宅の応急修理、賃貸型応急住宅、公営住宅提供)の概要を |
| | ひがしまつやま災害臨時第3号に掲載 |
| 10月30日 | 住宅支援相談窓口を開設 |
| | 【公営住宅提供(抽選入居)】 |
| | 受付期間:10月30日から11月6日 |
| | 募集戸数:市営住宅7戸、県営住宅31戸 |
| | 抽選会 :11月7日 |
| | 入居 :11月11日(県営住宅10戸) |
| | 制度の概要を市ホームページに掲載 |
| 11月14日 | 先着順募集を開始 |
| | 募集戸数:市営住宅7戸、県営住宅19戸 |
| | 入 居:随時(市営住宅7戸、県営住宅5戸) |

| 苦労した点・課題点・改善すべき | き点など 改善策・対応方法 |
|------------------|-------------------------|
| 緊急時の住宅提供可能戸数の把握 | 屋が必要 通常の市営住宅管理においても、緊急時 |
| である。 | の住宅提供可能戸数を把握しておく。 |
| また、市営住宅を提供する際の基 | 準・様式 また、今回作成した市営住宅を提供する |
| 等の作成・準備をしておく必要があ | oる。 際の基準・様式等を見直した上で備えてお |
| | < ∘ |
| | |

4). 被災した家屋の解体に関する制度(公費解体、自費解体償還)について

12月27日に令和元年台風第19号に係る被災建造物の公費による撤去等に関する規則、令和元年台風第19号に係る被災建造物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱の制定をし、制度についてひがしまつやま災害臨時号と市ホームページへ掲載をして周知を図った。

令和2年1月14日から被災家屋の解体に関する申請受付を開始した。

【実績】

| 項目 | 申請件数 |
|--------|------|
| 公費解体 | 59件 |
| 自費解体償還 | 10件 |

(令和2年9月30日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 内容 | | | |
|--------|-------------------------------------|--|--|--|
| 12月27日 | 「令和元年台風第19号に係る被災建造物の公費による撤去等に関する規 | | | |
| | 則」を制定した。 | | | |
| | 「令和元年台風第19号に係る被災建造物の撤去等を自ら実施した者に対す」 | | | |
| | る所要経費の償還に関する要綱」を制定した。 | | | |
| | 台風第19号により被災した家屋の解体に関する制度について(公費解体、自 | | | |
| | 費解体償還)を市ホームページに掲載した。 | | | |
| 1月6日 | 「被災家屋等解体・撤去管理業務」契約 | | | |
| | 「被災家屋等解体・撤去現場調査業務」契約 | | | |
| 1月14日 | 申請受付開始 | | | |
| 5月29日 | 「被災家屋等解体・撤去処理業務(その1)」契約・2件 | | | |
| 6月29日 | 「被災家屋等解体・撤去処理業務(その2)」契約・16件 | | | |
| 7月9日 | 「被災家屋等解体・撤去処理業務(その3)」契約・7件 | | | |
| 8月26日 | 「被災家屋等解体・撤去処理業務(その4)」契約・7件 | | | |
| 8月12日 | 「被災家屋等解体・撤去処理業務(その5)」契約・10件 | | | |
| 9月25日 | 「被災家屋等解体・撤去処理業務(その6)」契約・13件 | | | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------|---|---------------------------------------|
| 対応につい て | 規則・要綱・解体に係る単価設定等に時間を要したことから、申請受付開始・解体業務の発注(入札)が遅れてしまった。 | 家屋の修繕と公費解体は同時期に市民にアナウンスできるよう平時から準備する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 4 被災者の住宅支援

5). 宅地流入した土砂の受入れ

災害発生当初は、宅地に流入した土砂の受入れについて、災害時事務分掌において規定がないことから、道路課が担当することとし、水道庁舎東側駐車場への持込みや土のう回収を対応した。

【受入実績】

| 受入日 | 種別 | 受入量 |
|----------|-------|------|
| 10月26日 | 乗用車 | 16台 |
| ~ | 軽トラック | 188台 |
| 11月24日 | ダンプ | 80台 |
| 11月25日以降 | 土のう | 235袋 |

【受入実績(地域別)】

| 地域 | 受入量 |
|----------|----------|
| 早俣・正代地区 | 34台、225袋 |
| 毛塚・田木地区 | 2台 |
| 葛袋地区 | 115台、10袋 |
| 石橋地区 | 3台 |
| 下唐子・神戸地区 | 121台 |
| その他 | 9台 |

(1) 対応の時系列

| 日付 | 受入時間 | 内容 |
|--------|--------|------------------------------|
| 10月26日 | 8:30 | 受入場所である水道庁舎東側駐車場にて土砂受入れ(土のう袋 |
| \sim | \sim | は持ち帰り) |
| 11月24日 | 16:00 | |
| 11月25日 | | 道路課での回収又は各自で水道庁舎東側駐車場への持込みに |
| \sim | _ | よる土砂受入れ |
| 随時 | | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------|--|---|
| 担当課の把 握 | 災害から生じる土砂の受入れに関する災害時事務分掌の規定がなく、該当業務を実施する担当課が明確でなかった。 | 地域防災計画の見直しの中で、土砂の受入れについての 事務分掌を検討する。 |

3. 2. 5 市民相談窓口の設置及び運営

1). 市民相談窓口の設置及び運営について

被災者の相談にワンストップで対応するため、10月18日から市役所庁舎1階の玄関正面に総合受付窓口を開設し、その後、11月11日には分室1階に被災者生活再建支援室を開設した。窓口では、その相談内容に応じて、各担当課から職員を呼び出す形の運用を行い、相談者の負担を軽減するとともに、支援制度確認表を作成することで、支援制度等の説明や案内の漏れがないように対応した。

【実績】

| 項目 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 |
|-------------|------|------|------|------|
| 相談者数 (延べ人数) | 379人 | 506人 | 222人 | 186人 |

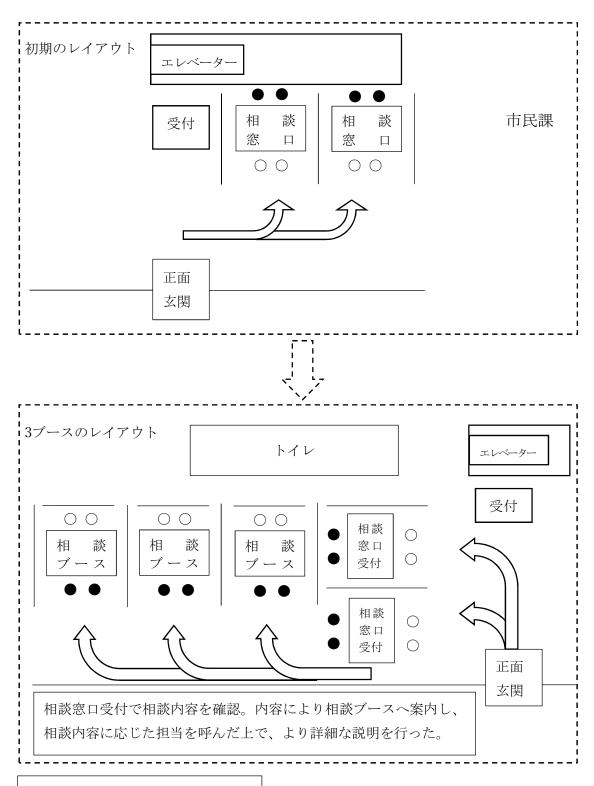
(令和2年2月1日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 内容 |
|--------|------|-----------------------------------|
| 10月17日 | _ | 本庁舎1階正面入り口付近に「台風第19号に関する市民相談窓口」 |
| | | 設置が決定し18日から開設するための準備作業 |
| 10月18日 | 8:30 | 「台風第19号に関する市民相談窓口」開設 |
| 10月28日 | _ | 「台風第19号に関する市民相談窓口」レイアウトを変更するととも |
| | | に、相談ブースを3ブース増設した。 |
| 11月11日 | _ | 分室1階に「被災者生活再建支援室」開設、本庁舎1階の「台風第19 |
| | | 号に関する市民相談窓口」と並行して運用した。 |
| 11月29日 | _ | 「台風第19号に関する市民相談窓口」を11月末で閉鎖し、12月以降 |
| | | は被災者生活再建支援室での対応に移行した。 |
| 12月~ | | 被災者生活再建支援室 |
| | _ | ・平日及び日曜日は8:30~17:15 |
| | | ・木曜日のみ20:00まで開設(土曜日なし) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--|---|--|
| 市民相談窓口や各種の場合のでは、一次を日のでは、一次では、一次では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これの | 窓口は、本庁舎1階市民ホール内に緊急 仮設した。市民ホールについては今後も類 似活用の可能性があるスペースとして、あ る程度の空間が確保されているとよい。 また、机、椅子、パーテーション等は、 臨機応変に対応ができるよう、可能な範囲 での予備備品の確保が必要と思われる。 | 市民相談窓口の開設及び運営に必要な事項(窓口のスペース確保と資機材の設置手順等)を整理するとともに、不足している資機材の調達を検討する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 5 市民相談窓口の設置及び運営



凡例 ○: 相談者 ●: 職員

3. 2. 6 被災者の健康管理及び衛生確保

1). 被災者の健康管理について

避難所における生活が長期に及ぶことにより、様々な健康への影響が懸念されるため、健康を守るための対策が重要である。そこで、避難生活の際に、病気にかからないよう、また、できるだけ健康に過ごしていただくため、保健師・看護師による各戸訪問や避難所巡回などを実施した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 内容 |
|-------------|---|
| 10月13日 | 避難所への日赤救護班派遣のための医療ニーズ確認について希望があるか、 |
| | 東松山保健所から照会があり、派遣を依頼 |
| 10月14日 | 日赤災害対策担当、東松山保健所、市保健師による4避難所巡回で医療ニー |
| | ズ確認の結果、日赤救護班の派遣なしと決定 |
| 10月15日 | 比企郡市歯科医師会から避難所支援の確認があり、支援を依頼 |
| | 市保健師、東松山保健所保健師による4避難所巡回(18:45~22:00) |
| 10月16日 | 市保健師、東松山保健所保健師による4避難所巡回(9:30~12:00) |
| 10月17日 | 比企郡市歯科医師会歯科医師、歯科衛生士が4避難所に歯ブラシ(大人・小 |
| | 児)、歯磨剤(大人・小児)、義歯ケースを無料配布 |
| | 日中、2避難所(松山・野本)に保健師(千葉県富津市からの応援職員)滞在 |
| | 4避難所に口腔ケアのリーフレットを掲示 |
| | 健康相談チラシ「被災された方へ」を被災地区に配布してもらうよう、高坂・ |
| | 唐子民生委員代表に渡す。 |
| 10月18日 | 東松山保健所管内災害時医療対策会議の開催(主催・場所: 東松山保健所) |
| | 日中、2避難所(松山・野本)に保健師(千葉県富津市からの応援職員)滞在 |
| | 4避難所に健康相談チラシ「被災された方へ」「健康を保つポイント」を配架 |
| | テルモ㈱からの支援物資(血圧計、体温計)を4避難所に設置 |
| | 東松山保健所管内市町村会議の開催(主催・場所: 東松山保健所) |
| 10月19日 | 市民病院院長、看護部長、看護師2人が4避難所訪問及び被災地視察(早俣地 |
| | 区) |
| | 10月19日~11月10日 毎週土・日、11日17日・24日 8:30~17:15 |
| | 健康相談・消毒電話応対のため、保健センター開庁 |
| 10月20日 | 比企郡市歯科医師会歯科医師が4避難所に義歯洗浄剤を無料配布 |
| | 日中、市保健師による4避難所巡回 |
| 10月21日 | 市民病院看護部内で今後の支援方針等について協議 |
| | 10月21日~31日 毎日 市保健師又は市民病院看護師が各避難所に夜間滞 |
| 10 11 00 11 | 在 (18:00~20:00) |
| 10月23日 | (一社)日本保険薬局協会からの支援物資(救急箱)を4避難所に設置 |
| | 4避難所に感染症予防の「うがい・手洗い・手指消毒」の大きい紙を掲示 |
| | 避難所訪問や被災地訪問について健康福祉部と市民病院で協議 |
| 10月24日 | 埼玉県歯科医師会の援助物資(歯磨剤、義歯洗浄剤)を早俣地区の戸別訪問 |
| | 時に無料配布 |
| | 10月24日・27日 市保健師による早俣地区各戸訪問 |
| | 健康相談、マスク、手指消毒薬、歯磨剤又は義歯洗浄剤を配布 |
| 10月25日 | 訪問件数 82件(在宅51件、留守31件) |
| 10月25日 | インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任について、埼玉県から昭今 |
| 10月30日 | 玉県から照会 避難所訪問や被災地訪問について健康福祉部と市民病院で協議 |
| 10月30日 | 姓粃/川川で恢火地訓川について健康領性部と川氏内院で協議 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援 3. 2. 6 被災者の健康管理及び衛生確保

| 日付 | 内容 |
|--------|--|
| 10月31日 | ㈱グリーンウェルからの支援物資(除菌消臭 噴霧器10台)を避難所(野本 |
| | 2台、松山2台、丘陵1台)に設置 |
| | インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任通知、埼玉県 |
| | から発出 |
| | 11月2日~9日 週3日 (火・木・土) 市保健師又は市民病院看護師が各避 |
| | 難所に夜間滞在(18:00~20:00) |
| 11月5日 | インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任通知、埼玉県 |
| | から市危機管理課に到着 |
| | 11月5日~7日 市保健師又は市民病院看護師による被災地区巡回訪問 |
| | 健康相談、マスク、手指消毒薬を配布し、感染症予防について声掛け |
| | 訪問件数 485件(在宅257件、留守228件) |
| 11月8日 | 災害救助法による事務委任を受けているインフルエンザ予防接種について |
| | 実施しないことを、市危機管理課から県消防防災課に連絡 |
| 11月12日 | 11月12日~16日 週3日(火・木・土) 市保健師が各避難所に夜間滞在(18:00 |
| ~ | \sim 19:30) |
| 11月16日 | ※避難者減少により滞在時間短縮 |
| 11月19日 | 11月19日~23日 週3日(火・木・土) 市保健師が各避難所に夜間滞在(18:00 |
| ~ | \sim 18:45) |
| 11月23日 | ※避難者減少により滞在時間短縮 |
| 11月25日 | 11月25日~12月5日 週2日(月・木) 市保健師が各避難所に夜間滞在(18:00 |
| ~ | \sim 18:45) |
| 12月5日 | ※12月2日、12月5日は避難者不在のため中止 12月8日全避難所閉鎖 |
| 11月27日 | 11月27日~28日 市保健師又は市民病院看護師による被災地区再巡回訪問 |
| \sim | (前回留守宅を訪問) |
| 11月28日 | 健康相談、マスク、手指消毒薬を配布し、感染症予防について声掛け |
| | 訪問件数 253件(在宅63件、留守190件) |

| 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---|--|
| 避難所巡回が連日となったため、保健師の確保に苦労したが、途中から市民病院看護師の応援体制をとった。 保健師が避難所を巡回する時間帯について、昼間は多くの方が自宅の復旧作業のため不在、夕方からは食事・入浴のため外出しており、日によってお会いできない避難者がいた。 | 避難者による自己診断が可能なチェックシートを準備し、避難者不在時の記入(関係者による代筆も含む)を要請し、回収することで、避難者の健康状態の把握に努めることを検討する。 |
| 「被災者の健康管理及び衛生確保」は、健康推進課の事務分掌となっており、負傷者対応など市民病院に一次的に求められる業務がほとんどなかったため、院内でのコンセンサスをとり、健康推進課のサポートをする形で被災者支援を実施した。健康推進課とは、災害対策本部会議での情報共有はもとより、個別に打ち合わせるなど連携体制は円滑であったと考える。ただ、災害発生後、ある程度早期に健康福祉部と今後の支援方針を協議できる場があれば、もっとよかったと思われる。 | 災害対策本部に各部からの 情報連絡員が情報共有や活動 連携を行うためのミーティン グスペースを設ける等、各部 間の連携と災害対策本部との 情報共有することができる環 境整備を検討する。 |

2). 浸水家屋の消毒について

消毒作業が困難な方を対象に、屋内の洗浄と乾燥後に屋内の消毒を実施した。

【職員による床上浸水家屋の消毒実施状況】

| 期間 | 問合せ件数 | 消毒実施件数 |
|---------------|-------|--------|
| 10月15日~10月31日 | 166件 | 89件 |
| 11月1日~11月30日 | 29件 | 44件 |
| 12月1日~12月31日 | 5件 | 9件 |
| 合 計 | 200件 | 142件 |

(令和元年12月31日現在)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 内容 |
|--------|------------------------------------|
| 10月14日 | 市ホームページに「水害時の感染症予防(消毒等)」をアップし、消毒方法 |
| | を掲載 |
| 10月15日 | 被災者から消毒依頼を受けた家屋の消毒を、職員により実施 |
| | 問合せ200件、消毒実施142件(令和元年12月31日現在) |
| 10月19日 | 10月19日~11月10日 毎週土・日、11日17日・24日 |
| | 健康相談・消毒電話応対のため、保健センター開庁 |
| 10月30日 | 市ホームページ「水害時の感染症予防(消毒等)」に、市の消毒は応急処置 |
| | であること、埼玉県から紹介された消毒業者協会「埼玉県ペストコントロー |
| | ル協会」のアドレスを追加 |

| 項目 苦労した点・課題点・改善すべき点など 改善策・対応方法 災害発生当初、多数の電話問合せがあり 混乱したことから、途中から消毒依頼専用 の受付用紙を作成し対応した。 被災者からの消毒に関する問合せに対し、当初は、「いつ消毒に行けるかはわからない」、「屋外・床下の消毒は原則不要と厚生労働省から言われている」と伝えると、不安・不満をあらわにする人もいた。 消毒ペースのつかめた消毒開始1週間後からは、以下の点をお伝えする対応をとった。 ・消毒依頼の電話を受け付けてから2日から5日程度で消毒に何えること。 ・治毒核頼の電話を受け付けてから2日から5日程度で消毒に何えること。 ・産外・床下の消毒は厚生労働省から原則不要と言われているが、保健所や消毒業者の協会にも確認すると同じ回答であったこと。 ・消毒業者の協会の方からは、屋内の消毒や感染防止のマスク着用・アルコール手指消毒を徹底したほうがよいと案内されていること。 |
|--|
| 混乱したことから、途中から消毒依頼専用の受付用紙を作成し対応した。被災者からの消毒に関する問合せに対し、当初は、「いつ消毒に行けるかはわからない」、「屋外・床下の消毒は原則不要と厚生労働省から言われている」と伝えると、不安・不満をあらわにする人もいた。消毒ペースのつかめた消毒開始1週間後からは、以下の点をお伝えする対応をとった。・消毒依頼の電話を受け付けてから2日から5日程度で消毒に伺えること。・産外・床下の消毒は厚生労働省から原則不要と言われているが、保健所や消毒業者の協会にも確認すると同じ回答であったこと。・消毒業者の協会の方からは、屋内の消毒や感染防止のマスク着用・アルコール手指消毒を徹底したほうがよいと案内されて |
| |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 6 被災者の健康管理及び衛生確保

3). 浴場の無料開放について

台風の影響による自宅での入浴が困難な方に向け、市民福祉センター及び市民健康増進 センターの浴場を無料で開放した。

【利用時間】

| 施設 | 利用時間 | |
|------------|--------------------------|--|
| 市民福祉センター | 10:00~20:00 (入場は19:30まで) | |
| 市民健康増進センター | 10:00~21:00 | |

【実績】

| 施設 | 被災者利用人数 | ボランティア利用人数 |
|------------------|---------|------------|
| 市民福祉センター(延べ人数) | 2,153人 | 134人 |
| 市民健康増進センター(延べ人数) | 1,071人 | |

(令和元年12月31日現在)

【月間利用者】

| 月 | 施設 | 被災者利用人数 | ボランティア利用人数 |
|-----|------------------|---------|------------|
| 10月 | 市民福祉センター(延べ人数) | 689人 | 31人 |
| | 市民健康増進センター(延べ人数) | 596人 | |
| | 10月合計 | 1,285人 | 31人 |
| 11月 | 市民福祉センター(延べ人数) | 867人 | 80人 |
| | 市民健康増進センター(延べ人数) | 378人 | |
| | 11月合計 | 1,245人 | 80人 |
| 12月 | 市民福祉センター(延べ人数) | 597人 | 23人 |
| | 市民健康増進センター(延べ人数) | 97人 | l |
| | 12月合計 | 694人 | 23人 |

| 日付 | 内容 |
|--------|--------------------------------------|
| 10月14日 | 被災者に対する浴場の無料開放について市ホームページに掲載した。 |
| | 市民福祉センター 10:00~16:30 |
| | 市民健康増進センター 10:00~21:00 |
| 10月15日 | 市民福祉センターの浴場利用時間を20:00まで延長し、市ホームページに掲 |
| | 載した。 |
| | 台風第19号被害に伴う支援情報(浴場無料開放・災害ボランティアセンター |
| | 開設・感染症予防・一時保育による無料預かり)としてチラシを作成した。 |
| 10月16日 | 作成したチラシを被災した15地区の地元区長に直接届けた。 |
| 12月17日 | 被災者支援のため、市民福祉センターが年末年始休館日となる下記期間につ |
| | いて、浴場を開放することを決定した。 |
| | 開放時間 12月29日(日)~1月3日(金)16:00~20:00 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------|--|--|
| 周知の方法 | 浴場の無料開放の周知方法として、市ホームページへの掲載と地域へのチラシ配布では時間的なずれが発生しているため、市ホームページが閲覧できない環境の市民については、情報の把握に遅れがある。 | 市ホームページの掲載や地域へのチラシ配布のほか、市民への情報発信の方法について検討する。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 7 児童、生徒等への支援

3. 2. 7 児童、生徒等への支援

[未就学児]

1). 子育て支援課における対応

子育て支援センターは、就学前までの子どもと保護者が一緒に低額で利用できる施設で 市内にはソーレ・マーレがあるが、台風の影響により、10月12日及び10月13日を臨時休館 とした。

また、10月14日から、子育て支援センターソーレ・マーレの利用について、被災者の利用対象を小学6年生まで拡大し、入館料を無料とした。10月15日から一時避難場所の子育て世帯の情報収集を行ったが、同日に職員と場所の確保が困難なことから一時保育の実施を見送る。

10月18日に一時避難場所での支援物資の保管が難しいことから、マーレにおいて子育て用の支援物資を保管・配布することを決定した。その後、庁内主管課に支援制度の取りまとめと今後の案内について報告した。

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|------|---------------------------------|--|
| 10月10日 | 午後 | ソーレ・マ ーレ等の臨 時休館等に ついて | ソーレ・マーレについて、10月12日,13日を臨時休館 とする。 拠点事業の子育てひろば(仲よし保育園)について、 12日(土)を中止とする。 子どものひろば(各市民活動センター)について、12 日(土)を臨時休業とする。 |
| 10月13日 | 午前 | 子どものひ ろばの臨時 休業の延長 について | 子どものひろばについて、高坂市民活動センターを除き10月14日まで臨時休業とする。 高坂市民活動センターの子どものひろばは、当面の 間、臨時休業とする。 |
| 10月14日 | 9:30 | ソーレ・マ ーレの被災 者利用につ いて | 被災者の利用対象を小学6年生まで拡大し、入館料を無料とする。 証明等は必要とせずに、住所と氏名と子どもの年齢を記入して入館を可能とする。 10月16日から対応内容を窓口掲示し、10月17日から市ホームページに掲載する。 |
| 10月15日 | 午前 | 一時避難場 所への訪問 について | 子育て支援課及び保育課職員により、2班2人体制で各一時避難場所(3地区の市民活動センター・野本コミュニティセンター)を訪問し、子育て世帯等の避難者情報を収集する。 一時避難場所に被災者の姿はなく、名簿やセンター職員等から情報収集するとともに、マーレでの支援物資の提供について案内する。対応状況について、事務対応状況報告書において政策推進課へ報告する。(10月17日) |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|----------|----------|------------------|--|
| 10月15日 | 11:30 | ソーレ・マ | ソーレ・マーレにおいて、主任児童委員と協力し、自 |
| | | ーレの支援 | 主事業として支援物資を収集している旨の報告を受け |
| | | 物資の受入 | る。 |
| | | れについて | 衣服・靴・紙オムツ・おしりふき・タオル類・粉ミル |
| | | | ク(いずれも新品のみ)を17日まで収集し、順次、被 |
| | | | 災者へ配布する報告を受ける。 |
| | 15:00 | ソーレ・マ | 一時保育の実施については、現段階ではスペースやマ |
| | | ーレで一時 | ンパワーが足りないことから対応しないことを確認す |
| | | 保育を実施 | 5. |
| | | しないこと | (まつやま保育園及びわかまつ保育園で一時預かりを |
| | | について | 無料で実施する。) |
| 10月18日 | 12:20 | マーレによ | マーレについては、一時避難場所を補完するという位 |
| | | る支援物資 | 置付けで支援物資の保管・配布することを農政課(支 |
| | | の保管・配 | 援物資担当)と確認する。 |
| | | 布について | 支援物資の保管・配布については、一時避難場所が役 |
| | | | 割を果たすべきではあるが、一時避難場所もスペース |
| | | | がないとのことで上記内容を確認する。(10月18日 |
| | F- 1/2 | h et nort - | 13:15地域支援課(避難所担当)確認) |
| | 午後 | 各種制度の | 以下の項目について、政策推進課へ報告する。 |
| | | 取りまとめ | ①子育て支援センターの利用、②こども医療費の特別 |
| | | の報告 | 措置、③児童手当の特別措置、④児童扶養手当の特別 |
| | | | 措置、⑤ひとり親家庭等医療費の特別措置、⑥母子父 |
| | | | 子寡婦福祉資金貸付金 |
| | | | 上記内容に、子育てに関する相談(子育て支援課・子 |
| | | | 育て世代包括支援センター)を加えて、市ホームペー |
| 11 0 5 0 | | フタイル明 | ジに掲載する。(日時不詳) |
| 11月5日 | | 子育てに関 | 子育てに関する支援を取りまとめ、ひがしまつやま災 |
| | | する支援に | 害臨時第4号に掲載する。 掲載項目(子育て支援センターの利用について/一時 |
| | | ついて、ひ がしまつや | 掲載項目(子目で文後センターの利用について/一時 保育について/子育て支援に関する相談について/児 |
| | | ま災害臨時 | 強制について/ 子間で文法に関する相談について/ 允 |
| | | ま火吉臨时 第4号に掲 | 重伏後子ヨ・いとり税家庭寺医療負の特別指直/ 母子 家庭・父子家庭・寡婦の方を対象に福祉資金や償還金 |
| | | 載 | 家庭・大丁家庭・雰帰り方を内家に個位員並へ員逐並 の支払猶予) |
| 12月4日 | 9:30 | 戦 沐浴のでき | 地域支援課から、毛塚地区住民が高坂丘陵市民活 |
| 14/14 円 | 3.30 | る場所につ | 動センターにベビーバスを持って来て沐浴させてい |
| | | いて | る。福祉センターなどを案内しているが、近くに対応 |
| | | | できる場所を探しており、マーレの利用について相談 |
| | | | を受ける。 |
| | | | 子ども未来部として、たかさか保育園での対応を可能 |
| | | | とした。事前に連絡するなどの利用調整が必要である |
| | | | ことを地域支援課に連絡する。 |
| | | | (現在まで利用者はなし) |
| | <u> </u> | I | (2012 or 5/19/14 til 16/6 C) |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援 3.2.7 児童、生徒等への支援

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--|--|---|
| マーレによる支援物資の一時保管について | マーレについては、正式な支援物資の保管場所の位置付けがなかったが、子育て世帯の被災者に必要な物資(オムツや生理用品)を配布する機能を果たした。 | 支援物資を保管する物資拠 点については、今後関係各課 と協議し検討する。 |
| 被災された 子育て世帯 への支援に ついて (全般) | 災害発生当初に単独で一時避難場所へ訪問した以外は、健康推進課による巡回訪問時にニーズがあれば報告依頼するに留まる。 被災者台帳が整理された段階で、未就学児のいる被災世帯で地域・社会から孤立している可能性のある世帯への直接対応(電話等)が必要と考える。(実施済み) | 一時避難場所への訪問及び 被災者台帳から、早急に被災 した子育て世帯の全体を把握 する。その後、関係各課と情 報共有し、それぞれの世帯の 必要性に応じた被災者支援を 担当部署が実施する。 |
| 沐浴のでき る場所につ いて (関連) | 入浴について、特別な配慮を要する場合 がある乳児、高齢者、障害者などは個別の 部署が対応すればよいと考えるが、被災者 全体の入浴については担当が不明である。 | 災害時の事務分掌について は、今回の災害対応を踏まえ 見直しを行う。 |

2). 保育課における対応

市内保育施設、幼稚園等に、施設の被害状況、職員や児童の安否を確認した。 また、被災された方が自宅等の片付けや掃除等の際に、子どもを預ける必要がある場合、 まつやま保育園及びわかまつ保育園での一時保育を無料で実施した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|------------|------------------------------|--|
| 10月11日 | _ | 市内各保育 施設等へ台 風情報の周 知 | 各施設へ気象庁からの台風情報及び避難について周知する。 |
| 10月12日 | 10:00 ~ | 保育状況の 確認 | 各保育施設に開所状況、開所している場合は保育を している児童数について確認 |
| | 16:00 | | 全ての児童が保護者に引き渡されたことを確認 |
| 10月13日 | 9:00 ~ | 施設被害状 況の確認 | 各施設の被害状況について、保育課職員による目視 や電話等によって確認する。 |
| 10月15日 | _ | 開園状況安否確認 | 市内の全保育施設等について、通常どおり開園して いることを確認 施設職員や利用児童の安否確認を施設に依頼 |
| 10月16日 | _ | 無料の一時 保育 | 自宅の片付けや掃除等の際に、子どもを預ける必要がある場合、まつやま保育園及びわかまつ保育園で、無料の一時保育を開始(1歳児~5歳児) |
| 10月24日 | _ | 無料の一時 保育対象年 齢を拡大 | まつやま保育園において、0歳児の無料一時保育も開始 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|--|--|
| 無料の一時 保育 | 0歳児からの一時保育についても要望があったが、安全に実施するためのスペースや職員の確保などの問題で、災害発生直後の対応が困難だった。 | 今回実施したまつやま保育 園及びわかまつ保育園がベー スとなるが、他施設、特に被 災地域に近い保育園での一時 保育の実施について、検討を 要する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 7 児童、生徒等への支援

[児童、生徒]

1). 学校教育課(全般)における対応

市内11小学校、5中学校に、施設の被害状況、教職員の安否確認を行い、各学校へ児童 生徒の安否確認、被災状況の把握を実施した。

具体的には、台風被害を受け10月13日に、まず学校施設の被害状況及び教職員の安否確認が行われた。次に、児童生徒の安否確認及び通学路の確認について各学校へ指示した。その後、現地へ訪問した。翌日、各学校で教職員が児童生徒や学用品の被災状況等を聞き取った情報を適宜収集し、一覧としてまとめた。それを受けて、週明けの学校の通常授業を決定した。10月15日から登校の見守り、災害を起因として欠席している生徒の把握、被災した児童生徒への支援対策を実施した上で、通常どおり授業を行った。被災したことによる心的なストレスのケア、感染症予防への取組、受験生に対しての配慮を十分に考慮して実施しながら、通常どおりの授業を続けた。

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|-------|---------------------------|
| 10月11日 | 9:00 | 台風への準 | 市内各小・中学校へ |
| | ~ | 備 | ○台風に関する情報提供と注意喚起 |
| | | | ○児童生徒への指導依頼 |
| | | | ・通学路の危険箇所の確認 |
| | | | ・増水した川や堀に近づかないこと |
| | | | ・強風による落下物や切れた電線に注意 |
| | | | ・避難場所の確認等 |
| | | | ○緊急連絡体制の確認 |
| | | | ○支障報告依頼 |
| 10月13日 | 8:30 | 教職員の安 | 学校施設の被害状況及び教職員安否確認(各学校 |
| | ~ | 否確認、学 | 校長又は教頭)《電話確認》 |
| | | 校施設の被 | |
| | | 害状況確認 | |
| | 9:30 | 各学校へ被 | 児童生徒の安否確認及び被災状況(家屋の被災状 |
| | \sim | 災状況確認 | 況・避難状況・学用品の被災状況)の確認、教職員 |
| | 12:00 | 指示 | の被災状況を各学校(校長、教頭)に指示。通学路 |
| | | | を確認するよう指示 |
| | | | 【期限】14日(月・祝)正午までに学校教育課に報告 |
| | 10:00 | 現地確認 | 各小・中学校に現地確認(二人一組で対応) |
| | ~ | | 被害があった学校及び避難所を開設した学校を主に |
| | 14:30 | | 確認 |
| | 10:00 | 通学路の確 | 建設部に通学路の被害状況や通行止めなどの状況を確 |
| | \sim | 認 | 認 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|------------------|--|
| 10月13日 | 14日正 | 【各学校で | 【各小・中学校が確認を実施】 |
| | 午まで | 対応】 | ①各学校に教職員が参集し、教職員の安否や被災状 |
| | の報告 | 被災状況の | 況を確認 |
| | のため | 確認 | ②児童生徒に担任等から連絡をとり、安否状況及び |
| | 各校適 | (13日又は | 被災状況(家屋の被害状況や避難状況、学用品の被 |
| | 宜情報 | 14日に実 | 災状況)について確認 |
| | の収集 | 施) | ③通学路の確認 |
| | 13:00 | 高坂小学校 | 高坂小の避難所閉鎖に伴い、状況を確認(教育長・ |
| | \sim | 現地確認 | 教育部長・教育部次長・副主幹) |
| | 14:00 | | トイレの水が流れないとの情報(停電の影響)があ |
| | | | り、校内及び体育館のトイレを全て確認し、水を流 |
| | | | す対応をとる。 |
| | | | 避難所で使用した体育館及び教室棟(1階)はおお |
| | | | むねきれいな状態となっていた。 |
| | 13:00 | 情報収集 | 各学校からの報告を収集、現地確認の報告を確認 |
| | \sim | 114 171 0 2714 | The state of the s |
| | 18:00 | | |
| 10月14日 | 8:30 | 【各学校で | 【各小・中学校が確認を実施】 |
| | \sim | 対応】 | ①各学校に教職員が参集し、教職員の安否や被災状 |
| | 12:00 | 被災状況の | 況を確認 |
| | | 確認 | ②児童生徒に担任等から連絡をとり、安否状況及び |
| | | (13日又は | 被災状況(家屋の被害状況や避難状況、学用品の被 |
| | | 14日に実 | 災状況)について確認 |
| | | 施) | ③通学路の確認 |
| | | 通学路の確 | 建設部に通学路の被害状況や通行止めなどの状況を |
| | | 認(市教育 | 確認 |
| | | 委員会) | 南中学校に通行止め状況、道路状況を報告(特に通 |
| | | 午前中に南 | 学路の被害が大きかった葛袋・神戸・正代を中心) |
| | | 中学校報告 | |
| | | 各学校の被 | 各学校からの被害状況、児童生徒安否(家屋の被害 |
| | | 害状況報告 | 状況や避難状況、学用品の被災状況)、通学路の状 |
| | | 一覧作成 | 況の報告を一覧としてまとめる。 |
| | | 登下校の見 | 【通学路の確認】見守り隊、保護者に登下校の支援 |
| | | 守りの依頼 | 依頼(各学校にて依頼) |
| | | 週明けの学 | 各学校の状況報告により、通常どおり授業を行うこ |
| | | 校の通常授 | とを決定 |
| | | 業を決定 | |
| 10月15日 | 7:30 | 登校指導 | 指導主事が浸水のあった地域(高坂小学校、唐子小 |
| ,,, | | (高坂小・ | 学校、南中学校)へ登校指導に入り、安全に登校で |
| | | 唐子小・南 | きているか確認 |
| | | 中通学路) | ①葛袋付近(南中通学路) |
| | | , . <u></u> , ", | ②神戸付近(唐子小通学路) |
| | | | ③正代・あずま町付近(高坂小・南中通学路) |
| | | | ④その他(公用車で被害が大きかった付近を巡回) |
| | | 被災により | 今回の災害を起因として欠席となっている児童生徒 |
| | | 欠席となっ | 数を毎日報告することを各学校に依頼 |
| | _ | ている児童 | 欠席数が、全体で0人になるまで継続 |
| | | 生徒数の確 | Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z |
| | | 認 | |
| | | th, C. | |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援 3.2.7 児童、生徒等への支援

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|-------|-------------------------|
| 10月15日 | | 被災した児 | 今回の災害による心的ストレスを抱える児童生徒の |
| | _ | 童生徒に対 | ケアをスクールソーシャルワーカーやスクールカウ |
| | | しての支援 | ンセラー、臨床心理士等が対応に当たるように指示 |
| | | 対策の実施 | |
| | | 災害避難に | 上記の欠席となっている児童生徒数の確認を受け、 |
| | _ | よる欠席状 | 状況表の作成 |
| | | 況表の作成 | |
| | | 各学校の被 | 各学校からの被害状況、児童生徒の安否(家屋の被 |
| | _ | 害状況報告 | 害状況や避難状況、学用品の被害状況)、通学路の |
| | | 一覧作成 | 状況の報告を一覧としてまとめる。 |
| 10月17日 | 8:30~ | 被災した児 | スクールソーシャルワーカー、臨床心理士を派遣 |
| ~ | 今後適 | 童生徒に対 | し、被災による心的ストレスを抱える児童生徒のケ |
| 10月23日 | 宜実施 | しての支援 | アに当たる。学校側からは、養護教諭も合流して、 |
| | | | 対応した。 |
| 10月23日 | | 感染症予防 | 「登下校の通学路に係る感染症予防の対応について |
| | _ | に関する文 | (お願い)」の文書を関係学校保護者に配布した。 |
| | | 書の発出 | |
| 10月28日 | _ | 支障報告 | 埼玉県教育委員会へ学校の支障報告を行った。 |
| 12月16日 | | 受験生への | 関係学校では、被災した受験を控えた中学3年生に |
| | | 配慮 | 対して勉強のための配慮を行った。 |
| | _ | | 期末テスト前に、自習室を開設した。 |
| | | | 三者面談を実施した。(10月末、12月) |
| | | | 生活アンケートをもとにして面談を実施した。 |
| | | | 冬季休業中に英語と数学の補習を行った。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---|--|---|
| 災害(水害) 時の、緊急 対応マニュ アル | マニュアル(水害時)を作成していなかった。 校長会(1月9日)で教育委員会が作成したマニュアルを参考として示し、学校ごとに速やかに作成することを指示した。あわせて、災害マニュアル全体を見直すように依頼した。 | 水害対応の基本的な実施内容を定めた標準マニュアル(学校向け)を作成する。 周囲の危険箇所(洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲)を踏まえて、各小・中学校の地域特性に沿った水害対応マニュアルを整備する。 |
| スクールソ ーシャルワ ーカー、ス クールカウ ンセラーの 対応 | 被災した児童生徒が大勢いたため、一人 一人に応じたきめ細かい相談を行うことが できなかった。 | 被災児童生徒の心のケアを 実施するスクールソーシャル ワーカー、スクールカウンセ ラーが不足する場合、埼玉県 に有資格者の人的支援を要請 するとともに、関係団体へ直 接連絡することで、被災者支 援体制を強化する。 |

2). 就学援助

市立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者のうち、就学に際して必要となる費用 (学用品費・給食費など)の支払が困難と認められる方に対して、市が費用の一部を援助 する制度。

11月8日付けで、令和元年東日本台風の被災者に対して就学援助制度の適用が受けられるよう拡充を決定した。11月25日から就学援助制度の案内を、学校を通して被災された世帯へ送付した。12月18日に提出期限を迎え、同日認定処理を行った。翌年1月10日に第1回目の就学援助費の支給日を迎えた。就学援助費は毎年度申請してもらう必要がある。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|-----------|-------------------------|
| 11月8日 | 被災による就学援 | 被災された世帯へ、東松山市就学援助制度の拡充。 |
| | 助の認定について | 就学援助支給要綱は変更せず、市長が定められる部 |
| | | 分で拡充(市長決裁) |
| 11月12日 | 補正予算要求(就 | 中学校分は執行残により対応可能だったため、小学 |
| | 学援助) | 校分2, 461, 000円を計上 |
| | 就学援助案内作成 | 被災児童生徒保護者用に案内を作成 |
| 11月25日 | 就学援助案内の送 | 就学援助の案内を被災された世帯へ渡すよう学校に |
| | 付(市教育委員会 | 依頼。部数を庁内メール便にて送付 |
| | から学校) | 各学校で該当者に仕分して配布した。 |
| 11月27日 | 就学援助案内の送 | 各学校を通じて、被災された世帯へ、東松山市就学 |
| | 付(学校から保護 | 援助制度について案内。必要書類や申請の期日、援 |
| | 者) | 助費目について知らせた。 |
| 12月18日 | 就学援助費支給申 | 保護者宛て文書の中にあった提出期限。この日まで |
| | 請書の提出期限 | に小学校67件、中学校10件の申請があった。 |
| | 認定処理 | 罹災証明書により、申請世帯全てが床上浸水である |
| | | ことを確認し、認定通知を発送した。 |
| 1月10日 | 参考) 就学援助費 | ・第1回目の就学援助費の支給日 |
| | の支給 | ・保護者口座に給食費等を振込 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------|--|-----------------------------|
| 制度の拡充について | 現在の制度を用いてどのように拡充するか、初めてのことであったため、対応が決められておらず、時間が掛かってしまった。今後は、今回の方法をモデルとするため、迅速な対応ができると考えられる。 | 今回実施した就学援助の対応方法や検討事項等を整理する。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 7 児童、生徒等への支援

3). 学用品の給与

災害救助法に基づき、滅失・破損した教科書等の学用品の無償給与が受けられる。10月14日に教科書及び学用品の滅失等の有無を確認したため、対象校6校に調査を依頼した。

提出された調書から必要と思われる学用品を把握・整理すると同時に、詳細が確認できない児童生徒に適宜電話連絡する。10月28日に1回目の支給を実施し、引き続き連絡がつかない児童生徒には個別通知を送って対応する。11月1日に2回目の支給、11月11日に3回目の支給、11月14日に4回目の支給を実施し、それぞれ、前回の期日までに間に合わなかったものを随時配送した。11月12日、13日には高等学校への生徒に対しての配送も行った。4回目配送後も給与が完了していない児童生徒に対しては再度個別通知を送付し、個別対応を継続し、年内には把握している児童生徒全ての発注が完了した。

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---|---|
| 10月14日 | 午前 | 被害状況の把握 | 各学校からの報告により、台風による教科書及び学用品の滅失等の有無を確認 【対象校6校:唐子小、高坂小、野本小、桜山小、南中、白山中】 |
| 10月15日 | 午前 | 給与に係る 予算の調整 | 学用品等の給与に係る予算流用について、財政課と 協議 |
| | 19:54 | 教科書の必要数の調査 | 災害救助法が適用されることを受け、国・県からの 通知に先立ち、被災した児童生徒に再給与する教科 書の把握を6校に依頼 |
| 10月16日 | 11:02 | 給与する学 用品の調査 | 6校に児童生徒の学用品の喪失及び損傷の状況につ いて、調査を依頼 |
| 10月17日 | _ | 給与する学 用品の調査 | 調書が提出された学校から、随時、被災した児童生 徒の必要とする学用品を把握・整理し始める。 |
| | 14:40 | 教科書の必 要数の調査 | 県から教科書の再給与に関する通知があったことを 受け、6校に教科書把握の回答期限を10月24日まで とする旨、連絡 |
| 10月18日 | 17:00 | (㈱「ロジャ ース」から の学用品寄 贈 | 受領場所:高坂小学校 被災した小・中学校の児童生徒への学用品を寄贈していただいた。 小学生低学年用 連絡帳・下敷き・えんぴつ・赤えんぴつ・えんぴつ削り・消しゴム 小学校高学年用 5mm方眼・下敷き・えんぴつ・赤えんぴつ・えんぴつ削り・消しゴム 中学生用 ノート・蛍光ペン・シャーペン・定規・消しゴム |
| 10月21日 | 午前午後 | (株) 「ロジャら お贈品を 学校に を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | 床上浸水の被害に遭った児童・生徒に対して寄贈いただいた品を仕分し、各学校に配布 (野本小・唐子小・桜山小・南中・白山中、※高坂小分は受領日に配布済) 給与する学用品のうち、保護者に詳細の確認が必要 |
| | | 用品の調査 | なもの(例:体育着のサイズが未記入など)につい て、電話連絡を実施する。 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-----------------------|----------|--|--|
| 10月22日 | 適宜 対応 | 給与する学 用品の調査 | 学用品の詳細が確認できない児童生徒について、引き 続き保護者に電話で連絡する。 学用品の購入先や金額について情報収集する。 |
| 10月23日 | 午前 | 高等学校等の生徒への対応 | 高等学校等の生徒に対する学用品支給についても市町村で対応する旨、埼玉県立松山高等学校から情報提供を受け、対応を検討。関係する高等学校等から連絡が入った場合には、状況を聞き取り整理することとする。 |
| 10月25日 | _ | 給与する学 用品する調査 用品する購入 利品書の調査 要数の調査 | 学用品の詳細が確認できない児童生徒について、引き続き保護者に電話で連絡する。 掛け売りに対応しているカインズ東松山高坂店、カインズなめがわモール店で学用品を購入市内小・中学校の体育着等を取り扱うセキグチ洋品店に発注 教科書再給与の必要数を県教育委員会に報告 |
| 10月27日 | _ | 給与する学 用品の購入 | セキグチ洋品店にて、体育着等の学用品を購入 |
| 10月28日 | _ | 学用品の 支給 (1回目) | 購入した学用品を仕分し、唐子小、高坂小、野本小 へ届ける。 電話連絡が取れない高坂小の保護者に対して、個別 通知を配布するよう学校に依頼 |
| | 午後 | 教科書の再 給与 | 納品された教科書を各学校に配布 |
| 10月29日 | 随時 | 給与する学 用品の購入 | 個別通知を見て連絡があった保護者から学用品の詳細を聴き取り、随時、発注・購入 |
| 10月31日 | | 高等学校等 生徒への対 応 | 高等学校等の生徒に対する学用品は、連絡調整及び 納品が整った対象者から随時配布 |
| 11月1日 | _ | 学用品の 支給 (2回目) | 1回目の配送後、保護者から電話連絡があり、追加 で購入できた学用品を唐子小、高坂小、野本小、桜 山小、南中、白山中へ届ける。 南中、白山中の保護者に対して個別通知を配布する よう学校に依頼 |
| 11月5日 | 随時 | 給与する学 用品の購入 | 個別通知を見て連絡があった保護者から学用品の詳細を聴き取り、随時、発注・購入 |
| 11月6日 | 17:00 | 埼玉東上地 域大学教育 プラットフォームから の寄附 | 被災した児童生徒に対する図書カード110点の寄附を受ける。 |
| 11月7日 ~ 11月8日 | _ | 埼玉東上地 域プラーム オー 大学 リンム 大学 リンム 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 | 寄附された図書カードを6校に送付し、対象者への配布を依頼 配布を依頼 個別通知を見て連絡があった保護者から学用品の詳細を聴き取り、随時、発注・購入 |
| 11月11日 | 午後 | 学用品の 支給 (3回目) | 2回目の配送後、電話連絡があったもので準備が整ったものを高坂小、白山中へ届ける。 |
| 11月12日 ~ 11月13日 | 随時 | 高等学校等 生徒への対 応 | 高等学校等の生徒に対する学用品で、納品があった ものを対象者に配布 |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援 3.2.7 児童、生徒等への支援

| 目付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-----------------------|----|----------------------|---|
| 11月14日 | _ | 学用品の 支給 (4回目) | 3回目の配送後、電話連絡があったもので準備が整ったものを学校へ届ける。 運動靴を希望する人への個別通知を配布 【給与の状況を整理】 ・唐子小学校 - 10件中10件が完了(うち2件は被害なしのため支給なし) ・高坂小学校 - 46件中29件が完了(うち2件は教材店から支給され支出0) ・野本小学校 - 7件中6件が完了 ・桜山小学校 - 14件中7件が完了 ・南中学校 - 11件中5件が完了(うち2件は被害なしのため支給なし) ・白山中学校 - 5件中2件が完了(残り3件も発注済み) 保護者から細かな要望が寄せられており、1件ずつ聴き取り、意向確認をしながら給与する学用品を決定せざるをえない状況である。(要望内容:靴の色やデザイン、学校で友達が使っているものと同じもの等) メーカーの確認や業者との金額調整に時間を要している。 |
| 11月15日 ~ 12月27日 | 随時 | 学用品の 支給 (個別対応) | ・給与が完了していない対象者について、対応を継続 ・連絡がとれていない人に対しては、学校を通じて個 別通知を再度実施。電話連絡も行い、年内に全て発注 が完了 ・取り寄せや特注等で時間を要していた学用品の給与 に対応 ・高等学校等の生徒については、自宅へ学用品を届け る対応も行う。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------|--|--------------------------------------|
| 被害状況の把握 | 学用品については、各学校・学年によって使用状況が異なる上、詳細を市教育委員会では把握していない。そのため、災害発生後に学用品についての情報収集から対応しなければならず、物品の手配に時間を要した。被災時に給与が想定される主な学用品については、あらかじめ情報を整理し、必要なものを速やかに手配できるような体制をとりたい。 | 今回実施した学用品給与の対応方法や検討事項等を整理する。 |
| 担当職員の 配置・分担 | 学用品給与に当たっては、学校現場を熟知している者が対応する方が効率的・効果的であるため、担当職員の配置・分担に当たっては、市教育委員会内で十分に協議し、計画的に対応すべきである。 | |
| 保護者との連絡調整 | 学校を経由して児童生徒の情報を収集したが、学校現場においても混乱が生じており、災害発生後しばらくの間は連絡調整が困難であった。学校を介する方法だけでなく、早期に市教育委員会と保護者が直接連絡を取れるような体制を整えることが必要であった。電話や文書配布による連絡だけでなく、市ホームページやひがしまつやま災害臨時号での情報発信、東松山いんふおメールの活用などが手段として考えられる。 | 市教育委員会と各学校の保護者による連絡体制の構築を検討する。 |
| 高等学校等 の生徒への 対応 | 市教育委員会においては、中学校卒業後 の進路を把握できないため、高等学校等の 生徒への対応が受け身になってしまった。 県教委からの情報提供もなく、非常に対応 しがたい状況であったため、これに係る情 報収集及び発信方法について、今後のため に整理しておきたい。 | 今回実施した学用品給与の 対応方法や検討事項等を整理 する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 8 避難者、被災者の意向及び状況把握

3. 2. 8 避難者、被災者の意向及び状況把握

10月14日から各避難所に避難されている方に聞き取りを行い、生活の状況や再建の意向等を調査した。その後、10月21日に全庁的に応援を募り職員を追加し、10月26日から浸水想定区域全地区に訪問調査を実施した。

避難者意向調査及び被災者訪問調査結果において、早急な対応が必要なものは、すぐに担 当課に伝達し、対応を依頼するとともに、仮住まい希望件数を把握し、被災者の住宅支援を 実施している住宅建築課に伝え、対応を依頼した。

| 日付 | 内容 |
|------------|--|
| 10月14日 | 各避難所(松山市民活動センター・唐子市民活動センター・高坂丘陵市民活動センター・野本コミュニティセンター)の避難者名簿を作成 |
| 10月15日 | 避難者意向調査票を作成するとともに、避難者意向調査班を編成 |
| | 【避難者意向調査①】 ・避難所4箇所73人に対し、避難者意向調査票を基に今後の生活の意向について調査 |
| | ・特に仮住まいが必要な人の把握に重点を置く。 |
| | ・女性の避難者の相談も併せて伺う。 |
| 10月16日 | 被災者訪問調査票を作成するとともに、被災者訪問調査班を編成 |
| | 【避難者意向調査②】 15日に伺えなかった人に対し、避難者意向調査票を基に今後の生活の意向 について調査 |
| 10月17日 | 【被災者訪問調査①】 |
| | 葛袋(川北地区)を4班8人体制で、被災者訪問調査票を基に訪問調査 |
| 10月18日 | 【被災者訪問調査②】 ・葛袋(川南地区)と下青鳥(上郷地区)を3班5人体制で、被災者訪問調査 票を基に訪問調査 |
| | ・田木・毛塚地区の罹災調査にあわせて、課税課職員が被災者訪問調査票を 基に訪問調査 |
| 10月21日 | 在宅避難地区が多く、市民生活部だけでの対応が困難なため、全庁的に職員の応援を依頼し、集中的な被災者訪問調査の実施を決定 |
| 10月25日 | 【被災者訪問調査説明会】 被災者訪問調査を実施するために必要な知識など共通認識を図るため、東松 島市に派遣経験のある職員による説明会を実施(参加人数約35人) |
| 10月26日 | 【被災者訪問調査③~⑨】 |
| ~ 11月1日 | 浸水が想定される全地区(早俣、葛袋、あずま町、毛塚、下青鳥、田木、正代、下唐子、宮鼻、古凍、石橋、高坂、大黒部、上押垂、松山、神戸)について、被災者訪問調査票を基に訪問調査 |
| | ・訪問職員数延べ40人 |
| 11月9日 | ・訪問件数延べ546件【被災者訪問調査⑩~⑯】 |
| 11月9日 | 【傚火有切問調査®~®】 市営諏訪下住宅と下記住宅について、被災者訪問調査票を基に訪問調査 |
| 11月15日 | (1)罹災申請が出ているが、訪問できていない方 |
| | (2)浸水の可能性があるが、訪問できていない方 |
| | (3)訪問時不在であったが、電話等で連絡の取れた方 |
| | ・訪問職員数延べ14人 |
| | ・訪問件数延べ140件 |
| 11月12日 | 11月1日までの被災者訪問件数と主な要望について、関係各課に情報提供 |
| 11月22日 | 在宅避難者訪問報告書を作成 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------|--|--|
| 被災者の状 況把握 | 戸別訪問をするに当たって、被災地区が どこに、どのくらいの軒数があるのかわか らず、事務量の把握が難しかった。最終的 には、罹災申請リストを参考に現地を確認 しながら進めていった。 | 災害発生直後から、被害区域における家屋被害概況の把握の実施が考えられるため、 災害対策本部が把握している詳細な被害状況を確認することで、必要な情報を把握する。 |
| 女性に配慮 した避難所 対策 | 今回は、女性避難者用の部屋を設けてはいなかったが、もっと大規模かつ長期の避難になる場合、女性避難者用の部屋を設けたほうがよい。特に、女性からの不満はなかったが、実際は、車中泊の人がいた。 | 避難所として活用可能な施設には限りがあるため、避難所担当職員に女性職員の一定数の割当を検討する。 避難所運営の際には、女性の参画を推奨することで、女性に配慮した避難所対策を推進する。 |
| 訪問の実施 方法 | 他課でも訪問をやっていたようなので、 一緒に回れば効率的だと思う。一度にまと めて来てもらった方が被災者も助かる。そ の場で解決できることも増える。 | 災害対策本部会議のほか、 各課の実施状況や予定を把握 できる体制を構築する。 |
| 情報の共有 化 | 基本的に今回の訪問で確認した要望や問題点については、緊急のものは直接担当課につなぎ、それ以外は後日報告した。 | _ |
| シートの事前準備 | 被災者の住所・氏名・家族構成・生年月日は事前にシートに書き込んでおくとよい。 | 災害の規模によっては、シートの事前書き込みのみでも 膨大な業務量となるため、状 況に応じて対応方法を検討す る。 |
| 被災者の情 報管理 | 今回は、Excelと被災者支援システムで管理した。一つで済むようにシステム改修等が可能であれば、効率化につながる。 | 被災者支援システムに一元 化して管理するように体制を 整備する。 |
| 被災者訪問 調査の実施 方法 | 災害対策本部で意見を集約し、被災者訪問調査を早期に全庁的に取り組む必要があった。 | 災害対策本部会議のほか、 各課の実施状況や予定を把握 できる体制を構築する。 |
| 訪問時の装 備 | 訪問時に職員とわかりやすいように、腕 章やビブス等があった方がよい。 | 平常時で使用している備品 や災害対応分として備蓄して いる備品を活用する。 |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援

- 3. 2. 8 避難者、被災者の意向及び状況把握

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------|--|--|
| 特別チームの編成 | 大規模災害になった場合、通常業務を行いながら、一つの課や部で、戸別訪問に関して職員を配置することは難しい。訪問者がそる職員を探すのが困難であり、訪問者がその都度変わるといったことにつながる。そのため、継続性がなく、訪問技術の向上にもつながらない。早急に行う必要があるため、あらかじめ戸別訪問対応者を全庁から選出してもらい、特別チームを編成してスピード感を持って対応したほうがよい。 | 大規模災害時においては、 業務継続計画を発動すること で、通常業務を原則中止し、 全庁的に災害対応を実施す る。 |

3. 2. 9 被災者への情報提供

1). 気象情報の伝達、避難情報の発令

本市における気象情報等に基づく避難情報の発令は、防災行政無線、東松山いんふぉメール、市ホームページ等を活用して行われた。

(1) 対応の時系列

「3.1.1 4). 気象情報・避難情報 (P11、P12)」参照

| (2) 課題寺と以普束・対応方法 | | | | | |
|------------------|---|--|--|--|--|
| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 | | | |
| 情報の伝達 方法 | 屋外拡声子局(放送塔)からの避難情報の 放送内容について、聞き取りにくいといっ た声が多くあった。 | 暴風雨時の屋外拡声子局 (放送塔)からの防災行政無 線のみでの避難情報の伝達は 困難であり、戸別受信機の貸 与や東松山いんふおメール、 市ホームページ等のツールを 活用し対応する。 出前講座や各種防災訓練、 | | | |
| | | 研修等で、東松山いんふぉメ ールの登録について周知す る。 | | | |
| 体制の整備 | 避難情報について、防災行政無線、東松山いんふおメール、市ホームページ等で周知したが、オペレーションする職員や役割分担が明確でなかった。 | 災害対策本部(危機管理課) の役割分担を見直し、対応する業務を明確にする。 台風等の接近が見込まれる 場合は、併任職員を早い段階 で動員し、役割分担を明確に した上で対応する。 | | | |
| 避難情報の発令 | おおむね適切なタイミングで、避難情報を発令することができたと考えているが、警戒レベル5(災害発生情報)の発令について、夜間で現場の状況がつかめない時間帯があり、その判断が困難であった。 夜間であったため、国・県からの堤防の越水・決壊等の情報が不足した。市民からの通報に基づいた現場付近の水防監視班による情報や、消防署からの情報により避難情報を発令した。 | 水防監視班からの情報、河川監視カメラ、河川管理者、消防署、消防団との連携、沿川住民からの通報など、様々な手段を用いて正確な情報を入手する。 避難情報の発令の各レベルについて、広く住民に理解してもらうため、周知を図る。 | | | |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 9 被災者への情報提供

2). ひがしまつやま災害臨時号(かわら版)の発行

災害による被害状況や相談窓口の案内、支援制度等を被災者に迅速かつ広く周知するため、広報紙を作成して避難所や各市民活動センターに配布した。10月29日発行の第3号から各被災世帯への郵送も開始した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|-------------|---|--|
| 10月18日 | ひがしまつやま災害臨時 号発行 | 被災状況、罹災証明書の交付、災害ゴミの受入 れ、各種相談窓口の案内など 避難所・各市民活動センター、災害ボランティア |
| | | センター、民生委員等へ配布 |
| 10月24日 | ひがしまつやま災害臨時 第2号発行 | 被災者生活再建支援制度、住宅の応急修理、市税 の減免など |
| | 70- 37213 | 避難所・各市民活動センター、社会福祉協議会ボ |
| 10 11 00 11 | 71.11 上。 6.1 《 | ランティアセンター、民生委員等へ配布 |
| 10月29日 | ひがしまつやま災害臨時 第3号発行 | 台風第 19 号による被災への住宅支援、水道料金 及び下水道使用料の減免など |
| | 第3万元11 | 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ |
| 11 0 5 0 | 21 181 15 - A. 15 /// HEPPERE | 配布 |
| 11月5日 | ひがしまつやま災害臨時 第4号発行 | 賃貸型応急住宅の対象者要件の拡大、子育てに 関する支援、し尿処理手数料の減免など |
| | 301.0 7611 | 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ |
| 11月13日 | ひがしまつやま災害臨時 | 国民健康保険・後期高齢者医療保険の一部負担 |
| 11/11/10 | 第5号発行 | 金(窓口支払)の免除、災害援護資金の貸付け、 |
| | | 被災した家屋の公費解体など |
| | | 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ 配布 |
| 11月22日 | ひがしまつやま災害臨時 | 台風第 19 号により家庭で出たごみ(災害廃棄 |
| | 第6号発行 | 物)の受入れ期間の延長、被災農業者への支援、 |
| | | 主な支援制度手続の一覧など |
| | | 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ 配布 |
| 12月3日 | ひがしまつやま災害臨時 | 所得税等の全部又は一部の軽減(確定申告)、浄 |
| 11/101 | 第7号発行 | 化槽清掃費補助金など |
| | ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ |
| | | 配布 |
| 12月19日 | ひがしまつやま災害臨時 | 第1次義援金の配分、生活必需品の支給、年末 |
| | 第8号発行 | 年始休業日のお知らせなど |
| | | 被災世帯へ郵送、各市民活動センターへ配布 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------------------|---|---|
| ひがしまつ やま災害臨 時号発行 | 被災者支援に関する情報の集約と周知が 円滑に進むよう事前に仕組みなどを構築し ておく必要があった。 | 被災者支援情報の収集から 発信に至るまでの役割分担と フローを明確にする。 |
| | | |

3. 2. 10 被災者への生活再建支援組織

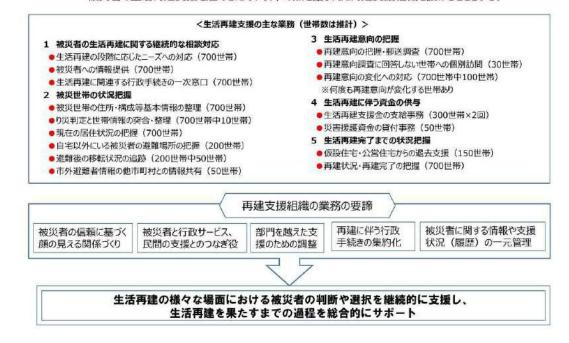
生活再建の様々な場面における被災者の判断や選択を継続的に支援し、生活再建を果たすまでの過程を総合的にサポートするため、災害発生から1か月後の11月11日に室長1人、主任1人、主事2人の体制で「被災者生活再建支援室」を危機管理課内に立ち上げた。

1月4日からは、県内他自治体(嵐山町、鶴ヶ島市)からの派遣職員(主査1人、主事1人)を受け入れ、支援室の体制を強化した。

主な業務は、①被災者の生活再建に関する継続的な相談対応、②被災世帯の状況把握、 ③生活再建意向の把握、④生活再建に伴う資金の供与、⑤生活再建完了までの状況把握の 5つである。

生活再建支援に係る業務及び体制の考え方

被災者の生活再建支援を進めるため、以下の点を踏まえた再建支援組織を設けることとする。



支援室発足後は、総合相談窓口業務を引き継ぐとともに、被災した全世帯の訪問及び被 災地区の区長の訪問を実施し、被災者と顔の見える関係性の構築に取り組んだ。

また、被災世帯情報や各課で所管する各種支援制度を一元的に管理する被災者支援システムを活用することで、相談履歴や制度の活用状況、再建意向などが集約され、相談時にスムーズな対応を可能とした。

これらの体制やシステムの活用については、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県 東松島市で採用されていたものを参考としており、平成23年度から9年間にわたり本市か ら復興支援で派遣(自治法派遣)されていた複数の職員が被災地で経験し学んだことがい かされた。

ひがしまつやま災害臨時号は、12月末までに8号を発行し、被災した全世帯へ情報が行

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 10 被災者への生活再建支援組織

き渡るよう、郵送や戸別訪問にて配布した。

また、再建支援制度や災害援護資金の貸付けなどの生活再建に係る業務は12月27日までの間、職員をローテーションさせながら土曜日・日曜日などの閉庁日も含めて実施した。

相談窓口受付件数の推移

単位:人(来庁者)、件(相談数)

| | 10月 | 10/18 | 10/19 | 10/20 | 10/21 | 10/22 | 10/23 | 10/24 | 10/25 | 10/26 | 10/27 |
|---|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2 | 来場者 | 42 | 46 | 22 | 32 | 30 | 41 | 30 | 21 | 3 | 20 |
| 1 | 目談数 | 46 | 48 | 25 | 32 | 41 | 52 | 56 | 35 | 3 | 26 |
| | 10月 | 10/28 | 10/29 | 10/30 | 10/31 | | | | | | |
| 3 | 来場者 | 24 | 23 | 22 | 23 | | | | | | |
| 1 | 目談数 | 35 | 28 | 31 | 38 | | | | | | |

| 11月 | 11/1 | 11/2 | 11/3 | 11/4 | 11/5 | 11/6 | 11/7 | 11/8 | 11/9 | 11/10 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 来場者 | 26 | 2 | 9 | 4 | 31 | 29 | 21 | 37 | 0 | 23 |
| 相談数 | 36 | 2 | 12 | 4 | 53 | 64 | 42 | 56 | 0 | 55 |
| 11月 | 11/11 | 11/12 | 11/13 | 11/14 | 11/15 | 11/16 | 11/17 | 11/18 | 11/19 | 11/20 |
| 来場者 | 23 | 22 | 14 | 23 | 18 | 0 | 23 | 23 | 21 | 19 |
| 相談数 | 43 | 41 | 27 | 42 | 32 | 0 | 32 | 54 | 36 | 26 |
| 11月 | 11/21 | 11/22 | 11/23 | 11/24 | 11/25 | 11/26 | 11/27 | 11/28 | 11/29 | 11/30 |
| 来場者 | 19 | 24 | 0 | 9 | 17 | 12 | 12 | 22 | 23 | 0 |
| 相談数 | 37 | 42 | 0 | 19 | 32 | 14 | 15 | 35 | 33 | 0 |

| 12月 | 12/1 | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 | 12/6 | 12/7 | 12/8 | 12/9 | 12/10 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 来場者 | 6 | 22 | 9 | 10 | 7 | 8 | 0 | 13 | 10 | 10 |
| 相談数 | 7 | 23 | 25 | 13 | 9 | 11 | 0 | 20 | 14 | 15 |
| 12月 | 12/11 | 12/12 | 12/13 | 12/14 | 12/15 | 12/16 | 12/17 | 12/18 | 12/19 | 12/20 |
| 来場者 | 9 | 11 | 9 | 0 | 4 | 9 | 11 | 10 | 12 | 8 |
| 相談数 | 10 | 14 | 13 | 0 | 4 | 13 | 14 | 16 | 14 | 13 |
| 12月 | 12/21 | 12/22 | 12/23 | 12/24 | 12/25 | 12/26 | 12/27 | 12/28~ | ~12/31 | |
| 来場者 | 0 | 3 | 11 | 9 | 6 | 8 | 7 | | 0 | |
| 相談数 | 0 | 3 | 17 | 12 | 10 | 11 | 11 | 0 | | |

1). 事前準備

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-------------------------------|--|
| 10月17日 | 午前 | 相談窓口の 立ち上げ準 備 | 被災者からの相談を受け付ける窓口の設置について 検討 |
| 10月18日 | 午前 | 相談窓口の 立ち上げ | 相談窓口を本庁舎1階市民ホール(総合受付横)に 開設し、相談受付業務を開始 |
| 10月25日 | _ | 被災者生活 再建支援室 の立ち上げ 準備 | 被災者の生活再建に係る組織の立ち上げについて検 討。以降、立ち上げに至るまで、業務内容や定員等 について調整 |
| 10月31日 | _ | 行政組織の 一部見直し について | 危機管理課内に、「被災者生活再建支援室」を設置 することについて、起案。これに伴い、東松山市行 政組織規則の一部を改正する規則の制定について、 起案 |
| 11月1日 | _ | 行政組織の 一部見直し について | 「被災者生活再建支援室」の設置について、市長決 裁が完了。東松山市行政組織規則の一部を改正する 規則についても同様に決裁が完了 |
| 11月11日 | _ | 被災者生活 再建支援室 の設置 | 分室1階に被災者生活再建支援室の執務室を設置 し、4人体制で業務を開始する。 調整が整い次第、他自治体から派遣職員を受け入 れ、体制を強化することとした。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------|------------------------------------|----------|
| 行政組織の 一部見直し | 新しく配属する職員の決定を可能な限り 速やかに行う必要がある。 | |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 10 被災者への生活再建支援組織

2). 発足後

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|------|-------|-----------------------------|
| 11月11日 | 8:30 | 被災者生活 | 室長1、主任1、主事2の計4人に辞令交付。分室1階 |
| | | 再建支援室 | に執務室を置く。 |
| | | 発足 | |
| 11月18日 | | 被災世帯戸 | 被災世帯への戸別訪問開始 |
| | _ | 別訪問開始 | 未手続の支援制度の案内、健康状態、再建の意向の |
| | | | 聴き取りなど |
| 11月30日 | _ | 葛袋地区出 | 葛袋地内で相談窓口を開設 |
| | | 張相談窓口 | 13:00~16:00萬藏寺にて12件の相談を受付 |
| 12月1日 | | 総合相談窓 | 本庁舎1階市民ホールから分室1階被災者生活再建支 |
| | _ | 口を支援室 | 援室へ窓口移設 |
| | | へ移動 | 12月は日曜8:30~17:15窓口開設、毎週木曜日は |
| | | | 20:00まで延長 |
| 12月17日 | | 地域住民· | 支援の状況について情報共有のための会議を開催 |
| | | 社会福祉協 | 以後も4者で情報共有を図り協力関係を構築するこ |
| | _ | 議会・ボラ | ととした。 |
| | | ンティア団 | |
| | | 体と情報共 | |
| | | 有会議 | |
| 12月22日 | | 早俣自治会 | 早俣自治会の集会に参加(河川の改修や公費解体・ |
| | | 集会参加 | 応急修理などについての質問・意見があった。) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------|---|--|
| 被災者生活 再建支援室 発足 | 発足当初は人手が不足し、危機管理課からの応援に加え、日替わりで応援職員2人を配置した。 | 応援が必要と想定される業務については、受援対象業務として整理することで受援体制の強化を図る。 |

3). 庁舎管理

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|------------|------|--|
| 11月1日 | _ | 庁舎管理 | 「被災者生活再建支援室」の設置(11月11日~)決定により、設置スペース(分室1階北側)の確保、机・イス・電話・カウンター等の調整着手 |
| 11月6日 | 17:15 ∼ | 庁舎管理 | 「被災者生活再建支援室」設置準備作業 |
| 11月7日 | 17:15 ~ | 庁舎管理 | 「被災者生活再建支援室」設置作業 机・イス・パーテーション・キャビネット・長机・電 話・LAN配線・所属サイン設置 |
| 11月8日 | _ | 庁舎管理 | 庁舎内新サイン・市ホームページ庁舎内レイアウト 更新・電話番号表更新準備 11月11日更新 |
| 11月11日 | 8:30 ~ | 庁舎管理 | 分室1階に「被災者生活再建支援室」開設、4人体制。 当面の間、本庁舎1階「台風第19号に関する市民相談 窓口」は並行して継続 |
| 11月29日 | _ | 庁舎管理 | 本庁舎1階市民相談窓口を17:15に閉鎖。12月以降の 同市民相談窓口は被災者生活再建支援室内で対応と なる。平日及び日曜日は8:30~17:15、木曜日のみ 20:00まで開所。(土曜日なし)※日曜日の開設は12月 中のみ |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------------------------------|---|---|
| 緊急スペー スの確保 (被災者生 活再建支援 室) | 下水道課移転直後に職員休憩所等として活用していたスペースを転用した。(分室1階北側)被災者の来庁窓口として1階への同室設置は適切な配置であったと判断する。今後も、緊急対応可能なように、本庁舎や分室の1階フロア内にはある程度の空間を確保した庁舎利用が望ましい。 | 緊急時に優先的に使用する スペースの確保や運営に関す る必要な事項を整理する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

1). 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、 住民の生活の安定とその生活の再建を支援するものである。

令和元年東日本台風により同法が適用され、東松山市においても、住宅が全壊した世帯、 あるいは住宅が半壊し又は敷地等に被害が生じ、やむなく解体した世帯、住宅が大規模半壊 した世帯が、被災者生活再建支援金の支給対象となった。

申請窓口は、市町村が担うこととなっており、市で受け付け、埼玉県の審査を経て、公益 財団法人都道府県センターにおいて、最終確認を行い、支給金額を決定し、指定された金融 機関等の口座に支援金が振り込まれる。

【参考:支援金の支給額】

| | 基礎支援金 | 加算支 | 援金 | . 計 | |
|-------|-----------|-------|-------|-------|--|
| | (住宅の被害区分) | (住宅の再 | 建方法) | | |
| 全壊 | 100万円 | 建設・購入 | 200万円 | 300万円 | |
| 解体 | | 補修 | 100万円 | 200万円 | |
| 長期避難 | | 賃貸 | 50万円 | 150万円 | |
| | | 建設・購入 | 200万円 | 250万円 | |
| 大規模半壊 | 50万円 | 補修 | 100万円 | 150万円 | |
| | | 賃貸 | 50万円 | 100万円 | |

(※世帯主が単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の金額)

【実績】

| | 生活再建支援制度 | 申請件数 | 申請金額 |
|----|----------|------|----------------|
| 基础 | 楚支援金 | 212件 | 136, 125, 000円 |
| 加第 | 草支援金 | 88件 | 86, 250, 000円 |

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|-------|---------|-----------------|
| 11月1日 | 法の適用 | 県が被災者生活再建支援法を適用 |
| 11月5日 | 支援金受付開始 | 相談窓口で支援金の受付を開始 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------------------|---|--------------------------------------|
| 被災者生活 再建支援金 受付開始 | 半壊未満の世帯が原則対象とならないため、半壊世帯の被災者から制度の対象範囲の拡充について意見があった。 | 同法の適用は、埼玉県が実施したため、埼玉県に制度に関する意見を伝達する。 |

2). 災害弔慰金

災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠した「東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して支給するものである。

亡くなった方が、生計を主として維持する者である場合は500万円、その他の場合は250 万円が支給される。

実施主体は市であり、費用負担は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------------------|--|
| 11月12日 | _ | 災害弔慰金問合せ | 避難所生活後、体調を崩し入院されていた方が入院先の病院で死亡したとのこと。親族から災害弔慰金の対象になるのか問合せあり。 |
| 11月18日 | 11:00 | 申請 | 災害との関連があるか調査する必要がある旨を伝え、調査の同意書を記入していただく。同日、審査に 必要な死亡診断書、戸籍謄本、住民票、住民税決定証 明書等の書類を取得する。 |
| 11月21日 | 16:00 | 調査 | 入院していた病院の院長から聞き取り調査を実施 し、意見書の作成を依頼する。あわせて、親族と面会 し、これまでの経過について事情を伺う。 |
| 11月25日 | 10:00 | 県に報告 | 病院の院長による意見書を受領し、経過や参考資料、医師の意見書を基に市の考え(災害関連死と認定すること)を整理し、県に伝える。国及び県の意向について確認する。 |
| 12月2日 | 14:00 | 国及び県の 内諾 | 国及び県ともに市の意向どおり、本件を、災害関連 死と認定することについて、内諾の連絡あり。 |
| 12月3日 | 11:00 | 災害関連死 の認定 | 本件を正式に災害関連死と認定し、災害弔慰金の 支給を決定 |
| 12月9日 | 15:00 | 災害弔慰金 支給決定通 知 | 親族に災害弔慰金の支給決定について報告し、親族と面会し、支給決定通知書を交付する。 |
| 12月23日 | _ | 災害弔慰金 支給 | 災害弔慰金を支給 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------|--|---|
| 災害弔慰金 支給審查委 員会 | 期間が経過するにつれ、災害関連死が推定されるケースが発生した場合に災害関連死の認定が難しくなる。 | 状況に応じて、災害弔慰金 支給審査委員会の設置を迅速 に実施する。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

3). 災害援護資金貸付金

災害援護資金貸付金は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠した「東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により世帯主が負傷又は住居や家財等に被害があった世帯の生活の再建に必要な資金を市が貸し付けるものである。

貸付けの対象となる世帯には、最大で350万円の貸付けが可能だが、世帯主の負傷の有無・被害状況により貸付限度額が変わることに加え、前年所得によっては、貸し付けられない場合がある。(下表のとおり)

実施主体は市であり、貸付金原資は国2/3・都道府県・指定都市1/3となる。

【貸付限度額】

(世帯主が負傷し、療養に1か月程度を要す、次のいずれかの被害を受けた世帯)

| 被害の種類・程度 | 貸付限度額 |
|------------------------|--------------|
| 家財の1/3以上の損害 | 150万円 |
| 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| 住居の半壊 ※ | 270万円(350万円) |
| 住居の全壊 | 350万円 |

(世帯主の負傷がなく、次のいずれかの被害を受けた世帯)

| 被害の種類・程度 | 貸付限度額 |
|------------------------|--------------|
| 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| 住居の半壊 ※ | 170万円(250万円) |
| 住居の全壊 ※ | 250万円(350万円) |

※被災した住居を建て直す際、住居の残り部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情があるときには、()内の金額が限度額となる。

【所得制限(世帯の総所得がこの金額を超えると貸し付けることができない)】

| 世帯人員 | 市税における平成30年分の総所得金額 |
|------|------------------------|
| 1人 | 220万円 |
| 2人 | 430万円 |
| 3人 | 620万円 |
| 4人 | 730万円 |
| 5人以上 | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 |

【貸付条件】

| 貸付利率 | 0% |
|------|------------------------------|
| 償還期間 | 10年(据置期間を含む) |
| 据置期間 | 3年 |
| 償還方法 | 年賦・半年賦・月賦のいずれか(元利均等償還・繰上償還可) |

【実績】

| 申請件数 | 申請(貸付)金額 |
|------|---------------|
| 15件 | 27, 100, 000円 |

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|---------|--|
| 11月1日 | 規則改正 | 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 一部改正 利率を1%から0%に変更 |
| | 補正予算 | 予算:4億円 |
| 11月11日 | 貸付金受付開始 | 相談窓口で災害援護資金貸付金受付を開始 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------------------|--|---|
| 災害援護資 金貸付金受 付開始 | 今後の債権回収についての体制整備が課 題。受付期間の延長について県と協議中 | 過去に発生した大規模災害 で災害援護資金を貸し付けし た自治体の対応状況を参考に 体制等を検討する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

4). 令和元年度ふるさと納税(台風寄附)

ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」における災害支援用緊急寄附サイトを活用し、速やかに復興のための寄附支援を募るため対応した。

【実績】

| 受付件数 | 寄附金額 |
|------|---------------|
| 387件 | 13, 584, 354円 |

(令和元年12月31日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|------|-----------------------|--|
| 10月15日 | 8:30 | 災害支援寄 附フォーム の作成 | ふるさとチョイス内に災害支援寄附フォームを作成。 同日9:00から災害支援寄附を開始 |
| 10月16日 | 8:30 | 災害支援寄 附の受付後 処理 | 担当者メールに届く寄附受付の内容を、Excel受付簿に入力。財政課に情報提供 ※災害支援寄附の受付後処理は、現在まで継続実施中 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------------------|---|--|
| | マニュアルに沿って作成をしたが、ページが複雑で開設までに時間を要してしまった。 | ページの開設方法を事前に 把握し、所属内で情報を共有 する。 |
| ふるさとチョイス災害 支援寄附フォームの作成 | 多くの方から寄附をいただけるよう、寄附方法はクレジット・銀行振込・郵便振替の3種類とした。銀行振込と郵便振替の場合は、寄附受付後に財政課から振込用紙の送付が必要であったが、寄附件数が多かったため送付までに時間が掛かり、問合せが発生した。財政課担当者の負担も大きかった。クレジット決済のみの市町村も多かったため、当市も検討が必要である。 | 関係課の負担についても検 討の上、寄附金の募集方法を 決定する。 |
| 災害支援寄 附の受付後 処理 | 1日の寄附件数が多いため、受付簿への入力に時間を要してしまい、他の業務が滞ってしまうことがあった。 件数が多いため、未決済のものなど、財政課寄附担当者と定期的に受付簿を照合し確認することが重要である。 | _ |

5). 寄附金の受付

市ホームページに災害寄附の受付開始等を掲載した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|--|---|
| 10月15日 | _ | 寄附金受付 | 窓口やふるさとチョイスによる災害対策寄附金(消 防費寄附金)を受付開始 |
| | 13:00 | 緊急 寄附の 受付を 市ホ ームページ に掲載 | 市ホームページに令和元年東日本台風復旧支援に伴う緊急寄附の受付を掲載 |
| | 17:00 | 金融上の措 置を市ホー ムページに 掲載 | 市ホームページに関東財務局から掲載依頼のあった令和元年東日本台風に対する金融上の措置を掲載 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------|---|----------|
| 寄附金の 受付 | 留意点:窓口で義援金と寄附金、どちらの 寄附であるのか寄附者に説明が必要であ る。(義援金は市民課で受付) | |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

6). 市税の減免

「東松山市税条例」等に基づき、令和元年度課税額のうち被災した日以降に納期が到来する税額について減免を行った。

【参考】

| 税目 | 減免の対象 | |
|-------|---|--|
| 市県民税 | 前年中の合計所得金額が1千万円以下の納税義務者で、所有する 家屋又は家財が10分の3以上の損害を受けた者 | |
| 固定資産税 | - 10分の2以上の被害を受けた固定資産 | |
| 都市計画税 | 10万の2以上の依古を文りた固足員座 | |

【実績】

| 税目 | 件数 | 減免金額 |
|-------|------|---------------|
| 市県民税 | 501件 | 15, 631, 700円 |
| 固定資産税 | 384件 | 8, 257, 600円 |
| 都市計画税 | 115件 | 730,000円 |

(令和元年12月27日時点)

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|---------|---------------------------|
| 10月18日 | _ | 減免申請受付開 | 罹災証明書、被災証明書の申請受付時に、減免 |
| | | 始 | 申請の受付を開始する。 |
| 10月19日 | | 休日窓口開設 | 10月19日(土)~11月4日(月・祝)の土日祝日 |
| | | | に受付窓口を開設 |
| 10月21日 | _ | 減免申請書の提 | 令和元年12月27日まで、減免申請書の提出期限 |
| | | 出期限延長 | を延長する旨、告示する。 |
| 10月28日 | | 罹災証明書交付 | 罹災証明書の交付に併せて、減免申請手続をし |
| | _ | に併せた減免申 | ていない者に対する案内を開始する。 |
| | | 請案内の開始 | (案内文、減免申請書、返信用封筒を同封) |
| 11月1日 | _ | 減免決定通知書 | 減免決定通知書の発送開始 |
| | | の発送開始 | 以降、随時発送 |
| 11月9日 | | 休日の受付体制 | 11月9日(土)~休日受付窓口の開設していな |
| | _ | | い日に減免申請書の提出があった場合は、日直 |
| | | | にて預かることとする。 |
| 11月10日 | _ | 休日窓口開設 | 11月10日(日)~11月24日(日)の日曜日に受 |
| | | | 付窓口を開設 |
| 12月16日 | | 減免申請書の未 | 罹災証明書を交付しているが、減免申請書の提 |
| | _ | 提出者への案内 | 出がない者に対し、減免申請の案内を送付 |
| | | 送付 | |
| 12月23日 | _ | 減免申請書等の | 令和2年2月13日まで、減免申請書、法人市民税 |
| | | 提出期限延長 | 申告書の提出期限を延長する旨、告示する。 |
| 2月13日 | | 減免申請書提出 | 延長した減免申請書の提出期限 |
| | _ | 期限 | 以降は、期限までに提出をできなかった「やむ」 |
| | | | を得ない理由」を記載した延長申請書を要す。 |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.2 被災者、避難者への支援 3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------|---|----------------------|
| 減免申請書の受付 | 介護保険料、後期高齢者医療保険料等、税 以外の減免について、案内漏れがないよう 苦慮した。 | 他課と連携をとりながら案 内した。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

7). 義援金支給

令和元年東日本台風により被害を受けた被災者を支援するために、募集された義援金を 被災者へ公平に配分するものである。

まず、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県共同募金会、埼玉県にて受け入れられた義援金 を「令和元年台風第19号義援金配分委員会」にて、被害の程度に応じた配分基準をもとに 按分し、各市町村への配分額が決定し送金される。

その後、「令和元年台風第19号東松山市災害義援金配分委員会」にて、送金された義援金と配分基準をもとに東松山市にて受け入れた義援金を勘案し、被災者に支給する金額を決定し支給する。

【実績:第一次義援金の支給】

| 被害の程度 | 件数 | 金額 |
|----------------|------|---------------|
| 死亡 | 1件 | 300,000円 |
| 全壊世帯 | 91件 | 27, 300, 000円 |
| 半壊世帯(大規模半壊を含む) | 317件 | 47, 550, 000円 |
| 一部損壊世帯 | 7件 | 210,000円 |
| 合 計 | 416件 | 75, 360, 000円 |

(令和元年12月24日支給分)

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|---------------------------------------|--|
| 10月13日 | 午前 | 義援金処理 に関する準 備 | 災害基本計画に基づき、義援金処理に関する情報の 収集等を実施するとともに、義援金申込書の作成、礼 状及び領収書様式の作成、事務処理方法の検討を開 始 |
| 10月15日 | 午前 | 被災者に係 る住民票等 手数料の免 除 義援金の受 | 東松山市手数料条例第4条第1項第5号の規定に基づき、被災者が復興のために請求する住民票等の交付手数料を免除とする取扱いを実施 義援金の受入れ(市民課窓口及び義援金箱の設置)に |
| | | 入れに関す る周知 | ついて市ホームページ及び市民課に掲示を行い、そ の後内容の変更に伴い順次更新・修正を実施 |
| | | 義援金箱の 設置 (本庁 舎) | 市役所総合受付窓口及び市民課窓口に義援金箱を設置する(総合窓口の開設に合わせて、休日も受付を実施) |
| | | 義援金の受 入れ | 市民課窓口での現金による義援金及び現金書留による義援金の受入れを開始(総合窓口の開設に合わせて、休日も受付を実施) |
| 10月16日 | 午前 | 義援金の受入 れ状況の庁内 への公開 | 災害義援金の最新受入れ状況を、毎日庁内共有フォ ルダに格納し、庁内に公開 |
| 10月18日 | 午後 | 義援金寄附 のための現 金書留料金 免除の申請 | 郵便法第18条の規定に基づき、災害義援金を内容と する現金書留郵便物の料金免除について日本郵便㈱ 関東支社に申請 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|--|---|
| 10月23日 | 午後 | 義援金箱の 設置(各市 民活動セン ター) | 高坂市民活動センターを除く各市民活動センター窓口に義援金箱を設置(その後社会福祉協議会からの申出により、社会福祉協議会窓口にも設置) (以降は、毎週金曜日に市民課職員が各センターを回って義援金の回収を行い、義援金専用口座に会計課が入金) |
| 10月24日 | 午後 | 義援金の受 入れに伴う 専用金融機 関口座の開 設 | 会計課での金融機関との調整を経て、義援金専用口座をゆうちょ銀行及び埼玉りそな銀行東松山支店に開設し、ゆうちょ銀行は10月23日、埼玉りそな銀行は10月25日から口座振込による義援金の受付を開始 |
| 11月11日 | 午後 | 義援金配分 委員会設置 要綱の策定 義援金礼状 及び受領証 の送付開始 | 令和元年度台風第19号東松山市災害義援金配分委員 会設置要綱を制定 義援金寄附者へのお礼状及び受領証の送付を開始 (以後定期的に実施) |
| 11月20日 | 午前 | 第1回義援金 配分委員会 の開催 | 設置要綱に基づき配分委員会委員の委嘱を行い、第1 回義援金配分委員会を開催して、義援金の配分基準、 配分方法、配分時期等に関する協議を実施 |
| 11月25日 | 午後 | 埼玉県への 義援金対象 件数の報告 | 埼玉県消防防災課からの照会に基づき、義援金の配分対象となる死亡、全壊、半壊、一部損壊の罹災件数を報告(依頼文書の収受及び回答は危機管理課) |
| 11月28日 | 午前 | 義援金配分 委員会監事 の委嘱 | 義援金配分委員会設置要綱に基づき配分委員会監事 の委嘱を行う。 |
| 12月11日 | 午前 | 第2回義援金 配分委員会 の開催 | 第2回義援金配分委員会を開催し、義援金の第1次配分の配分基準は埼玉県の基準と同様とすること、市の義援金の配分額は死亡・全壊が100,000円、半壊が50,000円、一部損壊が10,000円とすること、12月24日に第1次配分の実施等を決定 |
| 12月19日 | 午前 | 埼玉県義援金 の受入れ | 11月29日に開催された第1回埼玉県義援金配分委員会の決定に基づき、県内市町村への埼玉県第1次義援金の配分(入金)が行われた。本市は総額50,140,000円 |
| | 午後 | 第1次義援金 に係る通知 文書の送付 | 第1次配分の対象者(世帯主)に義援金配分の案内文 書を発送 |
| 12月20日 | 午前 | 第1次義援金 に係る振込デ ータの送信 | 第1次配分に関する振込データを会計課から埼玉り そな銀行に送信 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-------------|---|
| 12月24日 | 午前 | 第1次義援金の配分(振 | 第1次義援金の配分(振込)を実施 総額75,360,000円(埼玉県義援金を含む) |
| | | 込) | ○内訳○ |
| | | | 死亡者(1人) 300,000円(県200,000円+市100,000円) |
| | | | 全壊世帯(91世帯) 300,000円(県200,000円+市100,000円) |
| | | | 半壊世帯(317世帯) |
| | | | 150,000円(県100,000円+市50,000円) 一部損壊世帯(7世帯) |
| | | | 30,000円(県20,000円+市10,000円) |
| 12月25日 | 午後 | 義援金寄附 | 第1次配分の実施に伴い、義援金の受入れ及び配分状 |
| | | 者情報の公 | 況並びに災害義援金の寄附者氏名を市ホームページ |
| | | 表 | で公表(以後定期的に情報を更新) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--|---|--|
| 義援金の担 当部署につ いて | 本市では、地域防災計画に基でき、義援市では、地域防災計画に基での登入を理をである。 2 のののはないでは、大きを支担当しているが、他ののは、大きを支持をできる。 2 ののでは、大きないいのでは、大きないのでは、ないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは | 災害時の事務分掌について は、今回の災害対応を踏まえ 見直しを行う。 |
| 義援金配分 対象者の抽 出(対象者 データ)の 確定につい て | 本市での、罹災証明書においては住家だけでなく店舗や事務所などの住家でない建物も含まれているなど、罹災証明書のデータベースから義援金の対象者を抽出するに当たっては、災害見舞金のデータとの突合や社会福祉課等との綿密な検証及び調整が必要であった。今後は罹災証明書、住民基本台帳、災害見舞金、義援金等の情報の一本化などを検討することが望ましい。 | 被災者支援システムに一元 化して管理するように体制を 整備する。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------|---|--|
| 配分委員会設置要綱について | 配分委員会設置要綱については、本来災害が発生する前に策定しておくべきであったと思われる。なお、本市の設置要綱ににており、今後発生する災害(令和元年東日本台風)へ今後発生する災害に対応するためには、新しく平準となるといるとは、新しく平準の大変のでは、新しく平準のでは、新しく平準のでは、新した要綱を策定するかのいずれかのな要となる。その場合、他自治体では配分委員会委員に民間(自治体連合会、民生児童委員、社会福祉協議会等から選出があるものからを選任しているところも多いため、委員構成についても検討の余地があるものと思われる。 | あらかじめ平準的な要綱を 策定することで災害時の負担 軽減を図るとともに、平常時 から委員構成についても検討 する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

8). 災害見舞金支給

「東松山市災害見舞金支給条例」に基づき、令和元年東日本台風により被害を受けた被災 者への支援のため、下表のとおり災害見舞金を支給するものである。

【参考: 東松山市災害見舞金支給条例 第3条第1項各号】

| 被害の程度 | 金額 |
|-------|--------|
| 死亡 | 10万円 |
| 負傷 | 6万円以内 |
| 全壊 | 10万円以内 |
| 半壊 | 4万円以内 |
| 床上浸水 | 1万円以内 |

【実績】

| 被害の程度 | 件数 | 金額 |
|--------|------|---------------|
| 全壊世帯 | 91件 | 9, 100, 000円 |
| 半壊世帯 | 317件 | 12, 680, 000円 |
| 床上浸水世帯 | 7件 | 70,000円 |

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|-------------|--------|--|
| 10月14日 | 課税課と調整 | 罹災証明書発行時に災害見舞金申請の案内を依頼 |
| 10月16日 | 財政課と協議 | 財源について協議→補正予算 (専決) |
| 10月21日 ~ | 諸手続の調整 | 口座振込による支給の調整 罹災証明書の郵送時に申請書・返信用封筒を同封するため課税課と調整 罹災証明書の内容照会・住基の照会が必要なため、目的外利用手続の実施 返信用封筒切手代の流用、補正について財政課と協議→ 10月分は流用、11月以降は補正 義援金について市民課と調整(振込先を兼ねることによる申請様式等) |
| 10月28日 ~ | 支給手続 | 罹災証明書の発送とともに支給手続を開始 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------|--|--|
| 関係各の調整 | 罹災証明書(課税課)、義援金(市民課)、 災害 中慰金(危機管理課)との調整が煩雑で ある。 | 災害対策本部会議のほか、 各課の実施状況や予定を把握 できる体制を構築する。 |

9). 障害福祉サービス利用料等の免除

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、令和元年東日本 台風により、住家の全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした者を対象に、障害福祉サービス 等の利用者負担額を免除したものである。

【実績】

| 免除者数 | 免除金額 |
|------|----------|
| 3人 | 37, 316円 |

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-------------------------------|--|
| 10月17日 | 午前 | 障害福祉サービ ス利用料等の免 除意向確認調査 | 国から利用料等免除に係る意向確認調査(10月16日付け) |
| 10月18日 | 午前 | 免除対象人数・ 金額の把握 | 免除となりうる対象人数:5人、免除金額(公費負 担額):月額23,000円 |
| 10月21日 | 午後 | 免除意向確認回 答 | 「猶予し、猶予された分について免除する」こと として回答 |
| 10月24日 | 午後 | 県内免除実施状 況把握 | 県障害者支援課に意向確認調査結果について照 会し情報提供を得る。免除意向は本市含む13市町 |
| 10月28日 | 午前 | 免除の起案 | 「令和元年台風第19号に伴う災害による障害福祉サービスの利用料等免除について」起案 |
| 10月29日 | 午後 | 免除の決定 | 「令和元年台風第19号に伴う災害による障害福祉サービスの利用料等免除について」決裁 |
| | 午後 | 免除通知の送付 | 対象者及びサービス事業所へ利用料免除通知を 送付:対象者4人 6事業所 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----|--------------------|----------|
| | 特段の課題等はなし。 | |
| | | |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

10). 介護保険料の減免及び介護保険利用者負担額の免除

「東松山市介護保険条例」に基づき、令和元年東日本台風により家屋の罹災程度が床上浸水又は半壊以上の被害を受けた者に対して、災害発生日以降の令和元年度介護保険料を減免した。

また、厚生労働省通知(事務連絡)をもとに、東松山市の被保険者で住家が令和元年東日本台風により床上浸水以上の被害があった介護サービス利用者に対して、介護保険利用者負担額免除認定証・証明書を発行し、介護保険サービスを利用した際の利用者負担額を免除した。(介護保険適用外の食費・居住費を除く)

【介護保険料の減免実績】

| 減免決定者 | 減免金額 |
|-------|--------------|
| 290件 | 6, 875, 300円 |

(令和元年12月27日時点)

【介護保険利用者負担額の免除認定件数】

| 免除認定者 | 48件 |
|-------|-----|
| | 10 |

(令和元年12月27日時点)

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|---------------------|---------------------------|
| 10月14日 | 11:00 | 介護保険料減 | 「東松山市介護保険料減免・徴収猶予取扱要領」 |
| | | 免及び利用者 | の確認 |
| | | 負担免除事務 | 前年度に発生した西日本豪雨災害時における国 |
| | | に係る協議 | の介護保険料減免及び利用者負担免除に係る取 |
| | | | 扱い通知等について情報収集を行う。 |
| | | | 介護保険料減免について、課税課・収税課・保険 |
| | | | 年金課と災害減免に関して協議する。①減免申請 |
| | | | 期限(納期限前7日)について、やむを得ない事情 |
| | | | による延長を利用すること。②減免基準につい |
| | | | て、罹災証明書の内容で減免決定できるよう現行 |
| | | A < 101 An +1 41+ A | 要領を改正し対応することを確認 |
| 10月17日 | 18:00 | 介護保険料減 | 介護保険料減免について、課税課・収税課・保険 |
| | | 免事務に係る | 年金課・高齢介護課で再協議 |
| | | 協議 | 4課連名で「台風第19号の被害に遭われた方に対 |
| | | | する市税等の減免」のチラシ作成をし、課税課で |
| | | | の罹災証明書の申請時に各種減免申請書を受理 |
| | | | していくこと(10月18日から)、災害発生以降の納 |
| | | | 期未到来分の保険料を減免対象とすること、減免 |
| | b- /// | A =# /ID BA 4// ID | 申請期限を12月27日とすることを確認 |
| | 午後 | 介護保険利用 | 国から利用者負担免除に係る意向調査あり。 |
| | | 者負担免除事 | 「猶予し、猶予された分について免除する」こと |
| | | 務に係る協議 | として回答(10月18日付け) |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-----------|----------|---|---|
| 10月18日 | 午後 | 介護保険利用 | 国から利用者負担免除実施市町村として指定あり。 |
| | | 者負担免除事 | 対象者の要件は、住家が床上浸水以上の被害があ |
| | | 務に係る協議 | った方等に対し、令和元年10月~令和2年1月サー |
| | <u> </u> | | ビス提供分まで利用料を免除 |
| 10月21日 | 午前 | 介護保険料減 | 市ホームページに掲載 |
| | | 免及び利用者 | |
| | | 負担免除情報 | |
| | 午後 | の周知 介護保険利用 | 市内介護サービス事業所宛てに、利用者負担免除 |
| | 一下饭 | 者負担免除情 | 1月79月暖り - ころ事業別処でに、利用有負担光除 実施について通知 |
| | | 報の周知 | 天旭について通知 利用者からの口頭での申出により、利用者負担分 |
| | | +K*>/-J/II | を含めた10割分を国民健康保険団体連合会へ請 |
| | | | 求することが可能となること、請求の具体的な手 |
| | | | 続きについて追って連絡する旨案内 |
| 10月25日 | 午後 | 介護保険料減 | 国から保険料減免に対する財政支援の基準等に |
| | | 免事務に係る | ついて通知あり。 |
| | | 協議 | 国の基準は所得制限なしのため、市の減免につい |
| | | A 311 (3 3 3 4 1 1) A | ても所得制限なしとする合意形成 |
| 10月28日 | 午後 | 介護保険料減 | 国の保険料減免に対する財政支援の基準に合わ |
| | | 免に係る取扱 | せた保険料減免が行えるよう、「東松山市介護保」 |
| | | 要領の改正 | 険料減免・徴収猶予取扱要領」の改正案起案(決 裁日10月31日) |
| | | 介護保険利用 | 秋日10月31日) 利用者負担免除について、口頭での申出があった |
| | | 者負担免除に | 者に対し、「利用者負担額免除認定証」を発行する |
| | | 係る協議 | ことを合意形成 (決裁日10月30日) |
| 11月1日 | 午後 | 介護保険料減 | 介護保険料減免決定通知書送付(第1弾) |
| | , , , , | 免決定 | ・対象者:36人 |
| | | | ・減免金額:1,051,100円 |
| 11月5日 | 午後 | 介護保険料減 | 介護保険料減免決定通知書送付(第2弾) |
| | | 免決定 | ・対象者:26人 |
| | b- 1/1 | A =# /D BA 4/1 D | ·減免金額:755,100円 |
| 11月7日 | 午後 | 介護保険利用 | 国から利用者負担減免対象者に係る介護報酬等 |
| | | 者負担免除情 報の周知 | の取扱い(請求方法)について通知あり。 市内事業所宛て、上記内容周知するとともに、利 |
| | | flx v ノ /印] 人H | 川内事業別宛で、上記内谷周知りるとともに、利 用者負担免除の申出のあった利用者について市 |
| | | | 「 |
| 11月8日 | 午後 | 介護保険料減 | 介護保険料減免決定通知書送付(第3弾) |
| | | 免決定 | ・対象者:9人 |
| | | | ・減免金額: 353, 900円 |
| 11月12日 | 午後 | 介護保険料減 | 介護保険料減免決定通知書送付(第4弾) |
| | | 免決定 | ・対象者:4人 |
| | | A =## /== = A + + + + + + + + + + + + + + + + + | ・減免金額: 107, 300円 |
| 11月14日 | 午後 | 介護保険料減 | 介護保険料減免決定通知書送付(第5弾) |
| | | 免決定 | ・対象者:16人 |
| 11 日 10 日 | 左然 | ○ 業児 吟虹 № | ・減免金額: 421, 500円 |
| 11月18日 | 午後 | 介護保険料減 免決定 | 介護保険料減免決定通知書送付(第6弾) ・対象者:20人 |
| | | 光仄足 | ・ 対象句 : 20人 ・ 減免金額 : 429, 500円 |
| | | | 198.70 並領・423, 300円 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|---|---|
| 11月20日 | 午後 | 介護保険料減 免決定 | 介護保険料減免決定通知書送付(第7弾) ・対象者:22人 ・減免金額:484,900円 |
| 11月25日 | 午後 | 介護保険料減 免決定 | 介護保険料減免決定通知書送付(第8弾) ・対象者:77人 ・減免金額:1,601,500円 |
| 11月28日 | 午後 | 介護保険利用 者負担免除決 定 | 利用者負担額免除認定証送付〔第1弾〕 ・対象者:34人 |
| 12月3日 | 午後 | 介護保険料減 免決定 | 介護保険料減免決定通知書送付(第9弾) ・対象者: 49人 ・減免金額: 1,069,200円 |
| 12月9日 | 午後 | 介護保険料減 免決定 | 介護保険料減免決定通知書送付(第10弾) ・対象者:13人 ・減免金額:295,600円 |
| 12月13日 | 午後 | 介護保険料減 免決定 介護保険利用 者負担免除決 定 | 介護保険料減免決定通知書送付(第11弾) ・対象者:9人 ・減免金額:148,800円 利用者負担額免除認定証送付〔第2弾〕 ・対象者:10人 |
| 12月16日 | 午後 | 介護保険料減 免未申請者へ の申請勧奨 | 罹災証明書が発行されている者のうち、市税等の 減免申請を受理していない者に対して、収税課・ 課税課・保険年金課・高齢介護課連名の申請勧奨 通知を送付(介護保険料対象者8人) |
| 12月23日 | 午後 | 介護保険料減 免決定 介護保険料減 免申請期限の 延長 | 介護保険料減免決定通知書送付(第12弾) ・対象者:9人 ・減免金額:156,900円 市税等に関する申請期限を令和2年2月13日まで 延長することを告示 これにあわせて介護保険料減免申請期限も同日 まで延長する。 |
| 12月26日 | 午後 | 介護保険利用 者負担免除決 定 | 利用者負担額免除認定証送付〔第3弾〕 ・対象者:4人 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------|---|---|
| | 国から今回の災害に係る各種通知が発出される前に、あらかじめ前年度に発生した西日本豪雨に係る対応状況について情報収集が行えたことは、その後の事務を円滑に進めることができた点において評価できる。 | |
| 介護保険料 | 国から保険料減免に係る財政支援の基準 等がもう少し早い段階で示してほしかっ た。 | 関係各所へ早急な情報提供を要望する。 |
| 減免 | 当初の介護保険料減免要領における減免 基準が地震や火災による家屋の損壊を想定 したものとなっており、水害を想定したも のになっていなかったため、要領改正に苦 労した。 | 災害対策基本法第2条第1項 に記載されている災害の種別 から被害が生じる可能性があ る災害を想定し要領を見直 す。 |
| | 今回のように課税課・収税課・保険年金 課・高齢介護課の4課で協力して事務を進め ていくことは重要となる。 | 災害対策本部会議のほか、 各課の実施状況や予定を把握 できる体制を構築する。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

11). 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料減免及び一部負担金の免除

「東松山市国民健康保険税条例」及び「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例」に基づき、令和元年東日本台風により下表の被害を受けた者に対して、災害発 生日以降の令和元年度国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を減免するものである。

また、東松山市国民健康保険に関する規則及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則に基づき、令和元年東日本台風により下表の被害を受けたものに対して、一部負担金を免除するものである。

【保険税(料)の減免対象】

| 種別 | 減免対象 |
|------------|-----------------------------|
| 国民健康保険税 | 住家の罹災証明書の罹災程度が半壊以上又は床上浸水の場合 |
| 後期高齢者医療保険料 | は多い惟火証切音の惟火柱及が十塚以上入は床上仅小の場合 |

【国民健康保険税等の減免実績】

| 種別 | 件数 | 減免金額 |
|------------|------|---------------|
| 国民健康保険税 | 143件 | 10, 435, 100円 |
| 後期高齢者医療保険料 | 121件 | 2,745,350円 |

(令和元年12月27日時点)

【国民健康保険等一部負担金の免除対象】

| 種別 | 免除対象 | |
|--------------|--|--|
| 国民健康保険一部負担金 | 住家の罹災証明書の罹災程度が半壊以上又は床上浸水の場合 | |
| 後期高齢者医療一部負担金 | 住家の罹災証明書の罹災程度が半壊以上で、被保険者又は世 帯主の市民税が非課税又は減免されている場合 | |

【国民健康保険等一部負担金の免除対象件数】

| 種別 | 件数 |
|--------------|------|
| 国民健康保険一部負担金 | 131件 |
| 後期高齢者医療一部負担金 | 78件 |

(令和元年12月27日時点)

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------------------|--|
| 10月14日 | 10:30 | 国保税、後期保険料減免、一部負担金免除 | 市税等の減免の具体的な対応について協議(課税課、収税課、高齢介護課、保険年金課) 各種減免に係る法令等及び東日本大震災・平成30年7月豪雨(西日本豪雨)時の国・県の財政支援や減免の要件等について確認 |
| 10月15日 | _ | 国保税、後期保険料減免、一部負担金免除 | 【国保】国保税減免、一部負担金免除の具体的な対応について協議 【後期】保険料減免、一部負担金免除の対応について広域連合に照会 【年金】保険料免除の対応について年金事務所に照会 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-----------------------|---------------------------|--|
| 10月16日 | _ | 国保、後期被保険 者証 | 国保、後期の被保険者証を滅失した場合の医療 機関への受診方法について市ホームページ、 Twitterにて周知 |
| 10月17日 | _ | 国保税、後期保険料、年金保険料減免 | 【国保】【後期】罹災証明書の交付申請にあわせて、課税課・収税課・高齢介護課と協議し、 4課連名で各種減免に係るチラシを作成し、当該減免に係る申請を10月18日から受け付けることとし、当該申請期限を12月27日とする。 【年金】年金事務所から保険料免除申請に係る要件の回答あり。免除申請受付開始 |
| 10月18日 | _ | 国保·後期一部負担金 国保税、後期保険料減免 | 国から、一部負担金免除に係る通知が発出される。これを受け、【国保】具体的な対応を協議 【後期】広域連合に照会 国保税、後期保険料の減免申請受付開始 |
| 10月19日 | 9:00 ~ 16:00 | 相談対応 | 休業日(土)に、国保、後期、年金の各種減免 に対する申請・相談を受け付けるため、職員3 人にて対応 |
| 10月21日 | _ | 一部負担金免除 | 【国保】一部負担金に係る免除を国の特別対策に基づき行うこととする。 【後期】広域連合から、国の特別対策にて一部負担金を免除する旨の連絡あり。上記をふまえ、一部負担金の免除について、医師会、歯科医師会、薬剤師会に情報提供。一部負担金の免除について、市ホームページ、SNSにて周知 |
| 10月22日 | 8:30 ~ 17:15 | 相談対応 | 休業日(祝日)に、国保、後期、年金の各種減免に対する申請・相談を受け付けるため、職員3人にて対応 |
| 10月24日 | _ | 国保税、後期保険 料減免 | ひがしまつやま災害臨時第2号にて、国保税・ 後期保険料の減免について周知 |
| 10月26日 | 8:30 ~ 17:00 | 相談対応 | 休業日(土)に、国保、後期、年金の各種減免 に対する申請・相談を受け付けるため、職員3 人にて対応 |
| 11月3日 | 12:30 ~ 17:15 | 相談対応 | 午前中は日曜開庁。午後に引き続き各種減免に 係る申請・相談を受け付けるため、職員1人に て対応 |
| 11月10日 | 12:30 ~ ~ 17:00 | 相談対応 | 午前中は日曜開庁。午後に引き続き各種減免に 係る申請・相談を受け付けるため、職員2人に て対応 |
| 11月22日 | _ | 後期一部負担金 | 後期一部負担金免除の期限が、令和2年4月11日 までとなることを広域連合に確認 市ホームページ、ひがしまつやま災害臨時第6 号にて周知 |
| 12月13日 | _ | 国保税、後期保険料減免 | 収税課、高齢介護課と協議。国保税、後期保険料 の減免対象者のうち、未申請の方に勧奨通知を 発送 |
| 12月16日 | _ | 国保税、後期保険料減免 | 課税課・収税課・高齢介護課と協議し、国保税、 後期保険料減免対象者へ、4課連名の手続勧奨 通知を発送(国保:1件、後期:1件) |

- 第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応
- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------|--|---|
| 国保税減免 | 罹災証明書の申請状況や、他の市税の減免との重複もあることから、課税課、収税課との調整を図るまでのイメージ付けが難しかった。 | より円滑に調整等を行うためには、制度に精通しておくことに加え、全国各地での類似事例における対応を理解しておくことが必要である。 |
| 後期、年金 保険料減免 | 後期保険料、国民年金保険料共に減免決定は他機関(広域連合、年金機構)にて実施するため、各機関との調整を図り、相手方の意図を汲んだ上で、事務を遂行することが困難であった。 | |
| 各種減免 | 日常業務を遂行しながら、避難所等の災害対応を行い、各種減免に対応するスキームを考え、論点を整理し、問題点を改善していくことに、身体的・精神的負担が非常に大きかった。 | 今回実施した対応方法や検 討事項等を整理する。 |

12). 開発行為許可申請等の手数料免除

「東松山市手数料条例」に基づき、令和元年東日本台風により被災した者の以下の開発行 為許可申請等の手数料を免除するものである。

【開発行為許可申請等手数料の免除対象】

| 種別 | 免除対象 |
|----------------------------|--------------|
| 都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請 | |
| 同法第35条の2に基づく開発行為変更許可申請 | 罹災証明書の対象となった |
| 同法第42条に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請 | 建築物の代替として建築さ |
| 同法第43条に基づく建築行為等許可申請 | れるもの。 |
| 都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書交付申請 | |

【開発行為許可申請等手数料の免除実績】

| 件数 | 免除金額 |
|----|------|
| 0件 | 0円 |

(令和元年12月31日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|---------|--------------------------|
| 11月18日 | 開発行為許可申 | 埼玉県から、被災者が申請主体となる事務における手 |
| | 請等手数料免除 | 数料の免除について、県の取扱いの連絡を受ける。 |
| 11月27日 | 開発行為許可申 | 令和元年東日本台風による被災者の開発行為許可申請 |
| | 請等手数料免除 | 等手数料の免除について市ホームページにて周知 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------------------|--------------------|----------|
| 開発行為許 可申請書等 手数料免除 | 特段の課題等はなし。 | |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

13). 水道料金、下水道使用料の減免

「東松山市水道事業給水条例」及び「東松山市下水道条例」に基づき、令和元年東日本台 風により被災した者の令和元年12月請求分又は令和2年1月請求分を減免する。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|-----------|---|
| 10月13日 | 9:00 | 減免の検討 | 条例に従い、水道料金、下水道使用料の減免検討を 開始する。他市の情報を収集する。 |
| 10月28日 | 15:00 | | 減免方針の決定 減免対象者は、罹災証明書交付申請(床上、床下) を行った被災者 |
| 10月29日 | _ | 減免の周知 | ひがしまつやま災害臨時第3号へ減免対象者、金額、 申請方法等を掲載 |
| 11月6日 | _ | | 市ホームページ、水道ホームページにて減免対象 者、金額、申請方法等を掲載 |
| 11月14日 | _ | 減免申請案内の送付 | 罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者 に対して、減免申請の案内を送付(第1回) 対象:210件 |
| 11月21日 | _ | | 罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者 に対して、減免申請の案内を送付(第2回) 対象:168件 |
| 11月27日 | _ | | 罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者 に対して、減免申請の案内を送付(第3回) 対象:150件 |
| 12月1日 | _ | 減免の周知 | 広報ひがしまつやま12月号に減免対象者、金額、申 請方法等を掲載 |
| 12月5日 | _ | 減免申請案内の送付 | 罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者 に対して、減免申請の案内を送付(第4回) 対象:84件 |
| 12月12日 | _ | | 罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者 に対して、減免申請の案内を送付(第5回) 対象:35件 |
| 12月26日 | _ | | 罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者 に対して、減免申請の案内を送付(第6回) 対象:11件 |

以後、継続的に減免申請の案内を送付

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 水道料金、 下水道使用 料の減免 | 本市の自然災害による水道料金及び下水道使用料の減免事例が過去にないため、他市の事例を情報収集し対応方針を検討したが、減免方法及び対象の決定に時間を要した。被害の規模に応じた方法を短期間で決定する必要があり、災害発生時に迅速に判断できるよう、情報を整理しておく必要がある。 | 今回実施した対応方法や検討 事項等を整理する。 |

14). し尿処理手数料減免及び浄化槽清掃費補助

「東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、令和元年東日本台風により、し尿くみ取り便槽が被災した日から令和元年12月末までの初回くみ取りに係るし尿処理手数料を減免する。

また、東松山市災害時浄化槽等清掃費補助金交付要綱に基づき、令和元年東日本台風により、家屋への床上・床下浸水が発生した住宅又は事業所の浄化槽が被災した日から令和2年3月19日までに実施した浄化槽清掃費用のうち初回の清掃費用の2分の1の金額(上限1万円)を補助するものである。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 10月23日 | し尿処理手数料 | 条例に従い、被災者への適用を検討開始する。 |
| , | 減免の検討 | |
| | 净化槽清掃費補 | 市民と清掃業者間での契約であるものの、他市町の情報 |
| | 助の検討 | を収集する。 |
| 10月29日 | し尿処理減免対 | 減免対象者は、罹災証明書交付申請(床上、床下)を行っ |
| | 象者の検討 | た被災者 |
| | 浄化槽清掃費補 | 補助対象者は、罹災証明書交付者(床上、床下) |
| | 助対象者の検討 | |
| 10月31日 | し尿処理手数料 | 決裁後、11月から実施に伴い周知開始(総合窓口にて) |
| | 減免の実施 | |
| 11月5日 | し尿処理手数料 | ひがしまつやま災害臨時第4号へ掲載 |
| | 減免の周知 | |
| 11月22日 | 浄化槽清掃費補 | 清掃費補助要綱制定について決裁後、実施に伴い周知開 |
| | 助の周知 | 始(支援室、市ホームページ等) |
| 12月1日 | し尿処理手数料 | 広報ひがしまつやま12月号へ掲載 |
| | 減免の周知 | |
| | 浄化槽清掃費補 | |
| | 助の周知 | |
| 12月3日 | 浄化槽清掃費補 | ひがしまつやま災害臨時第7号へ掲載 |
| | 助の周知 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
| 12月26日 | 浄化槽清掃費補 | 清掃を実施する期間の延長(令和2年3月19日まで) |
| | 助の期間延長 | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------|--|----------------------------|
| し尿処理手 数料減免の 実施 | 当初浸水区域での床上・床下浸水家屋 の把握が難しかった。 移転先の確認に時間を要した。 | 今回実施した対応方法や検討 事項等を整理する。 |
| 浄化槽清掃 費補助の実 施 | 浄化槽は個人管理のため、市民と清掃 業者間での契約によるもので、補助金を 交付してよいかの課題があった。 | |

- 第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応
- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

15). 義援金の口座開設及び出入金処理等の調整

義援金受入れ口座の開設及び、義援金の出入金処理等について調整した。

| | 11土.日日 | 否日 | th ch |
|----------|--------|-----------|--------------------------|
| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
| 10月15日 | 9:00 | 災害義援金口 | (構ゆうちょ銀行及び(構埼玉りそな銀行東松山支 |
| | | 座開設に向け | 店に対し、義援金口座開設について相談 |
| | | ての相談 | |
| | 17:22 | ㈱ゆうちょ銀 | ㈱ゆうちょ銀行関東エリア本部事務管理部から |
| | | 行から内諾及 | 内諾の連絡及び申請に際し必要な書類のメール |
| | | び必要書類の | を受信 |
| | | メール受信 | |
| 10月17日 | 15:00 | ㈱埼玉りそな | 本店との調整で回答が遅れていた㈱埼玉りそな |
| | 頃 | 銀行東松山支 | 銀行東松山支店から内諾及び条件等の提示 |
| | | 店から内諾 | |
| 10月18日 | 14:30 | ㈱ゆうちょ銀 | 口座開設についての決裁後、㈱ゆうちょ銀行関東 |
| | | 行へ必要書類 | エリア本部事務管理部に必要書類のメールを送 |
| | | のメール送信 | 信 |
| | 15:00 | ㈱埼玉りそな | 口座開設についての決裁後、㈱埼玉りそな銀行東 |
| | | 銀行東松山支 | 松山支店へ必要書類を提出 |
| | | 店へ必要書類 | |
| | | 提出 | |
| 10月21日 | 9:00 | ㈱埼玉りそな | ㈱埼玉りそな銀行東松山支店から義援金口座開 |
| , , | ~ | 銀行義援金口 | 設の連絡及び通帳が届く。 |
| | | 座開設 | |
| | 18:00 | ㈱ゆうちょ銀 | ㈱ゆうちょ銀行から無料送金口座開設の承認及 |
| | | 行から口座開 | び口座開設が10月23日9時からとの連絡メールを |
| | | 設の連絡 | 受信 |
| 10月23日 | 9:00 | ㈱ゆうちょ銀 | ㈱ゆうちょ銀行口座開設及び㈱ゆうちょ銀行Web |
| | ~ | 行口座開設 | サイト義援金口座一覧に掲載されたことを確認 |
| | | | ⇒市民課に、両義援金口座内容について市ホーム |
| | | | ページに掲載して差し支えない旨を連絡 |
| 10月23日 | | (株)埼玉りそな銀 | お札については毎日市役所のATMに、小銭につ |
| \sim | _ | 行東松山支店へ | いては週1~3回東松山支店へ出向き入金 |
| | | 義援金入金 | |
| 10月28日 | 10:00 | ㈱ゆうちょ銀 | ㈱ゆうちょ銀行から郵便にて料金免除口座開設 |
| | | 行から料金免 | 必要書類を受領 |
| | | 除口座開設必 | |
| | | 要書類受領 | |
| 10月30日 | 午後 | 東松山郵便局 | 東松山郵便局に料金免除口座開設のための口座 |
| | | 等に口座開設 | 加入申込書、振替口座用印鑑票等提出及び㈱ゆう |
| | | 必要書類提出 | ちよ銀行関東エリア本部事務管理部に振替の無 |
| | | | 料送金の取扱いに関する申込書郵送 |
| 10月31日 | | 議長会災害見 | 議会事務局から、各議長会災害見舞金を受けた後 |
| 10/101 H | | 舞金の相談 | の相談を受ける。議員団による使途の決定がある |
| | _ | 77 1 H H) | まで歳計外現金として預かることも可能と回答 |
| | | | (埼玉県市議会議長会、関東市議会議長会、全国市 |
| | | | 議会議長会) |
| | 1 | L | |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|---------------------------------------|---|
| 11月14日 | 午後 | ㈱埼玉りそな 銀行に振込に ついて相談 | 市民課長から県義援金の入金情報及び市義援金の第一次配分について相談を受け、㈱埼玉りそな銀行東松山支店副支店長を訪問し、具体的な内容について相談。義援金口座から直接被災者の方に振り込んだ場合の手数料は無料であることを確認した。その後、データ伝送する場合について、りそなEBセンターに、振込方法について相談 |
| | _ | 議会事務局から、歳入歳出 外現金科目設置依頼書受 領、科目設置 | 議会事務局から、議長会災害見舞金の「歳入歳出 外現金科目設置依頼書」を提出され、受領する。 決裁後、科目設置手続をする。 |
| 11月15日 | 午後 | ㈱ゆうちょ銀 行に振込につ いて相談 | 市民課長から県義援金の入金情報及び市義援金の第一次配分について相談を受け、㈱ゆうちょ銀行に義援金口座から直接被災者の方に振り込んだ場合の手数料等を確認したところ、有料であった。 |
| 12月20日 | 終日 | 義援金第一次 配分データ伝 送処理 | 12月17日付けの市民生活部長の依頼に基づき、㈱ 埼玉りそな銀行に対し、義援金第一次配分データ 伝送処理 |
| 12月23日 | 午後 | 義援金第一次 配分現金支給 分準備 | 12月17日付けの市民生活部長の依頼に基づき、㈱ 埼玉りそな銀行東松山支店にて現金支給分の払 出処理及び伝送分の払出伝票受渡 |
| 12月24日 | 午後 | 義援金第一次 配分振込不能 データに関す る処理 | 12月24日執行の義援金第一次配分振込不能2件について、埼玉りそなサポートオフィスから連絡を受けた。その後正しいデータの確認ができたため、埼玉りそなサポートオフィスへ再振込の依頼をし、正しい口座に再振込ができたことを確認 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------------------------------|--|----------------------------|
| 災害義援金 口座開設に 向けての相 談 | (構) 対しては、 (構) 対しては、 (相) 対し、 (相) が、 (相) が、 (相) が、 (相) が、 (相) が、 (は) が、 (は) でもた。 (は) で | 今回実施した対応方法や検討 事項等を整理する。 |
| | 東松田文店に問合せをしたが、義族金取 扱実績がなく、支店から本部への相談となり、時間が掛かった。 市役所内にあるATMは、紙幣は入金可 | |
| (㈱埼玉りそ な銀行東松 山支店へ義 援金、入金 | 能だが、小銭は入金不可能であることから、小銭入金は、東松山支店の機械で行う必要があった。義援金は小銭も多く、入金に時間が掛かり、また、小銭の中には古いものもあり、機械がつまるなどのトラブルも発生した。 | |
| 義援金第一 次配分デー タ伝送処理 | ㈱埼玉りそな銀行に義援金取扱実績がなく、振込方法に関しての相談に時間が掛かった。 また、通常とは違う方法で、振込データを送信したため、送信先の埼玉りそなEBセンターに複数回確認しながらの手続となり、予想以上に時間が掛かった。 | |

16). 図書館資料の弁償免除申請

「東松山市立図書館設置及び管理条例」に基づき、令和元年東日本台風による住家の浸水 等に伴い図書館資料を損傷又は亡失した場合の弁償を免除するものである。

【実績】

| 受付館 | 免除者数 | 対象資料数 | 免除金額 |
|-------|------|-------|---------|
| 市立図書館 | 4人 | 27点 | 33,017円 |
| 高坂図書館 | 15人 | 55点 | 74,538円 |

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|-----------------|--|
| 10月13日 | 図書の弁償に | 図書館から借りた本を損傷又は亡失した方からの問合せに |
| ~ | ついて問合せ | 対応(市立図書館5人、高坂図書館3人) |
| 10月16日 | | |
| 10月17日 | 免除事務取扱 要領の制定 | 東松山市立図書館設置及び管理条例第13条第2項ただし書 に基づき、「令和元年台風第19号に係る免除事務取扱要 領」を制定 |
| | 免除申請の案 内 | 図書館ホームページのお知らせ欄に、「令和元年台風第19号による図書館資料の損傷・亡失について」を掲載 |
| 12月1日 | 広報紙への掲 載 | 広報ひがしまつやま12月号の支援情報欄に、「図書館資料 の弁償免除」を掲載 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------|--|----------------------------|
| 図書の弁償 について問合せ | 災害により図書館で借りた本が損傷又は亡失した場合における具体的な手続の 規定がなかったため、明確な回答まで5日間を要した。 | 今回実施した対応方法や検討 事項等を整理する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

17). 子育て支援センターの利用料免除

子育て支援センターの利用料について、年齢を問わず免除するよう指定管理者と調整を 行うものである。

【実績】

| 子育て支援センター | 利用者数 |
|-----------|---------|
| ソーレ | 23組59人 |
| マーレ | 55組139人 |

(令和2年3月3日時点)

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|------|---|--|
| 10月14日 | 9:30 | ソーレ・マー レの被災者利 用について | 被災者の利用対象を小学6年生まで拡大し、入館料を無料とする。 証明等は必要とせずに、住所と氏名と子どもの年齢を記入して入館を可能とする。 10月16日から対応内容を窓口掲示し、10月17日から市ホームページに掲載する。 |
| 10月18日 | 午後 | 各種制度の取 りまとめの報 告 | 以下の項目について、政策推進課へ報告する。 ①子育て支援センターの利用、②こども医療費の特別措置、③児童手当の特別措置、④児童扶養手当の特別措置、⑤ひとり親家庭等医療費の特別措置、⑥母子父子寡婦福祉資金貸付金上記内容に、子育てに関する相談(子育て支援課・子育て世代包括支援センター)を加えて、市ホームページに掲載する。 |
| 11月5日 | _ | 子育てに関す る支援につい て、ひがしま つやま災害臨 時第4号に掲 載 | 子育てに関する支援を取りまとめ、ひがしまつやま 災害臨時第4号に掲載する。 掲載項目(子育て支援センターの利用について/一 時保育について/子育て支援に関する相談につい て/児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の特例措 置/母子家庭・父子家庭・寡婦の方を対象に福祉資 金や償還金の支払猶予) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----|--------------------|----------|
| | 特段の課題等はなし。 | |

18). 保育料の減免

「東松山市保育園設置及び管理条例」、「東松山市放課後児童クラブ条例」に基づき、令和元年東日本台風により被災した者の被災程度・所得に応じて、令和元年10月分から令和2年3月分までの6か月分の保育料を減免するものである。

また、民間学童保育施設及び認可外保育施設を利用する被災者に対しても、上記保育料減免と同様に免除するため、令和元年東日本台風の被害により保育料を減免した場合は、当該減免に要する経費の全額を事業所に対して補助を行うものである。

【認可保育施設及び公立学童クラブの保育料の減免 (実績)】

| 区分 | 施設名 | 件数 | 金額 |
|--------|---------------|----|-----------|
| 認可保育施設 | たかさか保育園 | 1件 | 194, 400円 |
| | みどり保育園 | 1件 | 80,100円 |
| | ハルム松ノ木保育園 | 1件 | 101, 280円 |
| | フレンドキッズランド高坂園 | 1件 | 87, 780円 |
| 公立学童 | きらめきクラブからこ | 1件 | 30,000円 |
| | きらめきクラブたかさか | 8件 | 240,000円 |
| | きらめきクラブのもと | 1件 | 30,000円 |

(令和元年11月25日時点)

【認可外保育施設等及び民間放課後児童クラブの保育料の補助 (実績)】

| 区分 | 施設名 | 件数 | 金額 |
|------|-----------|----|----------|
| 認可外等 | ラフキッズ保育園 | 3件 | 630,000円 |
| 民間学童 | のもとクラブ | 2件 | 60,000円 |
| | さくらやまクラブ | 1件 | 30,000円 |
| | かるがも学童クラブ | 2件 | 60,000円 |

(令和元年11月25日時点)

| - 11 | - f. pp | | |
|--------|---------|-----------------------------|--|
| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
| 10月24日 | 午後 | 保育施設等の利用者負担金の減 | 特定教育・保育施設等利用者負担金減免取扱要領の制定(認可保育施設保育料) |
| | | 免について | 児童クラブ保育料減免取扱要領の制定(公立放 課後児童クラブ保育料) |
| 11月1日 | 午後 | 保育施設等の利 用者負担金の減 免について | 児童福祉事業補助金交付要綱の一部改正(民間 放課後児童クラブ及び認可外保育施設等の保育 料) |
| 12月20日 | 午後 | 12月議会補正予 算議決 | 児童福祉事業補助金予算計上者数 民間放課後児童クラブ:11人 認可外保育施設等:9人 |
| 12月23日 | 午後 | 市ホームページ にアップ | 台風により被災された方の各種保育料の減免に ついて、周知開始 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------------------------|--|--------------------------------------|
| 保育施設等 の利用者負 担金の減免 について | 民間放課後児童クラブ及び認可外保育施設等の保育料の減免は、補助金による対応のため、補正予算に対する議会の議決が必要である。そのため、公立・民間保育施設及びきらめきクラブの保育料の減免についても、対応時期を合わせる必要がある。 | 財源確保を含めて、減免等支援策について早急な対応方法を 検討する。 |

3. 2. 12 支援物資の受入れ及び提供

1). 物資の受入れ

10月14日から松山市民活動センターにて支援物資を受け入れた。以降も、置場を確保しながら随時受け入れた。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|---------|----|--------------------------------------|---|
| 10月14日~ | 午前 | 支援物資の受入 れの開始 | 松山市民活動センターにて支援物資を受け入れた。以降、随時受入れる。 |
| | 午後 | 支援物資管理リ スト作成 | 支援物資名、提供者、保管場所等を記載するリストを作成し、全庁で閲覧できるようにした。 |
| 10月15日 | _ | 支援物資置場の 確保 | 本庁舎分室1階、材木町倉庫に支援物資置場を確保した。 |
| 10月18日 | _ | 物資の配布等ひ がしまつやま災 害臨時号への掲 載 | 土のう袋、ブルーシートの配布について、ひが しまつやま災害臨時号に掲載 |
| 10月21日 | _ | 支援物資提供依 頼を市ホームペ ージに掲載 | 支援物資提供依頼について、市ホームページに 掲載 |
| 10月24日 | _ | 物資の配布等ひ がしまつやま災 害臨時第2号へ の掲載 | 食料、毛布、土のう袋、ブルーシート等の配布について、ひがしまつやま災害臨時第2号に掲載 |
| 11月13日 | _ | 物資の配布等ひ がしまつやま災 害臨時第5号へ の掲載 | 食料、毛布、土のう袋、ブルーシート等の配布について、ひがしまつやま災害臨時第5号に掲載 |
| 11月14日 | _ | 支援物資置場の 移動 支援物資置場の 移動 | 被災者生活再建支援室の設置に伴い、総合会館2階に支援物資保管場所を移動 ペットボトル水等を農林公園研修センター内会 議室に移動 |
| 12月3日 | _ | 物資の配布等ひ がしまつやま災 害臨時第7号へ の掲載 | 食料、毛布、土のう袋、ブルーシート等の配布について、ひがしまつやま災害臨時第7号に掲載 |
| 12月19日 | _ | 物資の配布等ひ がしまつやま災 害臨時第8号へ の掲載 | 食料、毛布、土のう袋、ブルーシート等の配布について、ひがしまつやま災害臨時第8号に掲載 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------|---|-------------------------------|
| 支援物資置場の確 保 | 提供される支援物資の量が予想できなかったため、途中で置場が手狭になり、 移動を余儀なくされた。災害発生前から支援物資の置場を想定しておく必要がある。 | 物資が保管可能なスペースの確保や防災倉庫の整理を検討する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 12 支援物資の受入れ及び提供

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------------------|--|--|
| 支援物資の受入れ と配布のマッチン グ | 支援物資の受入れ・配布業務を進めていく中で、受入れは農政課、配布は地域 支援課という役割分担ができた。受入れ と配布のマッチングを適切に行うために は両業務を同一部内で行う方が効率的で あると考えられる。 | 災害時の事務分掌については、今回の災害対応を踏まえ見直しを行う。 |
| 支援物資提供依頼 部署の一本化 | 複数の課から県に対し支援物資の提供 を依頼したことがあり、県の担当課でも 混乱を生じさせてしまった。 | 今回の災害対応を踏ま え役割分担を整理する。 |
| 受入可能な支援物 資の基準の整備 | 支援物資の受入れを進めていく中で、 新品、未開封、まとまった量等の受入可 能な支援物資の条件を作っていったが、 事前に基準を作成しておくべき。 | 今回の台風で検討した 支援物資の条件を参考に 新たな基準を整備する。 |

2). 物資の庁舎管理

庁舎内の物資の保管場所については、指定された場所は無く、その時の状況でスペースに パーテーションを設置し保管場所を確保した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|------|--|
| 10月15日 | 午前 | 庁舎管理 | 救援物資の保管場所として分室1階北側の職員休憩 スペースを利用することを決定、移動式パーテーションを設置しスペースを確保した。 |
| 10月17日 | _ | 庁舎管理 | 豊島区からの救援物資保管場所について調整、総合 会館2階スペースの一部を保管場所に加えることと した。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------------|---|-------------------------------|
| 緊急スペースの確保(支援物資置場) | 支援物資担当課と調整し、分室1階の職員休憩スペースを転用した。搬入搬出を考えると有効な場所ではあったが、下水道課の移転直後で、スペースの転用ができたもの。分室以外にも農政課により他の施設や避難所である活動センターに物資を分けて配置していたが、災害発生時には支援物資置場として指定された場所が確保されていることが理想である。 | 物資が保管可能なスペースの確保や防災倉庫の整理を検討する。 |

3). 支援物資提供

被災者に、ブルーシート、土のう袋、水・食料品の提供を開始し、毛布等や救急セット、 衣類等を提供した。

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------------------------|---|
| 10月14日 | _ | 物資提供 | 被災者に対しブルーシート、土のう袋、食料品等の提供開始(4避難所 松山市民活動センター、唐子市民活動センター、高坂丘陵市民活動センター、野本コミュニティセンター) |
| | | 支援物資受入 れ・提供 | 日本赤十字から(安眠セット、救急セット、毛 布、タオルケット) |
| 10月15日 | _ | 支援物資受入 れ・提供 | 東松島市から(スコップ、ブルーシート、土の う袋、間仕切り) |
| 10月16日 | _ | 支援物資受入れ・提供 | イオンから(布団セット)ブルボンから(水、 食料)埼玉県から(水、カップ麺、白米、イワ シ缶、レトルト食品、ブルーシート、土のう袋) |
| 10月18日 | _ | 支援物資受入 れ | 埼玉県から(避難所4箇所に対して洗濯機10台、 段ボールベッド) |
| 10月20日 | _ | 支援物資受入 れ・提供 | セブン&アイ・ホールディングスから(下着、 スエット) |
| 10月23日 | _ | 物資受入れ 高坂市民活動 センター | 高坂市民活動センターを食料品等の物資保管場所とする。埼玉県から(水、カップ麺、白米、イワシ缶、レトルト食品) |
| 10月24日 | _ | 支援物資受入 れ・提供 | ㈱ユニクロから(男女下着、ヒートテック、フリース等) |
| 10月28日 | _ | 朝・夕食の提供開始 | 夕食、翌朝食提供開始(はなまるキッチン) |
| 10月30日 | _ | 避難所閉鎖 唐子市民活動 センター | 唐子市民活動センター避難所を閉鎖。物資提供 は引き続き継続 |
| 11月8日 | _ | 避難所閉鎖 高坂丘陵市民 活動センター | 高坂丘陵市民活動センター避難所を閉鎖。物資 提供は引き続き継続 |
| 11月19日 | _ | 避難所閉鎖 松山市民活動 センター | 松山市民活動センター避難所を閉鎖。物資提供 は引き続き継続 |
| 11月25日 | _ | 支援物資受取り | 川島町防災倉庫へ支援物資受取り (カップ麺、 白米、イワシ缶、レトルト食品) 高坂市民活動 センターへ |
| 12月1日 | _ | 物資提供一部 終了 | 松山・高坂丘陵市民活動センターでの物資提供 を終了する。唐子市民活動センターと野本コミ ュニティセンターの物資提供は継続 |
| 12月2日 | _ | 物資提供開始 | 高坂市民活動センターでの物資提供を開始 |
| 12月8日 | 16:00 | 避難所閉鎖 野本コミュニ ティセンター | 野本コミュニティセンター避難所を閉鎖し、コ ミュニティセンターでの物資提供も終了 |
| 12月17日 | _ | 生活必需品の 給与 | 生活必需品の給与に係る申請受付の開始 |
| 12月27日 | _ | 物資提供継続 | 唐子・高坂市民活動センターでの物資提供を継 続 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 12 支援物資の受入れ及び提供

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------|--|--|
| | 今回の災害では、高坂市民活動センターで、一時的に支援物資を保管していた。事前に保管場所を確保していなかった。 | 物資が保管可能なスペース の確保や防災倉庫の整備を検 討する。 |
| 支援物資の | 避難所で支援物資も提供したが、避難者が多数いた場合、避難所担当職員が避難所 運営と支援物資を管理するのは難しい。 | 職員の配置や役割分担について、動員計画の見直しにおいて検討する。 |
| 保管、提供 ※ | 支援物資の受入れは農政課が担当したが、支援物資補給や提供は避難所運営側が行った。避難所とは別に物資提供の場所を確保した方がよい。避難所では避難者のための物資と被災者向けの物資を区別するのは難しく、避難者が優先となってしまう。被災者が必要とする十分な物資提供ができない。 | |
| 生活必需品 の給与 | 被災者が必要とする生活用品の選定に苦慮した。また、被災件数が多かったため、物品の調達及び運搬を委託業務で行ったが、業者との連絡調整に時間を要した。 | 生活必需品の給与について は、被災後速やかに業務スケ ジュールを組み、早い段階で 給与できるよう準備する。 |

※「3.2.1 (2) 2. 項目「支援物資の保管、提供」」(P64)の一部再掲

3. 2. 13 民間団体、企業等による被災者支援

10月14日から、日本赤十字社が備蓄している救援物資の要請を行い、各避難所へ配送した。合計で150セット(毛布・日用品セット・安眠セット)の救援物資の提供を受けた。

1). 日本赤十字社

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|------------------------|---|
| 10月14日 | 10:30 | 日本赤十字 社へ救援物 資の要請 | 各避難所へ毛布・日用品セット・安眠セットの配送 依頼→14日夕方到着 配送数 松活18 丘陵40 唐子5 野本コミュニティセンター37 |
| 10月15日 | 午前 | 救援物資の 利用状況調 査 | 各避難所を訪問し調査 利用数 松活18/18 丘陵20/40 唐子5/5 野本コ ミュニティセンター37/37 |
| 10月20日 | | 追加要請 | 避難所担当(地域支援課)からの要請により50セット追加要請→20日夕方到着 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----|--------------------|----------|
| | 特段の課題等はなし。 | |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 13 民間団体、企業等による被災者支援

2). 民生委員

災害発生前日から、避難について呼びかけた。一人暮らしの高齢者については避難所までの付添い、帰宅時も対応した。

避難所においては、炊き出し等のボランティア活動を実施した。

(1) 対応の時系列(主な活動を抜粋)

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|----------|--------------------|---|---|
| 10月11日 | 14:00 | 避難につい | ・早俣・田木地区の民生委員(2人)へ早く避難す |
| | | て呼びかけ | ることを促す。 ・民生委員へ1人暮らしの高齢者【3人(早俣・田 |
| | | | 木・あずま町 各1人)】の避難確認依頼 |
| 10月12日 | 8:30 | 自宅から避 | ・自力では避難できない1人暮らしの高齢者(3人) |
| | | 難所までの | と2人暮らしの高齢者(2世帯)を避難所へ送り届け |
| | /r !/: | 対応 | る。 1 黄としの宮野老 (1) ナロサチ目しばば短い |
| | 午前 | 自宅から避 難所までの | ・1人暮らしの高齢者(1人)を民生委員と地域福祉 コーディネーターで避難させる。 |
| | | 対応 | A TATAL OF CHARGE CO. |
| | | 被災状況確 | ・被災地区(葛袋、毛塚)の実態把握を電話で行 |
| 10 110 1 | 左 公 | | |
| 10月13日 | 午前 | 避難所から 自宅までの | ・避難した1人暮らしの高齢者(3人)と2人暮らし の高齢者(2世帯)を自宅へ送り届ける。 |
| | | 対応 | ・避難した1人暮らしの高齢者(1人)を民生委員と |
| | | | 地域福祉コーディネーターで自宅へ送り届ける。 |
| | 午前 | 被災状況確 | ・被災地区(早俣、田木、正代)の実態把握に行 |
| | \sim | 認 ボランティ | く。 ・民生委員3人で早俣地区にてボランティアを行 |
| | | ア · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | う。 |
| | | | ・避難所にて炊き出しを実施する。 |
| 10月14日 | 午前 | 避難所から 自宅までの | ・避難した1人暮らしの高齢者(3人)を自宅へ送り届けるサポートを行う。 |
| | | 対応 | 畑けるケホートを11 7。 |
| | | ボランティ | ・1人暮らしの高齢者(1人)へお弁当を持ってい |
| | E- 1/: | ア | \(\frac{1}{2}\) |
| | 午前 | ボランティア | ・被災地でのボランティアを行う。・避難所にて炊き出しを実施する。 |
| 10月15日 | 午前 | ボランティ | ・民生委員5人で早俣地区にてボランティアを行 |
| 10/110 [| ~ HIJ | | ・ 氏生委員3八 (平民地区に (|
| | | 情報提供 | ・市からの災害支援情報チラシを配布する。 |
| 10月16日 | 午前 | ボランティ | ・民生委員10人で早俣地区にてボランティアを行 |
| | ~ | ア 情報提供 | う。 ・罹災証明書についての書類(10人)を配布する。 |
| 10月17日 | 午前 | 情報提供 | ・市からの災害支援情報チラシを配布する。 |
| 10/111 H | \ ~ | ボランティ | ・民生委員10人で早俣地区・あずま町高齢者宅にて |
| | | ア | ボランティアを行う。 |
| 10月18日 | 午前 | ボランティ | ・民生委員5人で早保地区にてボランティアを行 |
| 10月19日 | ~ 午前 | ア ボランティ | う。 ・民生委員6人で早俣地区にてボランティアを行 |
| 10/119 H | \ \sigma \ \cdot \ | ア | う。 |
| 10月20日 | 午前 | ボランティ | ・民生委員7人で早俣地区にてボランティアを行 |
| | \sim | ア | う。 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|-------|-------------------------|
| 10月25日 | 午前 | ボランティ | ・公会堂にて、炊き出しを実施し避難所等3箇所 |
| | ~ | ア | (野本、丘陵、毛塚)へ配る。 |
| | 午前 | 情報提供 | ・市からの災害支援情報チラシを民生委員・自治会 |
| | | | 長へ配布する。 |
| 10月30日 | 午前 | 支援物資 | ・地区の有志7人で、回収してきた古着の仕分を活 |
| | ~ | | 動センターで行う。 |
| 10月31日 | 午前 | 支援物資 | ・地区の有志7人で、古着を早俣地区に戸別訪問し |
| | \sim | | 配布する。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----|--------------------|----------|
| | 特段の課題等はなし。 | |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 13 民間団体、企業等による被災者支援

3). 動物愛護団体

ペットとして家庭で飼育されている動物の虐待、遺棄の防止や、適正な飼育・取扱いの普及啓発を推進するための団体である。公益団体の他に、市民等有志の持ち寄りによる小さいグループまで、組織的に大小様々な任意団体あるいはNPO法人が各地にある。10月18日に支援を行いたい旨の連絡が入った。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|------------------------------|---|
| 10月18日 | 16:30 | ペットの避 難に関する 支援状況確 認 | 市内で活動する動物愛護団体から、避難所に避難している方からペットに関する支援要望等があれば、可能な支援を行いたいため、情報提供の希望があった。 |
| 10月21日 | 9:00 | ペットの避 難に関する 支援状況確 認 | ペットの避難状況について各避難所に確認し、動物 愛護団体へ情報提供(松山市民活動センターに大2 頭、野本市民活動センターに犬3頭が避難) |
| 10月28日 | 16:00 | ペットに関する必要物 資の確認 | 動物愛護団体から、避難所のペットの飼い主に必要な物資があるか確認してもらいたいとの依頼があった。 避難所責任者に確認したところ、県からも支援物資は届いているが手を付けておらず、基本的には飼い主が用意している。特別要望も出ていないが、固形のドッグフードではなく、缶詰のものであれば利用するかもしれないとのことであった。これらの情報を動物愛護団体へ提供 |
| 11月6日 | 14:00 | ペットに関 する支援物 資の提供 | 動物愛護団体、東松山保健所、環境保全課担当者により、松山市民活動センター、野本市民活動センターを訪問。ペットの飼い主とは直接面談できなかったが、エサ(缶詰)とペット用シートを配布 |

| CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF | | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|--|
| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 | | | | |
| ペットの避 難に関する 支援 | 動物愛護団体等が行う支援の内容としては、ネットワークのというのに関するでは、、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのがでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのがでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは | 動物愛護団体等とあらかじめ 協定を締結した上で、平常時から連携して、災害時の活動方法 を検討する。 | | | | |

4). 民間保育園

保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である。※「乳幼児」とは、0歳から小学校入学前までの乳児・又は幼児。

災害が発生した翌日(10月13日)から、下記の園で無料の一時保育が始まった。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|---------|----------------------------|
| 10月13日 | 無料の一時保育 | ラフキッズ保育園で、0歳児~5歳児を対象に無料の一時 |
| | | 保育を開始(15人程度)⇒10月末終了 |
| | | 高坂ひまわり保育園で、既入所児童の兄弟姉妹の無料一 |
| | | 時保育を開始(1人)⇒11月末終了 |
| 10月15日 | 無料の一時保育 | どんぐり保育園で、無料の一時保育を実施(当日のみ実 |
| | | 施:2人) |
| 10月17日 | 無料の一時保育 | ハルム松ノ木保育園で、既入所児童の兄弟姉妹の無料一 |
| | | 時保育を開始(1人)⇒10月末終了 |
| 10月23日 | 無料の一時保育 | かるがも学童クラブで、無料の一時保育を開始(11人) |
| | | ⇒11月末終了 |
| 10月29日 | 無料の一時保育 | 仲よし保育園で、一時保育利用児童の兄弟姉妹の無料一 |
| | | 時保育を実施(当日のみ実施:1人) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|--|--|
| 無料の一時保育について | 災害発生直後に園の判断で、無料の一時保育を実施した施設とそうでない施設があった。そのような状況下では市内全域で同様の対応ができるよう市内各施設と事前調整が必要であると考える。 | 各保育園によって対応可否等 が異なるため、あらかじめ市内 の保育園に対して無料での一時 保育の実施について調査を実施 した上で、被災者支援として市 の対応方法(予算措置も含め |
| 無料の一時保育について | 0歳児からの一時保育への要望が高かったが、安全に実施するためのスペース確保や職員確保などの問題で、災害発生直後の対応が困難だった。また、今後については被災地域に近い保育園での一時保育の実施が必要と考える。 | て)を検討する。 |

- 3.2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 13 民間団体、企業等による被災者支援

5). 子育て支援関連

10月15日に子育て支援センターにおいて、団体、個人から支援物資の提供を受け、NPO 法人により配布される。また子どもの見守り相談や民間団体、企業等による様々な支援が行 われた。

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-----------|-------|-------|---|
| 10月15日 | 11:30 | ソーレ・マ | ソーレ・マーレにおいて、主任児童委員と協力し、 |
| | | ーレの支援 | 自主事業として支援物資を収集している旨の報告を |
| | | 物資の受入 | 受ける。 |
| | | れについて | 衣服・靴・紙オムツ・おしりふき・タオル類・粉ミ |
| | | [再掲] | ルク(いずれも新品のみ)を17日まで収集し、順次、 |
| 10 8 10 8 | | 必の国ココ | 被災者へ配布する報告を受ける。 |
| 10月18日 | | 彩の国ママ | 10月18日から20日まで、NPO法人子育てねっと、 彩の国ママ倶楽部、川越子育てネットワークの3団体 |
| | _ | る支援物資 | 杉の国ママ倶楽部、川越子育(イットリー)の3回体 が、被災者への支援物資を配布するため、市民文化 |
| | | の配布につ | か、板灰有への文装物質を配削するため、旧民文化 センターで収集を始める。 |
| | | いて | しングーで収集を始める。 |
| 10月20日 | | 彩の国ママ | 大東大緑山キャンパスにおいて、彩の国ママ倶楽部 |
| 10,,10, | | 倶楽部によ | により、支援物資の保管・配布が始まる。(配布開始 |
| | _ | る支援物資 | 日は不詳) |
| | | の配布につ | 12月5日現地を訪問し、対応状況を確認する。 |
| | | いて | |
| 10月21日 | 午後 | 子育てねっ | 市が毛塚公会堂での子どもの見守りについて相談を |
| | | とによる子 | 受け、NPO法人(子育てねっと及び彩の国ママ倶 |
| | | どもの見守 | 楽部)に相談者から話を聞いてもらうよう依頼する。 |
| | | りについて | 対象となる子どもは、日中自宅にいる未就学児が4 |
| | | | 人、14:30に帰宅する幼稚園児が7人、小学生が9人い |
| 10月22日 | | 子育てねっ | る。 毛塚公会堂で10月22日~11月30日まで15日間の子ど |
| 10 月 22 日 | | 上による子 | 七塚公云望で10月22日~11月30日まで15日間の子と もの見守りを実施する。 |
| 11月30日 | _ | どもの見守 | もの元寸りを天祀りる。 ※活動日数等はNPO法人子育てねっとのホームペ |
| 11/,30 [| | りについて | ージ (12月10日更新) による。 |
| 11月2日 | | 子育てねっ | ラフ塾が10月末で無料での一時預かりを終了するこ |
| ~ | | とによる子 | とになったため、高四集会所で11月2日、3日、4日に、 |
| 11月4日 | _ | どもの見守 | 子どもの見守りを実施する。 |
| | | りについて | 母子愛育会・更生保護女性会・東松山市赤十字奉仕 |
| | | | 団・ラフ塾ボランティアの協力あり。 |
| 11月12日 | 11:50 | 花和楽の湯 | 花和楽の湯で被災者の無料利用ができるとの情報が |
| | | (小川町) | 入る。 |
| | | の被災者利 | |
| | | 用について | |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|----------------------------------|---|
| 11月18日 | 16:45 | 花和楽の湯 (小川町) の被災者利 用について | 被災者利用についての内容を確認する。 花和楽の湯において、ひまわり保育園の関係者100人程度(全20家族:1家族4,5人程度)の利用を認めてもらったとのこと。(被災者全員ではない)利用期間は12月27日までとし、今日までに2組程度の利用があるとのこと。 |
| 12月27日 | _ | 花和楽の湯 (小川町) の被災者利 用について | 12月27日までの利用状況について 全20家族中、利用が多い家族で12日間、17家族は1日 (回)以上利用があった。(3家族は利用なし) 延べ50日間程度利用があった。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------------------|--|---|
| 民間団体、 企業等によ る被災者支 援(全般) | 民間団体、企業等の自主的な被災者支援情報について、把握方法が受け身になった。 被災者に対して積極的な当該情報の発信ができなかった。彩の国ママ倶楽部から市ホームページによる周知依頼があり、広報広聴課回答と同様に自主的な活動に対しての周知は行わないとしたが、「民間団体等による活動支援内容」のよりケースバイケースで周知してよりケースバイケースで周知してよい内容もあったと考える。 | 民間団体、企業等の自主的な被災者支援情報は、迅速な支援として活用するとともに、市民にとって必要な支援である場合は、積極的に広報することを検討する。 |

- 3. 2 被災者、避難者への支援
- 3. 2. 14 ボランティアの活動状況

3. 2. 14 ボランティアの活動状況

1). ボランティアの活動状況について

災害が発生した翌日(10月13日)に災害ボランティアセンターの開設を検討し、同日社会福祉協議会へ依頼して、10月14日に開設した。ボランティアの受入れを取りまとめ、現地に派遣するまでの調整を行った。同時に、社会福祉協議会職員が被災地区をまわり被災者からのニーズを調査した。新型コロナウイスの影響による一時休館までに計2,241件(2月28日時点)の依頼を受けた。4月30日に災害ボランティアセンターを閉鎖した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|--------------------------|--|
| 10月13日 | 9:00 | 災害ボランティ アセンター開設 検討 | 健康福祉部にて災害ボランティアセンターの設置を検討→設置 |
| | 10:00 | 災害ボランティ アセンター開設 依頼 | 社会福祉協議会へ災害ボランティアセンター開 設依頼 |
| 10月14日 | 10:00 | 災害ボランティアセンター開設 | 市民福祉センター(社会福祉協議会)に災害ボランティアセンター開設市ホームページ、社会福祉協議会ホームページ掲載社会福祉協議会と今後の運営について協議当初は市内在住、在勤、在学のボランティアを募集15日から社会福祉課職員2人を各日派遣 |
| 10月15日 | 9:00 | ボランティア派 遣開始 | ボランティア団体を派遣 |
| | _ | ニーズ調査 | 民生委員・児童委員へチラシの配布依頼 避難所へチラシ配布 社会福祉協議会職員が被災された地域をまわり、ボランティアの周知 |
| 10月16日 | _ | 市内ボランティ ア募集開始 | |
| 10月23日 | _ | 市外ボランティ ア募集開始 | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------------------|---|---|
| 市と社会福 祉協議会と の関係、役 割が不明確 | 災害ボランティアセンターは社会福祉協議会の自主事業であり、開設・閉鎖時期や運営に対する支援(人、物等)について市がどのように関わるのかが不明確 | 他市町村の災害ボランティア センターの位置付けを参考にし、 市と社会福祉協議会の役割分担 を事前に調整する。 |

3. 3 インフラの復旧、復興

3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

浸水による停電・施設停止、市道等の冠水など市所管施設についても多くの被害が発生した。市庁舎では総合会館の火災報知器が誤作動するなど、対応に追われた。高坂市民活動センターでは、施設内への浸水が発生し、停電・エレベーターの停止などの被害が発生した。都市公園では倒木・折れ枝等が発生した。道路では舗装や路肩の破損、法面の崩落が発生した。その他にも上下水道関連施設・スポーツ施設などで浸水被害が発生した。

所管施設について、事前の確認等を行い、対策を講じるとともに、災害発生時にはパトロール等を通じて被害箇所を確認し、速やかに対応に当たる必要がある。

また、災害発生後は被害の把握に努め、速やかに復旧作業に移行するとともに、今後同程 度以上の災害が発生する可能性も考慮し、現状復旧に留まらず、被害を抑えるための新たな 対策を講じることが重要である。

1). 市庁舎

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|------|------------------------|
| 10月10日 | 13:00 | 事前対策 | 庁舎周辺の看板、カラーコーン等の撤去、ロータ |
| | ~ | | リー内バス停のロープ固定、雨漏り対策、他 |
| | 17:00 | | |
| 10月11日 | 9:00 | 事前対策 | 市発注の工事現場にて台風対策実施(松二小、き |
| | ~ | | らめきクラブ等) |
| | 12:00 | | |
| | 13:00 | 事前対策 | 庁舎周辺を再点検 |
| | \sim | | |
| | 17:00 | | |
| 10月12日 | 10:00 | 庁舎管理 | 総合会館雨漏り対応 |
| | \sim | | 市庁舎非常用発電機点検 |
| | 24:00 | | 総合会館火災報知器誤発報対応 |
| | | | ステーションビルの状況確認 |
| | | | 本庁舎内雨漏り箇所の確認 |
| 10月13日 | 0:00 | 庁舎管理 | 総合会館火災報知器対応 |
| | \sim | 公共施設 | 市庁舎、総合会館、ステーションビル、大岡物品 |
| | 17:15 | 管理 | 庫、材木町倉庫の状況確認他 |
| 10月14日 | 9:30 | 庁舎管理 | 総合会館火災報知器誤発報。保守業者と現場対 |
| | ~ | | 応。緊急修繕機器類等の確認、火災警備機能維持 |
| | 10:30 | | を確認 |
| | 夜間 | 庁舎管理 | 国・県・熊谷市から応援職員の派遣が決定、机・ |
| | | | 椅子等を準備 |
| 11月13日 | 16:00 | 財産管理 | 桜山台地内の普通財産に倒木の情報、現地確認 |
| | \sim | 業務 | ⇒後日、処分 |
| | 17:30 | | |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

(2) 課題等と改善策・対応方法

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------|---|--------------------------------|
| 庁舎管理 | 事前に考えうる確認・対策等を実施していた が、火災報知機の誤発報など予期せぬ事象が発 生した。 | 今回実施した対応方 法や検討事項等を整理 する。 |

2). 高坂市民活動センター

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------------|-----------|-------------------------------|--|
| 10月13日 | 0:00 ~ | 施設内への浸水 | 九十九川の越水等の影響により、施設内へ浸水し始める。土のうやブルーシート等で出入り口の箇所に設置し防護したが、水位約30cm程度浸水してしまった。 |
| | 9:00 ~ | センター敷 地内清掃 | 市民生活部職員及びセンター職員にて清掃作業を 実施。清掃内容は、水につかった畳などを屋外へ 運び出したり、モップ掛けを中心として行った。 |
| 10月14日 以降 | 8:30 ~ | IJ | 高坂地区区長会及び地元ボランティア(定期利用団体等・10月23日~11月5日)の協力により、廃棄物の運搬や清掃作業を実施した。 |
| 10月15日 | 午前 | エレベータ 一水抜き作 業及び稼働 確認 | 保守点検請負業者による水抜き作業及び稼働確認 を実施。浸水により修理が必要なことから後日実 施することとなった。 |
| 10月17日 | 午後 | 電話回線仮 復旧工事 | 電話機が1回線のみしか使用できなくなってしまったため、NTT担当者にて仮復旧工事を行った。 |
| 10月21日 | 午前 | エレベータ 一仮復旧工 事 | 各装置スイッチ、制御盤内基盤交換を実施 |
| 11月14日 | 10:00 | 複合機入替 作業 | 富士ゼロックス担当者により、複合機故障に伴う 入替作業を実施 |
| 12月4日 | 10:00 | 複合機入替作業(市民課業務用) | 富士ゼロックス担当者により、複合機故障に伴う 入替作業を実施 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------|---|--|
| 止水対策 | 施設内への浸水経験がなく、対策が完全ではなかった。止水対策として止水板を設置する予定であるが、マニュアルを作成し適正な行動がとれるよう対応することが必要である。また、一時避難場所として指定を受けているが、今回と同様のケースの場合は改めた方がよいと考える。 | 洪水浸水想定区域 内であることを踏ま えた対策を実施する。 避難所等の指定に ついての見直しを実 施する。 |

3). 公園施設

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-----------|-----------|-------------------|--|
| 10月11日 | 就業中 | 事前確認 | 調整機能を持つ公園の排水施設、子ども広場 の排水施設、樹林地等 |
| 10月12日 | 12:00 | 降雨警戒 | 公園の状況確認 |
| | ~ | | |
| 10月13日 | 24:00 | 降雨警戒及び | 公園の状況確認及び応急危険防止措置 |
| 10月13日 | ~ | 被災状況確認 | 安確認169箇所中 167箇所を確認済み |
| | 18:00 | リスクマルマレビは圧がい | 文作品100回/万十 101回/万で作品1万・/ |
| 10月15日 | 就業中 | 被災状況確認 | 被災状況の確認 |
| 10月16日 | 12:00 | 災害調査報告 | 災害10日報告 提出 (駒形公園土砂堆積、五領町近隣公園倒木) |
| | _ | 倒木処理完了 | 東松山ぼたん園 倒木・折れ枝、小松原緑地 倒木、松葉町四丁目子供広場 倒木・折れ枝 |
| 10月17日 | _ | 枝下し処理完了 | 岩鼻運動公園 折れ枝 |
| 10月24日 | _ | 倒木処理完了 | 折本山緑地 倒木 |
| 11月6日 | 14:00 | 災害調査報告 | 災害30日報告 提出 (駒形公園土砂堆積、五領町近隣公園倒木) |
| 11月8日 | 10:00 | 国庫負担申請 | 国庫負担申請書 提出 (駒形公園土砂堆積、五領町近隣公園倒木) |
| 11月12日 | _ | 施設修繕完了 | 折本山公園 トイレ等電気系統 |
| 11月19日 | _ | 業務発注 | 駒形公園等土質試験業務(~12月6日) |
| | 17:00 | 国庫負担申請 | 災害査定設計書提出 (駒形公園土砂堆積、五領町近隣公園倒木) |
| 11月25日 | 17:00 | 通行止め解除 | まなびのみち(廃線敷)立ち入り禁止解除 高坂駅~市道第49号線 |
| 11月26日 | _ | 工事発注 | 鞍掛山散策路災害復旧工事(~1月9日) |
| | 午前 | 説明会 | 災害査定受験時の注意事項に係る説明会 |
| 11 🗆 00 🖂 | | W = + + 1 + 1 + 1 | 東松山県土整備事務所 |
| 11月29日 | 就業中 | 災害査定対応 | *在中国有限影響(駒形公園) |
| 12月1日 | 9:00 ~ | 災害査定対応 | 査定用写真撮影等 (駒形公園) |
| | 18:00 | | |
| 12月5日 | 午前 | 災害査定対応 | 災害査定 実査 (駒形公園) |
| | _ | 倒木処理完了 | 五領町近隣公園 倒木 幹枝葉搬出処理 |
| 12月6日 | 午後 | 災害査定対応 | 災害査定 朱入れ (駒形公園) |
| 12月11日 | 就業中 | 災害査定対応 | 査定用写真撮影等 (五領町近隣公園) |
| 12月19日 | 午後 | 災害査定対応 | 災害査定 机査 (五領町近隣公園) |
| | _ | 倒木処理完了 | 市民の森 倒木 |
| 12月20日 | 午後 | 災害査定対応 | 災害査定 朱入れ (五領町近隣公園) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------|---|--------------------------------|
| 倒木処理 | 倒木は強風によるものも多く、浸水と違い市内 全域が調査対象となるため、被害状況の把握に時 間を要した。 | 災害の規模、要因等 に応じた対応を再検 討する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

4). 道路施設

| 日付 | 項目 | 内容 |
|------------|-----------------|---|
| 10月12日 | 降雨警戒 | 勤務体制9:00~17:00、17:00~6:00 |
| | 災害対応 | 道路パトロール2回(10:00、14:00) |
| | | 通報受付件数:2件 |
| 10月13日 | 災害対応 | 道路パトロール1回 (0:00) |
| | | 通報受付件数:28件 |
| 10月14日 | 災害対応 | 通報受付件数:12件 |
| 10月15日 | 災害対応 | 通報受付件数:27件 |
| 10月16日 | 災害査定 | 災害報告(10日報告) |
| | 災害対応 | 通報受付件数:14件 |
| 10月17日 | 状況確認 | 道路施設の被害状況調査 (浸水地区) |
| | 土砂撤去 | 職員による道路の土砂撤去(夜間:早俣地区) |
| | 災害対応 | 通報受付件数:4件 |
| 10月18日 | 災害対応 | 通報受付件数:6件 |
| | 降雨警戒 | 勤務体制17:15~6:00 |
| 10月19日 | 降雨警戒 | 勤務体制6:00~12:00、12:00~17:15 |
| 10月20日 | 復旧支援受入れ | 地元消防団による土砂撤去 |
| | | (川北地区、早俣地区、下青鳥地区) |
| | 災害対応 | 通報受付件数:4件 |
| 10月21日 | 災害対応 | 通報受付件数:6件 |
| 10月22日 | 降雨警戒 | 勤務体制8:30~13:30 |
| | 災害対応 | 通報受付件数:2件 |
| 10月23日 | 災害対応 | 通報受付件数:2件 |
| 10月24日 | 復旧支援受入れ | 大宮国道工事事務所による土砂撤去、路面清掃 |
| | | (早俣地区、神戸地区、上唐子地区) |
| | /4 m + 15 = 3) | 10月30日まで実施 |
| 10月26日 | 復旧支援受入れ | TEC-FORCE受入れ(4人) |
| | | 被災状況調査、復旧支援(積算) |
| 10月29日 | 復旧支援受入れ | 10月29日までの4日間 TEC-FORCE受入れ (4人) |
| 10月29日 | 復旧又接叉八和 | 1 世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 |
| 11月6日 | 災害査定 | 災害報告(30日報告) |
| 11月8日 | 災害査定 | 申請書類提出 |
| 11月10日 | 復旧支援受入れ | 地元消防団による土砂撤去 |
| 11/11/10/1 | 後旧又版文八和 | (早俣地区) |
| 11月17日 | 復旧支援受入れ | 地元消防団による土砂撤去 |
| | | (葛袋地区) |
| 11月21日 | 路面清掃 | 路面清掃開始 |
| | | (業者発注、契約期間:12月27日まで) |
| 12月16日 | 災害査定 | 北本県土整備事務所で査定審査 |
| 12月19日 | 災害査定 | 査定額確定 (国庫負担) |
| 12月26日 | 土砂処分 | 受け入れた土砂の処分開始 |
| | | (業者発注、契約期間:令和2年2月28日まで) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------|---|--|
| | 事前にバリケードやカラーコーンを確保 していたが、全体量が足りず、他部署の保 安設備も利用して対応した。 | 必要な資材を追加購入する。 |
| 事前準備 | 通行止め用のバリケードは、A型は設置が大変なため、簡易に設置できる保安設備の検討をしたい。 (カラーコーンに通行止めの標示など) また、保安設備に東松山市の標示があるものは速やかに回収ができたので、今後は東松山市の標示を徹底したい。 | 資材も用途に合わせた使いやすい製品を選定する。 |
| | 道路パトロールを6班2交代制で対応したが、大規模災害時では、職員不足による状況把握の遅れが課題となった。 | パトロールの班体制の見直 しをする。(職員確保、パトロール場所の見直し、現場対応班の確保など) |
| 状況把握 | 国県道の通行止め状況を把握するため、 東松山県土整備事務所とは情報共有が必要 である。 | 情報収集班が受け身にならず積極的に国県道の情報を収集する。 |
| | 水防監視班と連携して状況把握の効率化 が必要である。 | 水防監視班とパトロール箇 所、連絡体制を確認する。 |
| | 地区別にパトロールをしているが、被災地では市民から多数の要望がその場で寄せられるため、結果的にその場で現場対応に追われてしまい、本来のパトロールができない状況であった。 | パトロール中であることを 表示して、現場対応は現場対応 班に任せる体制作りをする。 |
| 災害発生時 | 河川氾濫により松山地区から高坂地区へ 通じる道路が冠水し、高坂方面の状況把握 ができなかったため、交通規制もできなか った。緊急輸送道路も寸断したため大規模 災害が想定される場合は高坂地区と松山地 区に拠点の分散化が必要である。 | 高坂地区と松山地区に拠点の分散化を検討する。また、関越自動車道の活用についてNEXCO東日本と協議する。 |
| | 通行止めのバリケードを設置したが、通り抜ける車が多く、特に被災地では交通誘導が必要となり、現場対応ができない状況であった。 | 他部署との協力体制を検討する。 |
| | 電線やNTT線への倒木は東京電力やNTTへ連絡することになっているが、フリーダイヤルで電話がつながらず時間を要した。 | 緊急時の連絡先を確認する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------|--|--|
| 復旧工事 | 災害協定を結んでいる東松山建設安全協会の業者は国県道の対応で忙しく、小規模工事登録をしている市内業者の方が復旧工事を迅速に行えた。 | 災害協定の内容を精査する とともに、災害発生時に対応可 能な業者との協定締結を検討 する。 |
| 被災後 | 冠水被災地は、特に乾燥すると砂ぼこりがひどく沿道民家の復旧作業に支障を生じた。今回は、大宮国道工事事務所や地元消防団の協力により路面清掃を実施したが、対応が遅れてしまった。道路施設の破損などの復旧も重要であるが、土砂撤去の対応も重視するべきである。 | 被害の復旧だけでなく路面 清掃の必要性をマニュアルに 明記する。 |

5). 河川

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|--------|----------------------|
| 10月10日 | _ | 台風前点検 | 各樋門、スクリーン等 |
| 10月11日 | _ | 台風前点検 | 各樋門、スクリーン等 |
| 10月12日 | 10:07 | パトロール | 出水状況確認 |
| | \sim | | 各樋門閉鎖(5箇所) |
| | | | 水中ポンプ設置(2箇所) |
| 10月13日 | ~ | パトロール | 出水状況確認、決壊状況確認 |
| | 13:43 | | 各樋門開放(4箇所)※小剣樋門を除く |
| | | | ドローン撮影 |
| | 5:52 | 被害状況確認 | 新江川3号橋切廻し道路の破損を確認 |
| | ~ | | 切廻し道路を通行止め |
| | 10:35 | | 新江川八尺堂堰周辺の洗堀を確認 |
| | 9:40 | 被害状況確認 | 柳沢川管理用通路の洗堀を確認 |
| | 17:00 | 復旧 | 新江川3号橋切廻し道路の現道への振替完了 |
| 10月15日 | 10:11 | 被害状況確認 | 新江川上流部の洗堀を確認 |
| 11月13日 | | 復旧 | 新江川3号橋切廻し道路復旧工事完成 |
| | | | 新江川3号橋現道から切廻し道路へ再度振替 |
| 2月10日 | | 復旧 | 柳沢川管理用通路復旧工事完成 |
| 2月28日 | | 復旧 | 新江川復旧工事完成(上流部・八尺堂堰周 |
| | | | 辺) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------------------------|--|---|
| 台風対応に 当たる職員 への資機材 の貸与 | 当日の状況を個人のスマートフォンを用いて情報共有していたが、決壊による浸水状況を写真撮影する際には、大雨で故障したり、通話ができないなど、現地の状況を災害対策本部に伝達することに苦慮した。 | 災害対策本部と現場職員間等の情報共有や情報収集について、システム導入を含めて検討する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

6). 下水道施設

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|-----------|-----------------------|
| 10月11日 | _ | 事前対応 | 事前パトロール、土のう作成等 |
| 10月12日 | 9:00 | 現場待機 | 24時間体制の待機を開始 |
| | 21:00 | 被災 | 折本山マンホールポンプ現場制御盤内への浸 |
| | 頃 | | 水により停止 |
| 10月13日 | 7:30 | 災害報告 | 第1報を埼玉県へ報告 |
| 10月15日 | _ | 災害査定 | 災害査定の申請 |
| 10月17日 | _ | 災害査定 | 埼玉県から災害復旧事業のスケジュールにつ |
| | | | いて提示、査定申請箇所に関する調査 |
| 10月23日 | _ | 災害査定 | 追加書類の提出 |
| 10月29日 | _ | 災害査定 | 査定の効率化の実施 |
| 11月5日 | _ | 災害査定 | 災害復旧通し番号の確定 |
| 11月6日 | _ | 災害査定 | 30日報告の提出 |
| 11月8日 | | 災害査定 | 災害査定における事前打合せ資料の提出 |
| 11月中旬 | _ | 復旧工事時期の検 | 早期復旧が必要な場合に備え、災害査定前の事 |
| | | 討 | 前着工を検討 |
| 11月15日 | _ | 災害査定 | 説明会 |
| | | | 国と県による事前打合せ |
| 11月20日 | _ | 国庫負担申請 | 令和元年発生公共土木施設災害復旧事業費の |
| | | | 国庫負担の申請 |
| 11月26日 | _ | 埼玉県協議 | 査定前工事の協議 |
| 11月27日 | _ | 災害査定 | 説明会 |
| 12月4日 | _ | 本省協議 | 埼玉県担当者が本省で協議、事前着工の了解を |
| | | | とる。 |
| 12月13日 | _ | 現場本復旧工事 | 現場制御盤の工事 |
| 12月19日 | | 災害査定(1日目) | 埼玉県の3次査定で査定を受ける。東松山県土 |
| | | | 整備事務所、4人での受検 |
| 12月20日 | _ | 災害査定(2日目) | 前日に引き続き査定を4名で受検(午前) |
| | | | 査定後の講評を2名出席(午後) |
| 12月24日 | _ | 現場本復旧工事 | 電力引込盤の工事(本復旧完了) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----|--------------------|----------|
| | 特段の課題等はなし。 | |
| | | |

7). 市野川雨水ポンプ場

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------------|--|
| 10月12日 | 7:43 | 市野川雨水ポンプ場 | 運転準備 |
| | 9:00 | 市野川雨水ポンプ 場 | 運転開始 |
| | 16:00 | 雨量 | 市野川浄化センターで計測している時間最大 雨量22mm (総降雨量174.5mm) |
| | 16:10 | 堤脚水路水位 | 最高水位を観測 |
| 10月13日 | 0:09 | 市野川 | 最高水位 17.55m (※市野川浄化センター吐口付近) |
| 10月14日 | 11:00 | 市野川雨水ポンプ 場 | 運転停止 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------|--|-----------------------------------|
| ポンプの稼働 について | 今回の台風によるポンプの稼働は、市野川上 流部での大量降雨に伴う河川水位上昇から河 川水の逆流を防ぐための対応となっている。 | 今回の状況に駅周辺 での降雨を含めた対応 を検討する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

8). スポーツ施設

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|---------------|---------------------|
| 10月10日 | 体育施設の貸出中止の決定、 | 台風接近に伴い、12日の貸出中止を決定 |
| | 周知 | し、利用者へ電話連絡 |
| 10月11日 | 屋外体育施設貸出中止 | 午後の屋外体育施設の貸出中止 |
| 10月12日 | 貸出中止 (終日) | |
| 10月13日 | 被害状況調査 | |
| 10月15日 | 被害状況確認 | 指定管理者に被害状況を確認 |
| 10月18日 | 都幾川リバーサイドパーク | 漂流ゴミの片付け開始 |
| | 多目的広場 | |
| 10月25日 | 駒形公園多目的広場・ソフト | 国土交通省により、付近の道路上の土砂の |
| | ボール場駐車場 | 仮置場として、駐車場整備を実施 |
| 10月28日 | 駒形公園ソフトボール場 | グラウンド整備を実施 |
| | 都幾川リバーサイドパーク | 整備を開始 |
| | マレットゴルフ場 | |
| 11月9日 | 都幾川リバーサイドパーク | 消毒実施 |
| | 多目的広場及びマレットゴル | |
| | フ場 | |
| 11月13日 | 都幾川リバーサイドパーク | 使用可能 |
| | マレットゴルフ場 | |
| 11月16日 | 都幾川リバーサイドパーク | 使用可能 |
| | 多目的広場 | No. Lead at |
| 11月18日 | 駒形公園ソフトボール場 | 消毒実施 |
| 11月24日 | 駒形公園ソフトボール場 | 使用可能 |
| | 駒形公園多目的広場 | 被害の大きかった多目的広場は、都市公園 |
| | | 内にある体育施設のため、都市公園の担当 |
| | | 課である都市計画課が、国土交通省の災害 |
| | | 復旧事業費を活用し、復旧工事を実施 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 体育施設の 復旧工事 | 被災した体育施設を早く利用したい方からの対応に苦慮した。 | 復旧工事に関する 対応状況やスケジュ ールを周知徹底する。 |

9). 市立図書館

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|------------|------------------------|--|
| 10月11日 | 8:30 ~ | 臨時休館の検 討 | 県内他市の対応状況について情報収集 |
| | 15:30 | 臨時休館の決 定 | 10月12日の臨時休館を決定 |
| | 16:00 | 臨時休館の周 知 | 施設内の掲示、館内放送、市ホームページ及び 図書館ホームページへの掲載により周知 |
| 10月12日 | 8:30 ~ | 臨時休館 | 図書館は帰宅困難者避難所となっており、図書館長ほか職員4人(市立図書館3人、高坂図書館1人)が現場待機していたが、公共交通機関の計画的な運休により、帰宅困難者がいなかったため、開設を要しなかった。なお、委託先の従業員は、帰宅時の危険回避のため、14時以降に順次帰宅 |
| | 17:30 ~ | 一時避難場所 の参集連絡・ 開設 | 近くの避難所(新明小学校)における避難者の 増加に対応するため、市立図書館を一時避難場 所として開設することについて、災害対策本部 から館長に打診あり。館長はそのまま図書館に 待機、図書館職員1人と応援職員3人が参集して 開設 |
| 10月13日 | 9:30 ~ | 通常開館 | 雨の吹き込みによる浸水箇所に対処の上、9時30 分から通常どおり開館 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------|--------------------|----------------|
| 臨時休館の | 他市の状況を参考にすることに加え、 | 各施設における休館・閉館の判 |
| 決定 | 東松山市としての判断基準が必要 | 断基準を検討する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

10). 上水道施設

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時系列時間 | 項目 | 内容 |
|----------|------------|---|--|
| | 15:00 | 第一浄水場 | 場防通路へ角落しを設置 |
| 10月11日 | | | |
| | 17:00 | 車両避難 | 唐子中央公園東側駐車場へ公用車を避難。ショベルローダと公用車1台は場内高台へ移動 |
| 10月12日 | 9:00 | 稲荷橋 | 「 クン公用単1日は場所同日、伊勤 |
| 10/112 [| 10:00 | 川川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 橋桁下水位測定-150cm |
| | 10:00 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 橋桁下水位測定-150cm |
| | 10:30 | | 情性 F が位例だ |
| | ~ | 第二浄水場 | |
| | 12:00 | 稲荷橋 | 冠水 |
| | _ | 各水源・浄 水場 | 井戸水位の上昇。取水停止。第一浄水場からの送水 及び第二浄水場からの配水を停止 |
| | 16:00 | 第二浄水場 | 車庫浸水。タイヤや資材等を避難したが、その後更 に水位が上昇し、資材は冠水、タイヤ等の一部は流 出し損失 |
| | 17:47 | 葛袋調整場 | 受電停止信号確認(推定浸水時刻) |
| | 17:53 | 第一浄水場 | 堤防越水 |
| | 18:00 | 11 | 受電停止(第1水源・第3水源停止) |
| | 18:20 | 11 | 受電盤浸水 |
| | 19:05 | 第2水源 | 送電停止(市水停止) |
| | _ | 県水受水準備 | 受水量算出、増量要請 ※「3.3.1 11). 県水受水」を参照 |
| | 22:30 | 日本水道協会 | 被害状況報告(一報) |
| | 23:30 | 県報告 | 被害状況報告(一報) |
| 10月13日 | 2:45 | _ | 水道庁舎周囲の水位が下がったため帰宅 |
| | 3:30 | 第一浄水場 | 場内排水作業(委託夜勤者等) |
| • | 6:30 | 各水道施設 | 被害状況の確認開始 (委託夜勤者等) |
| | 7:00 ~ | 第一浄水場 第二浄水場 | 泥の堆積確認。角落しが流出し損失 建屋、場内の堆積土砂の清掃作業 |
| | 18:30 | 調整池、ポンプ井戸 | 水槽底への泥の堆積確認 |
| | | 第1・2・3水源 | 底への泥の堆積及び濁りの確認 |
| | | 葛袋調整場 | 浸水後の被害状況確認。清掃作業 |
| | | 第一浄水場 | 減圧器の仮復旧作業(一段減圧固定) |
| | 19:55 ~ | 濁水対応 | あずま町を中心に市内各所(4箇所)から濁水の連絡 あり。濁水解消のため現場での排泥作業を行う。 |
| | 24:00 | | (2) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ |
| 10月14日 | 8:00 | 第一浄水場 | 泥の堆積確認 |
| | ~ | 第二浄水場 | 建屋、場内の堆積土砂の清掃作業 |
| | | 葛袋調整場 | 減圧器の仮復旧作業 (一段減圧固定) |
| | 10:40 | 濁水対応及 | あずま町を中心に市内各所(13箇所)から濁水の連 |
| | ~ | び応急給水 | 絡あり。電話対応や濁水解消のため消火栓及び各戸 |
| | 21:00 | | メーターでの排泥作業を行う。 |
| | | | あずま町二丁目地区の応急給水について、給水車の 現地停車位置等の検討を行う。給水車及び給水袋に 水を入れ、応急給水の準備をする。住民からの連絡 は限定的であったため、給水車を出さず水を入れた 給水袋の配布で対応する。 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|---------------------|-----------|---------------|--|
| 10月15日 | 8:10 ~ | 濁水対応 | あずま町を中心に市内各所(20箇所)から濁水の連絡あり。電話対応や濁水解消のため消火栓及び各戸メーターでの排泥作業を行う。 |
| | 11:00 | 応急給水 | 浸水した葛袋地区の区長から、水は蛇口から出るものの、飲み水とするには心配であるため、給水車による給水の要望が寄せられた。水を積載した給水車に給水袋(水入り)を30袋程度積み込み、葛袋地区に向かう。 |
| | 11:15 | 応急給水 | 葛袋地区約10世帯、計30袋程度の給水袋を地区世帯 に配布する。 |
| | 12:00 | 応急給水 | 葛袋地区で給水袋配布後、水道庁舎に帰庁する。 |
| | 15:00 | 濁水の広報活動 | 広報車で巡回し、水道水の濁りの解消方法等を地域 住民(あずま町二丁目)に案内する。 |
| | 17:00 | 濁水の広報活動 | 広報車で巡回し、水道水の濁りが解消した旨を地域 住民(あずま町二丁目)に案内する。 |
| | 21:00 | 濁水対応 | 対応完了(16日以降は連絡等なし、3日間で37件) |
| 10月16日 | _ | 清掃作業 | 第一浄水場、第二浄水場、第2水源清掃作業 |
| | 18:30 | 取材対応 | 朝日新聞社による電話取材対応(被害状況) |
| 10月17日 | _ | 清掃作業 | 第一浄水場、第二浄水場、第2水源清掃作業 |
| | _ | 県報告 | 被害状況報告 |
| 10月18日 | _ | 清掃作業 | 第一浄水場、第二浄水場、第2水源清掃作業 |
| ľ | _ | 県報告 | 被害状況報告 |
| 10月21·23· 24·28日 | _ | 場内清掃 | 浄水場管理委託会社から各日10人以上の作業員に よる応援あり。 |
| 10月21日 | _ | 復旧業務 | 第2水源復旧業務発注起案(清掃等) |
| 10月23日 | _ | 復旧工事 | 葛袋調整場扉復旧工事発注起案 |
| 10月24日 | _ | 県報告 | 被害状況報告(追加資料提出) |
| 10月25日 11月~ | _ | 復旧工事 設計作業等 | 葛袋調整場電気設備復旧工事発注起案 第一浄水場復旧工事、浸水対策測量設計業務、葛袋 調整場浸水対策実施設計業務の発注準備開始 |
| | _ | 県調整 | 災害復旧査定に向けて県との連絡調整開始 |
| 11月6日 | _ | 復旧業務 | 第2水源復旧業務契約(清掃等) |
| | _ | 復旧工事 | 葛袋調整場扉復旧工事契約 |
| 11月11日 | _ | 県報告 | 災害復旧査定前にかかる事前協議書提出 |
| 11月26日 | _ | 清掃作業 | 第2水源清掃作業(潜水士による作業を含む) |
| 11月27日 | | 水質検査 | 第2水源にて水質基準38項目ほかの水質検査 |
| | | 取水等作業 | 第2水源から取水し第二浄水場配水池へ送水 |
| 11月28日 | _ | 復旧工事 | 葛袋調整場電気設備復旧工事契約 |
| 12月1日 | _ | 補正予算 | 第一浄水場ほか復旧工事・再度被災防止に当たって の検討業務を12月補正へ計上 |
| 12月3日 | _ | 水質検査 | 11/27付け第2水源の水質検査結果は異常なし。 |
| 12月10日 | _ | 清掃作業 | 第二浄水場配水池 (東側) の清掃作業 (既契約の浄配 水場清掃業務にて対応) |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-------|-------------------------------|
| 12月11日 | _ | 取水等作業 | 第2水源から取水し第二浄水場配水池(東側)へ送水 |
| 12月12日 | _ | 水質検査 | 第二浄水場配水池にて水質基準51項目ほかの水質 検査 |
| 12月17日 | _ | 水質検査 | 12/12付け第二浄水場の水質検査結果は異常なし。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------|---|--|
| 第一浄水場 第2水源 | 従来どおりに予防措置をとったが、予想を上回る集中豪雨による河川水位の上昇によって、堤防を越水してしまった。平成初期に堤防のかさ上げ等を実施していたが、今後は都幾川の高水位や既存堤体高を勘案して、更なるかさ上げ等の検討が必要である。 | 各水源の清掃作業、第一浄水場復旧工事のほか、再度災害防止に向けて委託設計にて検討し、水源及び堤防のかさ上げや強化を図る。 |
| 葛袋調整場 | 建設当時から河川増水を想定した構造となっていたが、河川水位の上昇による水圧で入り口扉が破壊され、室内に浸水したことで、電気設備等が機能停止した。遠方監視制御盤を高所に移動するなどの検討が必要である。 | 葛袋調整場復旧工事のほか、再度災害防止に向けて委託設計にて検討し、遠方監視制御盤を高所に移動することで安全を図る。 |
| 応急給水 | 応急給水は平常時から訓練を行っている。給水方法について、状況により対応が 異なることに注意を要する。 | 平常時から応急給水に関す る訓練を継続する。 |
| 濁水の広報 活動 | 広報車による濁水解消のお知らせが聞こえなかったとの意見があった。今回は5km/h程度の走行速度で地区を巡回したが、広報車の速度に注意を払う必要がある。 | 広報活動する際の留意点に ついて、情報の共有を図る。 |

11). 県水受水

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|-------|---|
| 10月12日 | 19:10 | 県水受水量 | 市水取水不足分を補うため、高本山配水場及 び水穴配水場における受水量の増量要請に向 け、水量の算出作業を行う。 |
| | 23:10 | 県水受水量 | 翌日からの県水の増量を吉見浄水場へ要請 |
| 10月13日 | 0:30 | 県水受水量 | 吉見浄水場から了承の連絡あり。10月13日 9:00より増量可能となる。ただし、その都度 の調整が必要 |
| 以後 | _ | 県水受水量 | 毎日(必要時) 吉見浄水場と県水増量につい て調整 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------|--|---------------------------|
| 県水受水量 | 通常、市内への配水は約2割が市水である。 今回は、市水が取水できなくなったことから県 水の増量を依頼して、市内への安定給水を確保 できた。今後も県水・市水の両水を運用して有 事に備えたい。 | 県水の増量が確保できない場合の運用方法を検討する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

12). 高坂浄化センター

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------|------------------------|
| 10月12日 | 13:25 | 九十九川 | 九十九川水門のゲートが閉じたことにより、九十 |
| | | | 九川の増水を確認 |
| | 14:32 | センター周辺の | センター周辺の冠水開始 |
| | | 状況 | |
| | _ | 土のうの配置 | 土のう201袋を場内配置 |
| | 22:55 | 停電 | 自家発電設備運転開始 |
| 10月13日 | 0:40 | 場内状況 | 敷地内管理用道路が冠水する。 |
| | 2:10 | 場内状況 | 敷地内冠水最高水位 TP+22.28 |
| | 2:45 | 場内状況 | 敷地内冠水の水位が下がっていることを確認 |
| | 7:00 | 自家発電設備 | 軽故障により停止 |
| | 7:30 | 被害報告 | 埼玉県へ被害報告第1報 |
| | | | 自家発電設備燃料の残量等の報告 |
| | 8:30 | 自家発電設備 | 軽故障解消により運転再開 |
| | 16:40 | センター周辺の | センター周辺の冠水が緩和され、応援部隊が現地 |
| | | 状況 | 入り |
| | 21:06 | 復電 | 自家発電設備運転停止 |
| 10月14日 | 11:28 | 停電 | 自家発電設備運転開始 |
| | 13:40 | 復電 | 自家発電設備運転停止 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------|---|---|
| 燃料の補充 について | 自家発電設備の燃料がなくなる危険が あったが、周辺一帯の冠水により補充が不 可能な状況であった。 | 自家発電設備の燃料備蓄を 検討する。 |
| 浸水対策について | 事前に準備をしていなかったら、敷地内別建物から浸水が想定される。防水壁を設置するとしても、軟弱地盤であり、また越辺川が決壊した場合の水位は今回の比ではないため、検証が必要である。 | 高坂浄化センターの浸水対策の整備は、洪水浸水想定区域を踏まえて対応を検討する。 |
| 情報共有について | 全庁的に情報が共有されなかった。特に 九十九川水門の開閉に関する情報、決壊 (越水)に関する情報がなく、対応に苦慮 した。 | 全庁的に被害状況が確認で きる仕組みを検討する。 |

13). 折本山マンホールポンプ

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------------|-------|-------------------------------------|
| 10月12日 | 20:57 | 異常発報 | 20:57~21:15まで異常発報を繰り返す。 |
| | 21:14 | 現地状況 | 現地に向かった職員がポンプ周辺の冠水を確認 |
| | 22:10 | 被害報告 | 埼玉県へ速報 |
| | 23:00 過ぎ | 行動状況 | 現地に向かった職員が帰還困難となる。 都幾川の南北間で移動不可能 |
| 10月13日 | 5:10 | 現場確認 | ポンプ制御盤等が浸水していることを目視確認 |
| | 7:30 | 被害報告 | 埼玉県へ被害報告第1報 |
| | 8:30 | 緊急対応 | マンホールポンプ設置箇所からバキュームカーに |
| | | | よる汚水の移送を手配 |
| | 9:00 | 緊急対応 | あずま町地内のマンホールからの汚水くみ上げを |
| | | | 手配 |
| | 9:00 | 緊急対応 | マンホールポンプメーカーに応急復旧の手配 |
| | 11:30 | 緊急対応 | 緊急対応の開始 |
| | 23:40 | 緊急対応 | 13日の緊急対応を一時終了 |
| 10月14日 | 8:00 | 緊急対応 | 緊急対応の再開 |
| | | | 以後18日まで24時間体制で実施 |
| 10月16日 | 17:15 | 仮復旧工事 | 仮設盤1面設置 ポンプ1台の手動運転再開 |
| 10月17日 | 17:15 | 仮復旧工事 | 仮設盤1面設置 ポンプの自動運転を再開 |
| | | | 仮復旧完了 |
| 10月18日 | _ | 緊急対応 | 緊急対応の終了 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------------------------|--|--|
| 松山~高坂 間の移動不 可の状況に ついて | 河川決壊、増水により松山方面から高坂方面へ移動ができなくなった。逆に高坂は孤立し、鳩山町〜嵐山町を抜け、帰庁するしかない状況だった。 | 堤防決壊等を想定した移動ルートを検討する。 |
| 河川決壊状 況、連絡体制 | 今回早俣〜正代が決壊したが、その情報が なかった。 | 災害対策本部と現場職員 間等の情報共有や情報収集 について、システム導入を 含めて検討する。 |
| 避難解除の タイミング | 高坂地区の避難解除が現場想定より早く、 緊急対応が間に合わずに汚水が漏出するお それがあった。また、周辺道路の水が引いて いないのに避難解除した結果、付近が大渋滞 となり対応に支障が生じた。一律に避難解除 するのではなく、解除した場合の各部署対応 に支障がないか調整した上で解除した方が よい。 | 避難所開設後の帰宅判断の基準について、今後検討する。避難情報の解除の基準についても、現場の状況を踏まえたものとする。 |
| 決壊箇所への接近者 | 緊急対応中に被災現場等に近づこうとす る住民が多く対応に苦慮した。 | 安全配慮の観点から、応 急対応時においては、必要 に応じて交通規制及び交通 誘導の実施を検討する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

14). 環境センター

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|--------------|--------------------------|
| 10月9日 | 施設台風対策 | 管理棟雨水排水口清掃及び補修 |
| 10月10日 | 施設台風対策 | 土のう作製、処理棟屋上雨水口、場内側溝及び桝清掃 |
| | 休日緊急受入 対策 | 休日のし尿くみ取り、緊急の持込対応手順を再確認 |
| 10月11日 | 施設台風対策 | 看板等撤去、各所土のう設置 |
| 10月12日 | 施設管理 | 施設異常なし。 |
| \sim | | 通常運転 |
| 10月15日 | | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------|--|--------------------|
| 施設台風影響 | 浄化汚泥受入槽については、排水管接続桝の 老朽化により、大雨の際に流入していると想定 されるが、修繕箇所が絞れておらず調査等を検 討する。 | 修繕箇所を特定し、 改善する。 |

15). 高坂区画整理地内

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------|-----------------------|
| 10月12日 | 9:00 | 現場パトロール | 地区内見廻り:調整池 多目的広場冠水 |
| | | | 職員1人 |
| | 14:00 | | 地区内見廻り |
| | | | 職員2人 |
| | 16:30 | | 地区内見廻り:九十九川沿い道路冠水のため、 |
| | | | 通行止めバリケード設置 |
| | | | 職員3人 |
| | 22:00 | | 地区内及びあずま町地内見廻り:あずま町地内 |
| | | | 道路冠水確認(ポストコーン設置) |
| | | | 職員3人 |
| 10月13日 | 1:00 | 現場パトロール | 建設管理課から田木地内へのパトロール依頼が |
| | | | あり笊坂周辺を確認 九十九川から越水してい |
| | | | ることを確認する。(ポストコーン設置) |
| | | | 職員3人 |
| | 6:00 | | 地区内及びあずま町地内見廻り |
| | | | 職員4人 |
| | 8:30 | 県報告 | 市街地整備課へ報告:区画整理地内の冠水状況 |
| | | | について |
| | 13:00 | 現場パトロール | 区画整理地内(毛塚)の冠水が解消したことを |
| | | | 確認 |
| | | | 職員2人 |
| 10月15日 | 9:30 | 県報告 | 市街地整備課へ報告:区画整理地内の冠水解消 |
| | | | 状況について |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------|--|---|
| 現場パトロール | 松山地区と高坂地区が分断されたため、建設部からのパトロール依頼もあった。当事務所に通行止め等に使用する資材があり、対応することができたが、今後高坂地区を拠点とするパトロール職員の待機場所や資材倉庫の確保が必要であると感じた。 | 洪水浸水想定区域を踏まえて、災害時に使用する防災拠点を見直し、職員の待機場所や資材倉庫についても検討する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 1 所管施設の復旧対策等

16). 浸水区域の特定

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------------|---|
| 10月14日 | 午前 | 浸水区域、被災住宅の確認 | 国土地理院のホームページに掲載された浸水想定図(航空写真、衛星写真等)をもとに、想定される浸水区域を地図上に落とし込んでいった。また、浸水が想定される住宅について、ハザードマップの想定浸水区域と住宅地図を突合させる作業を開始した。(以降、3日間程度作業を継続 3人で対応)整理した情報について、e-map(電子地図)上に落とし込むよう情報統計課に依頼 |
| 10月15日 | 10:00 | 災害記録写真 の収集 | 浸水区域の確認や現地状況の記録保存のため各課において被災現場等を撮影した写真の提出を電子掲示板にて依頼。以降、各課から随時庁内共有フォルダへ現場写真等を提出してもらう。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------|--|----------------------------|
| 浸水区域、 被災住宅の 確認 | 国土地理院の航空写真と住宅地図を手作業で突合させていったため、時間を要した。 東松山市 e - m a p を利用する機会がないため、いざという時にうまく活用することができなかった。 | e-mapの利用研修等による活用方法を検討する。 |
| 浸水区域、 被災住宅の 確認 | 被災区域を示した地図は、被災後の取組において活用されるものであることから、作成担当を明確にし、作成手順を含めた作成マニュアルの作成や、作成訓練を実施する必要がある。 | 今回実施した対応方法や検討 事項等を整理する。 |

3. 3. 2 災害廃棄物

10月14日に、西本宿不燃物等埋立地に災害廃棄物の仮置場を設置して受入れを開始した。 仮置場への搬入経路は限られ、集中し混雑が生じた。仮置場への受入れは人手による作業が 多く、時間とマンパワーを要したため、他部署や他自治体の応援を要請した。

避難所運営、相談窓口、罹災証明書の発行などで庁内各部署が人手を割かれ、職員が忙殺されるなか厳しい応援体制となった。

受入れ量の増加に伴い、10月17日に物見山駐車場、10月23日にばんどう山第1公園に災害廃棄物仮置場を設置した。

被災地の各所に自主的に設けられた仮置場が複数設置されたが、そこに集まった災害廃棄物はほとんどの箇所で10月31日までに運搬を終えた(早俣地区では12月27日まで自主的に設けられた仮置場が継続された)。自主仮置場からの運搬には自衛隊の協力も得て実施した。

10月31日にはばんどう山第1公園、11月1日には物見山駐車場での受入れを終了した。 クリーンセンター処理能力のひっ迫に備え、定時収集分の可燃ごみの一部を大里広域市町 村圏組合、埼玉中部環境保全組合にて処理した。

災害廃棄物の受入れ期限を当初11月22日としたが、被災者からの期限延長を望む声が多く、状況を見極めながら延長を重ねることとなった。

また、受入れの際に罹災証明書の提示で災害廃棄物であることを確認したが、罹災証明書が交付されるまでは罹災証明書申請者リスト等で対応した。

次の災害に備え、事前の用地選定、計画やマニュアルの整備と見直し、実施体制(要員) の強化などが急務である。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|---------------------------|
| 10月14日 | 災害廃棄物の | 西本宿不燃物等埋立地において、災害廃棄物の仮置場と |
| | 受入れ | して受入れを開始(11月22日) |
| 10月15日 | 廃棄物の収集 | 埼玉県環境産業振興協会加盟の事業者により、西本宿仮 |
| | 運搬 | 置場からの災害廃棄物の運搬を開始 |
| 10月16日 | 廃棄物の収集 | 埼玉県一般廃棄物連合会による災害廃棄物の収集運搬を |
| | 運搬 | 開始 |
| | | 早俣・農機具小屋軒下(㈱レックイーエフ向い)・早 |
| | | 俣・千代田工務店・路上等 |
| 10月17日 | 災害廃棄物の | 物見山駐車場に災害廃棄物仮置場を設置。受入れを開始 |
| | 受入れ | |
| | 廃棄物の収集 | 東松山清掃協同組合による災害廃棄物の収集運搬を開始 |
| | 運搬 | 個人宅・どんぐり山公園等 |
| 10月21日 | 生活ごみの | 平野・大岡地区の可燃ごみ(定時収集分)の処理を大里 |
| | 処理 | 広域市町村圏組合によって開始(~12月20日) |
| 10月23日 | 災害廃棄物の | ばんどう山第1公園に災害廃棄物仮置場を設置。受入れ |
| | 受入れ | を開始 |

- 3. 3 インフラの復旧、復興

 3. 3. 2 災害廃棄物

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|----------------------------------|
| 10月23日 | 自衛隊の対応 | 自衛隊による自主仮置場からの災害廃棄物の除去 |
| ~ | | ①早俣・千代田工務店(~10月24日)、②早俣・角(~ |
| 10月31日 | | 10月31日) ③早俣集落農業センター (~10月28日) 、④ |
| | | 田木・慈眼寺(~10月27日)、⑤葛袋・唐子橋下(~10 |
| | | 月25日) |
| | | ※①、②、③は12月27日まで仮置場として運用 |
| 10月24日 | 生活ごみの | 松山地区の可燃ごみ(定時収集分)の処理を埼玉中部環 |
| | 処理 | 境保全組合によって開始(~11月1日) |
| 10月31日 | 災害ごみの | 災害廃棄物(可燃ごみ)の処理を埼玉西部環境保全組合 |
| | 処理 | によって開始 |
| | 災害廃棄物の | ばんどう山第1公園の災害廃棄物受入れを終了(受入れ |
| | 受入れ | を終了したが、12月27日まで仮置場として使用) |
| 11月1日 | 災害廃棄物の | 物見山駐車場の災害廃棄物受入れを終了(受入れを終了 |
| | 受入れ | したが、12月25日まで仮置場として使用) |
| 11月22日 | | 西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延 |
| | | 長(11月23日~12月27日) |
| 12月27日 | | 西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延 |
| | | 長(1月6日~1月31日) |
| 1月28日 | | 西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延 |
| | | 長 (~3月31日) |
| 3月13日 | | 西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延 |
| | | 長 (~4月30日) |
| 4月9日 | | 西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延 |
| | | 長(5月1日~平日のみ) |

| + = = | ## W 1 ' | 414 |
|------------------|--|---|
| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 対応 |
| 仮置場設置 | 災害廃棄物仮置場が手狭となり、物見山駐車場、ばんどう山第1公園に追加で仮置場を設置することとなった。 各地区内において、空きスペースや道路上に一時的な仮置場が自主的に設置された。 | 今回実施した災害廃棄物処 理の対応方法や検討事項等を 整理する。 |
| 搬入作業 | 災害廃棄物の持込みが集中し、荷下ろし に時間を要し、混雑が発生した。 | |
| 期間延長 | 当初11月22日までの受入れとアナウンスしたが、被災地の状況を鑑み期間の延長を繰り返した。被災者からは期限を過ぎたらだめなのか等の不安の声が多く寄せられた。 | 災害の規模に応じ、推定発生量などから期間の指定方法について事前に検討する。 災害廃棄物仮置場の開設期間は、公費解体終了までを目途とする。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 対応 |
|------|--|--|
| 対応体制 | 多量の災害廃棄物の受入れに多くのマンパワーが必要となり、他部署や他の自治体に応援を要請した。 | 応援が必要と想定される業務については、受援体制の強化を図る。 早い時期から業務委託を検討する。 |

- 3. 3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 3 農業用施設、農地、農作物の復旧対策

3. 3. 3 農業用施設、農地、農作物の復旧対策

被災地域には田畑が多く存在し、大きな被害を受けた。

災害発生後、各土地改良区理事長への電話調査を行い、その後現地調査等で農作物、農業 用施設・機械、農業水利施設等の被害状況を把握した。個人で営農している方も多く、組織 化されていない面もあり、現地訪問以外に調査の手段が無く、被害状況の把握が難航した。

訪問調査の際、農業専門知識の不足や国の支援メニューが未定だったことから、聞き取り や情報の伝達が十分に行えない場面があった。

被害状況の把握後は、支援施策の情報収集を行い、戸別訪問により把握した被災者に対し、支援メニューについて周知を行った。

被害状況の把握と情報収集を進め、県農林振興センター、農協、土地改良区等と連携して、 遅滞なく被災者へ支援施策の情報提供を行うことが重要である。

1). 被害状況の調査

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|---------------|--|------------------|----------------------------|
| 10月13日 | 8:30 | 農業水利施設 | 各土地改良区理事長へ被害状況を電話で確認 |
| | \sim | 被害調査 | |
| | | 農作物、農業用 | 各生産者団体の長へ被害状況を電話等により |
| | | 施設・機械等被 | 照会 |
| | 10.00 | 害把握 | |
| | 13:00 ~ | 農業被害調査スケジュール | 被害調査方法やスケジュールを検討 |
| | \sim | の立案 | |
| 10月14日 | 8:30 | 農業水利施設 | 堰等の農業水利施設の現地調査 |
| 10/1114 | ~ | 被害調査 | を守い成本が中心版がたる時点 |
| | 12:00 | IN LINGE. | |
| 10月15日 | 8:30 | 農業水利施設 | 防災重点ため池等の農業水利施設の現地調査 |
| | ~ | 被害調査 | 各土地改良区理事長へ被害状況を電話で確認 |
| | 終日 | | |
| | 8:30 | 農業水利施設 | 県農林振興センターへ堰等の被害状況を報告 |
| | 11:30 | 被害報告 | |
| | 15:30 | | |
| | 午前 | 農作物、農業用 | 各生産者団体の長へ被害状況を電話等により照会 |
| | | 施設等被害把 | 東松山農林振興センターの職員とともに現地 |
| | | 握 | 調査(災害情報報告6報) |
| 10月15日 | | 農作物、農業用 | 被害状況調査票の作成 |
| ~ | _ | 施設・機械等被 | 農協等への被害調査等協力依頼 |
| 10月25日 10月16日 | 8:30 | 害把握 農業水利施設 | 浸水エリア戸別訪問調整 農業水利施設の現地調査 |
| 10月16日 | $\begin{vmatrix} 8.30 \\ \sim \end{vmatrix}$ | 展果小利飑取 被害調査 | 辰耒小利飑故の境地調宜 |
| | 終日 | | |
| | 14:30 | 農業水利施設 | 県農林振興センターへ農業水利施設の被害状 |
| | | 被害報告 | 況を報告 |
| 10月17日 | 8:30 | 農業水利施設 | 農業水利施設の現地調査 |
| | \sim | 被害調査 | |
| | 終日 | | |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------------|------|---------------------------|---|
| 10月17日 | 8:30 | 農業水利施設 被害報告 | 県農林振興センターへ堰等の被害状況を報告 |
| 10月18日 | _ | 農業水利施設 被害報告 | 農業用施設災害復旧事業概算被害額を県農林 振興センターへ報告 |
| | 8:30 | 農業水利施設 被害報告 | 県農林振興センターへ堰等の被害状況を報告 |
| 10月21日 | _ | 農業水利施設 被害調査 | 農業水利施設の現地調査 |
| 10月23日 | _ | 農業水利施設 被害調査 | 農業水利施設の現地調査 |
| 10月24日 | _ | 農業水利施設 被害調査 | 農業用ため池漏水報告による現地調査 |
| 10月25日 | _ | 農業水利施設 被害調査 | 農業用ため池現地調査 |
| | _ | 農作物、農業用 施設・機械等被 害把握 | 埼玉県農業災害対策特別措置条例及び農業災 害対策被害調査報告要領に基づく農業被害確 定報告の提出 |
| 10月28日 | _ | 農業水利施設 被害調査 | 堰等の農業水利施設の現地調査(台風21号後) |
| 10月29日 | _ | 農業水利施設 被害調査 | 各土地改良区にヒアリング |
| 11月1日 ~ | _ | 農作物、農業用 施設·機械等被 | 浸水エリア(唐子、高坂、野本地域)を戸別 訪問 |
| 11月28日 11月8日 | _ | 害把握 農業水利施設 被害調査 | 農業用施設災害復旧事業被害確定額を県農林 振興センターへ報告 |
| 12月5日 | _ | 農作物、農業用施設・機械等被害把握 | 振興とフターへ報告 埼玉県農業災害対策特別措置条例及び農業災害 対策被害調査報告要領に基づく農業被害確定報 告の提出(10月25日以降把握分を追加報告) |

| | <u></u> | |
|-------|--|---|
| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
| | 災害発生直後、避難所担当等の割当てに より農業被害の把握調査に行くことができ なかった。 | 災害発生後に対応する業務 も確認し、動員計画の見直し を行う。 |
| 農業被害把 | 水稲は組織化された出荷団体がなく、被害状況を戸別に訪問して把握するしか方法がなかった。 | 被害調査の戸別訪問には、 農家の顔がわかる農協職員等 に協力を要請することを検討 する。 |
| 1/E | 国の支援メニューの内容が定まらないため、聞き取り内容を漏らし、2度手間となった。(水没米、土づくり支援等) | 国、県への情報収集を徹底するとともに、今回作成した被害 状況調査票を今後も活用する。 |
| | 被害状況の把握をする際に農業専門知識 が不足していた。(農業機械の種類や浸水に よる作物への影響、今後の回復処置方法等) | 県農林振興センターの職員や 農協職員への協力を依頼する。 |

- 第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応
- 3. 3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 3 農業用施設、農地、農作物の復旧対策

2). 復旧事業

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-----------|----|--|--|
| 10月16日 | 午前 | 災害復旧事業協議 | 県農林振興センターと農業用施設災害復旧事 |
| | | | 業について打合せ |
| 10月17日 | _ | 緊急対応について | 高坂土地改良区内における緊急対応について |
| | | の協議 | 協議 |
| 10月18日 | | 支援策情報収集 | 国主催「令和元年8月~9月大雨、台風17号に |
| | _ | | よる被害への支援対策説明会」出席 |
| | | 災害復旧事業報告 | 県農林振興センターへ農業用施設災害復旧事 |
| | | | 業被害額概要報告(被災後1週間以内) |
| 10月28日 | _ | 支援策情報収集 | 県主催「令和元年8月~9月大雨、台風19号に |
| | | /// | よる被害への支援対策説明会」出席 |
| 10月29日 | _ | 災害復旧事業説明 | 各土地改良区に農業用施設災害復旧事業の説 |
| 10 0 0 0 | | <i>以 </i> | 明及び協議 |
| 10月30日 | _ | 災害復旧事業研修 | 農業用施設災害復旧事業説明会参加 |
| 10月31日 | _ | 災害復旧事業協議 | 高坂土地改良区と農業用施設災害復旧事業に |
| 11 🗆 1 🖂 | | 十 極株却而# | ついて協議 |
| 11月1日 | _ | 支援策情報収集 | 国主催「令和元年8月~9月大雨、台風19号による被害への支援対策説明会」出席 |
| | | 《字海田市光之答 | the all and the state of the st |
| | - | 災害復旧事業予算 | 農業用施設災害復旧事業補正予算(専決)の 提出 |
| 11月4日 | | 稲わら収集撤去事 | 土地改良区及び水利組合(計20団体)に対し |
| 11万年日 | _ | 業説明会 | 国の補助事業である持続的生産強化対策事業 |
| | | *W.717 | の内容説明を行い、事業への取組希望を聴取 |
| | | 災害復旧事業協議 | 唐子土地改良区と農業用施設災害復旧事業に |
| | _ | 为自然由于/K/M/MX | ついて協議 |
| 11月5日 | | 災害復旧事業協議 | 高坂土地改良区と農業用施設災害復旧事業に |
| | _ | | ついて協議 |
| 11月6日 | | 災害復旧依頼 | 荒川上流河川事務所に堤防決壊により農地へ |
| | | | 堆積した土砂の撤去について依頼 |
| 11月8日 | | 災害復旧現地調査 | 県農林振興センターと合同で揚水機場調査 |
| | | 災害復旧事業報告 | 県農林振興センターへ農業用施設災害復旧事 |
| | | | 業被害額確定報告(被災後3週間以内) |
| 11月11日 | _ | 災害復旧現地調査 | 県農林振興センターと合同で揚水機場調査 |
| 11月13日 | _ | 災害復旧現地調査 | 農地災害復旧箇所の現地調査 |
| 11月14日 | _ | 災害復旧依頼 | 東松山県土整備事務所に堤防決壊により農地 |
| | | | へ堆積した土砂の撤去について依頼 |
| | _ | 災害復旧現地調査 | 県農林振興センターと合同で揚水機場調査 |
| 11月18日 | | 稲わら収集撤去作 | 国の補助事業である持続的生産強化対策事業 |
| ~ | - | 業 | への参加を表明した7団体が稲わら収集撤去 |
| 11 0 10 0 | - | | 事業を開始 |
| 11月18日 | _ | 災害復旧事業計画 | 農業用施設災害復旧事業の計画概要書作成業 |
| 11 🗆 10 🗆 | | 概要書作成 | 務について契約 |
| 11月19日 | _ | 支援策情報収集 | 国主催「令和元年8月~9月大雨、台風19号に |
| | | 《生活口田山油田木 | よる被害への支援対策説明会」出席 |
| | | 災害復旧現地調査 | 農地災害復旧箇所の現地調査 |

| 12月5日 - 等作成 11月22日 支援策周知 ひがしまつやま災害臨時第6号に被災農業者への支援の概要を掲載市ホームページに被災農業者への支援の概要を掲載市ホームページに被災農業者への支援の概要を掲載と掲載を掲載と書籍の現地調査とおります。 11月26日 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査と表験に対し、支援メニューー覧及び補助金要望調査要を郵送市ホームページに支援メニューー覧及び補助金要望調査要を郵送市ホームページに支援メニューー覧及び補助金要望調査要を掲載を郵送を事業を事業を 12月5日 補助金要望調査を郵送を事業を定定を開すまままままままままままままままままままままままままままままままままま | 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|---|-------------|----|------------------------|---|
| 12月5日 | 11月19日 | | / | 支援メニュー一覧、補助金要望調査票の作成 |
| 支援策周知 | ~ | _ | 等作成 | |
| - ペの支援の概要を掲載 市ホームページに被災農業者への支援の概要を掲載 市ホームページに被災農業者への支援の概要を掲載 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 農業用施設災害復旧事業計画概要書(査定部計書)提出。(被災後60日以内) 12月5日 | | | 古怪笑田知 | いがしまへわま災害院時等6号に抽災農業者 |
| 市ホームページに被災農業者への支援の概要を掲載 上月26日 | 11月22日 | | 义饭界川和 | |
| を掲載 を掲載 11月26日 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月5日 補助金要望調査 計書)提出。(被災後60日以内) 12月5日 補助金要望調査 戸別訪問等により把握した被災者81人に対し、支援メニュー一覧及び補助金要望調査票を郵送市ホームページに支援メニュー一覧及び補助金要望調査票を掲載 12月5日 補助金要望調査 補助金要望調査要を掲載 12月25日 (基業用施設災害復旧事業査定(農地) 12月10日 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定(高坂土地改長区揚水機・頭首工) 12月12日 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月13日 補正予算計上 被害状況調査の結果をもとに補正予算(7号)を計上 火害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助金要望調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助金要望調査 農地災害復旧箇所の現地調査 | | _ | | |
| 11月26日 | | | | 1 |
| 計書 提出。(被災後60日以内) | | _ | 災害復旧現地調査 | 農地災害復旧箇所の現地調査 |
| 12月5日 補助金要望調査 戸別訪問等により把握した被災者81人に対し、支援メニュー一覧及び補助金要望調査 を郵送 市ホームページに支援メニュー一覧及び補助金要望調査票を掲載 12月5日 福助金要望調査 補助金要望調査受付 2月10日 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (農地) 12月12日 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (高坂土地改良区揚水機・頭首工) 12月13日 横正予算計上 被害状況調査の結果をもとに補正予算 (7号)を計上 火害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 と記述の表記をもとに補正予算 (7号)を計上 大き復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 と記述の表記をもとに補正予算 (7号)を計上 大き復日現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 と記述の表記をもとに補正予算 (7号)を計上 大き復日現地調査 農地災害復日箇所の現地調査 と記述の表記をもとに補正予算 (7号)を計上 大き復日の現地調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11月26日 | _ | 災害復旧事業申請 | 農業用施設災害復旧事業計画概要書(査定設 |
| 支援策周知 | | | | |
| - を郵送 市ホームページに支援メニュー一覧及び補助 金要望調査票を掲載 12月5日 - 補助金要望調査 補助金要望調査受付 12月25日 12月9日 - 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (農地) 12月10日 | 12月5日 | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 市ホームページに支援メニュー一覧及び補助金要望調査票を掲載 12月5日 補助金要望調査 補助金要望調査受付 12月25日 12月10日 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (農地) 2月10日 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (高坂土地改良区揚水機・頭首工) 12月12日 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 被害状況調査の結果をもとに補正予算 (7号)を計上 火害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 大字復日現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 世級外務デーにおいて支援メニューー覧及で 12月14日 補助金要望調査 農協外務デーにおいて支援メニューー管及で | | | 支援策周知 | |
| 金要望調査票を掲載 12月5日 補助金要望調査 補助金要望調査受付 相助金要望調査受付 12月25日 12月9日 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (農地) 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (高坂土地改良区揚水機・頭首工) 12月12日 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 被害状況調査の結果をもとに補正予算 (7号)を計上 火害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 大家計上 火害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 農地災害復日箇所の現地調査 農地災害復日箇所の現地調査 農地災害復日箇所の現地調査 農地災害復日箇所の現地調査 土田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | | _ | | , |
| 12月5日 | | | | |
| ~ 12月25日 12月9日 - 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (農地) 12月10日 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (高坂土地改良区揚水機・頭首工) 12月12日 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月13日 - 災害復旧現地調査 被害状況調査の結果をもとに補正予算 (7号)を計上 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助金要望調査 農協外務デーにおいて支援メニューー覧及び | 10 8 5 0 | | 岩田 | |
| 12月9日 - 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (農地) 12月10日 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定 (高坂土地改良区揚水機・頭首工) 12月12日 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月13日 補正予算計上 被害状況調査の結果をもとに補正予算 (7号)を計上 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助金票望調査 農協外務デーにおいて支援メニューー管及で | 12月5日 | _ | 佣助金安圣嗣宜 | 補助並安至調宜文刊 |
| 12月10日 _ 災害復旧事業査定 農業用施設災害復旧事業査定(高坂土地改長区揚水機・頭首工) 12月12日 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月13日 - 補正予算計上 被害状況調査の結果をもとに補正予算(7号)を計上 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助金票望調査 農協外務デーにおいて支援メニューー覧及び | 12月25日 | | | |
| 12月12日 一 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月13日 補正予算計上 被害状況調査の結果をもとに補正予算(7号)を計上 一 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助全要望調査 農協外務デーにおいて支援メニュー一覧及び | 12月9日 | | 災害復旧事業査定 | 農業用施設災害復旧事業査定 (農地) |
| 12月12日 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月13日 - 補正予算計上 被害状況調査の結果をもとに補正予算(7号)を計上 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助全要認調査 農協外務デーにおいて支援メニュー一覧及び | 12月10日 | _ | 災害復旧事業査定 | 農業用施設災害復旧事業査定(高坂土地改良 |
| 12月13日 一 補正予算計上 被害状況調査の結果をもとに補正予算(7号)を計上 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助全要望調査 農協外務デーにおいて支援メニュー一覧及び | | | | |
| - を計上 - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12日14日 補助全要望調査 農協外務デーにおいて支援メニュー一覧及び | | _ | | |
| - 災害復旧現地調査 農地災害復旧箇所の現地調査 12月14日 補助全要望調査 農協外務デーにおいて支援メニュー一覧及び | 12月13日 | _ | 補正予算計上 | |
| 12日14日 補助全要望調査 農協外務デーにおいて支援メニュー一覧及7 | | | | - 7 : |
| 12月14日 補助金要望調査 農協外務デーにおいて支援メニュー一覧及び | | _ | | |
| | 12月14日 | _ | 補助金要望調査 | |
| 補助金要望調査票を配布(市内約4,300部) | 10 11 15 11 | | 添走 > 由井里 - 上 | |
| 12月15日 一 稲わら収集撤去作 ボランティア2団体及び部内応援を得て市内 | 12月15日 | _ | | |
| 業 毛塚地内の稲わらを撤去 12月17日 支援策情報収集 県主催「台風19号に係る支援事業等の説明 | 10日17日 | | *** | |
| 12月17日 支援策情報収集 県主催「台風19号に係る支援事業等の説明 会」出席 | 14月11日 | _ | 义饭水闸報収集 | |
| | 12日20日 | | ※宝須田東業受付 | 云」山流 土地改良区等から農業用水利施設等災害復旧 |
| 12月20日 一 | 14万40日 | _ | | |
| 12月26日 | 12月26日 | _ | ,, | |
| 1月1日 | | _ | | |
| 1月15日 - 補助金要望調査 補助金要望調査締切り | | _ | 2 -42 43 1 17 47 · | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|--|----------------------------------|
| 災害時事務 分掌 | 農業被害復旧対策のほか、支援物資、災害ごみ応援、避難所応援等の災害業務が多岐にわたり、職員不足であった。農業災害が甚大な場合は他業務に職員を割当てることが困難であることから、事務分掌の見直しの必要性を感じた。 | 災害時の事務分掌については、今回の災害対応を踏まえ見直しを行う。 |

- 3. 3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 4 商工業の復旧対策

3. 3. 4 商工業の復旧対策

危機管理課が作成した被害地図を参考に、商工会会員名簿・住宅地図を用いて被災したと思われる事業者を洗い出し、10月16日から実施した訪問調査の結果及び東松山市商工会からの提供された情報を踏まえ、被災事業者数及び被害総額を算出した。このほか、ピオニウォーク内の事業者55者に対する調査や、問合せ・窓口等による被害の把握によって被災事業者数及び被害総額を算出した。その結果、市内事業者の被害総額は350,300万円となった。被災した中小企業等への支援制度については、市ホームページや戸別訪問で情報提供を行うとともに、東松山市商工会や関係機関と連携しながら、説明会・相談会の開催や個別相談会を実施した。

東松山市商工会や関係機関と連携し、速やかに被害状況を把握するとともに、必要な支援 施策を漏れなく周知することが重要である。

【市内中小企業等の被害状況】

| 項目 | 事業所数 | 被害額 |
|-----------------|------|-----------|
| 現地訪問調査(※1) | 48社 | 270,700万円 |
| ピオニウォーク内事業者(※2) | 50社 | 68,000万円 |
| その他事業者(※3) | 11社 | 11,600万円 |
| 合 計 | 109社 | 350,300万円 |

- (※1) 被害が想定された61事業者を対象とした災害発生直後の調査
- (※2) ピオニウォーク内の55事業者を対象とした調査
- (※3) 問合せや窓口等における把握

1). 被害の把握

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-------------------------|---|
| 10月15日 | | 被災地区に ある中小企 業者数把握 | 商工会会員名簿・住宅地図を用いて危機管理課作成 の被害地図により被災したと思われる中小企業数 を職員2人で洗い出した。(68事業者) |
| 10月16日 | I | 激甚災害局激指定に向けた調査 | 激甚災害局激指定に向け市2人、中小企業庁1人、商工会1人で現地調査。特に被害の大きい地域にある5事業者にヒアリングをした。その結果、東松山市の中小企業者被害額(試算)は68億円、被害率は5%となり、指定要件の10%には届かなかった。(中小企業庁) |
| 10月21日 | _ | 商工会によ る被害把握 | 商工会が各理事に被害状況を照会した。 |
| 10月24日 | | 商工会によ る被害把握 (回答) | 商工会から追加の被害報告があり、予測被災中小企 業者数は76事業者に増加した。 |
| 10月25日 | ı | 戸別訪問に よる中小企 業者の把握 | 新たな被災中小企業者を把握するため、地域支援課 主体で行われた戸別訪問において、「事業をやって いるか」の調査項目を追加した。 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|--------------------------------|--|
| 10月31日 | | 被災中小企 | 市1人、関東経済産業局1人、県1人、商工会1人で現 |
| 11月1日 | _ | 業者調査 | 地訪問を行い、被害状況と被害額のヒアリング調査 |
| 11月5日 | | (現地訪問) | を実施した。(3日間で61事業者を調査) |
| 11月6日 | _ | 被災中小企 業者調査 (ピオニウ ォーク) | ピオニウォークテナント店長会において、市、関東 経済産業局、県、商工会が参加して、被害を把握す るための調査を実施した。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---|--|----------------------------|
| 地域支援課 ヘ戸別訪問 での中小企 業者の把握 を依頼 | 複数課の職員が訪問したことにより、調査票の記入方法がそれぞれ異なり、データとして活用できなかった。なぜその設問があるのかを事前に伝える必要があった。 | 今回実施した対応方法や検 討事項等を整理する。 |

- 3. 3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 4 商工業の復旧対策

2). 中小企業・小規模事業者への支援

令和元年東日本台風の被害に伴う中小企業・小規模事業者支援として、11月7日に政府から支援パッケージが公表された。

市では、被災された中小企業・小規模事業者に対する支援制度を市ホームページや戸別訪問で情報提供するとともに、国や県のほか様々な関係機関と連携しながら、12月2日に「被災中小企業者向け支援施策説明会・相談会」を開催したところ、24事業者の事業者が参加した。更に、東松山市商工会と連携して、12月9日に「被災中小企業者向け支援施策説明会・相談会」を開催したところ、3事業者が参加した。

このほか、「埼玉県中小企業災害復旧支援補助金」の申請に係る支援について、東松山市 商工会と連携して12月23日に個別相談会を開催した。この個別相談会は定期的に開催して いたが、補助金の申請期間の延長によって、個別相談会も令和2年6月24日まで開催し90件の 相談を受けている。

また、10月18日に経済産業大臣が東松山市をセーフティネット保証4号の地域に指定した。これにより令和元年東日本台風の影響で売上高が減少している中小企業者は、市のセーフティネット保証4号認定を受けることで、県制度融資の経営安定資金(大臣指定等貸付・災害復旧関連)の利用が可能となった。なお、東松山市における災害のセーフティネット保証4号の申請は9件あり、認定件数も9件だった。

【被災中小企業者向け支援施策説明会・相談会】

| 日時 | 令和元年12月2日(月)13:30~17:00 | | | |
|--------|--|--|--|--|
| 会場 | 東松山市総合会館4階多目的ホールA・B | | | |
| 主催 | 東松山市 | | | |
| 協力 | 関東経済産業局、埼玉県産業労働部金融課、埼玉県産業労働部産業支援課、川越公共職業安定所東松山出張所、埼玉県信用保証協会熊谷支店、日本政策金融公庫川越支店、埼玉りそな銀行東松山支店、武蔵野銀行東松山支店、埼玉縣信用金庫東松山支店、東和銀行東松山支店、公益財団法人埼玉県産業振興公社、東松山市商工会 | | | |
| 内容 | (第1部>説明会 13:30~14:00 行政機関等による支援策の説明 1. 金融・経営の支援策 融資支援:セーフティネット保証、県中小企業制度融資令和元年台風第19号特別貸付等補助金制度:小規模事業者持続化補助金、自治体連携型補助金 2. 労働・雇用の支援策雇用調整助成金、雇用保険に関する特別措置等 (第2部>相談会 14:00~17:00個別ブースを設け、支援機関等による相談会1. 融資に関する相談2. 経営に関する相談3. 労働・雇用に関する相談4. 補助金に関する相談 4. 補助金に関する相談 | | | |
| 参加事業者数 | 24社 | | | |

| 日時 | 令和元年12月9日(月)14:00~17:00 | | |
|--------|---|--|--|
| 会場 | 東松山市商工会 商工会館2階 | | |
| 主催 | 東松山市商工会 | | |
| 共催 | 公益財団法人埼玉県産業振興公社、埼玉県よろず支援拠点、埼玉県商工会連合会 | | |
| 協力 | 東松山市 | | |
| 内容 | 〈第1部〉説明会 14:00~14:30 支援施策の説明会 ・補助金制度の紹介 小規模事業者持続化補助金 ・融資制度の紹介 ・労働、雇用に関する支援策の紹介 講師 よろず支援拠点 コーディネーター 河合 正嗣 氏 〈第2部〉相談会 14:30~17:00 個別相談会 ・経営に関する相談 | | |
| 参加事業者数 | 3社 | | |

【埼玉県中小企業災害復旧支援補助金に係る個別相談会】

| 日時 | 令和元年12月23日(月)~令和2年6月24日(水)(計22日) | | |
|------|--|--|--|
| 会場 | 東松山市総合会館4階多目的ホールB (12/23) 東松山市商工会2階会議室A (12/23以外の日) | | |
| 主催 | 東松山市商工会 | | |
| 共催 | 東松山市、関東経済産業局、埼玉県、公益財団法人埼玉県産業振興公社、 埼玉県商工会連合会 | | |
| 内容 | 「埼玉県中小企業災害復旧支援補助金」申請に係る支援 | | |
| 相談件数 | 90件(重複事業者あり) | | |

【補助金申請状況】

| 補助金名称 | 申請件数 | 備考 |
|---|------------|--|
| (国補助)令和元年度 被災小規模 事業者再建事業(持続化補助金台 風19号型) | 0件 | |
| (国補助)商店街にぎわい創出事業 | 1件 (採択) | 事業者名: ピオニウォーク東松山専門店 事業名: ピオニウォーク東松山 復旧 コンサート |
| (県補助)埼玉県中小企業災害復旧支援補助金(1次募集:12/23~2/28) (県補助)埼玉県中小企業災害復旧支援補助金(2次募集:2/14~7/31) | 29件 | 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、申請期間を1か月延長 (6/30→7/31) |

【災害のセーフティネット保証4号認定状況】

| 申請件数 | 9件 |
|------|----|
| 認定件数 | 9件 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 4 商工業の復旧対策

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|----------------------------|----|--|--|
| 10月17日 | _ | 中小企業向け支援策 チラシ作成 | 中小企業向けに、国や県が公表している支援策を取りまとめ、チラシを作成するとともに市ホームページにて周知を図った。 (融資・雇用労働に関すること) その後は、新たな支援策が公表されるたびに更新した。(最新版は12月23日時点) |
| 10月21日 | _ | セーフティネット保 証4号認定書類作成 | 10月18日に経済産業大臣が東松山市をセーフティネット保証4号の地域に指定した。中小企業者がセーフティネット保証4号の認定を受けるためには市に申請をし、認定される必要があることから、認定のための必要書類を作成した。 |
| 10月26日~ 10月28日 | _ | 戸別訪問によるチラ シ配布 | 地域支援課主体で行われた戸別訪問において、中小企業者向け支援策チラシを配布した。 |
| 10月28日 | _ | セーフティネット保証 4号認定の周知開始 東松山市商工会によ る見舞金 | セーフティネット保証4号認定について、 市ホームページ及び窓口にて周知した。 東松山市商工会から、商工会会員で水害に あった事業者へ見舞金1万円を出す報告が あった。 |
| 11月5日 | _ | 支援施策説明会・相 談会開催決定 | 市主催で支援施策説明会・相談会を12月2 日に行うことを決定した。 |
| 11月12日 | _ | 国・県主催の被災中 小企業者支援策説明 会出席 | さいたま新都心合同庁舎にて関東経済産業局・埼玉県が開催した「生活・生業再建パッケージ(被災中小企業等への支援策)に係る説明会」に職員2人が出席した。 |
| 11月13日 | _ | 支援施策説明会・相 談会周知 | 11月13日発行のひがしまつやま災害臨時第 5号に12月2日開催の説明会・相談会の案内 を掲載するとともに、市ホームページにて 周知した。 |
| 11月15日 11月18日 11月19日 | _ | 支援施策説明会・相 談会周知 | 市1人、関東経済産業局1人、県1人、商工 会1人で現地訪問を行い、説明会・相談会 の開催を周知した。(3日間) |
| 11月20日 | _ | 支援施策説明会・相 談会周知 | 職員1人がピオニウォークテナント店長会 に出席し、参加テナントに説明会・相談会 のチラシを配布した。 |
| 11月28日 | _ | 商店街にぎわい創出 事業支援 | ピオニウォークが関東経済産業局の商店街にぎわい創出事業(先行締切り)に申請するに当たり、市にて「支援表明書」を作成した。(ピオニウォークは11月29日申請) |
| 12月2日 | _ | 支援施策説明会・相 談会開催 | 総合会館多目的ホールにて「令和元年台風 第19号による被災中小企業者向け支援施策 説明会・相談会」を開催し、24事業者が参 加した。 |
| 12月9日 | _ | 商工会による支援施 策説明会・相談会開 催 | 商工会館にて商工会による「令和元年台風 第19号による被災中小企業者向け支援施策 説明会・相談会」を開催し、3事業者が参 加した。(市協力) |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-----------------------------|--|
| 12月12日 | _ | 埼玉県中小企業災害 復旧支援補助金打合 せ | 12月23日から募集が開始する埼玉県中小企 業災害復旧支援補助金について、商工会が 事前相談窓口になったことから、市3人商 工会2人で事前打合せを実施した。12月23 日に個別相談会の開催を決定し、被災事業 者に通知文を郵送した。 |
| 12月23日 | _ | 県補助金に係る個別 相談会開催 | 総合会館多目的ホールにて商工会による 「埼玉県中小企業災害復旧支援補助金に係 る個別相談会」を開催し、13事業者が参加 した。職員2人が受付業務の協力をした。 |
| | | 商店街にぎわい創出 事業採択 | 中小企業庁が、ピオニウォークの申請した 商店街にぎわい創出事業(先行締切り)に 採択されたことを公表した。 |
| 12月24日 | _ | 国補助金・県補助金 周知 | 持続化補助金台風19号型と埼玉県中小企業 災害復旧支援補助金について、市ホームペ ージにて周知した。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|------------------------|---|
| 支援施策の 周知 | 支援施策の情報を漏れなく周知する必要がある。 | 多種多様な被災者支援について、市ホームページや広報紙などの活用により、市民に周知する。 |

- 3. 3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 5 民間福祉施設への支援

3. 3. 5 民間福祉施設への支援

当該施設が被災地区に少ないこともあり、災害発生当日に大きな混乱は見られなかった。 被害の状況については、各施設に被害状況を聞き取り、被害状況を取りまとめ、必要な支援を行った。

被害は高齢介護施設2事業所、障害者福祉施設2事業所、民間保育施設3事業所において、 早俣地区に所在する1事業所を除き、雨漏り等の軽微な被害に留まった。

早俣地区に所在する1事業所は事業所建物1階部分の全てが浸水、業務車両4台が水没した。 ハザードマップ等を参考に災害発生時の民間福祉施設への影響を想定し、状況把握及び 災害発生後の支援に努めることが重要である。

1). 被害状況の調査

①高齢介護課所管施設 2事業所

| 施設名称 | 被害状況 |
|-----------|------------|
| 年輪福祉ホーム | 軽微な被害(雨漏り) |
| サニーライフ東松山 | 軽微な被害(雨漏り) |

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---|---|
| 10月10日 | 17:00 | 台風接近 に 動 を き り い て | 市内、通所系及び入所・入居系サービス事業所(計46事業所)に対して、台風による被害等が発生した場合には、被災状況報告書により、10月15日8:15までに被害状況を市に報告するよう通知 |
| 10月15日 | 8:30 | 被害状況の取りまとめ | 〔被害なし〕44事業所 〔被害あり〕2事業所 →年輪福祉ホーム 軽微な被害(雨漏り) サニーライフ東松山 軽微な被害(雨漏り) |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|------------------------------|--|
| 被害状況の 把握 | 被害の程度により、報告が困難な状況 も考えられる。 | 災害発生時には、施設側から報告する仕組みを確立するとともに、状況に応じた現地調査を実施する。 |

②障害者福祉課所管施設 2事業所

| 施設名称 | 被害状況 | |
|---------------|----------------------|--|
| ヘルパーステーションコアラ | 1階部分の全てが浸水、業務車両4台が水没 | |
| しののめ荘 | 軽微な被害(雨漏り) | |

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|--------|---|--|
| 10月13日 | 10:50 | 障害福祉サー ビス事業所 「ヘルパース テーション コアラ」の被 害状況確認 | 事業所と業務車両が浸水したため事業停止を確認。被害事業所付近は浸水被害が大きく、近づけないため被害の詳細は不明(事業所住所:早保1-1) |
| 10月15日 | 9:00 | 被害状況調査 表の作成 | 確認事項を検討し、聞き取り内容を入力する被害状況調査表をExcelにて作成 |
| | 9:30 | 市内障害福祉 | 施設種類ごとに担当を割振り、電話により被害 |
| | ~ | サービス事業 | 状況を確認(58施設) |
| | 17:00 | 所被害状況調 | 〔被害あり〕1事業所→しののめ荘 軽微な被 |
| | | 査 | 害(雨漏り) |
| | | | →入所者は近隣同法人運営施設へ一時避難 |
| | 15:00 | 障害福祉サービス事業所 「ヘルパース | 事業所建物1階部分の全てが浸水、業務車両4台 が水没(事業所住所:早俣1-1) |
| | | テーション | |
| | | コアラ」の被 | |
| | | 害状況確認 | |
| 10月16日 | 9:00 | 市内障害福祉 | 被害状況調査表に、各担当が聞き取り内容を入 |
| | \sim | サービス事業 | 力し、調査記録を作成 |
| | 17:00 | 所被害状況調 | |
| | | 査記録の作成 | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|--------------------------|--|
| 被害状況の 把握 | 被害の程度により、報告が困難な状況も考えられる。 | 災害発生時には、施設側から報告する仕組みを確立するとともに、状況に応じた現地調査を実施する。 |

- 3.3 インフラの復旧、復興
- 3. 3. 5 民間福祉施設への支援

③ 保育課所管施設 3事業所

| 施設名 | 被害状況 |
|-----------|------------|
| のもと保育園 | 浸水(0歳児保育室) |
| かるがも児童クラブ | 床上浸水 |
| 若草保育園 | 軽微な被害(雨漏り) |

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------------|---|
| 10月12日 | 10:00 | 保育状況の確認 | 各保育施設に開所状況を確認、開所している場合は保育をしている児童数について確認 |
| | 16:00 | 保育状況の確認 | 全ての児童が保護者に引き渡されたことを確認 |
| 10月13日 | 9:00 | 施設被害状況の 確認 | 保育園(30園)、放課後児童クラブ(16施設)、幼稚園(8園)について、被害状況及び運営の可否について確認 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|------------------------------|--|
| 被害状況の 把握 | 被害の程度により、報告が困難な状況 も考えられる。 | 災害発生時には、施設側から報告する仕組みを確立するとともに、状況に応じた現地調査を実施する。 |

2). 被災施設への支援

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---|--|
| 10月16日 | 午前 | 障害福祉サービス事 業所「ヘルパーステ ーション コアラ」 への支援 | 施設からの福祉有償運送事業再開に向けての質問について、県交通政策課に確認し、回答した。 (質問:他法人からの借用車両にて「生活サポート事業実施」が可能かどうか) (回答:可能) |
| 10月17日 | 午前 | 障害福祉サービス事 業所「ヘルパーステ ーション コアラ」 への支援 | 車両変更届等関係書類の提出は事後提出 了承の旨を連絡した。⇒10月17日事業再 開 |
| 11月20日 | 12:00 | 障害福祉サービス事業所「ヘルパーステーション コアラ」 への支援 | 被災施設への国庫補助協議通知及び令和 元年台風19号に係る社会福祉施設等災害 復旧費事務取扱要領(令和元年11月11日 付)通知は県から施設へ送付されるが、 情報提供として市障害者福祉課からも送 付及び電話連絡をした。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 支援施策の 周知 | 被害施設の数が少数であったため、早急な支援実施が可能となった。 | 今回実施した対応 方法や検討事項等を 整理する。 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 1 水防監視班による巡視

3. 4 その他

3. 4. 1 水防監視班による巡視

災害対策動員計画に基づき、風水害時の災害対策非常連絡網により、水防監視班が動員され河川等の巡視が行われた。

(1) 対応の時系列

| 拠点名 | 参集連絡日時 | 巡視開始 | 巡視終了 | 備考 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 松山市民活動センター | 10月12日 | 10月12日 | 10月13日 | |
| | 11:00 | 12:00 | 6:30 | |
| 平野市民活動センター | 10月12日 | 10月12日 | 10月13日 | |
| | 11:00 | 12:00 | 7:00 | |
| 大岡市民活動センター | 10月12日 | 10月12日 | 10月13日 | |
| | 11:00 | 11:30 | 7:00 | |
| 唐子市民活動センター | 10月12日 | 10月12日 | 10月13日 | |
| | 11:00 | 12:00 | 8:45 | |
| 高坂市民活動センター | 10月12日 | 10月12日 | 10月13日 | センター浸水 |
| | 11:10 | 12:30 | 14:00 | |
| 野本市民活動センター | 10月12日 | 10月12日 | 10月13日 | |
| | 11:15 | 11:30 | 14:00 | |
| クリーンセンター | 10月12日 | 10月12日 | 10月13日 | |
| | 11:00 | 12:30 | 7:30 | |

| 項目 | 拠点名 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------|-------------------|---|--|
| 公用車について | 松山市民活動センター | 活動センターに配備されている公用車が、電気自動車であるため、出動までに本庁舎にあるガソリン車と交換する手間が生じた。強風の中、軽自動車での走行は危険を感じた。(21:00~22:00頃) | 水防活動用の使用 車両は、風に煽られ やすい軽自動車を避 け、事前に適切な車 両を手配する。 |
| | 平野市 民活動 センタ | 台風ピーク時に水防監視に出た際に車 が暴風に煽られて横転することが懸念さ れた。 | |
| 写真撮影等について | 高坂市民活動センター | 夜間の監視活動においては状況報告のための写真撮影等が困難となる。夜間撮影等に対応したカメラ等を用意することで正確な状況報告が行えると思料される。 また、現地から写真を送信できるようになれば、その場で危機管理課とやりとりができ、スムーズに意思統一が図れると思われる。 | 水防活動用のデジタルカメラを配備する。 災害対策本部と現地職員間等の情報共有や情報集が可能となるシステムの導入を検討する。 |

| 項目 | 拠点名 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------|-------------------|---|--|
| 写真撮影等について | 野本市民活動センター | 深夜、豪雨の中で写真撮影を求められたが物理的に不可能であった。撮影を求めるのであれば撮影可能な機材の配備をするべきであると考える。 | 今回の台風による 被害状況を踏まえた 監視箇所の見直しを 行う。 |
| | クリー ンセン ター | 水防監視班用のデジタルカメラが配備 されておらず、個人のスマートフォンで 写真撮影をせざるを得なかった。大雨の 中での写真撮影を想定した機材の配備が 必要と感じた。今回の台風でこれまで監 視箇所としていなかった堤防等が被害を 受けたため、監視箇所の再検討が必要で あると感じた。 | 災害対策本部と現地 職員間等の情報共有 や情報集が可能とな るシステムの導入を 検討する。 |
| | 唐子市 民活動 センタ | 活動センターで使用しているデジタルカメラは防水仕様ではなく、暴雨時の巡視では写真撮影ができないため、スマートフォンで撮影した。スマートフォンから写真データを送信するアドレスの事前提示があると写真の提供がスムーズになると思う。 また、PCに写真を保存する場合において、水防監視班ごとで保存先が異なっていたので、集約できるフォルダ等を指定することで情報集約につながる。 | |
| 情報の伝達について | 松山市民活動センター | 松山市民活動センターでは、避難者から水位情報を求める声があった。水位状況をホワイトボード等で書き出して見られるようにしておくとよいと思う。 当日深夜、雨が弱まってすぐに帰宅する方がいたが、市野川の水位は高い状態が続いていた。避難者に適切な情報を届けることでこうしたことが防げるのではないかと思う。 | 各避難所で情報掲示スペースを設置するなど避難者に向けた情報発信の手法について検討する。 災害対策本部と現地職員間等の情報共有や情報収集が可能となるシステムの導 |
| | 高坂市民活動センター | 水位に関する質問を受けた避難所担当から、危機管理課に問い合せても情報がないため、水防監視班宛てに連絡があった。危機管理課と各拠点(水防監視班・避難所・市民活動センター)との間で付近や市内の状況について、情報共有すると、避難者に情報を伝えることもできる。(無線・電話だけだと伝わりづらい部分があると思われる。) | 入を検討する。 |

- 3. 4. 1 水防監視班による巡視

| 項目 | 拠点名 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------|------------------|--|---|
| 情報の伝達について | 野本市民活動センター | 巡視の開始等、指示事項が個人の携帯 電話にのみなされたため、情報伝達がう まくいかず、巡視の開始がスムーズに進 まなかった。指示事項は拠点施設に連絡 する必要がある。 クリーンセンターは、防災ラジオの電 | |
| | クリー ンセン ター | 波が入らず、放送を聞くことができなかった。また、携帯電話の電波も機種、契約会社によりほとんど電波が入らないため、改善を希望する。 | |
| 報告について | 松山市民活動 | 報告様式の状況監視箇所の欄について は、どのような記載をすれば役に立つの か、記載した内容で十分なのかわからな かった。 | 報告様式の内容の 見直し、報告様式の 記入例等を整備す る。 |
| | センタ | 1回の監視に40分から50分程度掛かり、 戻ってからFAXを送信するのでは遅い と感じた。電話、メール、LINE等の 活用を検討してもよいのではないか。 | 災害対策本部と現 地職員間等の情報共 有や情報集が可能と なるシステムの導入 を検討する。 |
| | クリー ンセン ター | 水位測定の報告様式に測定日や備考欄等を加えた方がよいと感じた。堤防や道路等の被害状況を住宅地図に記入してFAXしたが、何をどこまで報告すべきか迷うことがあった。報告事項について、あらかじめ危機管理課や建設管理課等と調整しておいた方がよいと思う。 | |
| 監視箇所について | 松山市民活動センター | 天神橋は、水位データがインターネットで確認でき、現場の目視とほとんど一致していた。監視班の活動場所から外してもいいと思うが、その代わりに堤防の状況確認を強化したほうがよい。また、今回の台風で冠水した道路や浸水した家屋の情報を活動範囲とした監視場所や監視ルートの再検討を行い、出水期前に監視班員と危機管理課で共有するとよいと思う。 | 災害対策本部と現 地職員間等の情報共 有や情報集が可能と なるシステムの導入 を検討する。 水防監視班の行動 基準の設定を検討 し、安全管理を図 る。 |
| | 高坂市民活動センター | 氾濫した河川が多く、通常監視する地 点以外にも出動することとなり、大変で あった。特に正代グラウンドに向かう途 中は、道路上もかなりの浸水があり危険 を感じた。事前に観測点として追加の可 能性があることを把握していれば、もう 少し対応が円滑にできたかもしれない。 | |

| 項目 | 拠点名 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------|--|---|--|
| 監視箇所について | 野本市民活動センター | 監視箇所の東松山橋付近は、狭い土手の中を入っていくため、夜間は視認しづらく、滑落による公務災害の危険性がある。至急、監視方法の再検討を要する。 | |
| | 大岡市民活動センター | ため池の巡視箇所において、串引沼の 巡回があったが、現場までの道に倒木等 がみられ、たどり着けない状況が発生し た。また、強風により、いつ倒木で車両 や身に危険が及ぶかもわからない状況で あったため、当該地の巡回を一時中断し た。 | |
| 拠点施設について | 高民セー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 近隣住宅や施設と同様に浸水被害があった。市民活動センター(現地災害対策本部)である以上、浸水しないよう設計が必要であった。また、今回はホールのガラス戸等の破損がなかったが、破損していた場合、更に浸水していたと思われる。 | 高坂市民活動センターの災害時の拠点としての活用については、別の共施とっての機能移転を含めて検討する。 高坂市民活動センターにおける災難をの戦応について、 の戦応について、整理する。 |
| | | が行えなくなってしまった。今後の水防 活動において、拠点をどうすべきか検討 する必要があると思われる。 | |
| | | 水防監視中に拠点となる高坂市民活動センターが停電になったが、災害用コンセントを使用し、一時的にスマートフォンの充電ができた。1階の水没により2階に避難してからは電気がない状態で過ごした。(ノートPCのバッテリーからUSBケーブルでスマートフォンの充電していた。)非常事態中で通信・情報手段を確保する必要がある。 | |
| | | 停電後、水道が使用できず、トイレの水も流せなくなったため、市民活動センターに余っていたペットボトルのお茶で流していたが、最終的にはトイレの水が逆流し始め、使用できなくなった。車の故障により緊急的に避難してきた方もいたが、少人数であったため対応できた。 | |

- 3. 4. 1 水防監視班による巡視

| 項目 | 拠点名 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------|---------------------|--|--|
| 拠点施設について | 高坂市民活動センター | 市民活動センター周辺にまで水が迫ってきていたため、市民活動センターから移動することは不可能であった。浸水する可能性が高くなった段階で、周辺の別の施設への移動(避難者だけでも車で移動させるべきだったのか、職員は待機する必要があるのか。)を検討するべきであった。 | |
| その他 | 高民セー野民セークンタ市動タ市動ターン | 時間帯による際や移動中など、恐怖を感じた。 今回の水防監視が、約2年ぶりであり、2年ぶりであり、2年ぶりであり、2年が入れを関したとのであり、2年が、2年があった。 今回の水防監視があった。特にはないであり、2年があった。特にはといる。特にはなり、平特にはないのでは、2年でののでは、2年でののでは、2年でのでは、2年でのでは、2年でのでは、2年でのでは、2年でのでは、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年でのが、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では | 水準の行動を発生をである。 では、 を を を を を を を を を を を を を を を を を かっと かん かん かん かん かん かん かん かん かん か |

3. 4. 2 災害対策本部会議の開催状況

災害警戒本部会議(計:2回)を経て、10月12日の正午に第1回目の災害対策本部会議が開催され、12月13日の第22回目の災害対策本部会議をもって廃止に至った。

会議では対応状況の報告や情報共有を踏まえた協議がなされ、会議に出席した本部員から各部へ逐次情報伝達が行われた。

会議の開催状況及び本部長指示事項は以下のとおりである。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 主な内容 |
|--------|-------|-----------------|--|
| 10月12日 | 8:30 | 災害警戒本部 (第1回) | ・台風第19号の状況、気象情報の発表について ・警戒体制による担当職員参集等について ・各部の対応状況について |
| | 10:30 | 災害警戒本部 (第2回) | ・台風第19号の状況、気象情報の発表について 等・水防監視班の巡視、避難所の開設について |
| | 12:00 | 災害対策本部 (第1回) | ・水位等の的確な情報収集による正確な避難情報 の発令について ・避難所の運営等の適切な対応について ・全職員の情報共有について |
| | 15:00 | 災害対策本部 (第2回) | ・正確な避難情報の伝達、適切な避難所施設(状況による校舎利用等)の利用について ・全職員参集、覚悟を決めた対応について |
| | 21:45 | 災害対策本部 (第3回) | ・住宅のある浸水区域の早急な状況把握について ・災害救助法の適用手続を進めることについて |
| 10月13日 | 0:00 | 災害対策本部 (第4回) | ・浸水、越水区域からの避難の長期化等を前提に対応し、救助と被災者支援を最優先に取り組むことについて |
| | 14:30 | 災害対策本部 (第5回) | ・国土交通大臣からの支援意向について ・浸水家屋の戸数、人的・物的被害状況等の把握に ついて及び報道発表について ・避難所の開設等対応について |
| 10月15日 | 13:00 | 災害対策本部 (第6回) | ・被災した方が生活再建の道筋が見える支援について・人命優先と避難者のケアに最善をつくすことについて・全職員、全員体制で災害に臨むことについて |
| 10月16日 | 13:00 | 災害対策本部 (第7回) | ・被災者支援、インフラの復旧の継続について ・全員体制の再確認とボランティア参加について ・降雨警戒体制について |
| 10月17日 | 13:00 | 災害対策本部 (第8回) | ・避難者、被災者の支援を最優先とし、生活再建へ の支援を継続することについて ・職員の健康管理の注意について |
| 10月18日 | 13:00 | 災害対策本部 (第9回) | ・各部署での災害対策の取組について ・ボランティアの募集範囲拡大について ・罹災証明書、災害見舞金の早期対応について ・支援物資等の管理と避難所生活から次の段階(生 活再建)に進める対策の実施について |

- 3. 4. 2 災害対策本部会議の開催状況

| 日付 | 時間 | 項目 | 主な内容 |
|-------------|-------|--|-------------------------|
| 10月21日 | 14:00 | 災害対策本部 | ・罹災証明書の早期対応と、被災者の再建意向調査 |
| | | (第10回) | の実施について |
| | | | ・避難所の感染対策の実施について |
| 10月23日 | 13:00 | 災害対策本部 | ・生活再建に向けた避難所の早期閉鎖について |
| | | (第11回) | ・必要職員の県への応援要請について |
| | | | ・被災者の戸別訪問について |
| 10月24日 | 16:00 | 災害対策本部 | ・官房長官、知事による視察について |
| | | (第12回) | ・賃貸型応急住宅の供与と避難所の統廃合につい |
| | | | て |
| | | | ・被災世帯へのひがしまつやま災害臨時号の戸別 |
| | | | 配布について |
| 10月25日 | 8:00 | 災害対策本部 | ・児童生徒の大雨時の下校と避難所開設について |
| | | (第13回) | ・避難所生活をしている被災者支援について |
| | 17:45 | 災害対策本部 | ・被害状況を確認した写真等の記録について |
| | | (第14回) | ・東松山いんふぉメールの登録促進について |
| | | | ・経産省副大臣による中小企業支援意向について |
| 10月28日 | 16:00 | 災害対策本部 | ・被災世帯の戸別訪問に係る対応と報告について |
| | | (第15回) | ・浸水想定区域内の施設の避難確保計画の策定支 |
| | | | 援について |
| | | | ・官房長官等視察時の支援要望について |
| 11月1日 | 13:00 | 災害対策本部 | ・災害見舞金の年内支給について |
| | | (第16回) | ・水田に流れ込んだ土砂等の撤去に係る国の支援 |
| | | | について |
| | | | ・早俣地区からの説明会開催要望について |
| 11月8日 | 16:30 | 災害対策本部 | ・被災者の立場に立った支援継続について |
| | | (第17回) | ・知事、政調会長視察時の支援要請について |
| 11月15日 | 15:00 | 災害対策本部 | ・再建支援室を中心とした地域との連携について |
| | | (第18回) | ・農業従事者への産業支援について |
| | | Market I I feeta I I I I I I I I I I I I I I I I I I I | ・災害対策本部解散後の情報共有について |
| 11月22日 | 16:30 | 災害対策本部 | ・他市町村職員の長期派遣について |
| | | (第19回) | ・国の支援体制の情報把握について |
| 11 8 00 8 | 10.00 | /// | ・被災者の立場に立った支援徹底について |
| 11月29日 | 16:00 | 災害対策本部 | ・市独自の被災者支援施策について |
| | | (第20回) | ・堤防整備に係る国土交通省への要望について |
| 10 🗆 6 🖼 | 10.00 | /// | ・台風被害の対応検証について |
| 12月6日 | 16:00 | 災害対策本部 | ・災害関連の被災者再建支援室及び各部署での対 |
| | | (第21回) | 応について |
| 10 11 12 11 | 10.55 | /// Ha L I fefer 1 . 1 | ・市内全体の情報収集と被災者支援について |
| 12月13日 | 16:30 | 災害対策本部 | ・災害対策本部の廃止について |
| | | (第22回) | ・被災者生活再建等連絡会議による情報共有につ |
| | | | いて |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----|--------------------|----------|
| | 個別の検証項目で記載 | |
| | | |



災害対策本部会議の様子

- 3.4 その他
- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

1). 埼玉県ふるさと創造資金市町村緊急支援事業費補助金について

埼玉県ふるさと創造資金のメニューの一つである市町村緊急支援事業費補助金の活用については、これまでに県内で活用実績が少なく審査及び調査に時間を要した。令和2年1月14日付け、地政第396-2号にて埼玉県知事から令和元年度市町村緊急支援事業費補助金内示の通知となった。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-------------------------|--|
| 10月下旬 | _ | 市町村緊急支援事業補助金の活用 | 埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所へ市町村緊急支援事業費補助金の活用について問い合わせたところ、埼玉県地域政策課と協議し、後日回答するとのことであった。 埼玉県地域政策課から、対象事業は決定してないが、市が被災した自治会館へ補助金を交付することは、過去に実績があるため、対象となる見込みであり、該当案件があれば相談するよう連絡があった。 なお、自治会館の復旧事業以外でも補助対象となるものがないか、再度県で検討してほしい旨を要望 |
| 11月8日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 被災した公会堂の復旧事業概要及び見積書を埼 玉県地域政策課へ送付 |
| 11月22日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 市町村緊急支援事業費補助金交付要綱に該当し そうな事業として、高坂市民活動センター災害 復旧事業、準用河川新江川3号橋切廻し道路復旧 工事、くらかけ清流の郷災害復旧事業の概要等 を埼玉県地域政策課へ送付 |
| | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 高坂市民活動センター災害復旧事業、準用河川 新江川3号橋切廻し道路復旧工事、くらかけ清流 の郷災害復旧事業について、他の補助金が該当 しないことを埼玉県地域政策課へ回答(同日電 話にて依頼あり) |
| 11月26日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所 から台風第19号の被害における市町村緊急支援 事業の活用要望について調査依頼 |
| 12月2日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 台風第19号の被害における市町村緊急支援事業 の活用要望調査を埼玉県川越比企地域振興セン ター東松山事務所に回答 |
| 12月6日 | _ | 市町村緊急支援事業補助金 の活用 | 高坂市民活動センター災害復旧事業、準用河川 新江川3号橋切廻し道路復旧工事、くらかけ清流 の郷災害復旧事業の概要や写真を埼玉県地域政 策課へ送付(同日電話にて送付の依頼あり) |
| 12月9日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 公会堂の被害状況写真を埼玉県地域政策課へ送 付(同日電話にて送付の依頼あり) |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-------------------------|--|
| 12月17日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 埼玉県地域政策課から各公会堂の復旧事業概要 について調査依頼 |
| | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 各公会堂の復旧事業概要調査を埼玉県地域政策 課に回答 |
| | 午後 | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所 職員と各公会堂の現場確認 |
| 12月19日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 埼玉県地域政策課から各公会堂の復旧事業概要 調査依頼(追加) |
| 12月20日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 各公会堂の復旧事業概要調査(追加)を埼玉県 地域政策課に回答 |
| 1月14日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 令和2年1月14日付け地政第396-2号にて埼玉県 知事から令和元年度市町村緊急支援事業費補助 金内示の通知 |
| 1月16日 | _ | 市町村緊急支 援事業補助金 の活用 | 令和元年度市町村緊急支援事業費補助金申請書 を埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務 所へ提出 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------|---|---------------|
| 埼玉県の | 県の補助事業の活用に当たっては、電話やメールによる資料の提出依頼や調査が頻繁にあった。 | 今回実施した対応方法や検討 |
| 対応 | 適正な審査のみならず対象事業の活用支援について助言があるとよかった。 | 事項等を整理する。 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

2). 被災者支援システム導入等について

市の住民情報システムを保守管理するAGS株式会社との【総合行政システム(PubLinkerクラウド)災害基本協定】に基づき被災者支援システムの提供を要請し、10月17日に被災者支援システムのデータセットアップが完了した。職員用PCから利用できる環境を整え、被災者支援を行う関連各課で順次利用を開始した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-------------|-------|--------------------|--------------------------------------|
| 10月15日 | 8:30 | 被害状況の確 | サーバ室を含む庁内及び庁外の電子機器やOA |
| | | 認 | 機器類の被害状況を確認した。→高坂市民活動 |
| | | | センター内の複合機について、被害を確認した |
| | | | ため、保守業者(富士ゼロックス)に連絡し |
| | | | た。また、避難所の野本コミュニティセンター |
| | | | にネットワーク回線を敷設するため、NTTと 協議した。 |
| | 14:58 | 被災者支援シ | 電話にてAGSへ災害協定に基づく被災者支援 |
| | | ステムの活用 | システムの提供について協議した。 |
| | | を協議 | |
| | 20:11 | 被災者支援シ | 災害協定に基づきAGSに被災者支援システム |
| | | ステムの導入 | の導入支援を正式に要請した。 |
| | | を正式依頼 | |
| 10月16日 | 9:00 | 被災者支援シ | AGSとシステムや端末の導入に関して電話に |
| | | ステムの導入 | て随時協議した。 |
| 10 17 17 17 | 10.00 | について協議 | |
| 10月17日 | 13:00 | 被災者支援シ | AGSが被災者支援システム端末 (PC1台) の |
| | | ステムの導入 | データセットアップを開始した。(住民情報デ |
| | 13:30 | 開始 被災者支援シ | ータは16日夜の情報) 被災者支援システムのデータのセットアップが |
| | 13.30 | 彼灰有又抜シ ステムのデー | 仮火有又抜ンステムのケータのセットテックが 完了した。 |
| | | タセットアッ | 元10亿。 |
| | | プピクトケク プ完了 | |
| | 14:30 | システムの操 | 被災者支援システムを再設定し、情報系ネット |
| | 11.00 | 作デモ実施 | ワークにおける職員用PCから利用するための |
| | | THE TOTAL | 環境を整えた。その後、情報統計課及び罹災証 |
| | | | 明書の関係で課税課職員、避難所管理の関係で |
| | | | 市民生活部職員(地域支援課/人権推進課)に操 |
| | | | 作説明を行った。 |
| 10月18日 | | 被災者支援シ | 庁内の各担当課にシステムの利用を促し、簡単 |
| | _ | ステムの利用 | な操作説明を随時行った。 |
| | | 環境整備の完 | |
| | | 了 | |
| | 14:00 | 野本コミュニ | 野本コミュニティセンターにネットワーク回線 |
| | | ティセンター | を敷設した。PCを設置し情報共有できる環境 |
| | | のネットワー | を整備した。 |
| | | ク敷設完了 | |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|-----------------------------------|---|
| 10月30日 | _ | 被災者支援シ ステムのアッ プデート | 市民生活部(地域支援課/人権推進課)の依頼に よる改修ファイルを適用した。(被災者支援シ ステム全国サポートセンターからシステム画面 の一部を変更する改修ファイルの提供を受け |
| | | | る。) |
| 10月31日 | _ | 被災者支援シ ステムのアッ プデート | 市民生活部(地域支援課/人権推進課)の依頼に よる改修ファイルを適用した。(被災者支援シ ステム全国サポートセンターからシステム画面 の一部を変更する改修ファイルの提供を受け る。) |
| 11月14日 | 12:00 | 高坂市民活動 センターの複 合機の交換 | 高坂市民活動センター内の複合機について、保 守業者(富士ゼロックス)により同等機に交換 した。 |
| 12月12日 | _ | 野本コミュニ ティセンター のネットワー ク閉鎖 | 野本コミュニティセンターの避難所閉鎖に伴 い、ネットワーク回線を閉鎖した。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------------------------|--|---|
| 被災者支援 システムの データセッ トアップ | システムの導入を優先したことにより、 以下の点が課題となった。 ①住民情報を扱うシステムとしてのセキュ リティレベル ②障害時の復旧方法 ③データのバックアップ作業と保管方法 | 県が構築する埼玉県市町村 共同クラウドに移行し、セキ ュリティ及び安定稼働を確保 する。 |
| 被災者支援 システムの 周知 | 被災者支援を行う職員に被災者支援システムの操作経験がないため、利用開始当初はスムーズに運用できなかった。また、被災者支援システムとExcelを併用しているケースが見受けられた。 | 全庁的に被災者支援システムを活用できるよう、事前周知以外にも、業務別で活用するためのヒアリングを実施する。 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

3). 用地使用の依頼について

荒川上流河川事務所から、災害復旧に伴う用地の継続使用の依頼があった。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|--------|--|
| 11月15日 | 午後 | 財産管理業務 | 荒川上流河川事務所から次年度以降の正代ストックヤード使用許可の確認あり。また、災害復旧対応のために他にも同用地が必要であり、候補地となる情報があったら教えてもらいたい旨依頼あり。 ⇒次年度以降の使用についても許可予定であること、また、他の候補地については、情報が入りしだいお知らせする旨、回答 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------|--|------------------------------|
| 災害復旧用 地 | 荒川上流河川事務所から、災害復旧のため用地の継続使用についての依頼があった。 | 災害復旧に伴う用地の候補 地の選定を継続して行う。 |

4). 環境管理事務所及び保健所について

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に関する事務を所管する埼玉県東松山環境管理事務 所に、大気及び水質事故等の調査を依頼し、事故等の発生はない旨報告を受けた。

埼玉県東松山保健所に連絡し、犬の一時保護等の依頼はない旨確認した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---|--|
| 10月15日 | 8:30 | 有害物質等に よる 等調査等 害物質 事物質 施設 施設 集 | 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に関する事務を所管する埼玉県東松山環境管理事務所(大気水質担当)に電話連絡し、大気及び水質事故等の発生状況について確認⇒15日8:30現在、事故等の情報はなし。また、市内の河川沿い(氾濫した河川だけではなく管内全ての河川)に立地している有害物質取扱施設(事業者)を抽出し、水質事故等の発生状況について調査中との報告を受ける。 県東松山環境管理事務所(大気水質担当)から、有害物質取扱施設(事業者)からの水質事 |
| 10月17日 | 9:00 | 抑留犬等の情 報収集 | 故等の発生は現在のところないとの調査報告を受ける。 埼玉県東松山保健所に電話連絡し、保健所で抑留中の犬がいるか、また、市民等から飼い犬が逃げてしまった等の相談が寄せられているか確認 ⇒10月12日以降、抑留犬はおらず、保護依頼等の相談もない。 |
| | 16:30 | 有害物質等に よる汚染状況 等調査及び有 害物質等取扱 施設の情報収 集 | 県東松山環境管理事務所(大気水質担当)に、 10月15日午後以降、有害物質取扱施設(事業 者)からの水質事故等が発生していないか再度 確認を実施 ⇒事故等の情報はなし。 |
| 10月24日 | 10:00 | ペットの一時 保護等の受入 れについて | 災害時におけるペットの一時保護等の受入体制について、埼玉県生活衛生課に確認 ⇒埼玉県では、「災害時動物救護活動ボランティア登録制度」があり、現在約200人が登録中だが東松山市内の登録者はいない。ペットの一時保護等の希望があった場合、近隣の吉見町や小川町の登録者に連絡し、条件(動物の種類や保護期間等)が合致すれば受入れは可能。また、毎年県が委任している動物愛護推進員にも相談して調整する。 ⇒飼い主とペットが一緒に居られる環境が最善のため、その方策を優先して模索し、一時保護等のため、その方策を優先して模索し、一時保護等がどうしても必要な場合は、県に対応を依頼することにした。 ⇒その後、一時保護等の相談はなし。 |

- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-------|------|---|---|
| 12月4日 | 9:30 | 有害物質等に ま物質等状 等調質等 表調質等 を を を の 情報収 集 | 農地等の土壌汚染を懸念する声があったことから、令和元年東日本台風による水質事故について、埼玉県環境部水環境課に改めて確認した。 ⇒有害物質の流出等による水質事故については、全県対応となるため、県内で発生した場合は水環境課に必ず報告されることになる。12月3日までは令和元年東日本台風による県内施設(事業者)からの河川等への有害物質流出事故は発生していないと認識している。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------------------|---|--|
| 水質や土壌 検査の実施 方法の検討 | 台風直後に水質事故が発生した場合に、 情報収集等に相当な時間を要するため、県 環境管理事務所と早急な対応ができるよう に調整が必要である。万が一、有害物質等が 流出した場合の水質や土壌検査の実施の方 向性や主体、方法等について議論しておく 必要がある。 | 平常時の段階から有害物質等が流出した場合を想定し、 水質や土壌検査の実施方法を 検討する。 |
| ペットの一時保護 | 飼い主としては、ペットも一緒に避難し、 同じ場所で生活したいという思いからか、 今回はペットを保護してほしいという声は 届いていない。今後、一時保護よりもペット と一緒に避難できる避難所の検討を進めて いくのがよいと思われる。また、ペットを連 れて避難する場合には、日頃からのしつけ 等が重要となるため、そうした啓発等も実 施していく必要がある。 | ペットと同行が可能な避難 所や、あらかじめペットの受 入れスペースを検討する。 ペットをケージなどに入れ て避難することなどを周知す る。 ペットの一時保護が必要と なる状況を想定した対応につ いて、事前に整理する。 |

5). 保健医療関係機関について

東松山保健所から、日赤救護班派遣の必要性について連絡があり、派遣を依頼した。 また、比企郡市歯科医師会から、援助物資の無料配布を受けた。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-------------|-------|--|--|
| 10月13日 | 17:30 | 避難所への日赤救 | 避難所への日赤救護班派遣のための医療ニー |
| | | 護班派遣のための | ズ確認について希望があるか、東松山保健所 |
| 10 8 1 1 8 | 1000 | 医療ニーズ確認 | から照会があり、派遣を依頼 |
| 10月14日 | 10:00 | 避難所への日赤救 | 日赤災害対策担当、東松山保健所、市保健師 |
| | ~ | 護班派遣のための | による4避難所巡回で医療ニーズを確認した |
| 10月15日 | 14:15 | 医療ニーズ確認 比企郡市歯科医師 | 結果、日赤救護班の派遣なしと決定 比企郡市歯科医師会から避難所支援の確認が |
| 10月15日 | 9:20 | 会の援助 | あり、支援を依頼 |
| | 18:45 | 避難所における健 | 市保健師、東松山保健所保健師による4避難 |
| | ~ | 康管理 | 所巡回 |
| | 22:00 | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | |
| 10月16日 | 9:30 | 避難所における健 | 市保健師、東松山保健所保健師による4避難 |
| | ~ | 康管理 | 所巡回 |
| 10月17日 | 12:00 | 14. 人型士提到医師 | 比企郡市歯科医師会歯科医師、歯科衛生士が |
| 10月17日 | _ | 比企郡市歯科医師会の援助 | 七正却川圏科医師云圏科医師、圏科開生工が 4避難所に歯ブラシ(大人・小児)、歯磨剤 |
| | | 云の仮明 | (大人・小児) 、義歯ケースを無料配布 |
| 10月18日 | 9:30 | 会議 | 東松山保健所管内災害時医療対策会議の開催 |
| 10/,10 = | ~ | ∠ HX | (主催・場所:東松山保健所) |
| | 10:30 | | |
| | 17:00 | 会議 | 東松山保健所管内市町村会議の開催(主催・ |
| | ~ | | 場所: 東松山保健所) |
| 10月20日 | _ | 比企郡市歯科医師 | 比企郡市歯科医師会歯科医師が4避難所に義 |
| | | 会の援助 | 歯洗浄剤を無料配布 |
| 10月24日 | _ | 比企郡市歯科医師 | 埼玉県歯科医師会の援助物資(歯磨剤、義歯 |
| | | 会の援助 | 洗浄剤)を早俣地区の戸別訪問時に無料配布 |
| 10月25日 | _ | 災害救助法に基づく | インフルエンザ予防接種における災害救助法 |
| 10 11 01 11 | | 事務委任 | に基づく事務委任について、埼玉県から照会 |
| 10月31日 | _ | 災害救助法に基づく | インフルエンザ予防接種における災害救助法 |
| 11 🗆 🗁 | | 事務委任 | に基づく事務委任通知、埼玉県から発出 |
| 11月5日 | | 災害救助法に基づく | インフルエンザ予防接種における災害救助法に其づく東敦秀な済知。 |
| | | 事務委任 | に基づく事務委任通知、埼玉県から危機管理 課に到着 |
| 11月8日 | | 災害救助法に基づく | 珠に到有 災害救助法による事務委任を受けているイン |
| 11月0日 | _ | 事務委任 | 次音級助伝による事務安任を受けているイン フルエンザ予防接種について実施しないこと |
| | | 予协女 | ケルエンリアの接種について美麗しないこと を、危機管理課から県消防防災課に連絡 |
| | | | で、心域自生味がりが相例例火味に単粒 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------------------|--|--|
| 災害救助法 に基づく事 務委任 | 今回は実施していないが、避難所においてインフルエンザ予防接種を実施することになった場合の手順について比企医師会との調整が必要である。 | 避難所での医療救護活動の 実施手順について、比企医師 会等と調整を行い、対応方法 を整理する。 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

6). 埼玉県及び日本水道協会への報告について

埼玉県生活衛生課、日本水道協会に被害状況を報告した。

(1) 対応の時系列

| | 日付 | 時間 | 項目 | 内容 | |
|---|--------|-------|----------------|-------------|--|
| Ī | 10月12日 | 22:30 | 日本水道協会 | 被害状況の報告(一報) | |
| | | 23:30 | 県報告 (生活衛生課) | 被害状況の報告(一報) | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----|--------------------|----------|
| | 特段の課題等はなし。 | |
| | | |

7). 小中学校について

市内16小中学校の被害状況把握、情報共有を行い、手作業での応急対応を実施した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|--------|--------------------------|
| 10月12日 | 9:30 | 学校施設の被 | 避難所(市立小中学校体育館)等からの連絡対 |
| | ~ | 害状況把握 | 応。停電状況等の把握 |
| | 翌2:00 | | |
| 10月13日 | 7:00 | 学校施設の被 | 市立小中学校16校から報告を受領 |
| | ~ | 害状況把握 | |
| | 20:30 | | |
| | 10:00 | 部内情報共有 | 課長・主幹は教育部部内会議に出席。副課長は応 |
| | ~ | | 急対応用資材の準備 |
| | 11:00 | | |
| | 11:00 | 南中学校 | 都幾川の氾濫により被災した南中学校の状況確 |
| | ~ | 状況確認・応 | 認。道路側へ倒れていたネットフェンスを引き起 |
| | 14:30 | 急対応 | こし、道路上へ流出していた土砂を校地内に戻し |
| | | | た。 |
| | 15:00 | 新明小学校 | 強風により被災した新明小学校の状況確認。 |
| | ~ | 状況確認・応 | 落下した体育館軒先 (鼻隠し) の数量確認、保管 |
| | 16:00 | 急対応 | |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------------------|---|---|
| 南中学校 状況確認・ 応急対応 | 状況確認のために現地へ赴いた際に、倒壊したフェンスや流出した土砂が通行の妨げとなっていたため応急対応を行う必要があった。 手作業での応急対応となったため、時間を要した。 | 被害が複数校に及ぶ場合には、状況確認班と応急対応班を別に編成するなどの対応をとる。 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

8). 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会

埼玉県地域史料保存活用連絡協議会(事務局:埼玉県立文書館)から、地域史料の被害状況について依頼があり、状況を報告した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|----------------------|----|-----------------------|---|
| 10月15日 | | 地域史料の被 害状況につい て | 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会(事務局:埼 玉県立文書館)から地域史料の被害状況につい て、確認依頼があった。 |
| 10月18日 ~ 1月16日 | 随時 | 古文書等被害 状況の調査 | 既刊の市史編さん事業で使用した近世・近代の古 文書の所有者(高坂、野本、唐子地区で被災が予 想される地域)に電話で状況を確認した。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------------|---|--------------------------|
| 古文書等被 害状況の調 査について | 生活再建が優先されるため、連絡をとる タイミングが難しかった。 また、今後古文書等が水損した場合の対 処方法についてマニュアルが必要であると 感じた。 | 災害時における対応マニュ アルを作成する。 |

9). 公立社会教育施設の災害復旧事業について(国、県)

国庫補助金の関係で、文部科学省、スポーツ庁、文化庁の連名で「公立社会教育施設の災害復旧事業について(周知)」の通知が送付され、国庫補助金を希望する旨報告した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------|------------------|---|
| 10月11日 | 県から被害報 告等の通知 | 県から台風による注意喚起と被害報告についての依頼書が 送付された。通知送付については、県を通じてのやり取り となる。 |
| 10月15日 | 県に被害報告 提出① | 被害について報告する。被害施設は5施設、被害金額は全て 調査中として報告。県を通じて国に報告 |
| 10月23日 | 県から補助金 概要等の通知 | 文部科学省、スポーツ庁、文化庁の連名で「公立社会教育 施設の災害復旧事業について(周知)」の通知が送付され た。内容は、補助金概要や事務の流れについて記載 |
| 10月30日 | 県に被害報告 提出② | 10月15日の報告について、被害金額等改めて調査依頼あり。4施設中2施設について被害金額及び国庫補助金を希望 する旨報告 |
| 12月13日 | 県に被害報告 提出③ | 10月30日の報告について、修正有無の照会あり。 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|--------------|---|----------------------------|
| 県に被害 報告提出 | 正代運動広場や駒形公園多目的広場など 土砂が流入した施設について、土砂のどの ような処分方法が適当かわからなかった。 また、被害金額を算出するのに、手間取っ た。 | 今回実施した対応方法や検 討事項等を整理する。 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

10). 消防について

東松山消防署では、10月12日10時30分に消防課の職員が参集し情報収集活動を開始した。 同日20時30分に現場本部を設置、消防本部では警防本部を設置し、人命救助を最優先に関係 機関と連携しながら対応に当たった。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------------|------------------------------------|
| 10月12日 | 14:06 | 消防からの 情報提供 | 上唐子鞍掛橋 軽乗用車が水につかっている。 要救助者なしを確認 |
| | 18:58 | 消防からの 情報提供 | 葛袋 住宅1階が浸水 2階に避難するよう指示 |
| | 20:19 | 消防からの 情報提供 | 正代 軽自動車が冠水した道路に進入し脱出不 能 発見できず |
| | 20:52 | 消防からの 情報提供 | 下青鳥 乗用車が水没 1人救出 (警察) |
| | 21:30 | 消防からの 情報提供 | 早俣 住宅1階が浸水 屋根に避難している。 |
| | 22:10 | 消防からの 情報提供 | 今泉 車両が流され浸水 2人救出 |
| | 23:21 | 消防からの 情報提供 | 早俣 住宅1階が浸水 6人救出 |
| 10月13日 | 0:53 | 消防からの 情報提供 | 宮鼻 道路冠水のため身動きができない。 1人救出 |
| | 1:10 | 消防からの 情報提供 | 葛袋 住宅周辺が冠水 3人救出 |
| | 2:43 | 消防からの 情報提供 | 毛塚 住宅周辺が冠水 40人救出 |
| | 6:22 | 消防からの 情報提供 | 田木 住宅周辺が冠水 1人救出(警察) |
| | 10:12 | 消防からの 情報提供 | 早俣 車両2台が冠水のため脱出不能 2人救出 |
| | 16:36 | 消防からの 情報提供 | 早俣 車両2台が冠水のため脱出不能 2人救出 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-----------|---|--|
| 消防からの情報提供 | 消防からの情報提供は逐一寄せられ、災害対策本部等への報告も行ったが、件数が大幅に増加する場合に備え、情報の集約、共有方法について検討が必要である。 | 電話や口頭での情報伝達では、職員がその対応に追われるため、リエゾンとの具体的な情報共有についての方法を検討する。 |

11). 市議会について

災害に関する情報は議会事務局から全議員へ、災害対策本部の内容、防災無線の内容、避難所の状況等を逐次メール送信し、議員からも情報提供を受け、情報共有が図られた。

議会では、10月17日に全員協議会を開催し、翌18日に市長宛てに要望書を提出した。 10月29日には、会派代表者会議、全員協議会を開催し「議会災害対策協議会」開催の意見 が出され、11月1日に第1回議会災害対策協議会が開催された。要望事項は要望書にまとめ、 議長を通して市長へ提出され、執行部は対応状況を取りまとめ一定期間の後に回答した。 協議会は12月末までに計8回開催され、その都度、同様に議会からの要望書に対し執行部 が回答を行った。11月21日の第4回には副市長及び各部長等が出席し、12月20日の第7回に は副市長ほか3人が出席した。

12月定例会における一般質問は、会派単位とし制限時間を90分として行われた。 また、11月29日には議員提出議案の「台風第19号被害に係る災害対策及び支援を求める 意見書」を議決し、12月3日に国へ提出した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|-----------------------|---|
| 10月12日 | 13:04 | 全議員へメー ル送信 | 災害対策本部の12:00招集、避難所の13:00開設 を連絡 |
| | 15:37 | 全議員へメー ル送信 | 14:00現在の避難者数の報告 |
| | 随時 | 議員からの問 合せに対応 | 防災行政無線の内容、避難所の状況など 危機管理課からの情報取得、議員からの情報提 供 |
| | 19:22 | 全議員へメー ル送信 | 防災行政無線の内容連絡(都幾川左岸の越水) |
| | 22:36 | 全議員へメー ル送信 | 21:00現在の避難者数の報告、高坂地区での停電発生の連絡 |
| 10月13日 | 10:38 | 全議員へメー ル送信 | 議長からの連絡事項伝達(議員の参集予定な し) |
| | 随時 | 議員からの問合せに対応 議長と対応を | 災害ごみについて、罹災証明書についてなど 担当課からの情報取得、議員からの情報提供 議会への報告内容及び全員協議会の開催を協議 |
| | | 協議 | 成去・**/ |
| | 18:24 | 全議員へメー ル送信 | 災害対策本部からの報告内容、災害廃棄物の受 入れについて |
| 10月15日 | 午前 | 議長と対応を 協議 | 全員協議会の開催日時と協議内容を調整、執行 部へ議会への被害状況等の報告を依頼 |
| | 16:31 | 全議員へメー ル送信 | 全員協議会の開催案内、出欠報告を兼ねた議員 の安否確認 |
| | 17:01 | 全議員へメー ル送信 | 災害対策本部からの報告内容 |
| 10月16日 | 17:00 | 全議員へメー ル送信 | 災害対策本部からの報告内容 |

- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-------------|--|------------------|---|
| 10月17日 | 16:00 | 全員協議会の | 執行部からの報告 台風第19号について、市制 |
| | ~ | 開催 | 施行65周年記念式典・スリーデーマーチ・産業 |
| | | | 環境フェアの中止(執行部から市長ほか各部長 |
| | | | 等出席) |
| | | | 議会関係 3常任委員会及び議会運営委員会の行 政視察並びに議員研修派遣の中止を決定 |
| | 16:00 | 全国市議会議 | 全国市議会議長会の慶弔規程に基づく見舞金に |
| | 10.00 | 長会からの見 | ついて、本市が該当する旨の通知がメールで届 |
| | | 舞金(通知) | < |
| 10月18日 | | 市長宛てに要 | 10月17日の全員協議会をまとめ「台風19号によ |
| | _ | 望書を提出 | る被災対応への質疑・要望等について」を議長 |
| | | | から提出 |
| | 18:18 | 全議員へメー | 災害対策本部からの報告内容 |
| 10 11 10 11 | 10.00 | ル送信 | |
| 10月19日 | 10:08 | 全議員へメール送信 | 選挙管理委員会からの通知 台風第19号の影響 |
| | | ル送信 | に伴う投票所の変更について(野本コミュニティセンター→野本市民活動センター工作室) |
| 10月21日 | 16:20 | 全議員へメー | 災害対策本部からの報告内容 |
| 10/7/21 [7] | 10.20 | ル送信 | 次音列水本即が500採品自合 |
| 10月23日 | 14:50 | 全議員へメー | 10月18日付けの要望書に対する執行部からの回 |
| | | ル送信 | 答 |
| | 16:28 | 全議員へメー | 災害対策本部からの報告内容 |
| | | ル送信 | |
| 10月24日 | 19:03 | 全議員へメー | 災害対策本部からの報告内容 |
| | | ル送信 | |
| 10月25日 | 14:06 | 全議員へメー ル送信 | 災害対策本部からの報告内容 |
| | 19:37 | 全議員へメー | 災害対策本部からの報告内容(本日の大雨に対 |
| | | ル送信 | する対応、各避難所の避難者数) |
| 10月28日 | 17:53 | 全議員へメー | 災害対策本部からの報告内容 |
| 10 日 20 日 | 9:30 | ル送信 | 送号から 差合 ※ 宝 対 |
| 10月29日 | $\begin{vmatrix} 9.30 \\ \sim \end{vmatrix}$ | 会派代表者会議、全員協議 | 議員から議会災害対策協議会の開催を求める意 見あり |
| | | 会の開催 | 元(8) り |
| | 13:43 | 関東市議会議 | 埼玉県市議会議長会の会長市である越谷市議会 |
| | 10.10 | 長会及び埼玉 | 事務局から関東市議会議長会及び埼玉県市議会 |
| | | 県市議会議長 | 議長会の慶弔規程に基づく見舞金についての通 |
| | | 会からの見舞 | 知がメールで届く。 |
| | | 金 (通知) | |
| 10月30日 | 16:53 | 全議員へメー | 唐子市民活動センターの避難所閉鎖の報告 |
| 11 🗆 1 🖂 | 10.05 | ル送信 | |
| 11月1日 | 16:05 ~ | 議会災害対策 協議会の開催 | 議題(1)災害対応への要望について (2)12 月定例会への対応について (3)国への意見書 |
| | 17:20 | 励哦云り用催 | 万疋例云への対応について (3) 国への息見音 について (4) その他 |
| 11月6日 | 11,20 | 市長宛てに要 | 11月1日の議会災害対策協議会の内容をまとめた |
| | _ | 望書を提出 | 要望書を議長から提出 |
| 11月8日 | 16:00 | 議会災害対策 | 議題(1)状況報告について (2)12月定例会 |
| | ~ | 協議会の開催 | への対応について (3) 国への意見書について |
| | 18:08 | A 536 ET | (4) その他 |
| | 19:59 | 全議員へメー | 災害対策本部からの報告内容 |
| | | ル送信 | |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|---------------------|--|--|
| 11月12日 | 9:53 | 全議員へメー ル送信 | 被災者生活再建支援室の設置について |
| | _ | 市長宛てに要 望書を提出 | 11月8日の議会災害対策協議会の内容をまとめた 要望書を議長から提出 |
| 11月14日 | 13:25 | 全議員へメー ル送信 | 報道発表資料 令和元年台風第19号による被災 中小企業向け支援施策説明会・相談会の開催に ついて |
| | _ | 全国市議会議 長会からの見 舞金 (回答) | 全国市議会議長会へ被害状況報告書及び見舞金 の受取方法について回答する。 |
| | _ | 関東市議会議 長会及び埼議 県市議会議 会からの見舞 金(回答) | 埼玉県市議会議長会(関東市議会議長会への回答を兼ねる)へ被害状況報告書及び振込口座指定書について回答する。 |
| 11月15日 | 16:26 ~ 17:55 | 議会災害対策 協議会の開催 | 議題(1)状況報告について (2)12月定例会 への対応について (3)国への意見書について (4)その他 |
| 11月18日 | - | 市長宛てに要 望書を提出 | 11月15日の議会災害対策協議会の内容をまとめ た要望書を議長から提出 |
| | 13:54 | 全議員へメー ル送信 | 災害対策本部からの報告内容、要望書の提出を 報告 |
| 11月19日 | 17:19 | 全議員へメー ル送信 | 松山市民活動センターの避難所閉鎖の報告 |
| 11月21日 | 15:00 ~ 16:32 | 議会災害対策協議会の開催 | 議題(1) 執行部からの報告 ア 被災者生活再 建支援室について イ その他 (2) その他 (執行部から副市長ほか各部長等出席) |
| | 18:26 | 全議員へメー ル送信 | 罹災証明書の件数について |
| 11月22日 | 18:17 | 全議員へメー ル送信 | 災害対策本部からの報告内容 |
| 11月26日 | 15:40 ~ 16:12 | 議会災害対策 協議会の開催 | 議題(1)各報告について (2)その他 |
| 11月29日 | 9:30 ~ | 本会議におい て国への意見 書を議決 | 議員提出議案 台風第19号被害に係る災害対策 及び支援を求める意見書について議決 |
| | _ | 全員協議会の開催 | 全国市議会議長会等からの慶弔規程に基づく見 舞金及び全国市議会議長会が募る災害義援金の 分配金の受入先を協議し、市民課が窓口となり 受け付けている義援金口座へ入れることを決定 する。(一度市の口座に歳入歳出外現金として 入金し、その後義援金口座へ振り込む。) |
| | _ | 市長宛てに要 望書を提出 | 11月21日及び26日の議会災害対策協議会の内容 をまとめた要望書を議長から提出 |
| | 19:09 | 全議員へメー ル送信 | 災害対策本部からの報告内容(県受付義援金の 第1次配分額) |
| 12月2日 | 10:29 | 全議員へメー ル送信 | 台風第19号接近時の避難所別の集計表について |

- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-----------------|---------------------|---|---|
| 12月3日 | _ | 国への意見書を提出 | 台風第19号被害に係る災害対策及び支援を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、復興大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(防災)へ提出 |
| 12月6日 | 17:56 | 全議員へメール送信 | 災害対策本部からの報告内容、11月21日及び26 日開催の議会災害対策協議会での意見・要望等 への回答 |
| 12月9日 | 8:42 | 全議員へメー ル送信 | 野本コミュニティセンターの避難所閉鎖の報告 (全避難所閉鎖) |
| 12月10日 | _ | 関東市議会議 長会及び議会 県市議会議 会から 会の見舞 金(受領) | 関東市議会議長会からの見舞金10万円、埼玉県 市議会議長会からの見舞金6万円が市の指定口座 に振り込まれる。 |
| 12月12日 · 12月13日 | _ | 本会議 市政 に対する一般 質問 | 被災直後の本会議の運営を協議し、市政に対する一般質問を会派単位で制限時間を90分として 実施 |
| 12月12日 | 15:15 ~ 15:54 | 議会災害対策 協議会の開催 | 議題(1)各報告について (2) その他 |
| 12月13日 | - 18:18 | 市長宛てに要 望書を提出 全議員へメー | 12月12日の議会災害対策協議会の内容をまとめ た要望書を議長から提出 報道発表資料 災害対策本部の閉鎖、被災者生 |
| | 19:44 | ル送信 全議員へメー ル送信 | 活再建等連絡会議設置要綱の制定について 災害対策本部からの報告内容(災害対策本部の 閉鎖、被災者生活再建等連絡会議の設置) |
| 12月18日 | 15:41 | 全議員へメール送信 | 被災者生活再建等連絡会議からの報告内容 |
| 12月20日 | 18:45 ~ | 議会災害対策 協議会の開催 | 議題(1)各報告について (2)その他(執行 部から副市長ほか3人出席) |
| 12月23日 | 19:16 | 全国市議会議 長会からの見 舞金 (受領) | 全国市議会議長会からの見舞金10万円が市の指定口座に振り込まれる。 |
| | _ | 関東市議会議 長会及び埼 県市議会議 県市議の見舞 金(振込) | 関東市議会議長会からの見舞金10万円、埼玉県 市議会議長会からの見舞金6万円を市民課の義援 金口座へ振り込む。後日両市議会議長会へ礼状 を発送 |
| 12月25日 | 11:41 | 全議員へメール送信 | 被災者生活再建等連絡会議からの報告内容 |
| 12月26日 | 9:30 ~ 10:19 | 議会災害対策 協議会の開催 | 議題(1)各報告について (2) 今後の対応に ついて (3) その他 |
| 12月27日 | _ | 市長宛てに要 望書を提出 | 12月26日の議会災害対策協議会の内容をまとめ た要望書を議長から提出 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------------------------|---|---|
| 議員の安否 確認 | 全議員の安否確認が台風の接近した10 月12日から13日の間に行えていなかっ た。 | 議会事務局の風水害時における実施事項をマニュアルとして整備する。 |
| 議員への災 害状況等の 情報提供 | 災害対策本部会議に報告される情報に おいて、詳細を確認することが難しいた め、異なった理解で議員へ情報提供する ケースがあった。 | 災害対策本部会議の要点を速 やかに整理し報告するとともに、 市ホームページ等を活用した情 報提供を行う。 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

12). 文化財について

埼玉県文化財保護協会非常災害対策委員会からの依頼に基づき、埼玉県文化資源課から 文化財の被害状況について依頼があり、状況報告を行った。報告の対象は、国指定、国登録、 県指定及び市町村指定文化財である。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|------|---------------------------------|--------------------------------|
| 10月13日 | 9:45 | 県(文化資源 課)から、被害 状況報告依頼① | 被害状況を随時報告するよう依頼あり。 |
| | 随時 | 県へ報告 (文化資源課) | 被害状況の報告 |
| 10月29日 | _ | 県(文化資源 課)から、被害 状況報告依頼② | これまでの被害状況を、書面にて報告するよう 依頼あり。 |
| 10月30日 | _ | 県へ報告 (文化資源課) | 被害状況を書面にて報告 |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------|---|--------------------------|
| 指定文化財 の被害状況 確認 | 職員数が限られている中、水防監視班に従事する職員もおり、文化財の被害状況についての確認に時間を要してしまった。 | 速やかに対応できるような 方法を検討する。 |

3. 4. 4 報道機関への対応

災害発生直後から報道機関による多くの問合せがあった。

被害の状況については、広報広聴課前に設置したホワイトボードに逐次記入し更新した ため、訪れた記者はその内容を確認していた。

また、総合相談窓口設置、被災者への住宅の提供、応急修理、賃貸型応急住宅についてなど、被災者の支援に係る内容については、取材件数が多い傾向にあった。

(1)対応の時系列

| (1) 対応の | 時 | | |
|---------|----------|---|--|
| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
| 10月10日 | 12:00 | 台風19号の接 近に伴う今週 末のイベント 中止のお知ら せ | 台風19号の接近に伴い、過日、報道発表をいたしました下記イベントの中止(延期)をお知らせします。 ■10月12日(土)開催予定のイベント・市制施行65周年記念式典(松山市民活動センター)*延期(日時未定)・高田博屋2019(市総合会館)*13日(日)も中止・歩育スタンプラリー「下沼公園コース」(子育て支援センターソーレ)*延期:10月14日(祝)■10月13日(日)開催予定のイベント・農林公園「秋の味覚収穫体験(サツマイモ・ラッカセイ)」・子ども大学ひがしまつやま 入学式及び第1回講座(大東文化大学)*入学式は延期:10月19日(土)・野本かかし祭コンテスト(野本市民活動センター)*延期:10月15日(火) |
| 10月11日 | 16:00 | 台風19号の接 近に伴う一時 避難場所の開 設予定につい て | 10月12日(土)、台風19号に伴う悪天候が予想されるため、市内7施設で一時避難場所の開設を予定しています。 ■開設予定施設・松山市民活動センター(松本町1-9-35)・大岡市民活動センター(大谷3400-10)・平野市民活動センター(東平567-1)・野本市民活動センター(下野本610-1)・唐子市民活動センター(下唐子1604-4)・高坂丘陵市民活動センター(松風台8-2)・高坂小学校(高坂1179) ■開設予定日時 令和元年10月12日(土)午前9時30分~ |
| | 16:30 | 台風19号に伴 う参議院埼玉 県選出議員補 欠選挙の期日 前投票所の閉 鎖について | 大型で非常に強い台風19号が接近する見込みであることから、有権者の安全を確保するため、公職選挙法第48条の2第3項の規定に基づき、下記の期間、期日前投票所を閉鎖します。 閉鎖期間 令和元年10月12日(土)午前8時30分~午後8時 10月13日(日)午前8時30分~午後2時30分期日前投票所 東松山市総合会館1階情報発信コーナー (東松山市松葉町1-2-3) |
| 10月12日 | 13:00 | 災害対策本部 を設難 所を開設 「警戒を関係」 「警戒を関係」 「警ができる。」 「警ができる。」 「本のでする。 「本のです。 「本のでする。 「本のでする。 「本のでする。 「本のでする。 「本のです。 「本のです。 「本のでする。 「本のでする。 「本のでする。 「本のでする。 「本のでする。 「本ので。 「も、 「本ので。 「 「 本ので 「 本 「 本 「 本 「 本 「 本 「 本 「 本 「 本 | ■災害対策本部設置 10月12日(土) 正午 ※災害警戒本部(12日8:30設置) から災害対策本部に変更 ■避難所開設 開設時間 10月12日(土)午後1時 避難所(所在地)市の川小学校(市ノ川30)、県立東松山特別支援学校(野田1306)、県立松山高等学校(松山町1-6-10)、松山中学校(松葉町2-6-11)、松山第一小学校(松葉町1-1-16)、東松山市民体育館(松葉町4-8-22)、県立松山女子高等学校(和泉町2-22)、新明小学校(御茶山町7-1)、北中学校(松山1895-2)、松山第二小学校(東平519-1)、大岡小学校(大谷3699)、青鳥小学校(石橋1150-1)、唐子小学校(新郷642)、唐子地区体育館(下唐子1169-1)、白山中学校(白山台17)、大東文化大学緑山キャンパス(旗立台3)、桜山小学校(桜山台5)、野本小学校(下野本650-2)、高坂小学校(高坂1179)※12日(土)9:30から一時避難場所として開設済み ■「警戒レベル3(高齢者等は避難)」避難準備・高齢者等避難開始を発令発令日時 10月12日(土)午後1時 発令地域 市内全地区避難先 上記避難所※東松山市全世帯数(10月1日現在)40,376世帯 |

- 3. 4. 4 報道機関への対応

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|--|---|
| 10月12日 | 13:30 | 「警戒レベル 4(全員避難)」 避難勧告を発 令しました | 市野川水系 ■「警戒レベル4(全員避難)」避難勧告を発令 発令日時 10月12日(土)午後1時30分 ■内容 市内を流れる市野川が、氾濫のおそれのある水位に達した ため、市野川の付近にお住まい方のに対し、避難勧告を発令しました。 |
| | | F#4. 15 | ■避難対象地区 市野川の付近にお住まいの方(松山地区の一部、 野本地区の一部) |
| | 14:45 | 「警戒レベル 4(全員避難)」 避難勧告を発 令しました | 都幾川水系 ■「警戒レベル4(全員避難)」避難勧告を発令 発令日時 10月12日(土)午後2時45分 ■内容 市内を流れる都幾川が、氾濫のおそれのある水位に達した ため、都幾川の付近にお住まいの方に対し、避難勧告を発令しまし た。 ■避難対象地区 都幾川の付近にお住まいの方(唐子地区の一部、 高坂地区の一部、野本地区の一部) |
| | 17:55 | 「警戒レベル 4(全員避難)」 避難指示(緊 急)を発令し ました | 都幾川水系 市野川水系 ■「警戒レベル4(全員避難)」避難指示(緊急)を発令 発令日時 10月12日(土)午後5時55分 ■内容 市野川及び都幾川の付近にお住まいの方に対し、避難指示(緊急)を発令しました。 ■避難対象地区 市野川の付近(松山地区の一部、野本地区の一部)及び都幾川の付近(唐子地区の一部、高坂地区の一部、野本地区の一部)にお住まいの方 |
| | 19:00 | 「警戒レベル 5」災害発生情 報を発令しま した | 都幾川水系 ■「警戒レベル5」災害発生情報を発令 発令日時 10月12日(土) 午後7時 ■内容 都幾川、葛袋川北地区 上流左岸堤防から水があふれだしました。 ■避難対象地区 葛袋地区の一部 |
| | 20:20 | 「警戒レベル 4(全員避難)」 避難指示(緊 急)を発令し ました | 都幾川水系 ■「警戒レベル4 (全員避難)」避難指示 (緊急) を発令 発令日時 10月12日 (土) 午後8時20分 ■内容 都幾川の水位が堤防を越えるおそれがあるため、付近にお住ま いの方に対し、避難指示 (緊急) を発令しました。 ■避難対象地区 あずま町地区、早俣地区の付近にお住まいの方 |
| 10月13日 | 2:04 | 「警戒レベル 5」災害発生情 報を発令しま した | ■「警戒レベル5」災害発生情報を発令 発令日時 10月13日(日) 午前2時4分 ■内容 九十九川左岸の毛塚地区で、堤防から水があふれだしました。 ■避難対象地区 九十九川左岸毛塚地区 |
| | 9:45 | 市野川水系警 戒レベル4避 難指示(緊急) を解除しまし た | ■市野川付近にお住まいの方(松山・野本地区の一部)に10月12日午後1時30分に発令していた「警戒レベル4 避難勧告」を10月13日午前9時45分に解除しました。 ■市野川付近(松山・野本地区の一部)に10月12日午後5時55分に発令していた「警戒レベル4避難指示(緊急)」を10月13日午前9時45分に解除しました。※参考 世帯数(10月1日現在)東松山市全世帯40,376世帯、松山全地区約16,600世帯、野本全地区約6,300世帯※市内は大きく7地区に分かれ、そのうち2地区です。 |
| | 18:45 | 警戒レベル4 避難勧告、警 戒レベル4等 難指ベル系急) 警戒レベル5 災害発生情報 を解除しました | ■都幾川付近にお住まいの方(唐子・高坂・野本地区の一部)に10月12日午後2時45分に発令していた「警戒レベル4 避難勧告」を10月13日午後6時45分に解除しました。 ■都幾川付近(唐子・高坂・野本地区の一部)に10月12日午後5時55分に発令していた「警戒レベル4避難指示(緊急)」を10月13日午後6時45分に解除しました。 ■為袋地区に10月12日午後7時に発令していた「警戒レベル5 災害発生情報」を10月13日午後6時45分に解除しました。 ■あずま町・早保地区に10月12日午後8時20分に発令していた「警戒レベル4避難指示(緊急)」を10月13日午前6時45分に解除しました。 ※参考 世帯数(10月1日現在)東松山市全世帯 40,376世帯、唐子全地区約3,900世帯、高坂全地区約6,100世帯、野本全地区約6,300世帯、※市内は大きく7地区に分かれ、そのうちの3地区です。あずま町(1丁目、2丁目、3丁目、4丁目)地区746世帯、早保地区94世帯、葛袋地区130世帯 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---|--|
| 10月14日 | 13:00 | 東松山市災害 ボランティア | 台風19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しております。東松山市の依頼により災害ボランティアセンターを開設しま |
| | | センターを開 設しました | した。 ■被災された市民の方 台風19号により被災された市民の方で、ご自宅の片付け等にボランティアの協力を依頼したい場合は、下記へ連絡をしていただきます。①受付時間 8:30~17:30②連絡先 社会福祉協議会 地域福祉課(市民福祉センター内) ■ボランティア希望の方 現在、ニーズ調査の段階のため、ボランティアの受入れは行っていませんが、ボランティアの受入れ等が開始します。 「たいませんが、ボランティアの受入れ等が開始します。」 「たいませんな 短り地 きょう だい たいしょう ない にまれる 短り 地 きょう にいません アット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 15:05 | 被災者に浴場 を提供します ブルーシート を提供します | 始したら、随時ホームページ(東松山市社会福祉協議会ホームページ)を更新していきます。 台風19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しております。被災された方に浴場とブルーシートを提供します。 ■浴場 東松山市民福祉センター(松本松1-7-8) 利用時間 午前10時~午後4時30分、東松山市民健康増進センター(神戸885-1) 利用時間 午前10時~午後9時 |
| | 20:30 | 被災部に「罹災 後間を で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | ■ブルーシート 東松山市役所危機管理課で随時提供 台風19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しております。市では被災された方や強風や浸水等の災害により被災した家屋について「罹災証明書」の発行や「台風19号により家庭で出たごみの受入れ」など市ホームページに掲載してお知らせしています。 ■台風19号による災害の「罹災証明書」「固定資産税の減免」について(課税課) ■台風19号により家庭で出たごみの受入れ(廃棄物対策課) ■水害時の感染症予防(消毒等)について(健康推進課) ■被災された方への浴場の開放について(高齢介護課) ■ブルーシート、土のう袋の配布について(危機管理課) ■太陽光発電設備の水害時の感電の危険性について(環境保全課) ■一時的に電気の供給が止まったときの注意(危機管理課) |
| 10月15日 | 19:30 | ボームペーン でお知らせし ています ①被災者の家 | 台風19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しており |
| 10月15日 | 19:30 | 庭一とさ育②伴す情性③るイとの保にお時のとのの人が変をのいた。 風いの はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい は | ます。市では災害で被害を受けられた皆様へ次の情報を提供しました。 ■一時保育(保育課)ご自宅等の片付けや掃除等の際に、子どもを預ける必要がある場合、まつやま保育園又はわかまつ保育園で一時保育を無料で実施します。・対象:満1歳以上から5歳児まで・保育施設:まつやま保育園(加美町6-16)わかまつ保育園(若松町1-8-1)・利用時間:午前8時30分~午後5時(土曜日は午後0時30分まで)・利用料:無料 ■台風19号に伴う災害に対する金融上の措置の情報提供(財政課)財務省関東財務局から、「令和元年台風第19号に伴う災害に対する金融上の措置」について、預貯金取扱金融機関等に要請がされました。1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。ほか ■災害支援ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」(政策推進課)台風19号復興支援に伴う緊急寄附受付フォームを開設しました。 |
| | 22:15 | 友好都市 宮 城県東松島市 から支援物資 の提供 | 東松山市と宮城県東松島市は、東日本大震災発生後、一文字違いが機縁となり復興支援に取り組んできました。以来、様々な交流を通じて絆を深めて2015年11月7日に友好都市の盟約を結びました。台風第19号による大きな被害を受けた本市は、本日朝、東松島市に支援物資の要請を行ったところ、同日夕方には物資を届けてくださいました。 ■応援物資 角スコップ150本 土のう袋1,200袋 敷きパット300枚 ブルーシート2,000枚 間仕切り20ブース分 ビニール袋2,000枚 ■配布先(一時避難場所)松山市民活動センター 唐子市民活動センター 高坂丘陵市民活動センター 野本コミュニティセンター |

- 3. 4. 4 報道機関への対応

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---|--|
| 10月19日 | 8:30 | ① やまの時 と の で と の で と の で と の で と の で と の で と の で と の で と の で の で | ■ひがしまつやま災害臨時号 台風第19号による災害で被害を受けられた方向けの情報をまとめて提供します。今後、内容を更新します。一時避難場所などに設置します。 ■台風第19号に関する市民相談窓口の開設について 台風第19号に関する相談について、職員による相談窓口を開設しました。ブルーシート・土のう袋の配布も行います。日時:午前8時30分~午後5時15分(10月中は土・日曜日、祝日も開設)場所:市役所本庁舎1階 相談方法:窓口又は電話 ■台風第19号災害義援金の受付 東松山市では、台風第19号で被害に遭われた市民の皆様を支援するため、災害義援金を受け付けております。お預かりした義援金は、被害に遭われた方に見舞金としてお渡しします。義援金箱は、庁舎1階正面入り口の総合受付窓口と市民課受付窓口に設置してあります。また、令和元年10月24日からは、各市民活動センターの事務室窓口に設置する予定です。【窓口への持参】受付場所:庁舎1階の総合受付窓口、市民課窓口受付時間:月曜日から金曜日(土曜日・祝日を除く)午前8時30分~午後5時15分、日曜日午前8時30分から午後0時30分 |
| 10月24日 | 15:30 | ひがしまつや ま災害臨時第 2号を発行し ました 令和元年台風 | ■概要 台風第19号による災害で被害を受けられた方向けの情報をまとめて提供します。今後、内容を更新します。一時避難場所などに設置し、被災者宅訪問等の際にお渡しします。 ■発行日 10月24日(木) ■第2号の新規掲載内容・被災者生活再建支援制度について・被災者が受けられる主な支援一覧・一時保育について・住宅の応急修理制度について・国民年金第1号被保険者に対する保険料免除について・市税等の減免についてひがしまつやま災害臨時号 10月18日発行、ひがしまつやま災害臨時第2号 10月24日発行 ■概要 令和元年台風第19号により、東松山市内においても甚大な |
| | | 第19号の影響 (被議院 り参議院 り参議 県選挙の第27 投票所を変更 します。 | 本でである。 本語のでは、一時避難場所となっている。 本ででは、一時避難場所となっている。 本でである。 本でである。 本でである。 本でである。 本ででは、一時避難場所となっている。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また |
| 10月25日 | 9:00 | 牧原経済産業 副大臣が東松 山市に出張し ます | 経済産業省から次のとおり発表がありましたので報告いたします。 ■牧原副大臣が埼玉県に出張します 1 日時 10月25日(金)14:40~16:15頃 2 スケジュール(予定) ①14:40~15:35 企業視察 ②15:55~16:05 東松山市長との意見交換(東松山市役所) ③16:10~16:15 ぶら下がり会見(東松山市役所) |
| 10月26日 | 14:00 | 菅内閣官房長 官が東松山市 を視察 | 令和元年台風第19号にかかる現地視察により、菅内閣官房長官が被 災地を視察するとともに、被災者の代表者から要望書を受け取られ ました。 |
| 11月14日 | 16:00 | 「令和元年台 風第19号に企 る被災中小を 業向け支援施 策説明会・開催 談会」の開催 | 【目的】 台風第19号により被害を受けた市内企業を対象に支援制度や雇用対策等を国や県、関係機関が一堂に会して説明し、あわせて個別の相談に対応する機会として開催する。 【理由】 市内の多くの企業が被災しており、規模や被害状況もそれぞれ異なっていることから、活用できる支援策等も個々の案件により異なることとなる。今回の説明・相談会では、各機関から直接説明する機会を設けるとともに、その後に個別の相談を受け、早期の操業再開の一助としようとするものである。 |
| 12月9日 | 9:30 | ■令和元年 一年 一年 一年 一年 19号 19号 19号 19号 19号 19号 19号 19号 | ■避難所(一時避難場所)の閉鎖について令和元年台風第19号による被災者を受け入れていた避難所のうち野本コミュニティセンターを閉鎖しました。これで全ての避難所(一時避難場所を含む)を閉鎖しました。閉鎖日時令和元年12月8日(日)午後4時避難所 野本コミュニティセンター(大字下野本1157-1)■人的被害について令和元年台風第19号による人的被害(死者数)の人数について、災害関連死と認定された方1人を死者人数に追加します。変更後 東松山市:死者2人 負傷者(軽傷)2人 |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|---------------------------------------|---|
| 12月9日 | 17:00 | 令和元年台風 第19号による 避難者数につ いて(報告) | 令和元年12月8日(目)午後4時における全ての避難所閉鎖に伴い、令和元年台風第19号による避難者数を報告します。 ■10月12日(土)から12月8日(日)までの避難者総数 3,329人※避難者総数は、避難所を利用する際に記入していただく避難者カード(避難者登録台帳)に記載された人数を集計したもの■10月12日(土)から12月8日(日)までのうち、時間別にみた最大避難者数 日時:10月12日(土)午後10時30分時間別避難者数(最大):3,239人※時間別避難者数については、各避難所から避難者数に変更があった場合のみの報告としたため、時間別最大人数については30分単位に区切り集計したものです。 |
| 12月13日 | 0:00 | 東松山市災害 対策本部を閉 鎖しました | ■東松山市災害対策本部の閉鎖について 令和元年台風第19号により、10月12日(土)に開設した東松山市 災害対策本部を12月13日(金)に閉鎖しました。 【経緯】東松山市災害対策本部を10月12日(土)に開設し、第1回災 害対策本部会議を開き、これまでに21回の会議を行いました。 今後は、被災者に対する生活再建及び発生した被害への対応を着実に 進めるため「東松山市被災者生活再建等連絡会議設置要綱」を制定 し、東松山市被災者生活再建等連絡会議と置要綱について ・施行日:令和元年12月13日・組織:議長(副市長)副議長(教育長)、 委員(秘書室長、政策財政部長、総務部長、環境産業部長、市民生 活部長、健康福祉部長、都市整備部長、建設部長、市民病院事務部 長、教育部長、子ども未来部長、議会事務局長)・第1回東松山市被 災者生活再建等連絡会議12月18日(水)開催 |

※上記のほか、10月18日に臨時記者会見を開催し、被害の状況等について情報提供した。 また、12月以降の定例記者会見においても、支援内容等について随時情報提供した。

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|------|---|---|
| 快口 | 7.77 | 2 1 1 1 1 1 2 1 2 1 |
| 状況把握 | 被害状況や支援の状況など、報道機関への対応のための情報収集に労力を要した。 | 災害発生時に共有されるべき情報を事前に想定、精査し、定時に所管課から報告する仕組みを事前に準備する必要がある。 |
| | 広報広聴課前に設置したホワイトボード に被害状況・支援の状況などの情報が記載 され、取材対応や状況把握に役立った。 | 災害発生時に使用できるホワイトボードを事前に想定し 確保する必要がある。 |
| 状況整理 | 政策推進課で作成していた状況をまとめ た資料が取材対応、視察対応などの際に役 立った。参考にしたのは東松島市の事例 で、派遣職員の経験からであった。 | 災害発生時にすぐに報道機 関への対応ができるよう事前 の準備(記載内容の想定、フ ォーマットの用意など)をし ておく。 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 5 イベント及び事業の延期や中止等

3. 4. 5 イベント及び事業の延期や中止等

1). イベントや事業の中止について

令和元年東日本台風の影響により、イベント・事業については、中止、休止、延期等となった。

【イベント・事業の一覧】

| イベント・事業名 | 当初予定日 | 対応 | 所管課 |
|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 参議院埼玉県選出議員 補欠選挙 期日前投票 | 10月11日 ~ 10月26日 | 10月12日から 10月13日投票所 閉鎖 | 選挙管理委員会 |
| 東松山市市制施行65周年記念 式典 | 10月12日 | 2月15日に延期 | 総務課 |
| 社会教育講座 (健康講座) | 10月12日 | 中止 | 社会教育課 |
| 高田博厚展2019 | 10月4日 ~ 11月4日 | 10月12日から 10月13日閉鎖 | 社会教育課 |
| 子ども大学入学式 第1回講義(金属工作) | 10月13日 | 中止 | 社会教育課 |
| 農林公園収穫体験イベント | 10月13日 | 中止 | 農政課 |
| ゆっくりウォーク 第2回テストウォーク | 10月14日 | 中止 | 障害者福祉課 |
| 唐子小 歌声朝会 | 10月15日 | 10月30日に 延期 | 学校教育課 |
| 唐子小 交通安全世代間交流 | 10月16日 | 中止 | 学校教育課 |
| 自立支援型地域ケア会議 | 10月17日 | 中止 | 高齢介護課 |
| 唐子小 学校公開 PTA人権教育後援会 | 10月18日 | 中止 | 学校教育課 |
| 第6回自然体験学習 | 10月18日 | 11月8日に延期 | 化石と自然の体験館 |
| 子ども大学 第2回講義 (野球体験) | 10月19日 | 中止 | 社会教育課 |
| 産業・環境フェスタ | 10月20日 | 中止 | 環境保全課 商工観光課 農政課 |
| 高田博厚展2019特別講演会 | 10月20日 | 中止 | 社会教育課 |
| 唐子小 芸術鑑賞教室 | 10月21日 | 12月9日に 延期 | 学校教育課 |
| あんしん見守りネットワーク研 修会 | 10月23日 | 中止 | 高齢介護課 |
| 東武鉄道との共同啓発事業 | 10月25日 | 中止 | 健康推進課 |
| 第7回自然体験学習 | 10月26日 | 中止 | 化石と自然の体験館 |
| 参議院埼玉県選出議員 補欠選挙 | 10月27日 | 第27投票所を 変更して実施 | 選挙管理委員会 |
| 第42回日本スリーデーマーチ | 11月2日 11月3日 11月4日 | 中止 | スポーツ課 |
| 東松山市戦没者追悼・平和祈念 式典 | 11月9日 | 中止 | 総務課 |
| スリーデーマーチ遠足 | _ | 各校による 全校遠足に変更 | 学校教育課 |
| スリーデーマーチ中学生 ボランティア | _ | 全校遠足に変更 | 学校教育課 |
| ボランティア 東松山市民俗芸能祭 | 11月4日 | 中止 | 社会教育課 |

| イベント・事業名 | 当初予定日 | 対応 | 所管課 |
|----------------------|--------|----|--------|
| 第66回駅伝競走大会 | 11月17日 | 中止 | スポーツ課 |
| 市民の森・石坂の森協働イベント | 11月17日 | 中止 | 都市計画課 |
| 農業祭 | 11月23日 | 中止 | 農政課 |
| 手話言語条例制定記念講演会 | 12月8日 | 中止 | 障害者福祉課 |
| 健康長寿講演会 | 1月19日 | 中止 | 健康推進課 |
| 日本語教室・日本語交流タイム | _ | 休止 | 総務課 |
| 手話奉仕員養成講座 | _ | 休止 | 障害者福祉課 |
| 精神保健福祉ボランティア養成 講座 | _ | 休止 | 障害者福祉課 |
| チャレンジドショップ | _ | 休止 | 障害者福祉課 |

2). 第42回日本スリーデーマーチ

日本スリーデーマーチは、毎年11月初旬に、本市を中心とした自然豊かな比企丘陵を舞台に繰り広げられる国際ウォーキングの祭典である。しかし、台風の影響により、10月17日に中止を決定し、市ホームページやはがきで周知を図った。

また、当日に東松山駅や中央会場にて、来場された方への中止説明を行った。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|--------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 10月17日 | 15:30 | 第42回日本スリーデ ーマーチの中止決定 | 関係団体へ電話、Eメール連絡。対応 職員9人(社会教育課2人) |
| 10月18日 | 午前 | 第42回日本スリーデーマーチの中止を市ホームページに掲載 | 掲載準備。対応職員2人 |
| 10月19日 | 9:00 ~ 20:00 | 第42回日本スリーデーマーチの中止はがま発送 | 発送準備(事前登録者)対応職員4人 |
| 10月20日 | 9:30 ~ 20:00 | | 発送準備(事前登録者)対応職員1人 |
| 10月21日 | _ | | 事前登録者。対応職員1人 |
| 10月28日 | _ | 第42回日本スリーデーマーチ記念品発送 宛名シール作成 | 事前登録者。対応職員1人 |
| | _ | 第42回日本スリーデーマーチの中止はがま発送 | 発送準備(前年当日登録者)対応職員 3人 |
| 10月29日 | _ | 第42回日本スリーデーマーチ記念品発送 宛名シール作成 | 事前登録者。対応職員1人 |
| 10月30日 | _ | 第42回日本スリーデ ーマーチ記念品発送 | 事前登録者宛名シール貼り。対応職員 2人、臨時職員3人 |
| 10月31日 | _ | 準備 | 事前登録者宛名シール貼り。対応職員 2人、臨時職員3人 |
| 11月1日 | _ | 第42回日本スリーデ ーマーチ記念品発送 | 業者へ引き渡し。対応職員1人 |

- 3.4 その他
- 3. 4. 5 イベント及び事業の延期や中止等

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-------|----|--------------------|--|
| 11月2日 | _ | 第42回日本スリーデーマーチ当日対応 | 駅、中央会場、駐車場で、当日来た人 へ中止の説明をする。対応職員10人、 非常勤職員1人 |
| 11月3日 | _ | | 駅、中央会場、駐車場で、当日来た人 へ中止の説明をする。対応職員9人、 非常勤職員1人 |
| 11月4日 | _ | | 駅、中央会場、駐車場で、当日来た人 へ中止の説明をする。対応職員9人、 非常勤職員1人 |

(2) 課題等と改善策・対応方法

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|---------------------------------|---|----------------------------|
| 第42回日本 スリーデー マーチの中 止決定 | 直前であり、初めての中止だったため、関係団体に連絡する際、漏れがないよう連絡することに苦労した。 中止を判断するための手続基準等がなかったため、今後、対応マニュアルを作成する。 | 今回実施した対応方法や検 討事項等を整理する。 |

3). 参議院埼玉県選出議員補欠選挙

台風の接近に備え、期日前投票所の閉鎖を決定し、市ホームページや東松山いんふぉメ ールにて周知した。災害対応と選挙事務が重なり、投票所の職員体制の見直しを行い減員と した。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|-------------------------------------|---|
| 10月9日 | _ | 台風への対応に ついて情報収集 | 台風の接近に備え、期日前投票所の閉鎖方法等 について那覇市等に確認する。 西部11市の対応予定について情報を収集する。 |
| 10月11日 | 15:00 | 選挙管理委員会 の開催 | 台風の接近に備え、対応方法について協議し、 台風が接近する10月12日及び13日14:30まで期 日前投票所の閉鎖を決定する。 |
| | 16:00 | 期日前投票所の 閉鎖についての 周知 | 記者発表、東松山いんふぉメール、市ホームページで期日前投票所の閉鎖を周知する。 市議会議員には議会事務局を通じてメール送信する。 埼玉県選挙管理委員会へ報告する。 |
| | | 期日前投票所の 閉鎖について事 務従事者等への 連絡 | 期日前投票所を閉鎖することについて、投票管理者、投票立会人、事務従事者へ連絡する。 |
| | | 期日前投票所の 停電対応 | 期日前投票所が停電した場合に備え、期日前投票所の解錠方法の確認及び名簿対照用選挙人名簿を印刷する。 |
| | | ポスター掲示板の一時撤去 | 台風の接近に備え、風の影響を受けそうなポスター掲示板の一時撤去を委託業者に指示する。 (2箇所) |

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|-------|-----------------------------|--|
| 10月12日 | 7:30 | 期日前投票所の 閉鎖対応 | 期日前投票所の閉鎖について、来所者や問合せ 等の対応を行う。 (~13:00以後自宅待機) (職員4人で対応) |
| | 8:00 | 期日前投票所の 閉鎖について防 災無線放送 | 期日前投票所の閉鎖について防災無線で放送する。 |
| 10月13日 | 7:00 | 期日前投票所の 被害確認 | 期日前投票所を開設するため、投票所周囲の状況確認や選挙機器が正常に作動するか確認する。(職員4人で対応) |
| | 8:00 | 期日前投票所の 閉鎖について防 災無線放送 | 期日前投票所を14:30まで閉鎖することについて防災無線で放送する。 |
| | 8:30 | 選挙管理委員の 安否確認 | 選挙管理委員及び補充員の安否及び被害状況を確認する。 |
| | | ポスター掲示板の設置確認 | 台風の被害でポスター掲示板が倒壊等していないか委託業者に確認指示及び補修を依頼する。 水没1 滅失1 転倒1 |
| | 14:30 | 期日前投票所の 閉鎖を解除 | 10月12日から閉鎖していた期日前投票所を開設する。 |
| | 15:00 | 投票所の状況確認 | 投票所として使用する施設に問題がないか状況を確認する。 避難所となっている野本コミュニティセンター、唐子市民活動センター、松山市民活動センター、高坂丘陵市民活動センターについては引き続き状況を見守ることとした。 |
| 10月14日 | 9:00 | 民生委員の安否 確認 | 投票立会人に選任している民生委員の安否について、社会福祉課に確認する。 被災している民生委員に連絡し変更選任する。 (~21日)被災者4人 |
| | _ | 選挙事務従事体 制の見直し | 災害対応で職員負担が増大していることから、 期日前投票所、当日投票所等の職員体制を見直 す。 (~27日)変更19人 減員8人 |
| 10月17日 | _ | 第27投票所の変 更決定 | 選挙管理委員に連絡を取り、避難所となっている野本コミュニティセンターから野本市民活動センターに第27投票所を変更することの承諾を得る。投票所変更について委員長専決処分する。 |
| 10月18日 | _ | 避難者へのお知 らせを掲示 | 避難されている方に向け、選挙に関するお知ら せを避難所に掲示する。 |
| 10月19日 | _ | 投票所の変更に ついての周知 | 記者発表、東松山いんふぉメール、市ホームページで第27投票所の変更を周知する。 市議会議員には議会事務局を通じてメール送信する。 埼玉県選挙管理委員会へ報告する。 |
| 10月21日 | _ | 投票所変更通知 の送付 | 投票所を変更した第27投票区の有権者世帯主宛 に通知を送付する。 市内886通、市外12通 |
| 10月25日 | _ | 投票所の変更に ついての周知 | 広報車で第27投票区内を巡回し、周知する。 (~27日) |

- 3. 4. 5 イベント及び事業の延期や中止等

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|-------------|--|--|
| 投票所の確 保 | 投票所が避難所になっている施設が多く、災害時の選挙では投票所の確保が困難である。 | 防災対策上の市有施設の使用 用途を整理し、投票所の代替拠点 を選定する。 |
| 従事体制の 確保 | 災害時の選挙では、災害対応で職員が 不足する。 | 応援が必要と想定される業務については、受援体制の強化を図る。 |

3. 4. 6 組織横断的な職員配置と従事状況

災害により発生した業務に対応するため、避難所運営、災害廃棄物業務、市民相談窓口業 務に庁内から組織横断的に応援職員を配置した。

また、被災建築物応急危険度判定士資格者の協力要請、家屋調査の職員要請により職員を選任した。

埼玉県市町村課から、職員の派遣要望について照会があり、地方自治法に基づく中・長期 の派遣職員を受け入れることになった。

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|--------|----|-----------------------------------|--|
| 10月15日 | _ | 避難所運営に係 る職員配置 | 地域支援課と調整 |
| 10月18日 | _ | 他団体からの災 害派遣受入れ状 況把握 | 電子掲示板を通じて照会(以後、随時報告を 求める。) |
| 10月23日 | _ | 被災宅への戸別 訪問応援体制に 係る職員配置 | 電子掲示板を通じて割振りを依頼 |
| 10月31日 | _ | 地方自治法に基 づく中・長期の 派遣職員受入れ | 埼玉県市町村課から派遣要望照会 |
| 11月15日 | _ | 地方自治法に基 づく中・長期の 派遣職員受入れ | 埼玉県市町村課へ職員派遣要望回答 |
| 11月19日 | _ | 地方自治法に基 づく中・長期の 派遣職員受入れ | 埼玉県市町村課から派遣予定団体通知(令和3年度末まで合計13団体19人を受入れ予定) |
| 11月25日 | _ | 被災者生活再建 支援室応援体制 に係る職員配置 | 電子掲示板を通じて割振りを依頼 |
| 12月17日 | _ | 災害廃棄物仮置 場受付業務に係 る職員配置 | 電子掲示板を通じて割振りを依頼 |
| 12月27日 | _ | 地方自治法に基 づく中・長期の 派遣職員受入れ | 派遣元団体と協定書締結 |
| 1月6日 | _ | 地方自治法に基 づく中・長期の 派遣職員受入れ | 6市1町から派遣職員を受入れ |

| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
|----------------------|---|---|
| 避難所運営 に係る職員 配置 | 避難所運営が長期化したため、避難所担当の特定の職員に負担が集中してしまった。 速やかに全庁的な職員動員体制が構築できるようにマニュアル化が必要である。 | 業務継続計画に基づく通常 業務の原則中止により、災害 対応する職員を確保した上 で、職員動員体制を検討する。 |

- 3. 4 その他
- 3. 4. 7 被災者支援、復旧、復興に係る予算対応

3. 4. 7 被災者支援、復旧、復興に係る予算対応

(1) 対応の時系列

| 日付 | 時間 | 項目 | 内容 |
|-----------------------|-------|---------------------|---|
| 10月12日 ~ 10月31日 | _ | 予備費等の 執行 | 10月12日~10月31日の予備費の充用及び災害に係る予算を執行した。 |
| 10月15日 | 15:00 | 各課依頼 | 令和元年東日本台風に伴う予算執行等について緊 急で予算対応を要するものの報告を電子掲示板で 依頼 |
| 10月16日 | 8:30 | 災害対応予 算方針 | 令和元年東日本台風に対する災害対応予算につい て方針を定め、災害対策本部で報告 |
| 10月17日 | 8:30 | スケジュー ルの通知 | 令和元年東日本台風に伴う予算要求スケジュール を電子掲示板で通知 |
| 10月23日 | 午前 | 当初予算編 成説明会中 止 | 当初予算編成説明会を中止し、書面(電子掲示板)で対応 |
| 11月1日 | 午後 | 一般会計補 正予算専決 | 年内に必要となる予算を編成し、一般会計補正予算 第4号を専決 |
| 11月29日 | 午前 | 一般会計補 正予算上程 | 国庫補助事業災害復旧費を除き、年度内に必要となる予算を編成し、12月議会に一般会計補正予算第5 号を上程 |
| 12月20日 | 午前 | 一般会計補 正予算上程 | 国庫補助事業災害復旧費を中心に予算を編成し、12 月議会に一般会計補正予算第7号を追加上程 |

| (=) H-1:102 13 | | |
|-----------------------|---|----------------------------|
| 項目 | 苦労した点・課題点・改善すべき点など | 改善策・対応方法 |
| 一般会計補 正予算第4 号専決 | 各課に予算計上を依頼したが、提出されなかったため、担当が各課を回り補正予算の有無を確認した。また、財源が不明なことが多く情報収集に苦慮した。 | 今回実施した対応方法や検 討事項等を整理する。 |
| 一般会計補 正予算第5 号 | 国庫補助災害復旧の動向がわからず、追加議案とした。国庫補助には、災害査定があるため、その状況を踏まえ予算計上とすることがよいと思われる。また、地方債の取扱いについて県へ出向き調整したが、このことは良かった点である。 | |
| 一般会計補 正予算第7 号 | 国庫補助災害復旧について、災害査定が 完了したものや説明会が行われたものにつ いて予算を計上したが、事業費を算出する 上で、この判断でよかったのではないかと 思われる。 | |

3. 4. 8 「災害時の事務分掌」の執行状況

東松山市災害対策本部要綱(昭和38年10月1日決裁)第8条の規定に基づき策定した「災害対策動員計画」では、災害時における各課の事務分掌を定めている。

全257事務のうち、「実施できた事務」は182項目、「一部実施できた事務」が27項目、「実施できなかった事務」が2項目、「必要がなかった事務」が46項目であった。

以下に災害時事務分掌の実施状況の集計結果と「一部実施できた事務」、「実施できなかった事務」、「必要がなかった事務」の内容について示す。なお、一部実施できた事務には、実施できたが、今後の対応に対策等を要するものを含めている。

(1) 災害時事務分掌の実施状況 (集計結果)

| 部署数 | 事務数 | 実施できた | 一部実施できた | 実施できなかった | 必要がなかった |
|-----|-----|---------|---------|----------|----------|
| 45 | 257 | 182 | 27 | 2 | 46 |
| | | (70.8%) | (10.5%) | (0.8%) | (17. 9%) |

(2) 一部実施できた事務の状況

| 課名 | 事務分掌 | 一部未実施等の理由 | 対策等 | |
|-----------|--|--|---|--|
| 環境 保全課 | 動物の愛護及び管理の統括に関すること。 | 指定避難所に避難したペットに関する情報を把握し、物資の支援等ができたが、指定避難所以外のペットに関しては情報把握手段がなく、対応できなかった。災害発生直後は、迷い大等の把握も困難であった。 | 災害時のペット対応の 在り方について、今回の災 害での対応状況を踏まえ 早急に対策を講じる。 | |
| 農政課 | 農作物及び農業 用施設等の農業 被害の調査に関 すること。 | 農地への土砂・稲わら流入等 の被害調査については、初動段 階で土地改良区等との連携が 不足していたことにより、時間 が掛かってしまった。 | 被害調査について、関連 した団体等との災害時の 連携を強化する。 | |
| | 農業被害に対す る支援措置及び 相談に関するこ と。 | 国の補助メニューの詳細や スケジュールが明らかになっ ていなかったため、農業者への 情報提供が遅れた。 | 速やかに情報提供する。 | |
| | 避難者状況の把 握に関すること。 | 避難所となった体育館の避 難者把握が困難であった。 | 職員の配置や受付方法 の見直しにより、速やかに 状況を把握する。 | |
| 地域支援課 | 避難所施設等を 所でる部との 施設管理者と関す 連絡調と。 | 市民活動センター以外の施設管理者との連絡調整は行わなかった。 | 事務分掌の見直しを含め、避難所全体の連絡体制 を構築する。 | |

第3章 令和元年東日本台風(台風第19号)への対応 3.4 その他 3.4.8 「災害時の事務分掌」の執行状況

| 課名 | 事務分掌 | 一部未実施等の理由 | 対策等 |
|-------|---|--|--|
| | 避難者情報の収 集及び避難者へ の情報発信の統 括に関すること。 | 災害発生後早い時期に聞き 取り調査を実施できたが、情報 紙の発行は政策推進課で行っ た。 | _ |
| 地域支援課 | 避難者ニーズの 把握と要請に関 すること。 | 避難者のニーズにはできる 限りの対応をしたが、在宅避難 者まで十分な対応ができなかった。 | 在宅避難者の相談窓口 の設置と、その周知を行 う。 |
| | 被災者相談窓口の設置に関すること。 | 政策推進課により実施 | _ |
| 社会 | 市内におけるボ ランティア活動 の状況把握に関 すること。 | ボランティアセンターを経由しない活動は把握できなかった。 | 災害対策本部会議など を通じて、一元的に活動状 況を把握する。 |
| 福祉課 | 災害時要援護者 の把握等に関す ること。 | 避難区域が都幾川流域と広く、唐子、野本地区の把握に留まった。 | 災害時要援護者台帳を 用いて、可能な限り対象者 を網羅する。 |
| | 医師会及び各医療機関との連絡 調整に関すること。 | 比企郡市歯科医師会との連 絡調整はできたが、比企医師会 とは連絡調整できなかった。 | 災害時における連絡方 法を確認する。 |
| 健康推進課 | 他の地方公共団体・各団体等が事業を展開を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | 千葉県富津市からの応援職員(保健師)を受け入れ、避難所での健康相談業務に活用できたが、ボランティアセンターとの連絡調整がなかったため、医療ボランティアの有無が確認できなかった。 | 社会福祉課と調整を図り、ボランティアセンターの医療ボランティア従事者を把握する。 |
| 建設管理課 | 道路・橋梁の被害 状況の把握に関 すること。 | 災害発生時は、現場での交通 誘導や交通規制など、警察や地 域の方々からの緊急要請や道 路交通の途絶などが重なり、被 害状況の把握に時間を要した。 被災後は、細部にわたる被害状 況の把握に時間を要した。 | 応援が必要と想定される業務については、受援体制の強化を図る。 |
| | 建設事務所への 応援に関すること。 | 災害時応援協定に基づき、建 設安全協会に応援を要請した。 | 事務分掌の建設事務所の表記を改める。 |

| 課名 | 事務分掌 | 一部未実施等の理由 | 対策等 |
|-------|---|---|---|
| | 風水害対策活動に関すること。 | 災害発生時は、現場での交通 誘導や交通規制など警察や地域の方々からの緊急要請や道 路交通の途絶などが重なり、的 確なパトロールや応急対応に 時間を要した。 | パトロール体制の見直 し及び職員を確保する。 |
| 建設管理課 | 幹線道路等のパトロールと応急 措置、及び生活道 路の確保に関すること。 | 決壊や道路冠水により道路 交通が途絶し、的確なパトロー ルや生活道路の確保ができな い箇所があった。また、資材や 職員不足等から応急措置の対 応に時間を要した。 | パトロール体制の見直 し及び職員を確保する。 必要資材を事前に準備 する。 |
| | 交通規制に関すること。 | 決壊や道路冠水による交通 の途絶、現場での交通誘導や交 通規制など警察や地域の方々 からの緊急要請により、交通規 制に時間を要した。また、規制 に必要な資材が不足していた。 | パトロール体制の見直 し及び職員を確保する。 |
| | 工事現場の被災 状況の把握に関 すること。 | 災害復旧の対応に追われ、工 事現場からの状況報告が遅れ た。 | 現場状況の報告を徹底する。 |
| 道路課 | 道路・橋梁等の被害状況の把握及び応急復旧工事に関すること。 | 広域で道路冠水が発生したことから被害状況の把握が十分にできず、応急復旧も遅れた。 | 早期に確認できるよう パトロール体制を見直す。 |
| | 緊急輸送道路の 確保に関すること。 | 河川決壊で緊急輸送道路が 冠水したことから、復旧又は別 ルートが確保できなかった。 | 関越自動車道の活用を NEXCO東日本と協議する。 |
| 下水道 | 下水道施設の被害状況調査に関すること。 | 都幾川の氾濫・越水により松山~高坂間が分断され、現地調査が不可能であった。特に葛袋地区は浸水のおそれがあったが、翌日まで現地に到達できなかった。 | 今回の対応を踏まえ、迂 回路の設定について検討 する。 |
| 施設課 | 被災地域のし尿処理に関すること。 | し尿くみ取り便槽の蓋やバキューム車の停車箇所が、流れてきた砂利等によって埋もれており、委託業者が作業できない場合があった。 | 今回の対応を踏まえ、被 災程度によって、すぐに着 手が可能か、ある程度復旧 した後でないと着手でき ないかを分類し、効率の良 い対応を図る。 |

- 3. 4. 8 「災害時の事務分掌」の執行状況

| 課名 | 事務分掌 | 一部未実施等の理由 | 対策等 |
|-----------|--|---|--|
| 学校教育課 | 被災児童・生徒への災害見舞金品の総与に関すること。 | 教科書及び学用品等を給与した。また、就学援助制度の拡充を行った。 災害時の寄贈品の配布や、教材店からの寄贈を受入れた。なお、災害見舞金の支給は社会福祉課により行われた。 | 事務分掌を見直す。 |
| スポー ツ課 | 体育施設等の復 旧に関すること。 | 調整を要する施設について、 未実施となっている。 | 状況に応じた応急復旧 等を調整する。 |
| 広報 広聴課 | 報道機関に対する情報提供、協力 要請及びその他 の連絡に関する こと。 | 避難所の避難者の状況、罹災証明書の発行数、物資提供などの報道機関からの問合せについて、災害発生当初は広報広聴課で情報提供を行ったが、災害対策本部閉鎖後は、災害時事務分掌の所管課にて情報提供を行っている。 | 報道機関への適切な対応を図るため、災害時事務分掌所管課との役割分担を明確にし、対応する。 |
| 危機 管理課 | 市内の被害状況の調査・伝達・集約に関すること。 | 台風接近時の対応として、情報の集約や発信に関しては、手が回らなかった。 | 危機管理課職員及び併 任職員の役割分担を明確 にし、対応する。 情報共有のためシステ ム導入を検討する。 |
| | 災害情報の収集・ 整理に関するこ と。 | 災害情報の収集は常に行っていたが、整理まで手が回らなかった。 | 危機管理課職員及び併 任職員の役割分担を明確 にし、対応する。 |

(3) 実施できなかった事務の状況

| 課名 | 事務分掌 | 分析 | 対策等 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 商工観光課 | 離職者の状況把 握と関係機関へ の報告に関する こと。 | 従業員数の聞き取りは行ったが、被災直後の訪問だったため把握できなかった。 | 実施方法について検討する。 |
| 道路課 | 応急建築資材の 収集に関するこ と。 | 道路冠水により、神戸の資材 置場に行くことができなかった。 | 資材置場について、災害 発生時の経路も含めて立 地場所を検討する。 |

(4) 必要がなかった事務の状況

| 課名 | 事務分掌 | 理由 |
|-----------|---|---|
| 硃石 | | 理由 |
| 政策 | 災害対策本部会議、部内の活動状況等に係る部内各課との連絡調整に関すること。 | 必要な情報については、災害対策 本部員である部長から部内各課へ伝 達されていたため |
| 推進課 | 復旧復興に係る実施計画に関すること。 | 切れ目のない予算編成と国・県・市 町による治水対策プロジェクトの確 立により所要の対策が図れたため |
| | 部内各施設の被害状況調査、応急復 旧及び応急利用に関すること。 | 部内各施設に被害がなかったため |
| 財政課 | 災害対策本部会議、部内の活動状況 等に係る部内各課との連絡調整に関 すること。 | 必要な情報については、災害対策 本部員である部長から部内各課へ伝 達されていたため |
| 総務課 | 災害時における物資の輸送に関する 協定の運用に関すること。 | 協定事業者の協力が必要となるほど大量の物資輸送が発生しなかったため |
| | 職員の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 | 職員の安否確認については、通常 の勤務管理で対応したため |
| 人事課 | 職員の給食対応及び衛生管理等、災害対応に当たる職員の後方支援に関すること。 | 震災とは異なり、災害発生場所が 局所のであったことがら、職員の 食対応は、各自で確保するこ職とが 能であり現実であった。職員の 生管理に関しては、各自動きやすい 服装で勤務するなど柔軟な対応を かった他には、 後方支援の必要性がな かったため |
| 課税課 | 災害時における家屋被害認定調査に 関する協定の運用に関すること。 | 派遣職員を受け入れたことにより、協定の運用を必要としなかった ため |
| 環境 保全課 | 災害による大気汚染対策及び水質汚 濁対策に関すること。 | 対策を講じるような大気汚染及び 水質汚濁事故が発生しなかったため |

- 3.4 その他
- 3. 4. 8 「災害時の事務分掌」の執行状況

| 課名 | 事務分掌 | 理由 |
|-----------|---|---|
| | 遺体の搬送の総合調整に関すること。 | 多数の死者が発生した場合を想定 した事務と考えられ、必要がなかっ たため |
| 環境 保全課 | 火葬施設の利用調整並びに他市町村 及び葬祭業者への協力要請に関する こと。 | 多数の死者が発生した場合を想定 した事務と考えられ、必要がなかっ たため |
| | 災害時における棺及び葬祭用品の供 給等に関する協定の運用に関するこ と。 | 多数の死者が発生した場合を想定 した事務と考えられ、必要がなかっ たため |
| | 農作物、肥料等のあっせん及び確保 に関すること。 | 被災直後に営農を再開すべき作物 がなかったため |
| | 農業協同組合からの食糧調達に関すること。 | 国、県、企業などから食糧の支援を 受けられたため |
| 農政課 | 災害時における主食供給等の協力に 関する協定の運用に関すること。 | 国、県、企業などから食糧の支援を 受けられたため |
| | 災害時における燃料等の供給に関する協定の運用に関すること。 | 燃料の需給がひっ迫しなかったた め |
| | 災害時における生活物資等の供給協力に関する協定の運用に関すること。 | 国、県、企業などから支援を受けられたため。多くの生活物資等の需給がひっ迫しなかったため |
| 商工観光課 | 臨時職業相談窓口の開設に関すること。 | 広報は市で行い実務はハローワー ク東松山が行ったため |
| 地域 支援課 | 現地災害対策本部の設置及び廃止に 関すること。 | 災害対策本部による設置の指示に 至らなかったため |
| | 所管施設の被害状況調査、応急復旧 及び応急利用に関すること。 | 所管施設がないため |
| 祖社課 | 福祉避難所の開設・運営に関すること。 | 二次的に開設するという所与の条件の下で、福祉避難所の開設が必要という情報を各避難所から得るには 至らなかったため |
| 健康推進課 | 救護所の設置に関すること。 | 10月14日に日赤災害対策担当、東松山保健所担当、市保健師により4避難所を巡回して医療ニーズを確認したところ、日赤救護班の派遣はせず保健師の巡回で対応することになったため |
| 都市 | 緑地・生産緑地保全対策及び復興計画に関すること。 | 緑地・生産緑地の被害が極めて軽 微であったため、保全対策や復興計 画を策定する必要がなかったため |
| 計画課 | 応急仮設用住宅建設用地等の確保に 関すること。 | 賃貸型応急住宅制度を活用したため |

| 課名 | 事務分掌 | 理由 |
|-----------|---|---|
| | 応急仮設住宅の建設に関すること。 | 賃貸型応急住宅制度を活用したた め |
| | 応急仮設住宅の維持管理に関すること。 | 応急仮設住宅を建設していないた め |
| | 災害時における民間賃貸住宅の提供 支援に関する協定の運用に関すること。 | 「埼玉県宅地建物取引業協会埼玉 西部支部との災害時における民間賃 貸住宅の提供支援に関する協定」を 締結しているが、被害が大きく埼玉 県による賃貸型応急住宅制度を活用 したため |
| | 被災建築物応急危険度判定に関すること。 | 被災建築物応急危険度判定は、地 震により被災した建築物について実 施するため |
| 住宅建築課 | 被災建築物応急危険度判定実施本部 の設置に関すること。 | 被災建築物応急危険度判定は、地 震により被災した建築物について実 施するため |
| | 建築関係業者との連絡調整に関すること。 | 建築関係業者に要請する事案がな かったため |
| | 被災宅地危険度判定に係る職員の動 員及び応援要請に関すること。 | 宅地の崩壊による二次災害の発生 する恐れが極めて少なかったため |
| | 被災宅地危険度判定に関すること。 | 宅地の崩壊による二次災害の発生 するおそれが極めて少なかったため |
| | 被災建築物応急危険度判定のボラン ティア受入れ及び活動支援に関する こと。 | 被災建築物応急危険度判定は、地 震により被災した建築物について実 施するため |
| | 被災建築物応急危険度判定士に関する協定の運用に関すること。 | 被災建築物応急危険度判定は、地 震により被災した建築物について実 施するため |
| 水道 施設課 | 地震等の災害時における応急復旧工 事に関する協定の運用に関するこ と。 | 管路等の復旧が必要なかったため |
| 学校 教育課 | 保護者へ児童・生徒の引き渡しに関すること。 | 台風の当日は休日であり、引渡し に関する事案は生じなかったため |
| 社会教育課 | 帰宅困難者対策の応援に関すること。 | 図書館は「帰宅困難者避難所」となっており、図書館長ほか職員4名(市立3、高坂1)が現場待機していたが、公共交通機関の計画的な運休により、帰宅困難者がいなかったため |
| | <u> </u> | |

- 3. 4. 8 「災害時の事務分掌」の執行状況

| 課名 | 事務分掌 | 理由 |
|------------|--|---|
| 社会教育課 | 帰宅困難者の一時滞在施設及び帰宅 困難者避難所等への誘導、情報や物 資の提供に係る指示に関すること。 | 図書館は「帰宅困難者避難所」となっており、図書館長ほか職員4名(市立3、高坂1)が現場待機していたが、公共交通機関の計画的な運休により、帰宅困難者がいなかったため |
| スポーツ課 | ウォーキングセンターの復旧に関すること。 | 復旧を要する事案がなかったため |
| 子育て 支援課 | 施設内の乳幼児及び保護者の安否確認・一時保護に関すること。 | 子育て支援センターは、10 月 10 日 時点で10 月 12 日、13 日の臨時休館 を決定したことで、安否確認等の必 要がなかったため |
| 保育課 | 保育の一時休止及び再開に関すること。 | 市内全施設が、通常どおり開所したため |
| 秘書課 | その他災害対策本部長の特命に関すること。 | 特命がなかったため |
| 危機管理課 | 防災会議との連絡調整に関すること。 | 防災会議員と連携を図ることがな かったため |
| | ヘリコプター派遣の要請手続に関すること。 | ヘリコプターを派遣するような事態 (孤立場所の発生等) にはならなかったため |
| | 危険物等の監視警戒並びに応急対策 の補助に関すること。 | 危険物に起因する事故等がなかっ たため |
| | 行方不明者に関すること。 | 行方不明者が出なかったため |

3. 4. 9 被災者の声

市への問合せメールや戸別訪問等において、被災された方や市民の皆様から、特に多く寄せられた声を項目ごとに整理した。

災害発生時には、相談窓口をはじめ、道路、河川、災害廃棄物など各々の所管課にも多数の要望が直接寄せられ、対応を行った。

総合相談窓口及び被災者生活再建支援室では、被災者の相談の入り口として要望を聞き取り、内容に応じて適切な所管課へ伝達し、その対応状況を適宜確認した。要望内容は、例えば同一箇所の道路の修繕など、重複するものも多く見受けられた。

(1) 主な内容

| 項目 | 内容 | 対策・対応方針等 |
|-------|---|--------------------------------------|
| | 積極的な義援金の募集をするこ | 市ホームページ、広報紙などを通じ |
| | と。 | て、義援金を広く呼び掛けた。 |
| | 被災者支援に関する説明会を開 | 必要に応じた説明会を開催した。各 |
| | 催すること。 | 種支援制度については、被災者の被災 |
| | | 状況によって異なることから、個別相 |
| | | 談によって対応した。 |
| | 見舞金や支援金の対象範囲を見 | 被災者生活再建支援金については、 |
| | 直すこと。 | 国の制度であり市独自の見直しは困難 |
| | | であるが、県において国の制度が適用 |
| 被災者支援 | | にならない場合の県独自の支援制度が |
| | | 令和2年4月に創設された。 |
| | 相談窓口や再建支援室などを設 | 被災者の相談を一元的に受ける場所 |
| | 置すること。 | として、総合相談窓口及び被災者生活 |
| | 東州松といった子とは1日上 〜 | 再建支援室を設置した。 |
| | 洗濯機などの家電を貸し出すこ | 国のプッシュ型支援の制度を活用し |
| | と。 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) | て対応した。 |
| | 住まいに関する情報を速やかに | ひがしまつやま災害臨時号、市ホー |
| | 提供すること。 罹災証明書等を早期に交付する | ムページを利用し周知を図った。 今回の災害を教訓に、手続を見直す。 |
| | 作火証明音等を平期に父刊 9 る こと。 | 夕凹の火音を教訓に、于旅を見直り。 |
| | 選難所の指定を見直すこと。 | 今回の台風の対応において、浸水の |
| | | おそれがある施設や、市内全体の避難 |
| 避難対策 | | 者の状況を踏まえ、水害時の避難所に |
| | | ついて見直す。 |
| | 被災者支援制度等を正確に周知 | 市ホームページやひがしまつやま災 |
| | すること。 | 害臨時号等による周知、相談窓口での |
| | | 各支援制度の担当職員による個別説明 |
| | | で対応した。 |
| | 市ホームページやSNS、東松 | 各ツールにおいて、避難者への河川 |
| 情報伝達 | 山いんふぉメールにて速やかに情 | 水位情報や避難情報、被災者への支援 |
| | 報発信すること。 | 制度等の必要な情報の更新については |
| | | 迅速に対応する。 |
| | 防災行政無線の聞こえづらさを | 戸別受信機の配布や東松山いんふぉ |
| | 解消すること。(避難情報等を多く | メール、テレフォンサービス、SNS、 |
| | の市民に行き渡らせること) | 市ホームページ等を活用し対応する。 |

- 3. 4. 9 被災者の声

| 項目 | 内容 | 対策・対応方針等 |
|-------|----------------|----------------------------------|
| 情報伝達 | 支援制度など積極的に市民に情 | 市ホームページやひがしまつやま災 |
| | 報公開すること。 | 害臨時号等を活用し、各種支援制度の 概要を迅速に周知する。 |
| | 土壌汚染対策を進めること。 | 農協で実施した土壌調査の結果(問 |
| | | 題なし)を周知した。 |
| | 用水路の復旧を進めること。 | 国の補助事業を活用するとともに、 |
| | 田んぼに流入した稲わらを撤去 | 土地改良区等とも連携し、対応を図っ |
| | すること。 | た。また、稲わらの撤去についてはボラ |
| 復旧・復興 | 農地に流入した災害ごみや土砂 | ンティアの活用も行った。 |
| | を撤去すること。 | |
| | 道路、側溝、水路を清掃するこ | 要望箇所を確認し、必要な対応を図 |
| | と。 | った。 |
| | 民地に流入した土砂や流木の撤 | 土砂の受入れ場所を確保して受け入 |
| | 去に関すること。 | れるとともに、要望に応じて回収する |
| | | など対応した。 |
| 災害ごみ | 災害ごみの受入れ期間を柔軟に | 要望や受入れ状況を勘案し、延長し |
| | 設定すること。 | た。 |
| 河川対策 | 堤防の強化等に関し、国に積極 | 要望事項を国、県へ伝えるとともに、 |
| | 的に要望すること。 | 国、県と協力して対策を講じる。 |
| | 市野川の増水による河岸浸食対 | |
| | 策を推進すること。 | |
| | 堤防の強化等の防災対策を推進 | |
| | すること。 | |